

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 2 年 6 月30日
【計算期間】	第35期(自 平成31年 1 月 1 日 至 令和元年12月31日)
【ファンド名】	インダストリア (Industria)
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)
【代表者の役職氏名】	業務執行役員 トビアス C. プロス (Tobias C. Pross) 業務執行役員 インゴ・マイネルト (Ingo Mainert) 業務執行役員 ウォルフラム・ピーターズ (Dr. Wolfram Peters) 業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド (Petra Trautschold) 業務執行役員 ビルテ・トレクナー (Birte Trenkner) 業務執行役員 トマス・シンドラー (Dr. Thomas Schindler) 業務執行役員 アレクサンドラ・アウアー (Alexandra Auer)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラ ントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt, The Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注 1) ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年 4 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 ユーロ
= 116.00円)による。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによる。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。ま
た、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入
してある。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

インダストリア(以下「ファンド」という。)は、契約型オープン・エンド型投資信託の法的形態を有するUCITSである。ファンドの発行済受益証券は、受益証券の保有者に帰属するファンド資産の共有持分権を表象する。ファンド資産は、ファンドの管理会社を務めるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー(以下「管理会社」という。)によって、ファンド受益証券の保有者(以下「受益者」という。)の共同勘定で、ファンドの名義でファンドのために保有される。

また、管理会社は、イタリア法に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）、ルクセンブルグ法に基づくUCITS、フランス法に基づくUCITS、英国法に基づくUCITSならびにドイツ法に基づく特別なオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）およびフランス法およびルクセンブルグ法に基づくAIFを管理する。

ファンドの約款(以下「投資約款」という。)「投資に関する一般条項」第16条第2項に該当する種々のクラス受益証券をファンドにおいて設定することができる。かかるクラス受益証券は、受益証券を取得および保有できる投資家、利益配分、販売手数料、買戻し手数料、一口当たり純資産価格の基準通貨(通貨ヘッジ取引の利用を含む。)、総報酬またはこれらのいくつかの点について異なっている。クラス受益証券は、いつでも管理会社の裁量により設定することができる。

本書の日付現在、クラスA(EUR)受益証券ならびにクラスP(EUR)受益証券が実際に発行されている。日本国内においてはクラスA(EUR)受益証券のみが販売されている。

ある通貨建てのクラス受益証券のみのため通貨ヘッジ取引を実行することができる。ある通貨建てクラス受益証券について当該クラス受益証券の通貨(基準通貨)に有利な通貨ヘッジを行うため、管理会社は、投資約款「投資に関する一般条項」第9条および「投資に関する特別条項」第3条に関わらず、当該クラス受益証券の基準通貨建てではないファンド資産の為替換算関連損失から生じる一口当たり純資産価格にかかる損失を回避する目的で、ドイツ投資法(以下「ドイツ投資法」という。)第197条第1項に規定する為替換算レートと通貨にかかる派生商品を利用することができる。株式および株式相当の証券は、発行体(または株式を表章する商品に関係する場合には会社)が所在する国の通貨がクラス受益証券の基準通貨と異なる場合には、為替換算リスクを負っているとみなされる。その他の資産は、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建ての場合に通貨リスクを負っているとみなされる。通貨ヘッジ対象のクラス受益証券について、通貨リスクを負っているもののヘッジ対象ではないファンド資産の価額は、クラス受益証券の純資産価額の10%を超えてはならない。かかる規定に従った派生商品の利用は、通貨ヘッジ対象ではないクラス受益証券または他の通貨に対しヘッジされるクラス受益証券に影響を及ぼさないことがある。

ファンドへの投資によって投資者が達成するリターンは、個々の特徴に起因してかかる投資者が購入した受益証券のクラスによって異なることがある。これは税引き前および税引き後のリターンに適用される。

投資資産は、ファンド全体のためにのみ購入され、個別のクラス受益証券またはクラス受益証券のグループのために購入されない。例外として、通貨ヘッジ取引について、その損益は一定のクラス受益証券に帰属するが、その他のクラス受益証券の一口当たり純資産価格の変動には何らの影響も及ぼさない。

管理会社および／または保管銀行は、米国雇用回復のための採用支援法の外国口座税務コンプライアンス規定（以下「FATCA」という。）を遵守する目的で、一定の米国人^{（注）}および／または米国内国歳入庁とFFI（Foreign Financial Institution）契約を締結していない米国外の金融機関（以下「非参加FFI」という。）に関する個人データを米国内国歳入庁または地方の税務当局に開示することを要求される可能性がある。

（注） 米国人とは、下記の者をいうがこれに限定されない。

（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家が設立し、または所有している場合を除く。）。

投資約款は、ドイツ投資法に基づきドイツ連邦金融監督庁（以下「金融監督庁」という。）の承認を得ている。管理会社は、ファンドの保管銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー（State Street Bank International GmbH）にファンド資産の保管ならびに受益証券の発行および買戻しを委託している。投資約款の規定に基づき、受益証券は、その時の一口当たり純資産価格に申込手数料を加えた価格で発行され、また受益者の要求に応じていつでもその時の一口当たり純資産価格で買い戻される。

ファンドの会計処理および報告書は、1999年1月1日付でドイツ・マルクからユーロ表示に変更された。1999年1月1日に効力を生じた欧州通貨連合に符合して、1999年1月4日から、ドイツ・マルク建ての受益証券価格がユーロ建てで公表されている。

ファンドの目的及び基本的性格

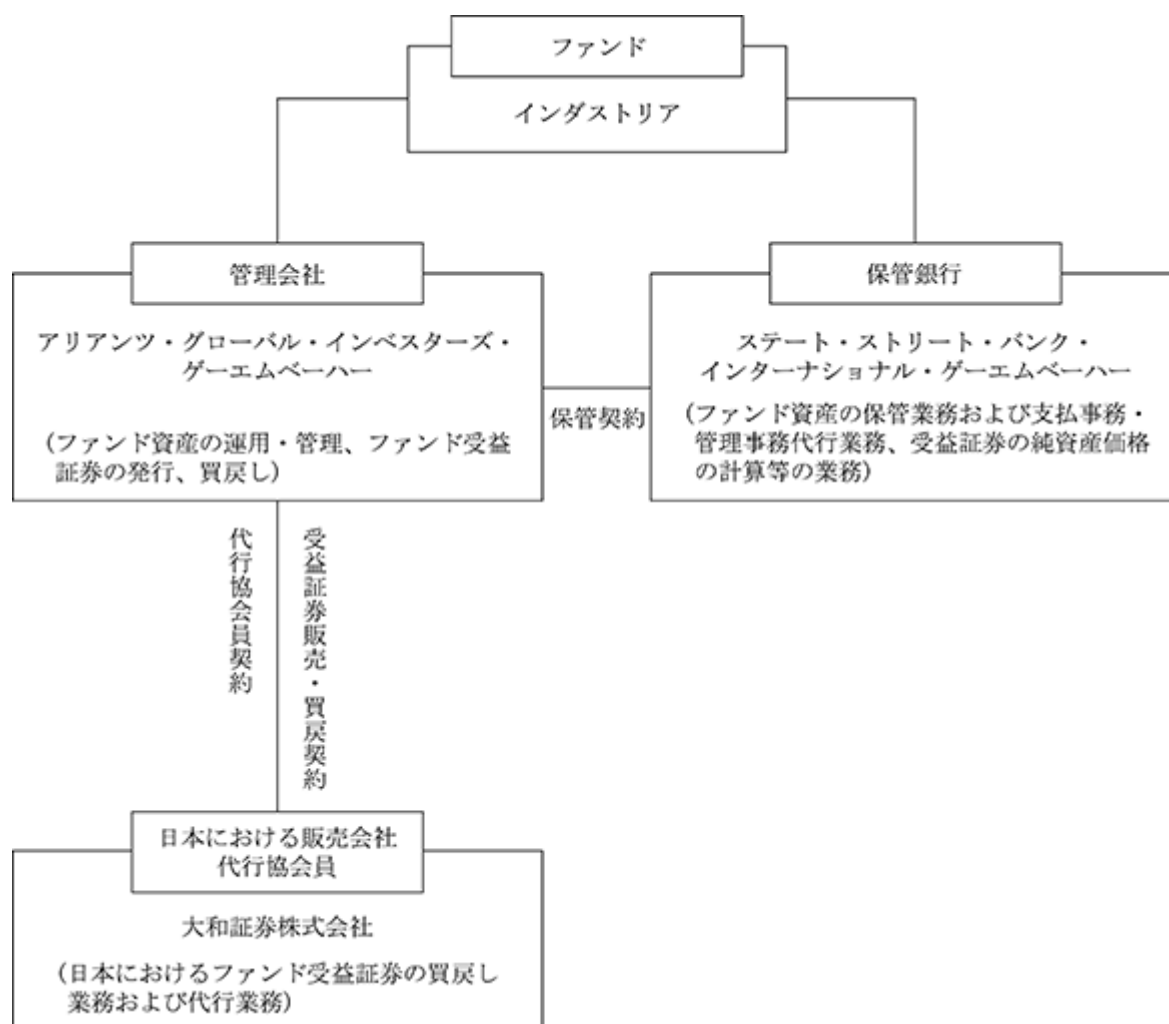
ファンドの投資方針は、主として投資原則に従い欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長の達成を目的とする。

(2) 【ファンドの沿革】

1959年1月19日	ドイツにおいてファンドの設立認可
1985年10月23日	日本におけるファンド受益証券の募集開始
1990年12月1日	投資約款改正
1999年12月1日	投資約款改正
2002年12月1日	投資約款改正
2006年1月1日	投資約款改正
2007年1月1日	投資約款改正
2009年2月1日	投資約款改正
2009年12月18日	投資約款改正
2011年7月1日	投資約款改正
2012年9月3日	投資約款改正
2014年1月22日	投資約款改正
2015年12月15日	投資約款改正
2016年3月18日	投資約款改正
2017年12月31日	投資約款改正

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	管理会社	随時改正される投資約款は、ファンドの投資目的および投資方針、投資制限、費用ならびに終了について規定している。
ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー (State Street Bank International GmbH)	保管銀行	2017年1月9日付で管理会社との間で保管契約(注 ¹)を締結(当ファンドのための譲渡は、2017年5月1日に効力発生)。ファンド資産の保管、受益証券の発行および買戻しについて規定している。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	1985年9月17日付で管理会社との間で代行協会員契約(注 ²)を締結(随時改正済)。日本における代行協会員業務について規定している。1985年10月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約書(注 ³)を締結(随時改正済)。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務について規定している。

(注¹) 保管契約とは、ファンドの投資約款の規定に基づき、管理会社によって任命された保管銀行がファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

(注²) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注³) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

(イ)設立準拠法

管理会社の設立準拠法は、ドイツ有限責任会社法である。

(ロ)事業の目的

a. 管理会社は、ドイツ投資法に規定される投資会社である。管理会社の目的は、以下を運用することである。

()ドイツ投資法第192条から第213条までに定義される外国および国内のUCITSファンド

()ドイツ投資法第218条から第219条までに定義される国内合同ファンド(合同AIF)

()ドイツ投資法第220条から第224条までに定義されるその他の国内ファンド(その他のAIF)、ならびに

()固定の投資条項を有する国内特別ファンド(特別AIF)

管理会社は、ドイツ投資法の移行規定により旧ドイツ投資法(2013年7月21日まで有効)に従って2つの年金基金を運用中であることに留意されたい。

管理会社は、以下のファンドを運用するために管理会社が現在有する認可の延長を金融監督庁から受領した。

()国内クローズド・エンド型合同AIF、その他の国内クローズド・エンド型AIF、国内クローズド・エンド型特別AIFおよび国内オープン型特別AIF(一般投資条項を有する特別AIF)、ならびに

- ()外国のオープン型およびクローズド・エンド型の合同AIF、その他の外国のオープン型およびクローズド・エンド型のAIFならびに外国オープン型特別AIF(固定の投資条項を有する特別AIFおよび投資に関する一般条項を有する特別AIF)ならびに外国クローズド・エンド型特別AIF
- b. 上記a.の事業活動および自己資産の投資に関連する事業活動に加えて、管理会社は、以下の活動を行うことがある。
- ()ドイツ銀行法第11条に規定される金融商品に投資される個人資産プールの第三者のための一任運用(個人資産運用)
- ()上記()に基づき許容される業務の範囲内での投資アドバイス
- ()ドイツ投資法の規定に基づき発行された受益証券または外国の投資会社により発行された受益証券の第三者のための保管および管理
- ()ドイツ投資法の規定に基づき発行された受益証券または公に販売することができる受益証券の販売
- ()年金契約の認証に関する法律第1条第1項に基づく年金契約の締結および所得税法第10条第1項第2号に規定される自己資本付保年金設定のための契約の締結
- ()本項に記載される業務に直接関連するその他の活動および付随的業務
- c. 管理会社は、企業の事業目的が、法律またはその定款により、資本投資会社自体が運営することができる事業を実質的に目指すものである場合には企業の持分を取得することができる。ただし、かかる持分から生じる資本投資会社の責任は、当該企業の法的地位により限定されることを条件とする。

(ハ)資本金の額

2019年12月末日現在の管理会社の払込資本金は、49,900,900ユーロ(約58億円)であり、これは全額払込済である。

(ニ)会社の沿革

ファンドは、1955年12月に設立され、フランクフルト・アム・マインに住所を有するアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーにより管理される。

管理会社は、有限責任会社(GmbH)の法的形式でドイツ投資法に規定された意味における投資運用会社である。

(ホ)大株主の状況

(2019年12月末日現在)

名称	所在地	出資持分 (百万ユーロ)	比率 (%)
アリアンツ・アセット・ マネジメント・ゲーエムベーハー (Allianz Asset Management GmbH)	ドイツ連邦共和国ミュンヘン80335、 ザイドル通り24 - 24a (Seidlstr. 24 - 24a, 80335 München, Germany)	49.9	100

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドの準拠法は、ドイツ投資法である。同法は、管理会社および保管銀行の資格、権利および義務、受益者の権利ならびに監督官庁による監督等の内容を規定している特別法であり、旧ドイツ投資法（Investmentgesetz）に代わり2013年7月22日に効力を発生した。

準拠法の内容

(イ)信託財産

a. 信託財産の概念

ドイツ投資法第1条第1項および第2項ならびに第92条第1項、第2項および第3項において、信託財産は以下のように定義されている。

(i) 投資信託とは、決められた投資戦略に従って一定数の投資者から集めた資金を当該投資者の利益のために投資するための集合投資事業であり、当該事業は金融セクター以外のセクターの戦略的事业ではない。第一文の文脈における「一定数の投資者」は、集合投資事業の投資約款または基本的定款において認められる投資者の員数が1名に制限されていない場合に存在するとみなされる。

(ii) 譲渡性のある証券への集合投資事業(UCITS)とは、譲渡性のある証券への特定の集合投資事業(UCITS)に関する法律、規制および行政規定の調整に係る2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC(2009年11月17日付EU官報 L 302、1頁)に定められた要件を充足する投資信託である。

ドイツ投資法第17条第2項によれば、投資運用会社(管理会社)とは、以下のいずれかをいう。

(i) 投資信託によるかまたは投資信託のために任命される外部の投資運用会社で、当該任命に基づき投資信託の運用について責任を負う会社(外部投資運用会社)、または

(ii) 投資信託の法的形態により内部管理が認められ、かつ、当該投資信託の取締役会または執行役員会が外部の投資運用会社を任命しないことを決定した場合の当該投資信託(内部投資運用会社)。かかる場合、投資信託は投資運用会社としての認可を取得する。

b. 投資運用会社(管理会社)の形態およびその資格

ドイツ投資法第18条第1項は、外部の投資運用会社の形態を、株式会社(AG(公開有限会社))、有限責任会社(GmbH(非公開有限会社))またはリミテッド・パートナーシップ(KG)に限定しており、ジェネラル・パートナーはGmbHのみであることがある。投資運用会社は、金融監督庁から営業遂行のための認可を取得することを要求されている。

c. 投資運用会社(管理会社)の構成

投資運用会社の組織は、出資者総会(業務監査会役員を任命する。)および業務執行役員会(出資者総会が任命する。株式会社の場合には、業務監査会が任命する。)からなるが、さらに必要ならば定款にその旨を記載して、投資委員会、販売委員会等の組織を追加することができる。

(5) 【開示制度の概要】

ドイツにおける開示

ドイツ投資法および投資約款に従い、管理会社は、各会計年度末現在の、各投資信託に関する決算報告書、投資証券(ワラントを含む。)の種類、額面価格および時価ならびに銀行勘定の状況および報告対象期間における受益証券口数の増減等の報告書、ならびに当該会計年度中間時現在の同様の報告書(決算報告書を除く。)を作成し、各々の報告対象期間終了後4か月(年次報告書)以内ならびに2か月(半期報告書)以内に、ドイツ連邦共和国官報(以下「官報」という。)のネット版および十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または目論見書で特定される電子情報メディアに公告する義務を負う。投資運用会社(管理会社)は、金融監督庁に(i)年次報告書および(ii)半期報告書を提出しなければならない。ファンドの年次報告書は、監査を受けなければならない。要求に応じて監査役は、監査完了後速やかに、ファンドの監査についての報告書を金融監督庁に提出しなければならない。

ファンドの年次報告書には、借入れ、買戻条件付売買契約、証券貸付取引およびその他の債務に伴う責任だけでなくファンドに属する資産についてのスケジュールも記載しなければならない。資産は、種類、額面価額または受益証券番号、価格、および市価に応じて一覧表にしなければならない。証券、短期金融商品、および投資受益証券の形態の資産項目については、報告期間中に実行された売買も額面価額および受益証券数の双方の観点から表示されなければならない。

また、目論見書は、管理会社に請求することにより、受益証券の取得に興味をもつ人および投資者に無料で配布される。

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者はこれらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの投資約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、投資約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、法人格を有していないため、ファンド名義でファンドのために行う管理会社を通じて金融監督庁の監督を受ける。ドイツ投資法により、管理会社は、その事業が第1条第1項および第2項に規定される国内の投資資産プールの運用ならびに同法第20条第2項に基づく業務および付随的業務の提供を目的とする企業とされる。したがって、管理会社は、金融監督庁の直接の監督下にある。金融監督庁は、受益者保護のために以下のような監督を行っている。

監督の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 許可、承認、報告等

営業許可

管理会社は、金融監督庁より営業許可を取得しなければならない。保管銀行は、金融監督庁より許可を受けた信用機関でなければならない。

投資約款の承認

投資約款の成立または修正は、金融監督庁の承認に服する。投資約款記載の投資方針等の法定記載要件がすべて充足されている場合に、かかる承認が付与される。

業務監査会役員または業務執行役員の選任または変更に関する届出

ドイツ投資法第18条第3項および第4項は、管理会社の業務監査会役員がその人格および識見において受益者保護を保証しうる人物であることを要求している。

保管銀行の選任または変更に対する異議

保管銀行の選任または変更は、金融監督庁の許可を得なければならない。また、金融監督庁は、いつでも保管銀行の変更を命じることができる。

開示

管理会社は、金融監督庁に対して各会計年度末および各会計年度の間時現在の投資信託についての報告書を提出し、官報のネット版に公告しなければならない。公表は、十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または目論見書で特定される電子情報メディアにおいても行われるものとする。また、管理会社は、受益証券を取得する投資者に、投資約款を記載した目論見書を提供しなければならない。

(2) 営業許可の取消し

営業許可条件が遵守されない場合、および管理会社が法令上または投資約款上重大なる違反を犯した場合には、営業許可を取消することができる。営業許可の取消しと共に、管理会社の投資信託管理権は、保管銀行に移転する。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの投資方針は、主として投資原則に従い欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長の達成を目的とする。管理会社は、ファンドのため、収益および／または成長を期待できる資産のみを期待する。管理会社は、ファンドのために以下の資産を取得することができる。

「投資に関する一般条項」第5条に規定された証券。ただし、以下のクラスのもののみとする。

(イ)発行体(または株式を表章する証券の場合には、会社)が欧州(ロシアおよびトルコを含む。)に所在する株式、株式相当証券および参加証券。

管理会社は、かかる枠組み内において、会社の所在地または規模に関わらず、また株式がバリュース株であるかグロース株であるかに関わらず、本項によりファンドのために証券を選別する。即ち、ファンドは、一もしくは複数の国に所在する会社、一定の規模の会社もしくは特定カテゴリーに属する会社に投資する集中的投資戦略、または分散アプローチのいずれかを選択することができる。

(ロ)その他の国々に所在する発行体の株式、株式相当証券および参加証券。

(ハ)(イ)および(ロ)に記載された資産またはかかる資産が帰属する投資市場と相関関係のあるリスク内容を持つ指数証券および株券。

(ニ)(イ)および(ロ)に記載された資産に関する転換社債およびワラント付社債。

「投資に関する一般条項」第6条に規定されたOECD加盟国の通貨建ての短期金融商品。

「投資に関する一般条項」第7条に基づくOECD加盟国の通貨建ての銀行預金。

「投資に関する一般条項」第8条に規定された投資信託証券(特に、第1項から第3項に記載された資産が帰属する投資市場と一般に相関関係のあるリスク内容を持つ投資信託の受益証券)。かかる投資信託は、「投資に関する一般条項」第8条に基づく国内投資信託または外国投資信託いずれかである。管理会社は、市況に対する評価により、一または複数の投資信託に集中的に投資することを選択できる。これらには、単一の投資市場に集中する投資方針を追及する投資信託または分散投資アプローチを採用する投資信託を含むことがある。

概して、管理会社は、管理会社自らが直接もしくは間接に運用し、または多額の直接もしくは間接保有により管理会社と関連する他の会社が運用する投資信託の受益証券のみを購入する。他の投資信託の受益証券を購入するのは例外的場合に限り、第4文に記載された投資信託のいずれもが、管理会社が当該特定の場合に必要であるとみなす投資方針に従わない場合、または当該受益証券が証券指数に追従する投資信託の受益証券でありかつ投資約款の「投資に関する一般条項」の第5条a)およびb)^(注)に記載された取引所もしくは組織された市場での取引を認められている場合等である。

(注) 投資約款第5条には以下のとおり規定されている。

「『投資に関する特別条項』がさらなる制限を規定しないことを条件に、かつドイツ投資法第198条に従い、管理会社は、下記の場合にのみUCITSの勘定で、証券を取得することができる。

- a) 当該証券が、欧州連合加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている場合。

- b) 当該証券が、排他的に、欧州連合加盟国以外の国もしくは他の欧州経済地域協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、ドイツ連邦金融監督庁（「金融監督庁」）により承認されているものとする。」

「投資に関する一般条項」第9条に規定された派生商品。

「投資に関する一般投資条項」第10条に規定されたその他の投資商品。ただし、株式、株式相当証券または参加証券に限る。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

() 投資運用体制

ファンドの管理会社であるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーが投資運用会社として行為する。

ファンドのファンド・マネジャーは、管理会社のグローバル・エクイティ・プラットフォームのメンバーであり、エクイティ・ヨーロッパの最高投資責任者でもある。副マネジャーは、同チームのメンバーである。

ヨーロッパ・エクイティ・チームは、投資スタイルチームの中に設置され、ファンドは、自発的投資スタイル(旧コア/ブレンド投資スタイル)に属している。

ファンドは、あらゆる時価総額規模の欧州の株式に投資し、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)により測定される。

() 職務および権限

投資運用部門において、ファンドの主席ファンド・マネジャーおよび副マネジャーは、すべての投資決定について責任を負い、ポジションの形成、手仕舞い、追加または減額を決定する。ヨーロッパ・エクイティ・チームは、株式市場における業務からの情報を提供することによりファンド・マネジャーをサポートする。さらに、管理会社のグローバル・リサーチ・プラットフォームは、欧州の株式に関する幅広い識見を提供し、ファンド・マネジャーのために特定のリサーチを行う。投資プロセスの一環として、社内会議が頻繁に開催される。さらに、世界中の現場でファンド・マネジャーの命令に従い活動するフィールド調査ユニットであるグラスルーツSM・リサーチが、心証形成をサポートする。ESGユニットは、投資案件の環境および社会的責任の特徴に関する識見を提供して調査を補完する。投資プロセスには、継続的にパフォーマンスおよびリスク管理が伴う。ファンド・マネジャーは、出資法からコンプライアンス規則まであらゆる規則およびガイドラインに従ってファンドを運用することについて責任を負う。

() 管理会社の構造

管理会社は、投資プロセスの全体的な調整および管理(例えば、純資産価額の計算、投資制限の監視、投資運用)について責任を負う。リスクおよびパフォーマンスの測定に関して、アリアンツ・エスイー(Allianz SE)の完全子会社であるインベストメント・データ・サービスズ(IDS)ゲーエムベーハー(Investment Data Services (IDS) GmbH)は、管理会社の商品に全面的に関与している。内部リスクおよびポートフォリオ管理ユニットが投資活動に付される。

(4) 【分配方針】

クラスA(EUR)受益証券について、管理会社は、会計年度中にかかるクラス受益証券に発生し、かつ費用を支払うために使用されていない支払利息および支払配当、受益証券、ならびにローンおよび買戻取引からの収益を、定期的に、毎年会計年度末から3か月以内に分配する。キャピタル・ゲインおよびその他の収益も、分配することができる。分配額および分配日は、目論見書に概略された枠組みの中で管理会社はその裁量により決定する。

分配の貸方記入

受益証券が保管銀行の証券勘定に預託されている場合、保管銀行の支店は、分配を証券勘定(保管口座)に貸方記入しまたは無手数料で利札を現金化する。証券勘定がその他の銀行または貯蓄銀行で維持されまたは利札がかかる銀行で現金化される場合、追加の費用がかかる場合がある。

(5) 【投資制限】

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

・投資法により課される制限

証券

管理会社は、ファンドのために、以下の場合に証券を購入することができる。

・当該証券が、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国もしくは他の欧州経済地域（以下「EEA」という。）協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている場合。

・当該証券が、排他的に、EU加盟国以外の国もしくは他のEEA協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、金融監督庁により承認されているものとする^(注)。

（注）承認されている証券取引所のリストは、金融監督庁のインターネット・サイト（www.bafin.de）に公表されている。

・EU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の証券取引所への当該証券の正式上場またはEU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の組織された市場への当該証券の上場認可もしくは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、当該認可または取引は、当該証券の発行後1年以内に行われるものとする。

．EU加盟国以外の国もしくはEEA協定締結国以外の国の証券取引所への当該証券の正式上場または当該国の組織された市場への当該証券の上場認可もしくは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、金融監督庁により承認されており、また当該認可または取引は、当該証券の発行後 1 年以内に行われるものとする。

．当該証券が、会社準備金からの増資の枠組み内においてUCITSが取得する権利を有する株式である場合。

．当該証券が、UCITSに付随する引受権の行使により取得される場合。

．当該証券が、ドイツ投資法第193条第 1 項第 1 文第 7 号の要件を充足するクローズ・エンド型投資信託の受益証券である場合。

．当該証券が、ドイツ投資法第193条第 1 項第 1 文第 8 号の要件を充足する金融商品である場合。

上記 . . . ないし . . . に記載した証券は、ドイツ投資法第193条第 1 項第 2 号の要件を同時に充足する場合にのみ取得することができる。引受権もまた、その権利が起因する証券に関して本項に基づいて取得可能である場合、本項の意味の範囲の証券として取得することができる。

短期金融証書

管理会社は、ファンドの勘定で、短期金融市場において通常取引される短期金融証書および以下のいずれかの条件を有する利付証券に投資することができる。

- ファンドのための購入時に満期までの最長(残余)期間が397日ある。
- ファンドのための購入時に満期までの期間が397日を超えるが、利息が定期的にまたは少なくとも397日に 1 回、市場金利に沿って調整される。
- リスク態様が満期までの残余期間の基準または利息調整の基準を充足する証券のリスク状態に相当する。

管理会社は、下記の発行体の短期金融証書をファンドの勘定で、前記「(1)投資方針」記載の投資制限に従って購入することができる。

．短期金融証書がEU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の証券取引所での取引を認可されている場合、またはこれらの国々の一国にある他の組織された市場への参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合

．短期金融証書がEEA圏外の証券取引所での取引を認可されている場合、または他の組織された市場への参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合。ただし、金融監督庁が承認した証券取引所または市場に限る。

．EU、ドイツ連邦政府、ドイツ連邦政府特別基金、ドイツ連邦共和国の連邦州、他のEU加盟国またはEU加盟国の他の中央・地方機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行、または他の国もしくは当該国が連邦国である場合には当該連邦国の加盟州、またはEU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関により短期金融証書が発行または保証される場合

．上記 i .および . に指定される市場において証券が取引される企業により短期金融証書が発行される場合

．欧州共同体の法律に基づき定められる基準に基づく監督に服する金融機関または金融監督庁の見解により欧州共同体の法律に基づき存続する基準に相当するとされる監督に服する金融機関により短期金融証書が発行または保証されている場合

・発行体が下記の一つに該当する場合において短期金融証書が他の発行体により発行されている場合

- (i) 最低10百万ユーロの資本金を有する企業であって、一定の形態の企業の年次決算書に関する1978年7月25日付第4回理事会指令78/660/EEC(2006年5月17日付欧州議会および理事会指令2006/43/ECの第49条により直近で変更済。)の規定に基づき年次決算書が作成・公表される企業
- () 一または複数の上場会社で構成される企業グループの資金調達に責任を負う法主体
- () 銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化により資金調達する法主体。かかる証券化および銀行により提供される与信枠には指令2007/16/ECの第7条が適用される。

上記のすべての短期金融証書は、流動性があり、かつ、常に正確な価値を算定できる場合にのみ取得することができる。十分な短かさの期間内に限られた費用で売却することが可能な場合、短期金融証書には流動性がある。この点に関して、投資者の要求に応じてファンドの受益証券を買い戻す管理会社の義務を考慮する必要がある。これを行うために、管理会社は、短期間に要求されたとおりに関連短期金融証書を売却できる立場に置かれなくてはならない。正確かつ信頼できる短期金融証書の評価システムも存在しなければならない。このシステムは、短期金融証書の正味現在価値の決定を可能にするもの、および市場データもしくは評価モデル（償却費用に基づくシステムを含む。）に基づくものでなければならない。短期金融証書に関する流動性の基準は、短期金融証書のEEA圏内の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている場合、短期金融証書のEEA圏外の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている（ただし、金融監督庁が認可した市場に限る。）場合、基準を充足していると考えられる。短期金融証書の流動性が十分ではない旨を示す情報を管理会社が取得した場合にはこの限りではない。

証券取引所に上場しているまたは組織された市場における取引が認可されている短期金融証書ではない短期金融証書（上記 . ないし . 参照のこと。）の場合、当該短期金融証書の発行または発行体は、保証金および投資者保護に関する規制にも従わなければならない。したがって、投資者が当該短期金融証書に関連する信用リスクの合理的な評価を行えるよう、当該短期金融証書に関する適切な情報が入手可能でなければならない。当該短期金融証書は、自由な譲渡も可能でなければならない。信用リスクは、例えば、格付機関による信用調査によって評価される可能性がある。

これらの短期金融証書には以下の要件が継続的に適用される。

- ・ 以下の機関（とりわけ上記 . 記載の機関）により短期金融証書が発行または保証される場合、それが発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。
 - EU
 - ドイツ連邦政府
 - ドイツ連邦政府の投資会社
 - ドイツ連邦共和国の連邦州（以下「連邦州」という。）
 - 他の加盟国
 - 他の中央当局

- 欧州投資銀行
- 他の国、またはかかる国が連邦国である場合は当該連邦国の加盟州
- EU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関
- EEA圏内で規制を受ける金融機関（上記　．参照のこと。）により短期金融証書が発行または保証される場合、発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクについて合理的な評価を行えるよう、発行または発行計画に関するデータ（統計等）も入手可能でなければならない。
- EEA圏内の金融機関が充足すべき要件と同等であると金融監督庁が判断するEEA圏外の規制要件に服する金融機関により短期金融証書が発行される場合、以下のいずれかの要件を充足しなければならない。
 - 金融機関がG10（最重要先進国10か国のグループ）参加国であるOECD加盟国に登録上の事務所を維持していること
 - 金融機関が「投資適格」以上の格付を有すること
 - 発行体の徹底的な分析により、金融機関が服する監督規定が共同体法に定められた要件と同等以上であることが証明されること
- 証券取引所に上場しているかまたは組織された市場での取引を認可されている短期金融証書ではないその他の短期金融証書（従前に記載がなければ、上記　．ないし　．および　．参照のこと。）の場合、短期金融証書が発行される前に、発行または発行計画に関する適切な情報ならびに発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。発行体とは無関係の適格性を有する第三者により調査されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクを合理的に評価できるよう、発行または発行計画に関するデータ（統計等）も入手可能でなければならない。
- 短期金融証書が欧州中央銀行またはEU加盟国の中央銀行により発行または保証されている場合、追加の要件は存在しない。

銀行預金

管理会社は、ファンドのために、満期までの残余期間が最大12か月の銀行預金を保有することができる。銀行預金は、封鎖勘定に保有されなければならない、EU加盟国または他のEEA協定締結国に住所地を有する金融機関に維持することができる。銀行預金はまた、EEA以外の国に住所地を有し、その規制条項がEUの法律に基づくものと同等であると金融監督庁が判断する金融機関においても保有することができる。投資に関する特別条項（以下「特別条項」という。）に別段の定めがある場合を除き、銀行預金は外貨建てであってもよい。

派生商品を含む証券、短期金融証書および銀行預金に対する投資制限

．管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、同一発行体の上記の証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、その割合がファンドの資産総額の5%を超える発行体の証券および短期金融商品の合計金額は、ファンドの資産総額の40%を超えてはならない。転売契約に基づき購入される証券は、これらの投資制限の計算に含まれる。管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、予定されている許可がまだ行われていない新規発行による株式に投資することができる。

・ 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産総額の20%を上限として、下記の資産の組合せに投資することができる。

- 同一機関が発行した証券または短期金融証書
- 当該機関への預金
- 派生商品、証券貸付および証券レボ契約の当該機関との取引に関わる取引相手方リスク。

特定の公的セクターの発行体(ドイツ連邦政府、ドイツ連邦州、EU加盟国またはその地方機関、EU非加盟国およびEU加盟国の少なくとも一国が所属する超国家的公的機関)の場合には、前文に掲げる資産の合計はファンドの資産総額の35%を超えてはならない。

いずれの場合においても、個別の各制限は影響を受けないものとする。

・ 管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として以下に投資することができる。

- a. 証券取引所での取引を認められていないか、または組織された市場で取引を認められていないもしくは取引されていない証券であるが、証券の基準を充足する証券。ただし、株式、株式相当証券、または利益参加証券に限っては購入することができる。取引されている証券または取引を認められている証券を除き、上記の証券については定期的に実施される評価形式による信頼性の高い評価が提供されなければならない。かかる評価は、発行体が提供する情報または適切な財務分析から取得しなければならない。取引を認められていないもしくは取引されていない証券または関連するポートフォリオ（すなわち、かかる証券により裏付けされているもの）に関する適切な情報が、定期的かつ正確な情報の形式によってファンドに提供されなければならない。
- b. その発行要項に基づきEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国にある証券取引所における公式の取引許可またはEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国における組織された市場への参入許可を要する新規発行株式(ただし、かかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)およびその発行条件に基づきEU加盟国以外もしくはその他のEEA協定書締結国以外にある証券取引所への取引許可または組織された市場への参入許可についての申請を要する新規発行株式(ただし、関係する証券取引所または組織された市場は金融監督庁規制により認められていることを条件とし、かつかかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)

税務上の理由による投資制限

ファンドの価額の70%以上は、投資条件に従いファンドのために取得可能な投資税法(Investmentsteuergesetz, InvStG)第2条第(8)項に規定する持分に投資される。その際、投資対象の実際の持分投資比率が考慮されることがある。

投資信託証券

管理会社は、ファンドの勘定で前記「(1) 投資方針」に規定する制限に従い、変動資本を有する投資法人の株式等他のオープン・エンド型のドイツ国内およびドイツ国外の投資信託（以下「対象投資信託」という。）の受益証券に投資することができる。管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の住所地に関する制限を受けることなく、対象投資信託を取得することができる。

対象投資信託は、それぞれの投資条項に従い、10%を上限として他のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資することができる。AIFとの呼称を有する非UCITSの受益証券については、以下の要件が追加で適用される。

- 対象投資信託は、投資者を効果的に保護する法令に基づき認可されたものであること、また、対象投資信託の監督につき責任を負う、金融監督庁および政府機関との間の納得できる協力を十分に保証されていること。
- 投資者保護の水準が、特に証券ならびに短期金融商品の借入れ、貸付および空売りについてファンド運用機能から資産保管機能を分離する点に関して、UCITSに準拠したドイツ国内ファンドにおける投資者保護の水準と同等であること。
- 対象投資信託の事業運営が年次報告書および半期報告書に記載されており、かつ、報告期間中の資産と負債、収益および取引に関する判断を行うことを可能とする記載であること。
- 対象投資信託は、受益証券の口数が制限されず、かつ、投資者が自己の受益証券を買い戻すことができるリテール向けファンドであること。

管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の発行済受益証券の25%を超えて購入することができない。

ファンドが受益証券を取得する投資信託が一時的に買戻しを停止することがある。かかる場合、管理会社は、他のファンドの受益証券につき、他のファンドの管理会社または保管銀行による買戻価格の支払と引き換えに買い戻すことにより、これを売却することができない。ファンドが、買戻しを停止している他の投資信託の受益証券をファンドの資産の5%を超えて保有している場合、管理会社のホームページ <https://de.allianzgi.com>において、ファンドがどの程度まで当該投資信託の受益証券を保有しているかを表示する。

管理会社は、ドイツ国内の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのUCITS、EUのオープン・エンド型AIFおよびドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券を取得することができるのは、投資約款または投資運用会社、変動資本を有する会社型投資信託、EUの投資信託、EUの管理会社、ドイツ国外のAIFもしくはドイツ国外のAIF管理会社の通常定款／基本定款に基づき、その資産額の10%を超えてドイツ国内の他の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのオープン・エンド型投資信託またはドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券に投資しない場合に限る。

派生商品

派生商品は、その価格が他の投資対象(以下「原資産」という。)の価格変動または価格予想に左右される商品である。本項では、派生商品および派生商品の要素を有する金融商品(以下、総称して「派生商品」という。)の双方について述べる。

派生商品は、市場リスクが2倍にならないいうちに限り用いることができる(以下「市場リスク制限」という。)。市場リスクとは、ファンドに保有される資産の市場価格の変動から生じる損失リスクをいう。これらの変動は、金利、為替レート、株式および商品の価格等変動する市場価格または利率の変化、または発行体の信用格付の変化によって生じる。管理会社は、常に市場リスク制限内に維持しなければならない。毎日、かつ、制定法上の要件に従って、市場リスク制限が利用されている範囲を決定しなければならない。かかる要件は、投資信託において派生商品契約、証券貸付契約および買戻契約を用いる場合のリスク管理ならびにリスク評価に関する法令(派生商品法 - Derivateverordnung (DerivateV))に定義される。

管理会社は、適切なリスク管理システムに従い、ファンドのために購入される資産に基づく派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を取得することができる。これらには特に、証券取引所または規制市場で取引される先物、オプション、金融先物およびスワップならびにこれらの組合わせ(現金決済商品と同等のものを含む)、および/または証券取引所または規制市場で取引されていない金融派生商品(以下「OTC派生商品」という。)が含まれるが、かかる派生商品の対象証券が、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第9条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である場合とする。この目的における金融指数には具体的には、通貨、為替レート、金利、価格および全般的金利リターンの指数、ならびに特に債券、株式、コモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数、さらにファンドのために取得される上記のその他の資産を対象とする指数などである。疑義を避けるために付言すると、対象商品となっているコモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数の構成要素の現物受渡しが規定されている派生商品取引は行われない。

さらに、OTC派生商品については、以下の条件を満たさなければならない。

取引相手方は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならない。加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。これらの金融機関は、慎重な監督に服していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。

OTC派生商品は、信頼のおける検証可能な方法で毎日評価され、かついつでもその合理的な価格で相殺取引により売却、清算または手仕舞いが可能でなければならない。

取引は、標準化された契約に基づいて行われなければならない。

取引は下記の「担保戦略」の項に記載される管理会社の方針に従う。

管理会社は、証券取引所または規制市場で取引される商品ではなく、OTC派生商品の売買が投資者にとって有利であるか否かを判断しなければならない。OTC派生商品の利用は、これにより満期をそろえた資産のヘッジが容易になる場合特に有利であり、よってより安価である。

管理会社は、以下の目的で派生商品および派生商品の要素を有する金融商品を用いることができる。

- ファンドの資産に生じる損失に対してファンドをヘッジするため
- 特に、効率的なポートフォリオ運用を行うため
- 直接証券投資の代わり等として派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を用いることにより投資制限および投資原則を遵守するため
- 一、複数またはすべてのファンドの許容される資産に潜在する市場リスクを増大させ、または最小にするため
- 追加のリスクを負うことにより追加のリターンを達成するため
- ファンドに潜在する市場リスクを増大させ、証券に全部を投資するファンドに潜在する市場リスクより大きくなるようにするため(以下「レバレッジ」という。)

その際に、管理会社は、派生商品または派生商品の要素を有する金融商品について短期取引を用いることもでき、これにより、特定の証券、投資市場または通貨の価格が下落した場合にファンドに利益が生じ、またはこれらの価格が上昇した場合にファンドに損失が生じることになる。

証券貸付

証券貸付取引は、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No. 648 / 2012の修正に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規制2015/2365(以下「証券金融取引規制」という。)の要件を充足しなければならない。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。

また、借主は、貸借により受領した証券について利息が発生した場合には、その支払期日が到来した時点において、当該利息をファンドの勘定で保管銀行に支払う義務も負う。単一の借主に譲渡されたすべての証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

管理会社は、証券貸付取引の処理のためドイツ銀行エージを雇用した。ドイツ銀行エージはかかる業務提供の対価として、証券貸付による手取金の1%を受領する。手取金からのかかる割当により、証券貸付取引によるファンドの収益は減少するが、かかる割当はいかなる場合においても収益を超えない。ドイツ銀行エージは、管理会社および保管銀行の関連会社ではない。貸付証券は、投資者の利益が保護され、かつ貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券が再譲渡されることが保証されるよう、ドイツ銀行エージにより保管される。

また、管理会社は、証券貸付の仲介および決済のために構築されたシステムを利用することができる。かかるシステムを利用した場合、かかるシステムを構成する契約条項が投資者の利益の保護を確保するため、担保の供与は放棄されることがある。証券貸付を決済するために構築されたシステムを利用する場合、単一の借主に譲渡された証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

ファンドが貸し手として証券貸付取引を行う場合、ファンドは、投資方針に従ってファンドのために取得される資産のみを貸し付ける。

本書に記載される貸付取引は、貸付手数料の形でファンドが追加収益を獲得するために行われる。

証券レボ契約

証券レボ契約は、証券金融取引規制の要件を充足しなければならない。「投資に関する特別条項」に規定された条件に基づき、管理会社は、ファンドのために、金融機関および金融サービス機関と、存続期間を最長12か月とする証券レボ契約を締結することができる。上記の金融機関および金融サービス機関は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、S&Pまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(S&Pまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。ファンドが保有する証券を手数料と引き換えに貸し手に譲渡すること(レボ契約)、また適用される投資制限の範囲内で転売契約に基づき証券を購入すること(リバース・レボ契約)ができる。

管理会社は、いつでも、証券レポ契約を解除することができる。これは、存続期間を1か月とする証券レポ契約には適用されない。管理会社は、レポ契約を解除する場合、レポ契約に基づき売却された証券を返還するよう要求することができる。リバース・レポ契約の解除によって、金銭の全額または金銭の未収額を、現在の市場価格で返還することができる。ファンドが他のヘッジ方法を有する場合に限り、貸付証券および短期金融商品は、レポ契約の存続期間中売却されることができる。貸付証券および短期金融商品に関して、ファンドは、レポ契約期間の終了時に、買戻しの約束を遵守しなければならない。レポ契約は、いわゆる真正なレポ契約の形式に限り許可される。かかる取引において、レポ契約の貸し手は、特定の時期に、またはレポ契約の借り手により定められる時期に、自らが引き受けた証券を返還すること、または金銭の全額および利息を返済することを誓約する。

買戻し・売出し取引／売戻し・買戻し取引／マージン・レンディング取引

買戻し／売戻し契約および／または売戻し／買戻し契約は、ファンドに関して締結されていない。

ロンバート型貸付取引は、ファンドに関して行われていない。

トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品

ファンドは、証券金融取引規制に定められる要件に従い、トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）を締結することができる。TRSは、経済パフォーマンス全体(参照債務に関する利息収入および手数料収入、価格変動による損益ならびに貸倒損失を含む。)を他方当事者に移転するデリバティブである。プロテクションの買い手である一方の契約相手方は、プロテクションの売り手である他方の契約相手方に対し、原資産から生じる信用リスクおよび市場リスクのすべてを移転する。代わりに、プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手に対し、プレミアムを支払う。

ファンドの投資制限の項に詳述されるように、TRSは、特に、2つの異なるポートフォリオのパフォーマンスを交換する目的で用いられる(例：ファンドの特定資産のパフォーマンスと特定の戦略に従い運用される指数または外部ポートフォリオのパフォーマンスの交換)。TRSが用いられた場合、取引相手方は、各対象資産の構成または管理には影響を及ぼさない。選定された取引相手方は証券金融取引規制第3条の要件に従う。

さらに、ファンドは、TRSに類似する特徴を有する金融商品(いわゆる「差金決済契約」または「CFD」)を利用することができる。CFDは、トレーダーがすべての原金融商品の価格上昇(ロング・ポジション)または価格下落(ショート・ポジション)を利用することができるデリバティブである。CFDは、その潜在的な損益に対するレバレッジ手段である。CFDを利用することにより、ファンドは、株式、指数、商品または通貨ペアを直接的に取引することなく世界市場に参入することができる。

証券金融取引規制

ファンドは、以下の取引を締結することができる。

- a) 「証券貸付」および「証券レポ契約」の項に定めるとおり、借主または貸主として、証券レポ契約および証券貸付取引契約（以下「証券金融取引」という。）
- b) 「トータル・リターン・スワップ(TRS)および類似する金融商品」の項に記載されるTRS / CFD

ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用のためにTRS / CFDを締結することができる。ファンドが証券金融取引を行うことができるのは、効率的なポートフォリオ運用のためである場合に限られる。

ここでいう効率的なポートフォリオ運用目的には、リスクを軽減すること、コストを削減すること、およびファンドのリスク特性に合致する水準のリスクを負いつつ、ファンドのさらなる資本または収益を生み出すことが含まれる。

ファンドがTRSおよび / もしくはCFDならびに / または証券金融取引に投資する場合、関連する資産または指数は、ファンドの特定の資産クラスに関する原則、個々の投資目的および投資制限に合致する株式、債券、短期金融商品またはその他の適格な投資対象で構成され得る。

証券金融取引の対象となるファンドの純資産価額の割合

ファンドの純資産価額のうち以下に記載される最大割合および予定割合を、TRS / CFDおよび / または証券金融取引の対象とすることができる。

TRSおよびCFD（合計）	証券貸付取引契約	レポ契約 / リバース・レポ契約
純資産価額の予定割合 / 最大割合（％）		
0 / 30	0 / 0	0 / 0

証券金融取引規制の要件に従い、上記の予定割合は上限ではなく、実際の割合は、市況を含むがこれに限られない要因によって時間とともに変化することがある。上記の最大値は上限である。

ファンドは、本項に記載される基準(法律上の地位、国籍および最低信用格付けに関するものを含む。)を満たしている取引相手方との間でのみTRS / CFDおよび証券金融取引を締結するものとする。

TRS / CFDの対象証券は、ファンドのために取得可能な資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(指令2007/16/ECの第9条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である。

ファンドが受領することのできる担保のカテゴリーは、「担保戦略」の項に定められており、現金および非現金資産(株式、債券および短期金融商品等)が含まれる。ファンドが受領した担保は、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、()純資産価格の計算、個々の資産の評価に対する特別規定」の項に定められる評価手法に従い評価されるものとする。

ファンドが借り手として証券貸付取引契約を締結する場合、ファンドは、その投資方針に従いファンドのために取得可能な資産のみを借り入れるものとする。

ファンドがTRS / CFDまたは証券金融取引の締結により担保を受領した場合、ファンドが保有する担保の価値が下落するか、または流動性を欠くというリスクが生じる。また、取引相手方が債務不履行となった場合、TRSまたは証券金融取引に基づく取引相手方の義務を保証するためにファンドに差し入れられた担保の清算により当該取引相手方の義務が履行されるとの保証もない。ファンドがTRS / CFDまたは証券金融取引の締結により担保を差し入れた場合、ファンドは、取引相手方が差し入れられた担保を返還する義務を履行できなくなるか、または履行しようとしないうというリスクにさらされる。

TRS / CFDおよび証券金融取引に当てはまるその他の一定のリスクの要約については、上記の項を参照のこと。

ファンドは、TRS / CFDおよび証券金融取引に関連して、その資産の一部を取引相手方に対し担保として差し入れることができる。ファンドがかかる取引に関し過剰担保である（つまり、取引相手方に対し過剰な担保を差し入れている）場合、ファンドは、取引相手方が支払不能となった場合にかかる過剰担保につき無担保債権者となるおそれがある。保管受託銀行もしくはその副保管受託銀行または第三者がファンドを代理して担保を保有した場合、ファンドの管理会社は、かかる事業体が支払不能となった場合に無担保債権者となるおそれがある。

TRS / CFDまたは証券金融取引の締結には法的リスクが伴い、かかるリスクは、法律もしくは規制の予想外の適用または契約が法的に執行可能でないこともしくは正確に文書化されていないことに起因して損失を招く可能性がある。

ファンドは、「担保戦略」の項に定める制限に従い、受領した現金担保を再投資することができる。ファンドは、受領した現金担保を再投資した場合、当該投資の損失リスクにさらされる。かかる損失が生じた場合、担保の価値は下落し、取引相手方が債務不履行となった場合にファンドに提供される保護が少なくなる。現金担保の再投資に伴うリスクは、ファンドのその他の投資対象に当てはまるリスクとほぼ同一である。

担保戦略

派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う場合には、管理会社は、ファンドの勘定で、担保を受領する。担保の目的は、これらの取引相手方側における債務不履行リスクを全体的または部分的に軽減することである。

担保として受領されるすべての資産は、以下の基準を充足する必要がある。

- ・流動性 すべての非現金担保は、短期間の通知であっても売却前に決定された評価額に近い価格で売却可能となるよう、流動性が高いものであり、かつ、規制された市場でのまたは国際取引システムの範囲内における透明性の高い価格で取引されていることを要する。さらに、受領される担保は、UCITS指令第56条の規定に準拠していることを要する。
- ・評価 受領される担保は、少なくとも、各取引所取引日に評価されることを要する。価格変動が大きい資産は、適切かつ保守的な評価額の割引（ヘアカット）が適用される場合においてのみ、担保として受け入れられることを要する。
- ・発行体の信用格付 受領される担保の発行体は、高い信用格付を有していることを要する。
- ・存続期間 受領される担保の存続期間は、投資方針に従いファンドのために取得される利付証券の存続期間と等しくなければならない。
- ・相関関係 受領される担保は、取引相手方から独立しており、かつ、取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を有していない法主体により発行されることを要する。
- ・担保の分散化（集中投資リスク） 担保は、国、市場および発行体に関して十分に分散されることを要する。発行体の集中に関する十分な分散化の基準は、店頭派生商品を伴う効率的なポートフォリオ運用または取引の場合、ファンドが、いずれかの特定の発行体へのエクスポージャーの上限をファンドの資産総額の20%相当のものとする担保バスケットを取引相手方から受領した場合に充足されたとみなされる。ファンドに異なる取引相手方が複数いる場合、様々な担保バスケットは、単一の発行体へのエクスポージャーを20%とする制限を計算するために合算されることを要する。

・ファンドについて、取引相手方への照会または取引相手方の承認を得ることなく、いつでも関連する担保の清算ができるようにすることを要する。

・非現金担保は、売却、再投資、または質権設定されないことを要する。

・現金担保のみが、

- EUもしくはEEA加盟国に住所地を有する金融機関または他国に所在する金融機関（当該他国の監督規制が欧州共同体の法律に基づくものと同等であると金融監督庁が判断する場合）において担保として保有されることを要し、
- 優良国債に投資されることを要し、
- リバース・レポ契約のために使用されることを要し（ただし、当該取引が監督に従う金融機関により実施されるものであることを条件とする。）、ファンドは、いつでも、金銭の未収額すべてを返すよう要求することができ、また、
- 欧州証券規制当局委員会による欧州マネー・マーケット・ファンズに関する共通定義ガイドライン（CESR's Guidelines on a Common Definition of European Money Market Funds）に定義されるところに従い短い満期構造のマネー・マーケット・ファンズに投資されることを要する。

担保契約に関連するリスク（例えば、運営上および法務上のリスク）については、リスク管理を通じて算定、管理、および軽減されなければならない。

権利の譲渡を伴う場合、関連する担保は、ファンドの保管銀行の保護の下保有されることを要する。その他の種類の担保契約において、監督に従い、かつ、担保の提供者と関連を有しない第三者により担保が保有されることがある。

ファンドがその資産総額の30%以上の担保を受領した場合、適切なストレステスト戦略が適用される。これは、担保に付随する流動性リスクをファンドが評価できるよう、通常のおよび例外的な流動性の双方の状況下において、ストレステストが定期的に行われるよう確保することを意図している。流動性ストレステストに係る戦略には、少なくとも以下の側面に関する要件が含まれることを要する。

（ ）ストレステストシナリオの分析（キャリブレーション、証明および感応度分析を含む。）に係るコンセプト

（ ）影響度評価（流動性リスク評価のバックテストを含む。）への実証的アプローチ

（ ）報告頻度、ならびに

（ ）損失を抑制するための措置（ヘアカット戦略およびギャップリスク・プロテクションを含む。）

ファンドは、担保として受領される資産の各クラスに関して明確なヘアカット方針を採用している。

ヘアカットとは、担保の市場価値を減額する際の比率である。管理会社は、一般的に、担保請求の期間における信用リスク、金利リスク、為替リスクおよび流動性リスクに備えるために、市場価値からヘアカットを差し引く。ヘアカットは、概して、関連する資産クラスの価格の変動性、資産を清算するために予想される時間、資産の満期および発行体の信用力などの要因に左右される。以下の最低ヘアカット水準が、各資産クラスに関して適用される。

- ・現金：ヘアカットなし
- ・政府、中央銀行および／または投資適格格付を有する国際機関により発行される債券：市場価値の0.5%
- ・投資適格格付を有する企業により発行されるその他の債券：市場価値の2%
- ・高利回り投資対象としての債券：市場価値の10%
- ・株式：市場価値の6%

変動性が高く（期間が長い場合またはその他の要因によるかを問わない。）、流動性が低い資産は、一般的に、ヘアカットが高くなる。ヘアカットは、リスク管理部門の承認を得て定められるものであり、市況の変化によって変動する可能性がある。ヘアカットは、対象金融取引の種類によって異なる場合がある。例えば、OTC派生商品に関して適用されるヘアカットは、証券貸付取引に関して適用されるヘアカットとは異なる場合がある。概して、株式は、主要な株式指数に含まれている場合にのみ、担保として受け入れられる。満期までの残存期間が10年を超える債券に関しては、追加の（付加的な）ヘアカットが適用される。担保の通貨がファンドの基準通貨と異なる場合は、担保として受領される現金または証券に関して、追加の（付加的な）ヘアカットが適用される。

担保の範囲

証券貸付取引は、全面的に保証される。貸付金として譲渡される証券の価格は、関連する収益と併せて、保証額を構成する。借主による担保の提供額は、標準市場での値上げ幅を加算した保証額を下回ってはならない。

その他の点において、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引については、取引相手方の債務不履行リスクがファンドの資産総額の5%を超えないことを確保する程度まで保証されなければならない。取引相手方が、EU加盟国もしくはEEA協定締結国に所在する金融機関またはかかる組織体のいずれの加盟国でもないが政府の監督がこれに匹敵する水準である国である場合、債務不履行リスクは、ファンドの資産総額の10%に上ることがある。

担保証券の保管

管理会社は、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う際、ファンドの勘定において担保として証券を受領することができる。これらの証券が担保として譲渡される場合、預託機関に保管する形で保有されなければならない。派生商品取引に関連して、管理会社が既に担保に付された証券を担保として受領する場合、かかる証券が、有効な公的監督に服し、担保提供者と関係のない別機関での保管により保有される場合もある。証券の再利用は認められない。

借入れ

管理会社は、借入れの条件が業界で慣例的なものであり、かつ、保管銀行が同意することを条件に、投資者の共同勘定でファンドの資産総額の10%を上限として短期借入れを行うことができる。

投資約款により課される投資制限

前記「(1) 投資方針」の（イ）に該当する株式および株式相当証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の51%を下回ってはならない。

前記「(1) 投資方針」の（イ）に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の70%を下回ってはならない。

前記「(1) 投資方針」の（ロ）に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の20%を超過してはならない。前記「(1) 投資方針」の（イ）および（ロ）に該当する株式および株式相当証券で、その発行体(または株式相当商品に関する場合には会社)が世界銀行の分類により「一人当たり高国内総生産」のカテゴリーに属しない、即ち「発展している」とはみなされない国に所在している場合の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の20%を超過してはならない。

前記「(1) 投資方針」の に該当する短期金融商品と同 に該当する銀行預金の合計投資比率は、下記 に記載される条件に従い、ファンドの資産総額の15%を超過してはならない。

前記「(1) 投資方針」の に該当する投資信託証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の10%を超過してはならない。上記 または に記載された資産と相関関係のあるリスク特性を持つ投資信託証券は、各制限の計算上含まれる。当該リスク特性が、前記「(1) 投資方針」の から において概説される資産が割り当てられる投資市場と概ね関係のない同 に該当する投資信託証券の合計投資比率は、ファンドの資産総額の5%を超過してはならない。

転売契約に基づき購入される証券および短期金融商品は、ドイツ投資法第206条第1項ないし第3項に規定された発行体制限の計算には含まれる一方、転売契約に基づき購入される投資信託証券は、ドイツ投資法第207条および第210条第3項に規定された投資制限に含まれる。

上記 から に規定された制限は、転換権、引受権およびオプションの行使によるファンドの資産額の変動または受益証券の発行もしくは買戻し等のファンドの純資産総額の変動による場合には、超過するかまたは下回ることができる。かかる場合、管理会社は、投資者の利益を保護しつつ、上記の制限を再び遵守することを最大限に追求する。

上記 から に規定された制限は、上記 に規定された制限を適正に考慮した上で、予想される市場リスクを制限全体の範囲内に確実に維持するため派生商品を同時に利用する場合には、当該資産の購入/売却により超過するかまたは下回ることができる。

かかる目的で利用される派生商品は、各々の数値に合わせて各々の原資産のデルタ加重価額において利用される。派生商品の短期取引は、その原資産がファンドの資産と完全に一致しなくても、リスク軽減要素とみなされる。

同一の発行体の証券および短期金融商品の取得を目的とする場合、ファンドの資産総額の10%を超過して利用してはならないものとし、また、かかる発行体の証券および短期金融証券の総価値は、ファンドの資産総額の40%を超過してはならない。

ファンドおよび/またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスは、委員会規則(EU)第583/2010号第7条(1)(d)に従い、参照値(以下「ベンチマーク」または「ベンチマーク指数」という。)に関連して運用される。

ファンドのベンチマークは、MSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)(MSCI Europe Total Return (Net))である。所定の参照値は、MSCIリミテッドにより管理されている。MSCIリミテッドは、欧州証券市場監督局（ESMA）のベンチマーク管理者に関する公開名簿およびベンチマークに関する公開名簿に登録されている。

管理会社は、ベンチマークが大きく変化し、またははや適切ではなくなった場合に利用する手法を定めた書面による計画を策定している。この書面による計画は、管理会社の登記上の事務所または管理会社に対して無償で請求することができる。

ベンチマーク指数に関連して運用される投資ファンドとは、ベンチマーク指数が(i)ファンドのポートフォリオ構成の明示もしくは黙示の定義ならびに／または()ファンドのパフォーマンス目標および基準において役割を果たすファンドである。どちらの場合も、管理会社は、ファンドを運用する際、アクティブ運用アプローチをとる。すなわち、ベンチマーク指数は、追跡も複製もされない。これを行う際、ファンドの経営陣は、ベンチマーク指数を上回るパフォーマンスを上げることを目指す。ファンドの経営陣は、投資プロセスに基づいて資産選択および組入比率の決定を行い、資産は、ベンチマーク指数に含まれる類似の証券と比べてオーバーウェイトまたはアンダーウェイトされる可能性がある。ファンドの経営陣はまた、ファンドのために一定のベンチマーク指数の証券を購入しないことまたはベンチマーク指数に含まれる証券とは完全に異なる証券をファンドのために購入することを決定することがある。したがって、ファンドの資産の構成および組入比率ならびにファンドのパフォーマンスは、ベンチマーク指数に含まれる類似の証券の構成および組入比率と比べて、プラスであるかマイナスであるかを問わず、大幅に、さらには完全に異なることがある。ファンドの資産の構成および組入比率は、ベンチマーク指数またはその他のいかなるベンチマークにも基づいていない。アクティブ運用アプローチの結果、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマーク指数のパフォーマンスとは異なることがある。

ファンドの資産の選択および組入れにおいて、ファンドの経営陣は、ファンドのベンチマーク指数に含まれる証券およびこれらの関連する組入比率から大幅に逸脱する。よって、上記のファンドの経営陣の柔軟性は、ファンドのパフォーマンスがベンチマーク指数のパフォーマンスを大幅に上回るかまたは下回る可能性の程度を明確にする。

ファンドの受益証券クラスが特定の通貨に対してヘッジされる場合、ファンドおよび／または当該受益証券クラスのそれぞれのベンチマーク指数もまた、当該通貨に対してヘッジされる。ファンドおよび／または当該受益証券クラスのベンチマーク指数が金利である場合、ファンドのヘッジされる受益証券クラスは、ヘッジされる通貨に対して適切な期間の適切な代替的な金利を用いることがある。

3 【投資リスク】

リスク要因

ファンドへの投資における一般的リスク

以下に記載するリスクは、ファンドへの投資に一般的に伴うリスクである。

清算または合併

管理会社は、特にファンドの資産が下落した場合において、ファンドの運用を終了する権利を有する。運用終了を受け、管理会社は、ファンド全体を清算することができる。その後、ファンドの運用に関する権利は、保管銀行に移転する。また、管理会社は、ファンドを別のファンドと合併することができ、かかる場合、投資者は、各自の受益証券を買い戻すこと、類似のリスク特性を有する別ファンドの受益証券と交換すること、または受益証券を保有し続け合併後のファンドの投資者となることができる。この結果投資者は、合併のスケジュールに先立って新たな投資判断を下さなければならず、予定していた期間にわたって投資を続けることができないリスクに直面する。受益証券が買い戻される場合、および保管銀行へのファンドの運用に関する権利の移転時に課税されることがある。清算手続が完了した後、ファンドの受益証券が投資者の証券口座から引き出される場合、投資者が所得税を負担することがある。類似のリスク特性を有するファンド受益証券と交換された受益証券の場合、受領した受益証券の価格が、交換前の受益証券の取得時価格よりも高い場合などにおいて、投資者が税金を負担することがある。

買戻しの停止

管理会社は、投資者の利益にとってかかる停止が必要であるとみなされる特別な状況において、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。この意味における特別な状況には、例えば、経済的もしくは政治的危機、例外的な大量の買戻し請求、株式市場もしくはその他の市場の閉鎖、取引制限またはファンド資産の売却もしくは受益証券の価格計算を妨げるその他の要因が該当する可能性がある。また、投資者または公共の利益のために必要な場合、金融監督庁が管理会社に受益証券の買戻しの停止を命じることがある。これにより買戻しが制限されるため、投資者が望む時期に受益証券を清算することができないリスクが生じる。また、受益証券の買戻しが停止される場合、かかる停止期間中に管理会社が市場価値を下回る価格で資産の売却を強制される場合などにおいて、受益証券の価格が下落することがある。管理会社は、買戻しが再開されるまで、その時点で適用される買戻し価格で受益証券の買戻しを行わない権利を有する。かかる買戻し価格は、買戻しが停止される前より低いことがある。管理会社が後に投資ファンドを清算することを目的として、ファンド運用の終了通知を出した場合等は、買戻しが再開されることなく、停止直後に投資ファンドが解散されることがある。投資者は、自身の投資を投資者が予定していた期間維持できず、無期限で投資資本の大部分を利用できないか、または全額を喪失するリスクを負う。

個々の運用実績に対する税務面の影響

キャピタル・ゲインに関する納税責任は、各投資者の個々の状況に依拠し、将来変更されることがある。投資者は、特に個々の税務上の地位に関してなど特定の質問がある場合、各自の税務アドバイザーと連絡をとることを要する。投資者はまた、その投資判断において、各自の税務上の地位以外についても考慮することを要する。

運用実績悪化のリスク

ファンドの投資目的および投資者が要求する運用実績が達成される旨保証することはできない。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、特にファンドにより取得された資産が一般的にさらされるリスクおよび特に個別資産の選択に含まれるリスクに起因して、変動し、また特に下落し、投資者が損失を被ることがある。投資者は、返還される金額が当初支払った金額よりも減少するというリスクを負う。管理会社もいずれの第三者も、ファンドの具体的な実績に関して保証を提供することはない。

柔軟性制約に関するリスク

ファンド受益証券の買戻しは、制約を受けることがある。受益証券の買戻しが停止または遅延される場合、投資者は受益証券を買い戻すことができず、元々予定もしくは希望していたよりも長い期間ファンドに投資している状態を強制される場合があり、当該投資が、ファンドに固有の一般的なリスクに引き続きさらされることになる。投資者により保有されるファンドまたはクラス受益証券が別のファンドと合併する場合も同様であり、かかる場合、投資者は自動的に別のファンドの受益証券の保有者となる。受益証券の取得時に課される販売手数料は、投資期間が短い場合、投資のリターンを減少させまたは失わせる可能性がある。収益を別の種類の投資対象に投資するために受益証券を買い戻す場合、投資者は、既に負担した費用(例えば、受益証券の購入にかかる販売手数料)に加えて、他の受益証券の購入にかかる販売手数料などの追加の費用を負担することがある。これらの事態および状況は投資者の損失につながる可能性がある。

ファンドの投資約款、投資方針およびその他の一般規定の変更リスク

管理会社は、金融監督庁の承認を得た場合にのみ、ファンドの投資約款を変更することができる。これらの変更は、投資者の利益に影響を与えることもある。管理会社はまた、法律上および契約上の観点から許可される場合に限り、ファンドの投資方針およびその他の一般規定を変更することができるため、管理会社は、投資約款の変更を必要としない変更を行うことができ、その場合金融監督庁の承認の対象とはならない。また、経済および税務上の側面などの枠組み条件が変わることもある。特に、UCITS - コンプライアント・ファンズに関して許可される投資ユニバース内での投資方針の変更は、ファンドのリスクの変更を生じることがある。

ドイツ国内で納税義務のある投資者に関わる発表済みまたは公表済みの課税基準の変更のリスクおよび税務上の目的で投資会社に分類されるリスク

前会計年度のファンドに関して不適切に発表または公表された課税基準の変更により、投資者に対してその租税債務の点で不利益を与える修正が行われる可能性があり、これにより、投資者は、前会計年度においてファンドの受益証券を保有していなかった場合でも、当該前会計年度の変更に起因する納税義務を負わなければならない可能性がある。一方、投資者がファンドの受益証券を保有していた現会計年度または前会計年度の修正で、原則として当該投資者に利益を与える修正に関して、修正が行われる前に投資者がその受益証券の買戻しまたは売却を行ったために、かかる修正の利益を受けない場合もある。さらに、課税対象となるリターンまたは税の優遇措置は、修正によりそれが生じる評価期間以外の評価期間において評価される可能性があり、これは、個人投資者に悪影響を与える可能性がある。発表または公表された課税基準の変更は、特に、ドイツの税務当局または財政裁判所が関連する税法を別に解釈する場合に生じる可能性がある。

ドイツ投資税法(Investmentsteuergesetz - InvStG)の規則に基づき、ファンドの税務上の地位は、ファンドがドイツ投資税法の定めるところの税務上の投資ファンドとみなされなくなる等、そのポートフォリオの構成によって変更される場合がある。かかる場合、ファンドの税務は、概して、ドイツ投資税法に定義される投資会社に適用される原則に基づく。

ファンドが保有する資産に関する現地規制による納税またはその他課徴金のリスク

現地の規制により、ファンドが保有する資産は、現在または将来、税金、徴税、手数料およびその他控除の対象となる可能性がある。

特に、これは、ファンドの資産の売却、買戻しまたは再編による収益または利益、ファンドの資産のフリー・キャッシュフロー再編、預託機関に関する変更、ならびにファンドが受領する配当、利息およびその他所得に当てはまる。一定の税金または課徴金(例えば、FATCAの範囲内で課せられるすべての課徴金)(詳細については、後記「4. 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い」を参照のこと。)は、源泉徴収税または支払金もしくは支払金の送金からの控除という形で課せられる可能性がある。

受益証券の流出入による取引コスト発生リスク

受益証券の発行は流入額の投資につながる場合があり、受益証券の買戻しは、流動性を得るために投資対象の売却を招くことがある。特に、ある一日に行われた受益証券の発行および買戻しが大体において釣り合わない場合、かかる取引は費用を生じ、ファンドのパフォーマンスをかなり損なうことがある。

別の投資運用会社へのファンドの譲渡リスク

管理会社は、ファンドを別の投資運用会社に譲渡することができる。かかる譲渡はファンドまたは投資者の地位に影響を与えない。しかし譲渡において各投資者は、新たな投資運用会社が前任の投資運用会社と同程度適任であるとみなすか否かを判断しなければならない。新たな運用体制に基づくファンドに対して、投資者が投資を続けることを希望しない場合、投資者は受益証券を買い戻させなければならない。この場合、所得税が生じることがある。

ファンドの純資産価額の変動

ファンドに代わって管理会社が投資する資産は、増価する機会がある一方で、リスクを内包する。当該資産の市場価値が購入価格以下に下落することにより、資産が減価する可能性があるからである。投資者は、ファンドの純資産価額が購入時の水準を下回った時点で受益証券を売却した場合、ファンドに投資した金額の全額を回収することができない。また、各ファンドは(純資産価額の)安定的な成長を目指し努力するが、かかる成長が達成される保証はない。もっとも、投資者のリスクは、投資金額の喪失に限定され、投資金額以上の金額を支払う義務はない。

ファンドの保有資産に伴うリスク(市場リスク)

以下に記載されるリスクは、ファンドのパフォーマンスまたはファンドの保有資産に悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与える場合がある。ファンド資産の価格が、その取得時を下回っている時点で投資者が受益証券を売却する場合、投資者はファンドへの投資額(全額)を回収できず、ファンドへの投資元本を失うことがある。

一般的な市場リスク

ファンドは、有価証券およびその他の資産に、直接的または間接的な投資を行うことから、市場、特に、(各種の、時に不合理な要因に基づいて変動する)証券市場における一般的な趨勢および傾向に左右される。これらの趨勢は、世界経済全体の状況ならびに各国の経済的および政治上の枠組みの影響を受ける。市場全体が長期にわたり大幅な価格の下落に見舞われることもある。最上級の格付を付与された発行体の証券も、基本的に、その他の証券および資産と同様の一般的な市場リスクに晒される。

派生商品の使用における特別リスク

先物およびオプション市場ならびにスワップおよび為替取引におけるポジションは、以下の投資リスクおよび取引費用を伴う。

- ・ 派生商品の使用により、予測不能かつ派生商品取引への投資額を上回る損失が発生する場合がある。
- ・ 原資産の価格変動により、オプションまたは先物契約の価値が減少し、全損となることがある。また、ファンドは、スワップの裏付けとなる資産の価値の変動により、損失を被ることがある。
- ・ 特定の商品の流動性のある流通市場が、ある時点において存在せず、投資の観点から妥当な行為であるにもかかわらず、利益を得よう派生商品のポジションを相殺（手仕舞い）できない結果となることがある。
- ・ 必要とされるあらゆる相殺取引（オプションの手仕舞い）において、費用が生じる。
- ・ オプションのレバレッジ効果により、原資産を直接取得した場合よりもファンド資産の価値が上昇することがある。
- ・ オプションの購入は、原資産の価格が予想通りに推移しなかったため当該オプションが行使されず、支払ったオプション・プレミアムの喪失につながるリスクを内包する。オプションの売却は、ファンドが、その時点の市場価格より高い価格で資産を買い取るか、またはその時点の市場価格より低い価格で資産を受け渡す義務を負うリスクを内包する。かかる場合、ファンドは、当該価格差から受領済オプション・プレミアムの額を控除した金額の損失を被る。
- ・ 先物契約も、市場価格が予想通り推移しなかったことにより、満期日に損失を被るリスクを内包する。
- ・ 原資産、金利、有価証券の価格および為替市場の今後の推移に関する管理会社の見通しは、不正確なことがある。
- ・ 先物およびオプション契約の価格を一方とし、ヘッジの対象となる資産価格または通貨の変動を他方とすると、両者が完全に相関せず、時にリスクの完全なヘッジが不可能なことがある。
- ・ 派生商品の原資産の購入または売却が望ましい時点において、そのようにできないか、または、当該原資産を不利な時期に購入または売却しなければならないことがある。
- ・ 派生商品の使用により、予測不能かつ支払証拠金を上回る潜在的損失が生じることがある。

店頭取引の終了には、以下のリスクが伴う場合がある。

- ・ 組織された市場が存在しないことがあり、店頭市場で取得した金融商品を、管理会社がファンド勘定において売却することが困難または不可能となる。
- ・ バック・ツー・バック取引の終了（ポジションの解消）が困難となる、不可能となる、および／または個々の契約のために相当額のコストを伴うことがある。

新興市場リスク

新興市場への投資は、世界銀行により「一人当たり国民総所得が高い」と分類されない(つまり「発展」していない)国々への投資を意味する。特定の投資対象についての特定のリスクに加えて、これらの国々への投資はより多大な流動性リスクおよび一般的な市場リスクにさらされる。さらに、特に、支払がかかる国々において行われる際に直接証券を引き渡すことが通常の慣行でないかまたは不可能である場合があるため、これらの国々における証券の取引の決済に関連してリスクが増加する場合がある。また、新興市場における会計、監査および報告基準に加えて法律上および規制上の環境は、標準的な国際慣行とみなされる水準および基準から著しく乖離し、投資者に損害を与える場合がある。かかる国々において、特に取得資産の異なる調達方法により生じる保管リスクが増加する場合がある。

インフレ・リスク

インフレ・リスクは、お金の価値が減少することにより資産が価値を失うというリスクである。インフレは、ファンドリターンおよびファンドへの投資という購買力を減少させる可能性がある。通貨によって異なる水準のインフレ・リスクにさらされる。

集中投資リスク

ファンドが一定の市場もしくは一定の種類の投資対象、または一定の国々もしくは地域に投資を集中する場合、本質的に、かかる集中により、投資がより集中していない場合に可能となる様々な市場、国または地域にわたり危険が分散される範囲は同一ではなくなる。従って、ファンドは、当該投資対象の動向または当該市場に含まれる個別のまたは関連する市場、企業、国もしくは地域の動向に特に依存している。

証券貸付のリスク

管理会社が、ファンドの勘定において証券貸付を行った場合、管理会社は、借主に貸付証券を譲渡するものとする。当該取引の終了時、借主は、同一の種類、格付及び金額の証券をファンドに返済するものとする（証券貸付）。管理会社は、取引期間中、貸し付けた証券を自由に取り扱いすることができない。取引期間中に当該証券の価値が減少し、管理会社がかかる証券の売却を希望する場合、管理会社は、貸付契約を終了させ、通常の決済の流れを待たなければならず、これによりファンドに損失リスクが生じることがある。

証券レポ契約のリスク

管理会社が、レポ契約に基づき証券を売却した場合、管理会社は、証券を売却し、満期日においてプレミアム付で当該証券を買い戻すことを約束したことになる。満期日に売り手がプレミアムを付して支払う買戻価格は、レポ契約の締結時に定められる。レポ契約に基づき売却された証券の価値が当該契約期間中に減少し、損失を限定するために管理会社が当該証券の売却を希望する場合、管理会社は、中途解約権を行使した場合のみ売却が可能となる。当該契約の中途解約には、ファンドの金銭的損失を伴うことがある。また、満期日に支払うプレミアムが、売却からの現金受取金を再投資することにより管理会社が得た収益を上回る結果となることもある。

管理会社が売戻条件付売買契約に基づき証券を購入した場合、管理会社は、証券を購入し、満期日において当該証券を売り戻さなければならないことになる。かかる売戻価格およびプレミアムは、売戻条件付売買契約締結時に定められる。売戻条件付売買契約に基づき購入された証券は、取引相手方に流動性を提供したことに對する担保となる。購入した証券の価値がいくら上昇しても、ファンドの利益にはならない。

対象投資信託への投資リスク

取得した対象投資信託の投資受益証券が内包するリスクは、かかる対象投資信託が保有する資産および／またはかかる対象投資信託が追求する投資戦略に固有のリスクと密接に関連している。しかし、これらのリスクは、複数の対象投資信託に分散投資を行うことにより、および特定の対象投資信託が行う分散投資を通じて低減することができる。しかし、個々の対象投資信託のマネジャーは、互いに独立して行為するため、複数の対象投資信託が同一の投資戦略または相反する戦略を追求することがあり、これにより、既存のリスクが累積され、好機が互いに相殺されることがある。通常、管理会社が対象投資信託の運用をコントロールすることはできない。対象投資信託の投資判断が、管理会社の想定または予想に必ずしも一致する必要はない。ある時点における対象投資信託の組入状況について、管理会社が、最新の情報を入手していないことが多々あり、かかる組入状況が、管理会社の想定または予想と合っていない場合には、管理会社は、対象投資信託の受益証券の買戻しにより直ちに対応することができないことがある。ファンドが対象投資信託に投資する場合、ファンドレベルおよび対象投資信託のレベルの双方において、通常、固定および／またはパフォーマンスに関連する運用報酬、保管報酬およびその他の費用などの費用が発生する。結果として、投資を行うファンドへの投資者により負担される費用は、持分に比例して増加する。

預金残高から金利を徴収されるリスク

管理会社が投資するのは、預託機関またはその他の銀行においてファンドの勘定で保有される、ファンドの流動資産である。市場の変動、特に欧州中央銀行の金利政策の展開次第で、短期、中期および長期の銀行預金から金利が徴収される場合がある。このような金利徴収は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

企業固有のリスク

ファンドが直接的または間接的に保有する有価証券または短期金融商品の価格動向は、発行体の経営状況およびその信用力（支払能力および支払意思）などの企業固有の要因に左右されることがある。企業固有の要因または信用力が悪化した場合、当該証券の価格は、株式市場の一般的な趨勢が良好であっても、長期間にわたり大幅に下落することがある。

為替リスク

ファンドが外貨建ての証券を直接または間接に保有する場合、ファンドは、これらのリスクをヘッジしていない限りにおいて、為替リスクにさらされる。ファンドの基準通貨に対する外貨の切下げは、外貨建ての資産の価値を下落させる。

金利リスク

固定利付証券への投資には、証券発行時または取得時の市場の金利水準が変動する可能性が伴う。市場金利が、発行時の金利と比較して上昇した場合、原則として、固定利付証券の価格は下落する。一方で市場金利が下落した場合、固定利付証券の価格は上昇する。このような価格トレンドは、固定利付証券の現行利回りが市場金利とほぼ同等であることを意味するが、かかる価格変動は、固定利付証券の満期（残存期間）によって大きく異なる。満期の短い固定利付証券は、満期の長い固定利付証券より価格リスクが低い、これに対し満期の短い固定利付証券は通常、満期の長い固定利付証券より利回りが低い。短期金融商品は、その満期が最長でも397日と短いため、価格リスクは低い傾向にある。金利に連動し、同じ通貨建てかつ満期までの残存期間が同程度の金融商品であっても、それらの利率の変動は異なる場合がある。

ファンドの制限ある流動性に伴うリスク（流動性リスク）

以下に記載されるリスクは、ファンドの流動性に悪影響を与えることがある。その結果、ファンドが、一時的もしくは永久にその支払義務を充足できないか、または一時的もしくは永久に投資者の買戻請求に応じることができなくなる可能性がある。投資者は、結果として予定していた期間にわたって投資を続けることができなくなり、かつ投資元本またはその一部を無期限に利用できないことがある。流動性リスクが現実のものとなった場合、ファンドの純資産価額が下落し、またその結果として受益証券の価格も下落することがある。管理会社が市場を下回る価格でファンドのために資産の売却を強制されることがあるとすれば、法律で認められている限り、例としてはこのような状況が考えられる。管理会社が、投資者の買戻請求に応じることができない場合、受益証券買戻しの停止につながることもあり、極端な場合ファンドの清算に至ることがある。

非流動資産への投資に伴うリスク

ファンドは、証券取引所での取引を認められていないか、または組織化されたその他の市場で取引されていない資産を取得することができる。かかる資産の取得により、特に当該資産を第三者に売却する場合に問題が生じるリスクが生じる。証券取引所での取引が認められた資産であっても、市況、取引高、取引期限および経費予算次第で、売却できない、または大きく下落した価格でしか売却できないことがある。通常、ファンドのために取得できる資産は、清算可能な資産のみではあるが、一時的な期間または永久に損失を計上しなければ資産を売却できないことがある。対象投資信託に投資される場合もまた、対象投資信託のレベルで大量の受益証券の買戻しがあった場合などに、対象投資信託の取得資産の制限された流動性を原因として、対象投資信託が受益証券の買戻しを停止せざるを得ないというリスクが存在する。このような状況においては、ファンドの受益証券の買戻しの停止も必要となることがある。

一定の地域／国の公休日により生じるリスク

投資戦略に従い、ファンドのための投資は、特に一定の地域／国において行われるものとする。これらの地域／国における現地の公休日により、当該地域／国の証券取引所の取引日とファンドの評価日に相違が生じることがある。ファンドは、これらの地域／国におけるファンドの評価日以外の日における市場の動向に対して、同日中に対応できない可能性があるか、または、当該地域／国における取引日ではないファンドの評価日において、これらの市場で取引できないことがある。これにより、ファンドは要求される期間内に資産を売却できず、買戻請求またはその他の支払義務を充足するファンドの能力に悪影響を及ぼすことがある。

資金調達における流動性により生じるリスク

「借入れ」の項目に定められる規定に従い、管理会社は、ファンドの勘定において借入れを行うことができる。管理会社が適切な借入れを行わない、または非常に不利な条件でしか借入れることができないリスクが存在する。変動金利による借入れは、金利上昇によりファンドの純資産に負の影響をもたらすことがある。管理会社が借入れを返済しなければならないが、借換えまたはファンドの流動資産から返済することができない場合、管理会社は、途中でまたは予定していた条件より悪条件での資産売却を余儀なくされることがある。

取引相手方リスク（信用および債権リスクを含む）

以下に記載されるリスクは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与えることがある。ある取引相手方または中央清算機関が債務不履行に陥り、その結果ファンドの価値が減少した時点で投資者がファンドの受益証券を売却する場合、投資者は、ファンドへの投資額の一部またはすべてを回収できないことがある。結果として、投資者はファンドへの投資元本の一部、または全部を失う可能性がある。

決済不履行のリスク

ファンドが直接的または間接的に保有する任意の有価証券の発行体すなわちファンドが有する債権の債務者が破産する可能性があり、その結果、ファンドが保有する資産が経済的な価値を失う可能性がある。

証券貸付の決済不履行リスク

管理会社がファンドの勘定において証券貸付を行った場合、管理会社は、取引相手方の債務不履行に対する予防措置として、適切な担保の受領を確保しなければならない。担保の対象範囲は、証券貸付として譲渡された証券の市場価格と少なくとも同程度とする。貸付けとして付与された証券の価値が上昇したか、担保の格付が引き下げられたか、または借主の財務状況が悪化し、かつ差し入れた担保が適切ではなくなった場合、借主は、追加の担保を差し入れなければならない。借主がかかる追加支払要件を遵守できない場合、取引相手方の債務不履行時において、証券を再譲渡する権利に関するヘッジが完全ではないというリスクが存在する。また、ファンドの保管銀行以外の機関が担保を保有する場合には、借主の債務不履行時において、当該担保が迅速に、またはその全額が現金化されないリスクが存在する。

証券レポ契約の決済不履行リスク

管理会社がレポ契約に基づき、ファンドのために証券を売却する場合、取引相手方の債務不履行に対する保護手段として、適切な担保の受領を確保しなければならない。レポ契約期間中に、取引相手方が債務不履行になった場合、管理会社は、提供された担保を換金する権利を有する。ファンドは、契約期間中の担保の発行体の信用格付の悪化により、またはレポ契約に基づき売却された証券の価格の上昇により、当該担保が証券の再譲渡に関するファンドの権利全体の保護としては不十分となることを上限とする損失リスク等を負うことがある。

取引相手方（中央清算機関を除く）リスク

ファンドに関する取引が証券取引所または規制市場(OTC取引)を通じて行われない場合、決済不履行の一般のリスクに加えて、取引相手方が義務を完全にまたは部分的に履行しないというリスクが生じる。これは、派生商品を伴う取引に特に適用される。取引相手方による債務不履行は、ファンドの損失につながる可能性があるが、特にOTC取引の派生商品については、取引相手方から担保を受領することにより、当該リスクを大幅に低減することができる。

中央清算機関に関するリスク

中央清算機関（CCP）は、特に金融派生商品を伴う一定の取引において、ファンドの仲介機関として行為する。これらの取引に関し、中央清算機関は、売り手に対しては買い手として、買い手に対しては売り手として行為する。中央清算機関は、いわゆる預託証拠金（例えば担保）など、取引の実施により生じる損失を常に補填できる多数の保護手段を通じて、約定事項の履行が不可能と判明した取引相手のリスクをヘッジする。これらの保護にもかかわらず、中央清算機関が債務超過に陥り債務不履行となる可能性を排除することはできず、管理会社がファンドのために有する債権にも影響を及ぼす可能性がある。結果として、ファンドは、ヘッジされていない損失を被ることがある。

ファンドの運用およびその他のリスク

以下に記載されるリスクは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼし、受益証券の価格にも負の影響を与える場合がある。ファンド資産の価格が、その購入時よりも低い時点で投資者がファンドの受益証券を売却する場合、ファンドへの投資額（全額）が回収されず、投資者はファンドへの投資元本の一部、または全部を失う可能性がある。

決済リスク

特に非上場証券に投資する際に、取引相手方が適時にまたは合意した通りに支払または引渡しを行わないことにより、送金システムによる決済が予定通りに実行されないというリスクが生じる。

一般税制の変更、税務リスク

本書に記載される投資者向けの主要な税制の概要は、現行法に基づいており、ドイツにおける無制限所得税または無制限法人税債務の対象者向けである。しかし、新たな法律、判決または税務当局による規則によって、税務上の意味合いが変更されないという保証はない。

2016年7月26日、ドイツ投資税改革法(InvStRefG)が公表された。同改革法には、ドイツ投資税法(InvStG)およびドイツ法人税法(EStG)を修正する規定が含まれる。同改革法の制定は、ドイツ国内のエクイティからの配当金およびドイツ国内の参加権(株式資本に類似)からの収入に確定資本利益税を課税する規定を策定することにより、課税回避を目的とする税務スキーム(cum-cum取引)を防止することを目的としている。同改革法的主要部分とは異なり、本規定は遡及的に効力が生じ、2016年1月1日が発効日となる。この規定の概要は以下の通りである。

従来の法的状況とは異なり、一定の状況下において、ドイツ国内ファンドの受領する配当総額に15%のドイツ確定資本利益税が源泉課税される。課税されるケースは、ドイツ国内のエクイティおよび参加権(株式資本に類似)が、資本利益支払期日の45日前から同支払期日の45日後までの期間(すなわち91日間)において45日間継続してファンドによって保有されておらず、かつ資本価額の70%以上に関する変動リスクがこの45日間を通じて継続して負担されていない場合(「45日ルール」という。)である。直接間接を問わず、他者に対する資本利益の支払義務(スワップ、証券貸付契約、証券レポ契約を通じた支払いなど)においてもまた、資本利益税債務が生じる。

このため、ドイツ国内のエクイティおよび参加権(株式資本に類似)から生じるリスクを直接または間接的にヘッジする価格ヘッジまたは先渡取引は、弊害をもたらす可能性がある。バリュー指数および価格指数を用いた価格ヘッジ取引は、この点に関して間接的ヘッジと考えられる。関係当事者がファンドに投資している場合、関係当事者らのヘッジ取引もまた、弊害をもたらす可能性がある。

上記により複数のリスクが生じる。ファンドが負担する可能性がある租税債務について引当が行われる場合、ファンドの受益証券価格が相対的に下落する可能性を排除することはできない。租税債務が生じず結果的に引当金が戻し入れられた場合であっても、相対的に上昇した受益証券価格が、引当が行われた時点でファンドの受益証券を保有していた投資者の利益とはならない場合がある。さらに、配当基準日に関する新たな規定によって、対象となる受益証券の売買価格が、規定が適用されない場合より大きく乖離することになる場合があり、全体として、より不利な市況につながる可能性がある。

変動性の増大

ファンドの変動（すなわち、短期間で受益証券価格が特に大きく変動すること）が生じるか否かは、予め予測することができない全般的な市況に大きく左右される。ただし、投資商品の対象が絞り込まれる場合には、変動性が高くなるリスクが増大する。

国および送金リスク

借り手の国における経済的もしくは政治的不安定を特に原因として、当該国に送金を行う能力がない、または送金に消極的であるため、かかる国外の借り手が、その支払能力にかかわらず、支払を全く行うことができないかまたは期限内に行うことができない場合、国または送金リスクが生じる。その結果、ファンドの勘定で管理会社が受領する権利を有する支払が未払いのままとなるか、または外貨規制により換金できないかもしくはできなくなった通貨建てで支払われることがある。

海外投資における法的小および政治上のリスク

ファンドのための投資は、ドイツ法が適用されない、または、法的紛争が生じた場合には司法管轄がドイツ国外となる法域で行われることがある。その結果、管理会社がファンドのために有する権利および義務は、ドイツにおける権利および義務と異なり、ファンドおよび/または投資者の不利益となることがある。管理会社が、当該法域における政治上または法律上の動向（法的枠組みの変更を含む。）を認識していない、もしくは認識するのが遅すぎる場合、または、かかる動向が、取得予定であったかもしくは取得済の資産を制約することがある。

犯罪行為、不正行為または自然災害に関するリスク

ファンドは、詐欺またはその他の犯罪行為の被害者となることがある。また、管理会社の従業員もしくは第三者による誤解もしくは過誤による損失を被るか、または自然災害など外部事象により損害を受けることがある。

主要社員の異動に伴うリスク

一定の期間にわたり非常に良好なパフォーマンスを上げるファンドの成功は、投資を扱う者の能力（つまり、運用の適切な判断）によるところがある。しかしながら、ファンドの運用を行う者は異動することがある。新たな意思決定者は成功度が低い可能性がある。

主要な投資者のためのヘッジ取引による税務リスク

ドイツ国内の配当金および投資者が元々取得しているドイツ国内のエクイティに類似する収益参加権からの収入に対するキャピタル・ゲイン税の全部または一部が控除または払戻可能ではない可能性があることを排除することはできない。投資者が、()投資収益支払期日の前後の45日の期間(合計91日間)において45日間継続してドイツ国内のエクイティおよびドイツ国内のエクイティに類似する収益参加権を保有し、かつ、()かかる45日間の全体を通じて継続して受益証券または収益参加権の価値の下落のリスクの70%以上を負担する場合、キャピタル・ゲイン税は全額控除されまたは払い戻されるものとする(いわゆる「45日ルール」)。

さらに、キャピタル・ゲイン税を相殺する目的で、その他の者に対して直接または間接的にキャピタル・ゲイン税を支払う義務(スワップ、証券貸付取引、レボ契約を通じた支払など)は存在しない。その結果、ドイツ国内のエクイティまたはドイツ国内のに類似する収益参加権から生じるリスクを直接または間接的にヘッジするヘッジまたは先渡取引は、弊害をもたらす可能性がある。バリュエーション指数および価格指数に関するヘッジ取引は、間接的ヘッジと考えられる。ファンドが投資者の関係当事者とみなされ、ファンドがヘッジ取引を締結する限りにおいて、かかる取引は投資者に帰属するものとされ、よって投資者は45日ルールを遵守できなくなる可能性がある。

投資者が元々実現した関連する収益に対するキャピタル・ゲイン税が保留されない場合、ファンドのヘッジ取引は投資者に帰属するものとされ、投資者は税務当局に対してキャピタル・ゲイン税を支払わなければならない可能性がある。

保管リスク

保管リスクとは、保管銀行または副保管銀行の破産、過失、故意の違法行為または不正行為があった場合に、ファンドが、保管されている投資額の全部または一部へのアクセスを拒否される可能性から生じるリスクである。国外の他の保管銀行で保有される資産の喪失または消失について、保管銀行は無限の責任を負う。

リスクに対する管理体制

管理会社のインベストメント・コンプライアンス/ガイドライン・モニタリング部門では、19名の社員により、規制上、契約上および社内におけるガイドラインの遵守を監視している。監視業務は、工程説明書と内部統制に基づき遂行され、コンプライアンス・システムにおいて、投資制限の完全かつ正確な実施を確保している。

市場リスクの数量化に関する方法、過程およびシステムの設定の責任は、中央のポートフォリオ・リスク管理チームにあり、ポートフォリオ運用とは分離されている。市場リスクは、株式、金利、債券および特定資産を個別に考慮して分析される。市場リスクの数量化に関する規定上の数量的要件(想定最大損失額アプローチ)は、例えば、保有期間10日間、信頼度99%および最低1年の時系列である。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

ドイツにおけるファンドに対する販売手数料は5 %であり、現在管理会社は5 %を請求している。

日本国内における申込手数料

受益証券の募集は2009年8月1日以降行われていない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

クラスA(EUR)受益証券につき、管理会社は、各取引日に決定される純資産価額に基づき算定されるファンドの比例按分資産額の年率1.65%に相当する日々の総報酬を受領する。ただし、管理会社はこれより低い料率の総報酬を請求することができる。

上記に従い、当該総報酬は、ファンドに対し別途請求されることのない以下の報酬および費用を含む。

- ・ ファンドの運用（資金運用、管理事務代行業務）に関する報酬
- ・ ファンドの販売会社に対する報酬
- ・ 保管報酬
- ・ 外国証券の海外での保管について現行の銀行慣例に従って課される費用を含む現行銀行慣例上の安全保管および口座報酬
- ・ 投資者のための法定の販売文書(年次報告書および半期報告書、目論見書、主要な投資者向け情報)の印刷・発送費用
- ・ 年次報告書および半期報告書、清算報告書、申込価格および買戻価格ならびに分配または累積利益の公表費用
- ・ 管理会社の監査人によるファンドの監査費用(すべての納税資料がドイツ租税法の規則を遵守している旨を記載した証明書の費用を含む。)
- ・ 持続性のある媒体によるファンドの投資者に対し情報(ファンドの合併に関する情報および投資制限の違反の手段に関する情報または1口当たり純資産価格算定の際の計算の間違いに関する情報を除く。)を提供するための費用
- ・ 政府関連機関がファンドに関して徴収する手数料および費用
- ・ ファンドの投資の成功に関する第三者による分析費用
- ・ 利札の換金に関連して生じる費用

当該総報酬は、いつでも、ファンドの資産から引き出すことができる。

管理会社はまた、ファンドの運用についてファンドに対し請求可能な追加の成功報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬は、以下に定める報告期間終了時における、ファンドの運用成績が以下に指定するベンチマークの実績を上回る金額(ベンチマークに対するアウトパフォーマンス)の20%(最大金額)を上限とするが、該当する報告期間のファンド資産の平均価額の4%を超えてはならないものとする。

報告期間終了時におけるファンドのパフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを下回った場合(ベンチマークからのマイナスの逸脱)、管理会社は、成功報酬を受け取ることはできないものとする。ベンチマークのパフォーマンスを上回った金額を計算する場合と同様、ベンチマークのパフォーマンスを下回った金額は、受益証券1口当たりの合意された最大マイナス金額を基準として計算されるものとし、次期報告期間に繰り越される。次期報告期間において、管理会社は、報告期間終了時においてベンチマークのパフォーマンスを上回った金額が前期報告期間から繰り越されたマイナスの金額を超えた場合にのみ、成功報酬を受け取るものとする。かかる場合、報酬を受け取る権利は、上記の2つの金額の差額を基準とするものとする。受益証券1口当たりの残存マイナス金額は、次期報告期間に繰り越される。次期報告期間の終了時においても、再び、ベンチマークに対するマイナス金額が残存する場合には、繰り越されたマイナス金額と今回のマイナス金額が合算される。成功報酬を計算する際、過去5報告期間において繰り越されたマイナス金額が考慮される。

成功報酬の計算に関する報告期間は、2013年2月1日に開始し、2014年7月31日に終了する。2013年2月1日から2013年6月30日までの成功報酬は、2013年6月30日まで有効な費用に関する規定に従って計算され、また、2013年7月1日から2014年7月31日までの成功報酬は、2013年7月1日から効力を生ずる費用に関する規定に従って計算される。成功報酬が計算される対象となる将来のすべての報告期間は、各暦年の8月1日に開始し、翌暦年の7月31日に終了する。

MSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)がベンチマークとして選定された。ファンドの投資戦略が変更された場合、または記載されたベンチマークが存在しなくなった場合、管理会社は、ファンドの投資戦略を考慮しつつ上記に記載された指数の代わりとなる他の適切な指数を指定するものとする。

成功報酬は、ベンチマークのパフォーマンスとBVI方式に従って算出される報告期間中のファンドのパフォーマンスを比較することによって計算される。ファンドに請求される費用を比較前にベンチマークのパフォーマンスから差し引くことはできないものとする。

上記に従ってファンドのパフォーマンスを計算するために、会計年度の期首からの受益証券1口当たりのパフォーマンスは、受益証券1口当たりの価格にファンドが支払った一切の配当および税金を算出の目的上加算することによって算出される。

日次の比較の結果により、日次の比較をベースに発生した成功報酬は、ファンドに計上される。報告期間中のファンドのパフォーマンスがベンチマークのパフォーマンスを下回った場合、報告期間中に既に発生した成功報酬は、日次の比較に従って無効となる。報告期間終了時において既に計上されていた成功報酬は、取り消されることがある。

報告期間終了時の受益証券1口当たりの価格が報告期間の期首の価格を下回った場合も成功報酬は取り消されることがある(絶対ネガティブ・パフォーマンス)。

(4) 【その他の手数料等】

上記の報酬等に加え、以下の費用がファンドに対し請求される。

現行の銀行慣例に従った証券貸付プログラムの使用に関連して生じる費用。管理会社は、証券貸付に関する費用が、いかなる場合も、かかる取引による収益を超えることがないことを確保するものとする。

ファンドに帰属する正当とみなされる請求の主張および執行に関する費用、ならびにファンドに対し提起された正当ではない請求に対する防御に関する費用

源泉税もしくはその他の税金および／または会計手数料の減額、相殺および／または払戻しに関する正当とみなされる請求の検証、主張および執行に関する費用

上記 および に記載の費用ならびに管理および保管に関する費用に関連して、管理会社、保管銀行および第三者に支払われる報酬に応じて生じる税金

上記の報酬および費用に加えて、資産の取得および売却に関連して生じる費用は、ファンドに請求される。

管理会社は、取引に関して、投資者の最善の利益のため投資判断に用いられるリサーチおよび分析をブローカーから入手することができる。管理会社は、選任されたブローカーと契約を締結することができ、かかる契約に基づき、ブローカーは直接にまたは多少の遅れをもって、管理会社が資産の売買につき支払う報酬の一部を、管理会社が投資者の最善の利益のため投資判断に利用するリサーチまたは分析を管理会社に提供する第三者に移譲することができる（「手数料シェア契約」）。

管理会社は、通常、自らの総報酬の一部を仲介業者に渡す。かかる報酬は非金銭的利益の形になることもある。これは、委託ベースの分配および助言業務に関する払戻しを行い、当該分配および助言業務のクオリティを改善するためである。同時に、管理会社は、第三者から報酬または非金銭的利益を受け取ることがある。管理会社は、要求に応じて投資者に対し、付与されたまたは受け取った報酬および利益に関する詳細を開示する。

管理会社は、保管銀行または第三者に対して支払われた報酬および費用でファンドに対し請求されたものに関する返金を受け取らないものとする。

会計年度中にファンドに対し請求された費用は、年次報告書においてファンドの平均出来高（「総費用比率（TER）」）に関連して開示および報告されるものとする。総報酬はファンドにおいて負担した取引費用、借入金利息および運用関連手数料とみなされる。負担した費用は費用補償の対象にならない。また、対象投資信託レベルで負担した費用は勘定に入られない。表示期間中に負担した費用の総額は、ファンド資産で除される。結果として生じた割合が、成功報酬を含まないTERである。成功報酬および成功報酬を含むTERも表示される。計算は、EU規則第583/2010号に関連してCESRガイドライン10-674で推奨される方法を遵守する。

管理会社は、今後短期間における重大なTERの変動は予想していないが、TERは、管理会社が影響力を行使することができない外部費用の増加等が原因となって将来異なってくることがある。

第2次金融商品市場指令(MiFID II) / ドイツ証券取引法(WpHG)に基づき、販売会社は、証券サービスを提供する前に、顧客に対し総費用を開示しなければならない。この総額は、サービスおよびファンドに係る経費から成る。第2次金融商品市場指令は、ファンド費用の拡大された定義を踏まえたものである。特に、拡大された定義は、取引費用を総コストに含めている。ファンドのレベルで継続して発生する費用を決定する際には、資金調達費用または証券貸付費用などのいくつかの新たな要素も加えられる。ファンド費用の拡大された定義は、継続して行われる顧客報告にも適用される。経費の見積りにおいて予想される乖離については、目論見書で明確に示す必要がある。投資者が受益証券を取得する際に第三者から助言を受ける場合、またはかかる第三者が取得のためのブローカーとして行為する場合、かかる第三者は、ここで説明される総費用比率を超える経費または費用比率を示すことができる。その理由として、特に、かかる第三者がそのブローカレッジ業務または助言業務に係る経費も考慮に入れるという点を挙げることができる。また、かかる第三者は、販売手数料などの一時費用も考慮に入れることがあり、一般的に、ファンドのレベルで発生する費用について異なる計算方法を用いるが、これには、特にファンドの取引コストが含まれる。このことは、長期にわたる助言関係またはその他の顧客との関係の中で保有される、ファンド投資に関する通常の経費についての情報にも当てはまる。

投資信託の受益証券の取得に関する特定の特徴

上記の総報酬に加え、ファンドにおいて保有される対象投資信託の受益証券の運用報酬もファンドに対し請求される。

投資者は、ファンドが対象投資信託の受益証券に投資する範囲で、本書に記載した諸費用を直接負担するだけでなく、対象投資信託に請求される比例按分の諸費用も間接的に負担しなければならない。対象投資信託に請求される諸費用は、その設立文書(例えば、投資約款または定款)により決定されるため、理論的に予測することはできない。ただし、一般的に、本書に記載したファンドに対し請求される報酬および費用は対象投資信託に対しても同様に請求される。

管理会社は、年次報告書および半期報告書に、対象投資信託の受益証券の申込みおよび買戻しに関して該当する報告期間においてファンドに対し請求された販売手数料および買戻し手数料の金額を開示しなければならない。ファンドが、管理会社または相当の直接または間接的参加をもって管理会社が関連会社化している他の会社が直接または間接的に運用する対象投資信託の受益証券を取得する場合、管理会社も当該関連会社も、当該受益証券の申込みまたは買戻しの手数を請求してはならない。管理会社は、年次報告書および半期報告書に、ファンドにおいて保有される受益証券の運用に関して、管理会社、他の投資運用会社もしくは相当の直接または間接的参加をもって管理会社が関連会社化している他の会社がファンドに対し請求する報酬を開示しなければならない。

その他の手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

日本での取扱い

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。ファンドの受益証券はどの取引所にも上場していない。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ドイツでの取扱い

投資者向けの主要な税制の概要（2018年1月1日より適用。）

以下の税制の概要は、ドイツにおいてすべての納税義務を負う投資者にのみ適用される。外国投資者に関しては、自らの税務アドバイザーに相談し、ファンドの受益証券を購入する前に、当該ファンドへの投資により自らの居住国において負う場合がある納税義務につき調べることを勧める。外国投資者は、すべての納税義務を負わない投資者である。外国投資者は、以下に非居住者として言及されている。

特別目的のファンドとして、ファンドは、通常、法人税および事業税を免除されている。ただし、ファンドは、投資対象から得られるドイツ国内の収入および所得税納税義務を限定的に有するという状況におけるその他のドイツ国内の収入を通じて部分的に法人税の対象となる（法人に対する受益証券の売却から得られる利益を除く。）。税率は15%である。課税収益が確定資本利益税を控除することにより課税される場合、15%の税率は既に連帯付加税を含んでいる。

ただし、投資収入は、投資収入がその他の資本収入と合わせて節税者のための非課税額（現在（納税申告を個別に行う1名または2名の者に関しては）801ユーロまたは（納税申告を共同で行う2名の者に関しては）1,602ユーロ）を超える範囲で、個人投資者のレベルにおいて所得税の目的上資本収入とみなされる。

原則として、資本収入は25%の源泉徴収税（これに加えて、該当する場合、連帯付加税および教会税）の対象である。資本収入は、投資信託からの収入（投資収入）、すなわちファンドからの分配、前払いされた一括支払金および受益証券の売却から得られる利益も含む。

原則として、源泉徴収された税金は、個人投資者の最終的な租税債務（最終的な源泉徴収税）に等しいため、資本収入を所得税申告に含める必要はなくなる。原則として、税金が保管機関により源泉徴収された場合、損失および直接投資から生じる外国源泉徴収税の相殺は既に考慮されている。

ただし、源泉徴収された税金は、投資者の個人税率が最終的な源泉徴収税率である25%を下回る場合、最終的なものではない。かかる場合、投資者は、自らの資本収入を所得税申告に含める。金融当局は、その後租税債務を計算するために最も低い個人税率を使用し、源泉徴収された金額を個人租税債務と相殺する（納税者に最も有利な規定に基づく査定）。

資本収入につきいかなる税金も源泉徴収されていなかった場合（例えば、収入が外国の証券勘定において保有されるファンドの受益証券の売却から生じたため税金が源泉徴収されていなかった場合）、資本収入は納税申告に含まれるものとする。資本収入はその後最終的な源泉徴収税率である25%または最も低い個人税率で課税されるものとする。

受益証券が受益者の事業資産の一部として保有される範囲で、収入は税務上の目的において事業所得として取り扱われる。

個人資産として保有される受益証券（ドイツ居住者）

分配

ファンドの分配は、通常、課税対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、分配の30%が非課税である。

課税分配は、通常、25%の源泉徴収税（これに加えて、連帯付加税および該当する場合、教会税）の対象である。

投資者が税務の目的上ドイツ居住者である場合および適切な源泉徴収免除証明（Freistellungsauftrag）が提出されている場合、いかなる税金も源泉徴収されない。ただし、かかる収入の課税部分が、納税申告が個別に行われた場合は801ユーロ、または納税申告が共同で行われた場合は1,602ユーロを超えないことを条件とする。

所得税の対象となることが予定されていない者につき非課税証明書が提出された場合にも、上記が適用される。

ドイツの投資者の受益証券がドイツの証券勘定で保有された場合、勘定を維持する保管機関は、その支払代理人としての資格において、特定の分配日の前に十分な金額につき（正式な様式を使用して記入済の）源泉徴収免除証明が当該保管機関に提出された場合、または最大3年間を限度として税務当局により発行されている非課税証明書が当該保管機関に提出された場合、税金の源泉徴収を行わない。かかる場合、分配の全額が投資者に貸方記入され、いかなる税金も源泉徴収されない。

前払いされた一括支払金

前払いされた一括支払金は、暦年内にファンドが行った分配が当該暦年の基準収入を下回る金額である。基準収入は、暦年開始時の受益証券買戻価格に、長期にわたって取得される可能性がある公共セクターの債券の利回りから生じた基準金利の70%を乗じて計算される。基準収入は、超過額に限定される。超過額は、暦年において設定された当初価格および最終価格の間の買戻価格に、暦年に行われた分配を加算して計算される。受益証券が取得される年において、前払いされた一括支払金は、取得月に先立つそれぞれの満1か月に関して12分の1に減額される。前払いされた一括支払金は、翌暦年の最初の営業日に受領されたものとみなされる。

前払いされた一括支払金は、通常、課税対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、前払いされた一括支払金の30%が非課税である。

課税対象の前払いされた一括支払金は、通常、25%の源泉徴収税（これに加えて、連帯付加税および該当する場合、教会税）の対象である。

投資者が税務の目的上ドイツ居住者である場合および適切な源泉徴収免除証明（Freistellungsauftrag）が提出されている場合、いかなる税金も源泉徴収されない。ただし、かかる収入の課税部分が、納税申告が個別に行われた場合は801ユーロ、または納税申告が共同で行われた場合は1,602ユーロを超えないことを条件とする。

所得税の対象となることが予定されていない者につき非課税証明書が提出された場合にも、上記が適用される。

ドイツの投資者の受益証券がドイツの証券勘定で保有された場合、勘定を維持する保管機関は、その支払代理人としての資格において、特定の受領日の前に十分な金額につき（正式な様式を使用して記入済の）源泉徴収免除証明が当該保管機関に提出された場合、または最大３年間を限度として税務当局により発行されている非課税証明書が当該保管機関に提出された場合、税金の源泉徴収を行わない。かかる場合、税金は支払われない。その他税金が支払われる場合、投資者は、ドイツの保管機関が納税するに足る十分な額を用意しなければならない。そのために保管機関は、投資者の同意を必要とすることなく、保管機関が投資者の名義で維持する勘定から、支払われるべき税金の金額を徴収することができる。投資者が前払いされた一括支払金を受領する前に異議を申し立てない限り、保管機関は、投資者と合意した当座貸越しがかかる勘定に関して使用されなかったため、投資者の名義で保有する勘定から、支払われるべき税金の金額を徴収することができる。投資者が、ドイツの保管機関が納税するに足る十分な額を用意するという自らの義務を履行しなかった場合、保管機関は、この点を管轄税務局に通知しなければならない。かかる場合、投資者は、所得税申告において前払いされた一括支払金を申告しなければならない。

投資者レベルのキャピタル・ゲイン

投資者が2017年12月31日より後にファンドの受益証券を売却した場合、一切のキャピタル・ゲインは、25%の源泉徴収税の対象となる。これは、2018年１月１日より前に取得され、かつ、2017年12月31日に売却され、2018年１月１日に再取得されたとみなされる受益証券および2017年12月31日より後に取得された受益証券に適用される。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、キャピタル・ゲインの30%が非課税である。

2018年１月１日より前に取得され、かつ、2017年12月31日に売却され、2018年１月１日に再取得されたとみなされる受益証券の売却から利益を得る場合で、受益証券が2008年12月31日より後に実際に取得された場合、実際の売却が行われた時点で、2017年12月31日の想定上の売却から得られた利益に対して税金が支払われることに留意するべきである。

ドイツの証券勘定で受益証券が保有される場合、勘定を維持する保管機関は源泉徴収税を控除し、部分的な免除を考慮する。25%の源泉徴収税（これに加えて連帯付加税および該当する場合、教会税）は、十分な源泉徴収免除証明または非課税証明書を提出することにより回避することができる。個人の投資家がかかる受益証券を損失を出して売却した場合、かかる損失をその他のプラスの資本収入を相殺するために使用することができる。受益証券がドイツの保管機関によって保有され、同一の暦年にプラスの資本収入が同一の保管機関において生み出された場合、保管機関は損失を相殺するものとする。

2009年１月１日より前に取得されたファンドの受益証券が2017年12月31日より後に売却された場合、2017年12月31日より後に発生した利益については、100,000ユーロの金額を上限として個人投資家に対して非課税である。投資者は、関連する利益が投資者の税務を取り扱う税務局に申告された場合にのみかかる非課税控除を使用することができる。

キャピタル・ゲインの金額を計算する場合、投資期間中に充当された前払いされた一括支払金は、キャピタル・ゲインから控除されるものとする。

事業資産の一部として保有される受益証券（ドイツ居住者）

ファンドの法人税の払戻し

投資者が、定款および付属定款、信託の設立証書その他規約に基づき、単独で、かつ、直接的に非営利、慈善もしくは宗教の目的を果たすドイツの企業、団体もしくは財団であり、実際にしかるべく運営されている場合、または単独で、かつ、直接的に宗教的利益にかなう一般法に基づく法主体である場合、ファンドレベルで負担した法人税は、投資者に送金するためにファンドに対して払い戻される。ただし、かかる払戻しは、受益証券が営利目的の事業運営において保有される場合は行われらないものとする。これは、公的援助および回収のサービスを提供している、外国に登録上の事務所を有し、運用を行う類似の外国の投資者にも適用される。かかる投資者が、関連する申請書を提出し、負担した法人税が投資者の保有期間に比例して帰属することがその前提条件である。

また、投資者は、受益証券をその他の者に譲渡する義務を負うことなく、法人税の対象であるファンドの収入を受領する3か月以上前に受益証券の法律上の実質的所有者でなければならない。さらに、ドイツ国内の配当およびドイツ国内のに関連する利益共有権からの収入に対するファンドレベルで支払うべき法人税に関して、ドイツ国内のエクイティおよびドイツ国内のに関連する利益共有権が、実質的所有者としてのファンドにより、投資収益支払期日の前後の45日の期間において45日間継続して保有され、価値変動の最小リスクがこの45日間全体を通じて一定の70%を維持することが、払戻しの必須要件である（いわゆる「45日ルール」）。

払戻しの申請書には、免税証明書および保管勘定を維持する機関により発行された保有される投資受益証券に関する明細書を同封しなければならない。投資信託受益証券保有の明細書は、投資者が暦年中に保有する受益証券の口数ならびに暦年中における受益証券の売買の時期および程度に関して作成された正式な証明書である。

ドイツ年金契約証明法に従って証明された個人退職年金または基礎年金の枠組みにおいてファンドの受益証券が保有されている場合もまた、ファンドレベルで負担した法人税は、投資者に送金するためにファンドに対して払い戻される。そのためには、個人退職年金または基礎年金契約の提供者が、ファンドに対し、ファンドの会計年度末の1か月以上前に、受益証券の取得または売却の時期および金額を通知することが必要となる。また、上記の45日ルールが考慮されなければならない。ファンドまたは管理会社は、投資者に送金するために関連する法人税の払戻しを受ける義務を負わない。特に、ファンドまたは管理会社は、投資者に関連する予想される払戻金額の最低額および/または手数料の合意に従い、かかる払戻しの申請を自由に行うことができる。

規制が非常に複雑であるため、税務アドバイザーに相談することが望ましい。

分配

ファンドの分配は、通常、所得税ならびに/または法人税および事業税の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、分配の60%が非課税であり、事業税の目的上、分配の30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、分配の80%が通常非課税であり、事業税の目的上、分配の40%が非課税である。ファンドの受益証券が投資スキームとなっている生命保険会社もしくは健康保険会社である法人、または受益証券が取引帳簿に記載されているか、もしくは、受益証券が自己勘定のための取引において短期的に利益を生み出す目的で取得された信用機関に関しては、法人税の目的上、分配の30%が通常非課税であり、事業税の目的上、分配の15%が非課税である。

分配は、通常、25%の源泉徴収税（これに加えて、連帯付加税）の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているため、税金を源泉徴収する際、30%の部分的な免除が考慮される。

前払いされた一括支払金

前払いされた一括支払金は、暦年内にファンドが行った分配が当該暦年の基準収入を下回る金額である。基準収入は、暦年開始時の受益証券買戻価格に、長期にわたって取得される可能性がある公共セクターの債券の利回りから生じた基準金利の70%を乗じて計算される。基準収入は、超過額に限定される。超過額は、暦年において設定された当初価格および最終価格の間の買戻価格に、暦年に行われた分配を加算して計算される。受益証券が取得される年において、前払いされた一括支払金は、取得月に先立つそれぞれの満1か月に関して12分の1に減額される。前払いされた一括支払金は、翌暦年の最初の営業日に受領されたものとみなされる。

前払いされた一括支払金は、通常、所得税ならびに／または法人税および事業税の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、前払いされた一括支払金の60%が非課税であり、事業税の目的上、前払いされた一括支払金の30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、前払いされた一括支払金の80%が通常非課税であり、事業税の目的上、前払いされた一括支払金の40%が非課税である。ファンドの受益証券が投資スキームとなっている生命保険会社もしくは健康保険会社である法人、または受益証券が取引帳簿に記載されているか、もしくは、受益証券が自己勘定のための取引において短期的に利益を生み出す目的で取得された信用機関に関しては、法人税の目的上、前払いされた一括支払金の30%が通常非課税であり、事業税の目的上、前払いされた一括支払金の15%が非課税である。

前払いされた一括支払金は、通常、25%の源泉徴収税（これに加えて、連帯付加税）の対象である。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているため、税金を源泉徴収する際、30%の部分的な免除が考慮される。

投資者レベルのキャピタル・ゲイン

受益証券の売却から得られる利益は、通常、所得税ならびに／または法人税および事業税の対象である。キャピタル・ゲインの金額を計算する場合、投資期間中に充当された前払いされた一括支払金は、キャピタル・ゲインから控除されるものとする。

ファンドはエクイティ・ファンドの課税基準を満たしているが、受益証券が事業資産の一部として自然人によって保有される場合、所得税の目的上、キャピタル・ゲインの60%が非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの30%が非課税である。課税対象の法人の場合、法人税の目的上、キャピタル・ゲインの80%が通常非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの40%が非課税である。ファンドの受益証券が投資スキームとなっている生命保険会社もしくは健康保険会社である法人、または受益証券が取引帳簿に記載されているか、もしくは、受益証券が自己勘定のための取引において短期的に利益を生み出す目的で取得された信用機関に関しては、法人税の目的上、キャピタル・ゲインの30%が通常非課税であり、事業税の目的上、キャピタル・ゲインの15%が非課税である。

受益証券の売却から得られる利益は、通常、源泉徴収税の対象ではない。

マイナスの税収

マイナスの税収を投資者に直接配分することはできない。

清算手続中における課税

ファンドが清算されている間、分配は、暦年における価値上昇を含む限りにおいてのみ収入とみなされる。

非居住者

非居住者である納税者がドイツの保管機関にてファンドの受益証券を保有した場合、分配、前払いされた一括支払金および受益証券の売却から得られる利益からいかなる税金も控除されない。ただし、投資者が、自らが非居住者であるという証拠を提示することを条件とする。投資者の非居住状態が、証券勘定を維持する保管機関に知らされなかった場合、またはかかる状態の証拠の提供が適時になされなかった場合、外国投資者はドイツ租税通則法（ドイツ租税通則法（Abgabenordnung-AO）第37条第2項）に従って源泉徴収税の還付を申請する必要がある。かかる証拠は、証券勘定を維持する保管機関に対して責任を負う税務局に送付されなければならない。

連帯付加税

5.5%の連帯付加税は、分配、前払いされた一括支払金および受益証券の売却から得られる利益から控除される税金である。連帯付加税は、所得税および法人税債務と相殺することができる。

教会税

所得税債務が、証券勘定を維持するドイツの保管機関が控除する源泉徴収税により支払われた場合、適用ある教会税が、源泉徴収税に加えて、また、教会税納税者が属する宗教的共同体の教会税率に基づいて通常賦課される。源泉徴収税の控除時に、教会税が特別費用として考慮される。

外国源泉徴収税

源泉徴収税は、国外で生じたファンドの収入から控除することができる。投資者は、租税債務を減らすためにかかる源泉徴収税を考慮することはできない。

ファンド合併の影響

ドイツ国内のファンドがその他のドイツ国内のファンドと合併した場合、投資者のレベルおよび参加ファンドのレベルのいずれにおいても隠れた準備金明らかにされることはない。すなわち、合併は税務上中立なものである。ドイツ国内のファンドのすべての資産の、ドイツの変動資本を有する会社型投資信託またはドイツの変動資本を有する会社型投資信託のサブ・ファンドに対する移転に関しても同様である。移転されたファンドの投資者が、合併計画（ドイツ投資法第190条第2項第2号）に定めるとおり現金支払を受領した場合、かかる現金支払は、分配として取り扱われるべきである。

税務情報の自動的交換

国際的な脱税および租税回避の阻止における情報の自動的交換の重要性は、近年国際レベルで相当に高まっている。その結果、OECDは、2014年にG20を代表し、税務における金融口座情報の自動的交換に関する国際基準（共通報告基準、以下「CRS」という。）を公表した。CRSは、多国間合意において90を超える国（参加国）により承認された。CRSは、また、2014年12月9日付の理事会指令2014/107/EUにより2014年の終了時点で課税分野の行政協力（情報の自動的交換）に関する指令2011/16/EUに組み込まれた。参加国（すべてのEU加盟国およびその他の数か国）は、2016年以降にCRSを適用し、2017年から情報を報告する義務を負う。ごく少数の国（例えば、オーストリアおよびスイス）のみが1年遅れてCRSを適用することを許可される。ドイツは、2015年12月21日付の金融口座情報交換法（Finanzkonten-Informationsaustauschgesetz）（2016年以降に適用される。）により、CRSをドイツの法律に移行した。

CRSは、関連する金融機関（主に信用機関）に対してその顧客に関する特定の情報を取得することを義務付ける。顧客（自然人または法主体）がその他の参加国に所在する、報告義務の対象となる者（かかる者には、例えば上場会社または金融機関は含まれない。）である場合、その口座および証券勘定は報告義務の対象として分類される。報告を行う金融機関は、その後、報告義務の対象であるそれぞれの口座に関して、一定の特定情報を当該金融機関の本国の税務当局に移転する。税務当局は、その後、かかる情報を顧客の本国の税務当局に移転する。

移転される情報の主な項目は、報告義務の対象である顧客の個人データ（氏名、住所、納税者識別番号、（自然人に関して）生年月日および出生地、居住国）ならびに口座および証券勘定に関する情報（例えば、口座番号、口座残高または勘定価額、収入（投資信託から得られる利息、配当または分配等）の総額、金融資産（ファンドの受益証券を含む。）の売却または買戻しから得られる総収入）である。

したがって、CRSにより、報告義務の対象であり、参加国に所在する信用機関において口座および/または証券勘定を保有する投資者に特に影響が及ぶ。その結果、ドイツの信用機関は、その他の参加国に所在する投資者に関する情報を連邦中央税務局（Bundeszentralamt für Steuern）に報告し、連邦中央税務局は、当該情報を投資者の所在国におけるそれぞれの税務当局に提供する。同様に、その他の参加国の信用機関は、ドイツに所在する投資者に関する情報をそのそれぞれの本国の税務当局に報告し、かかる税務当局は、当該情報を連邦中央税務局に提供する。最後に、その他の参加国に所在する信用機関が、同様にその他の参加国に所在する投資者に関する情報をそのそれぞれの本国の税務当局に報告する可能性がある。かかる本国の税務当局は、その後、情報を投資者の所在国におけるそれぞれの税務当局に提供すると考えられる。

EU貯蓄指令／金利情報法

金利情報法（Zinsinformationsverordnung）（以下「ZIV」という。）によりドイツの法律に移行された、金利支払の形式による貯蓄所得の課税に関する指令（2003年6月3日付理事会指令2003/48/EC、欧州官報No. L 157 p.38）は、EU域内の自然人の金利収入に対する効率的な国際課税を確保することが意図されている。EUは、EU貯蓄指令に概ね応じている一部の非加盟国（具体的には、スイス、リヒテンシュタイン、チャンネル諸島、モナコおよびアンドラ）と合意を締結した。

この目的のため、ドイツの銀行は、ドイツ財務省に対し、自らがその他の欧州の国または特定の非加盟国に居住する自然人に支払う金利収入を通知し（故にドイツの銀行は支払代理人として行為する。）、財務省は、その後、それぞれの現地の税務局に順に通知する。

ドイツの自然人が欧州または特定の非加盟国の外国金融機関から受領した金利収入は、銀行によりドイツの現地の税務局に同様に報告される。あるいは、一部の諸外国がドイツで支払われるべき源泉徴収税を控除する。

特に影響を受けるのは、EUまたは参加非加盟国に居住し、自らの証券または銀行口座をその他のEUの国において保有し、国際的な収入を得ているすべての個人投資者である。

スイスは、金利収入に対して35%の源泉徴収税を控除することを約束した国の1つである。投資者は、源泉徴収の証明書を受領し、かかる証明書を自らの所得税申告において源泉徴収税を控除するために使用することが可能である。

個人投資者は、また、自らの金利収入の任意の開示に関する認可書を外国の銀行に提出することにより、外国の税金控除を免除される選択も有する。かかる選択により、かかる機関が税金の控除を行わないことが可能となり、代わりに、収入を所定の税務当局に報告する。

ZIVに基づき、管理会社は、ファンドがZIVの目的の「範囲内」または「範囲外」であるかを問わずファンドに関して申告を行うことを義務付けられる。

ZIVは、かかる課税に関して2つの重要な投資制限を記載している。

ZIVの意味の範囲内においてファンドの資産の15%以下が債権で構成された場合、管理会社が報告したデータに最終的に依拠しなければならない支払代理人は、ドイツ財務省に申告を行う必要はない。その他、15%の制限を超過することにより、支払代理人がドイツ財務省に分配の金利部分を報告する要件が課されることとなる。

25%の制限を超過した場合、ファンドの受益証券の買戻しまたは売却の手取金に含まれる金利部分を報告しなければならない。ファンドが分配型ファンドである場合、分配の金利部分はドイツ財務省にも報告しなければならない。ファンドが累積型ファンドである場合、報告は、ファンドの受益証券の買戻しまたは売却が行われた場合にのみ必然的に行う必要がある。

FATCAに基づく米国源泉徴収税および報告

米国人となる受益者は、米国の源泉徴収税および納税報告を負担する可能性がある。

FATCAの規定は、米国資源から得た一定の所得(その他の種類の所得、配当および利息を含む。)および財産の売却またはその他処分から得た総収益に関して、一般に米国連邦報告および源泉徴収税の税制度を課す。規則は、一定の米国人が一定の米国外の勘定および米国外の事業体を直接的に、また間接的に所有することを、米国内国歳入庁に報告する義務を負うことを定める。一定の要求された情報の提出を怠った場合、管理会社は、遵守を怠った投資者に関して、30%の源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる規則は、一般に2014年7月1日以降に行われた支払に関して適用される。

ドイツは、FATCA遵守を促進するため、米国と政府間契約(以下「IGA」という。)を締結した。IGAに基づき、FATCA遵守は、新しい現地のドイツの税制ならびに報告規則および実務に基づき強化される。

管理会社は、かかる規則を遵守するため、投資者に対して追加の情報を要求する可能性がある。

投資予定者は、FATCAに基づき各自に適用される要件について各自の税務アドバイザーと相談すべきである。管理会社は、FATCA、関連する政府間契約またはその他適用される法律もしくは規則を遵守するために必要な、投資者から受領する(または投資者に関連する)情報、確認またはその他の文書を、米国内国歳入庁、米国以外の税務当局またはその他当事者に開示する可能性がある。投資予定者はそれぞれ、投資予定者各自の状況に関して、FATCAおよびその他報告要件の適用可能性について各自の税務アドバイザーと相談すべきである。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(資産別及び地域別の状況)

(2020年4月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	イギリス	243,917,468.76	21.59
	フランス	187,751,038.21	16.61
	ドイツ	146,010,509.34	12.92
	フィンランド	82,057,033.40	7.26
	スイス	67,470,433.87	5.97
	ノルウェー	63,940,936.51	5.66
	スウェーデン	62,139,529.06	5.50
	デンマーク	58,908,708.58	5.21
	オランダ	54,972,397.74	4.86
	スペイン	27,342,741.44	2.42
	アイルランド	23,694,583.50	2.10
	ポルトガル	20,512,645.79	1.82
	ベルギー	14,571,370.56	1.29
投資信託	ルクセンブルグ	45,407,677.79	4.02
小計		1,098,697,074.55	97.23
現金・その他の資産(負債控除後)		31,322,797.28	2.77
合計 (純資産総額)		1,130,019,871.83 (約131,082百万円)	100.00

(注1) 上記は、クラスA(EUR)受益証券およびクラスP(EUR)受益証券の両方を含むファンド全体の投資状況を記載している。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

< 株式 >

(2020年4月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	業種	株数(株)	時価(ユーロ)		投資比率 (%)
					単価	金額	
1	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	ヘルスケア	967,818	58.12	56,245,402.78	4.98
2	ASTRAZENECA PLC	イギリス	ヘルスケア	469,116	95.82	44,950,008.29	3.98
3	WORLDLINE SA	フランス	情報技術	632,060	63.26	39,984,115.60	3.54
4	STOREBRAND ASA	ノルウェー	金融	8,952,000	4.36	39,061,534.15	3.46
5	SANOFI	フランス	ヘルスケア	424,032	90.06	38,188,321.92	3.38
6	ITM POWER PLC	イギリス	工業	20,005,251	1.85	36,944,053.85	3.27
7	SCOR SE	フランス	金融	1,395,997	26.14	36,491,361.58	3.23
8	SILTRONIC AG	ドイツ	情報技術	433,800	79.38	34,435,044.00	3.05
9	UPM-KYMMENE OYJ	フィンランド	基幹素材	1,215,200	25.49	30,975,448.00	2.74
10	STORA ENSO OYJ-R SHS EUR	フィンランド	基幹素材	2,784,970	10.82	30,133,375.40	2.67
11	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	イギリス	金融	317,200	87.30	27,690,044.68	2.45
12	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	ドイツ	通信事業	855,720	32.06	27,434,383.20	2.43
13	FERROVIAL SA	スペイン	工業	1,198,192	22.82	27,342,741.44	2.42
14	SSE PLC	イギリス	公共施設	1,854,370	14.57	27,022,094.63	2.39
15	VEOLIA ENVIRONNEMENT	フランス	公共施設	1,322,439	20.02	26,475,228.78	2.34
16	SIKA AG-REG	スイス	基幹素材	169,200	151.50	25,633,939.97	2.27
17	SWISS RE AG	スイス	金融	374,012	67.94	25,409,125.33	2.25
18	RIO TINTO PLC	イギリス	基幹素材	577,000	43.87	25,313,569.71	2.24
19	LERØY SEAFOOD GROUP ASA	ノルウェー	生活必需品	5,287,579	4.71	24,879,402.36	2.20
20	SAP SE	ドイツ	情報技術	223,963	109.78	24,586,658.14	2.18
21	SCOUT24 AG	ドイツ	通信事業	414,800	59.25	24,576,900.00	2.17
22	KERRY GROUP PLC-A	アイルランド	生活必需品	235,767	100.50	23,694,583.50	2.10
23	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ドイツ	金融	106,730	206.80	22,071,764.00	1.95
24	FAURECIA	フランス	循環消費財	628,557	33.85	21,276,654.45	1.88
25	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	ポルトガル	公共施設	5,374,023	3.82	20,512,645.79	1.82
26	ING GROEP NV	オランダ	金融	3,871,801	5.26	20,346,314.26	1.80
27	AKZO NOBEL N.V.	オランダ	基幹素材	255,000	69.62	17,753,100.00	1.57
28	NEXT PLC	イギリス	循環消費財	319,959	54.86	17,553,942.62	1.55
29	INFORMA PLC	イギリス	通信事業	3,050,000	5.46	16,645,893.00	1.47

< 投資信託 >

(2020年4月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	口数 (口)	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
1	ALLIANZ EUR MID CAP EQ-I	ルクセンブルグ	25,366	1,000.00	25,365,972.00	1,268.91	32,187,129.19	2.85

(注) 上記は、クラスA(EUR)受益証券およびクラスP(EUR)受益証券の両方を含むファンド全体の投資有価証券の主要銘柄である。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2020年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2020年4月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

過去10年度末および2020年4月末日前1年間における各月末のクラスA(EUR)受益証券の純資産総額および一口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

会計年度末	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	百万ユーロ	百万円	ユーロ	円
2010年度末	1,483	172,028	77.03	8,935
2011年度末	1,219	141,404	67.76	7,860
2012年度末	1,297	150,452	79.19	9,186
2013年度末	1,389	161,124	91.88	10,658
2014年度末	1,371	159,036	96.36	11,178
2015年度末	1,358	157,528	105.19	12,202
2016年度末	1,318	152,888	104.88	12,166
2017年度末	1,330	154,280	105.99	12,295
2018年度末	1,097	127,252	89.55	10,388
2019年度末	1,263	146,508	105.45	12,232
2019年5月末日	1,135	131,660	92.31	10,708
6月末日	1,177	136,532	95.87	11,121
7月末日	1,168	135,488	95.32	11,057
8月末日	1,146	132,936	93.77	10,877
9月末日	1,184	137,344	97.06	11,259
10月末日	1,214	140,824	99.85	11,583
11月末日	1,244	144,304	102.88	11,934
12月末日	1,263	146,508	105.45	12,232
2020年1月末日	1,277	148,132	107.43	12,462
2月末日	1,187	137,692	100.17	11,620
3月末日	1,009	117,044	84.59	9,812
4月末日	1,114	129,224	93.75	10,875

【分配の推移】

過去10年間のクラスA(EUR)受益証券の一口当たり分配金の推移は、以下のとおりである。

会計年度	一口当たり分配金(ユーロ)
2010年度	0.69(約 80円)
2011年度	0.38(約 44円)
2012年度	0.98(約114円)
2013年度	1.51(約175円)
2014年度	2.12(約246円)
2015年度	1.27(約147円)
2016年度	3.01(約349円)
2017年度	2.73(約317円)
2018年度	1.63(約189円)
2019年度	1.25(約145円)

(注) 分配金は、毎年会計年度末から3か月以内に支払われる。

【収益率の推移】

過去10年間のクラスA(EUR)受益証券にかかる収益率の推移は、以下のとおりである。

会計年度	収益率 ^(注) (%)
2010年度	8.68
2011年度	-11.14
2012年度	17.43
2013年度	17.26
2014年度	6.52
2015年度	11.36
2016年度	0.91
2017年度	3.93
2018年度	-12.94
2019年度	19.58

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末のクラスA(EUR)受益証券一口当たり純資産価格(当該会計年度に支払われた分配金の合計額を加えた額(ただし、中間分配金は、便宜上、期末分配金と同日に支払われたものとみなす。))

b = 当該会計年度の直前の会計年度末のクラスA(EUR)受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

最近10会計年度におけるクラスA(EUR)受益証券の販売、買戻しの実績および各年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻し口数	期末発行済総口数
2010年度	1,840,803 (0)	1,400,445 (4,910)	19,255,334 (46,510)
2011年度	685,494 (0)	1,945,702 (3,770)	17,995,126 (42,740)
2012年度	306,087 (0)	1,921,237 (2,970)	16,379,976 (39,770)
2013年度	435,818 (0)	1,703,566 (1,810)	15,112,228 (37,960)
2014年度	827,773 (0)	1,708,015 (2,150)	14,231,986 (35,810)
2015年度	1,253,495 (0)	2,573,927 (2,810)	12,911,554 (33,000)
2016年度	424,122 (0)	770,401 (2,060)	12,565,275 (30,940)
2017年度	645,958 (0)	658,845 (2,170)	12,552,388 (28,770)
2018年度	262,486 (0)	568,380 (740)	12,246,494 (28,030)
2019年度	320,534 (0)	587,972 (620)	11,979,056 (27,410)

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の販売口数および買戻し口数は整数値に四捨五入されているため、期末発行済総口数が後記財務書類と一致しない場合がある。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) ドイツにおける申込(販売)手続等

一般的に、発行できる受益証券数に制限はない。受益証券は、管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店(State Street Bank International GmbH - Luxembourg Branch)、フォンズデポ・バンク・ゲーエムベーハー (Fondsdepot Bank GmbH)または第三者から購入することができる。受益証券は、保管銀行により申込価格(受益証券一口当たり純資産価格に販売手数料を加えて決定される。)で発行される。しかしながら、管理会社は、受益証券の発行を一時的または全面的に停止する権利を留保する。

最低投資額

クラスA(EUR)受益証券について最低投資額は定められていない。

販売手数料

発行価格には、販売手数料を含み、それはクラスA(EUR)受益証券の純資産価格に加算される。販売手数料は、当該クラス受益証券については受益証券の価格の5%とする。しかし、管理会社は、より少額の販売手数料を課すこともできる。

特に、短期投資期間の場合、販売手数料はファンドのパフォーマンスを損ない、または損失とさえなることがある。販売手数料は、原則的にはファンド受益証券の販売のための手数料である。管理会社は、販売努力に報いるため販売手数料を仲介業者に還元することができる。

受益証券の発行の価格決定

受益証券の買付注文の価格決定日は、遅くとも受益証券買付注文の受領後の評価日^(注)とする。

(注) 「評価日」とは、ドイツにおける銀行営業日をいう。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店またはフォンズデポ・バンク・ゲーエムベーハーが、評価日のヨーロッパ中央標準時(以下「CET」という。)またはヨーロッパ中央標準夏時間(以下「CEST」という。)午前7時までに受領した買付注文は、同じ評価日に定められる発行価格が買付注文の受領時に周知されていなくても、当該発行価格で決定される。当該時間以後に受領された買付注文は、次の評価日に定められる発行価格が買付注文の受領時に周知されていなくても、当該発行価格で決定される。

(2) 日本における申込(販売)手続等

2009年8月以降、日本において受益証券の販売は行われない。

2 【買戻し手続等】

(1) ドイツにおける買戻し手続等

最低投資額(もしあれば)にかかわらず、投資者は、原則として、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店、フォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーもしくは管理会社への買戻注文の発行または受益証券の券面の呈示により、毎評価日に受益証券の買戻しを要求することができる。管理会社は、ファンドの勘定で現在の買戻価格(受益証券1口当たり純資産価格)により受益証券を買い戻さなければならない。買戻手数料は課されない。

受益証券の買戻しの価格決定

受益証券の買戻注文の価格決定日は、遅くとも受益証券の買戻注文の受領後の評価日とする。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーが、評価日のCETまたはCEST午前7時までに受領した受益証券の買戻し注文は、当該評価日に定められる買戻価格が受益証券の買戻し注文の受領時に周知されていなくても、当該買戻価格で決定される。当該時間以後に受領された受益証券の買戻し注文は、次の評価日に定められる買戻価格が受益証券の買戻し注文の受領時に周知されていなくても、当該買戻価格で決定される。

管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーにて投資対象証券を保持する受益者の場合、管理会社、保管銀行、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー - ルクセンブルグ支店またはフォンスデポ・バンク・ゲーエムベーハーのそれぞれの保管契約の規定が追加的に適用される。かかる規定は、適用される発行価格および買戻価格に関する補足規則を含む。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、販売会社または販売取扱会社を通じてファンド受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、原則として、販売会社または販売取扱会社が当該買戻請求を受諾した当日の一口当たり純資産価格とする。買戻代金の支払は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)に定める方法による。ファンド受益証券の買戻しは、10口を単位とする。なお、買戻しの際の手数料は無料である。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

() 純資産価格の計算

特定のクラスの受益証券の発行および買戻価格を決定するため、管理会社は、各評価日に、ファンドが保有する資産からファンドの負債を控除した価額(「1口当たり純資産価格」)を計算する。

一クラス受益証券の価格は、直前の評価日からの当該クラスに帰属するファンド資産価額の按分額の変動の純額と直前の評価日の当該クラスの価額との合計額である。一クラス受益証券の価格は、クラス受益証券の価格を当該クラスについて発行された受益証券口数で除することによって計算される。

受益証券の価格は、新規クラス受益証券の発行に関する費用、分配金(ファンド資産から支払われる税金を含む。)、総報酬およびあるクラスにのみ帰属する当該クラスに帰属する為替ヘッジの数値(収益平準化を含む。)を含めて、各クラス毎に計算される。

すべての取引日は、ファンド受益証券の評価日とする。管理会社および保管銀行は、ドイツ投資法の管轄範囲内の取引日である祭日または12月24日もしくは同月31日に受益証券価額を決定する義務はない。受益証券の価格は、現在、元日、聖金曜日、復活祭、復活祭の翌月曜日、メーデー、昇天日、精霊降臨日、精霊降臨日の翌月曜日、聖体祝日、ドイツ統一日、クリスマス・イブ、クリスマス、ボクシング・デイまたは12月31日に決定されていない。

個々の資産の評価に対する一般規定

証券取引所での取引が認められている / 組織された市場で取引されている資産

証券取引所での取引が既に認められている資産または他の組織された市場で取引されている資産およびファンドのための引受権は、下記「個々の資産の評価に対する特別規定」の記載を除き、信頼できる評価が保証される直近の取引価格で評価される。

証券取引所に上場されていないもしくは組織された市場で取引されていない資産または取引用価格が付いていない資産

証券取引所に上場されておらず他の組織された市場で取引もされておらずまたは取引用の価格が入手できない資産は、下記「個々の資産の評価に対する特別規定」の記載を除き、現在の市況を考慮に入れて、適切な評価モデルに基づく慎重な査定が十分に行われた現在の市場で取引される。

個々の資産の評価に対する特別規定

非上場債権および借主の手形貸付

別の組織された市場で取引が認められていないかまたは別の組織された市場に含まれていない非上場債権の評価および借主の手形貸付の評価は、同等の債権および同等の借主の手形貸付について合意された価格ならびに(該当する場合は)同程度の満期の同等の発行体の債権およびクーポンについて付けられた価格(必要があればより少額の代替物のための割引分を除く。)を基にする。

短期金融商品

ファンドが保有している短期金融商品について、利息および利息に相当する収入ならびに経費(例えば、運用報酬、保管報酬、監査コスト、刊行コスト等)は、1口当たり純資産価格決定日まで(その日を含む)計算に入れるものとする。

派生商品

オプション権および先物契約

ファンドが保有しているオプション権およびファンドの勘定で第三者に売却されたオプション権(証券取引所で取引を認められまたは他の組織された市場で取引されるもの)は、信頼できる評価が保証される直近の取引価格で評価される。

ファンドの勘定で売却される先物契約に由来する債権および債務にも同様に評価される。ファンドのために預託されている派生商品に対する証拠金は、取引日における評価益および評価損を含むファンドの価格として計算される。

銀行預金、定期預金、投資信託受益証券および証券貸付

銀行預金は、経過利子を含む表示価額で計上される。

定期預金は、定期預金がいつでも回収できかつ換金価額が利息が付いた後の価格に等しい場合は、利息が付いた後の価額で評価される。

投資受益証券は、通常、決定された直近の買戻価格または信頼できる評価が確保される直近の取引価格で評価される。当該評価が入手できない場合、投資証券は、現在の市場状況を考慮しつつ適切な評価モデルに従った慎重な査定により時価で評価される。

証券貸付から生じる返済債権については、証券ローンにより移転された資産の特定の市場価額を基に評価する。

外国通貨建てによる資産

外国通貨建てによる資産は、管理会社はその評価指針において定める手続きに基づき当該通貨につき決定された為替レートで同日についてのユーロに転換される。

()発行価格および買戻価格の計算ならびに買戻しの停止

管理会社は、買戻しの停止を許す場合と同一の状況において発行および買戻価格の計算を一時的に停止することができる。

管理会社は、投資者の利益にとって、かかる停止が必要であるとみなされる特別な状況において受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。特別な状況とは、例えば、ファンドの投資証券の相当部分が取引される取引所が定期的な休日以外に閉鎖している場合またはファンド資産が評価できない場合をいう。また、投資者または公共の利益のために必要な場合、金融監督庁が管理会社に受益証券の買戻しの停止を命じることがある。

管理会社は、すべての投資者の利益を考慮した上で、遅滞なくファンドの資産を売却するまで実勢価格で受益証券を買い戻されない権利を有する。買戻しが再開されることなく、一時的停止の直後にファンドが解散されることがある。

管理会社は、官報および<https://de.allianzgi.com>において買戻しの停止および再開を投資者に報告するものとする。更に、保管機関は、書面または電子様式等の永続性のある媒体によって投資者に通知する義務がある。

(2) 【保管】

ドイツにおける保管

投資者の権利は、受益証券大券の形でのみ与えられるものとする。これら大券の券面は、中央証券預託機関に預託される。投資者は、受益証券の個別券面の発行を請求する権利を有さない。受益証券は、安全に保管される場合に限り取得することができる。受益証券は、無記名式の券面であり当会社に対する受益者の請求を表示する。

ファンドの端数受益証券は、少数第4位以下を端数処理して小数第3位まで発行される。端数受益証券により受益者は、ファンドまたは受益証券クラスそれぞれの分配対象純利益および清算手取金に比例的に参加する権利を付与される。

< 受益証券の物理的券面の返還義務 >

これまで、ファンドの無記名式受益証券の物理的な券面（以下「受益証券の物理的券面」という。）が発行されてきた。ドイツ投資法の条項は、これらの受益証券の物理的券面が、今後投資者に所有されてはならない旨を定めている。その代わりに受益証券の物理的券面は、支払期限が到来していない利益参加証券（利札）と共に中央証券預託銀行、許可を有するかもしくは広く認知された国内外の中央保管機構、または国外のその他の適切な保管機関での共同保管に移管されなければならない。投資者はその後、これらの受益証券の物理的券面の返却を要求することはできない。管理会社は、返還された物理的な券面に替えて、該当する受益証券を大券における受益証券の形とする権限を有する。

2016年12月31日までに 前述の機関における共同保管で保持されていない物理的な券面は、当該日付後、法律により無効とされる。これは、支払期限が到来していない利益参加証券（利札）にも適用される。関連する投資者の権利は、受益証券大券の形に替わり、2017年1月1日から有効となる。その後投資者はファンド資産における自身の持分に応じて、当該大券の共同所有者、すなわち当該大券が帰属する集合ポートフォリオの共同所有者となる。

投資者はその後、無効とされた自身の無記名式券面を引き続きファンドの保管事務所に寄託したまま、無効化券面に対応する集合ポートフォリオの共同所有持分が当該投資者が指定する保管口座に貸方記入され、当該投資者のために保持されるよう要求することができる。

日本の受益者に販売される受益証券の保管

日本の受益者に販売される受益証券は、大和証券が保管契約を締結した管理会社到大和証券名義で保管される。

ただし、日本の受益者が自己の責任で受益証券を保管する場合は、この限りでない。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

(5) 【その他】

解散

< ファンドの清算の前提 >

投資者は、ファンドの清算を要求する権利を有していない。ただし、管理会社は、6 か月前までに官報および年次報告書または半期報告書にその旨の発表を行うことにより、ファンドの運用を終了することができる。また、保管機関は、投資者に対して、書面または電磁的記録等の永続性のある媒体によって、終了について報告を行う義務を負う。ファンド受益証券のクラスに関して、同様の手続が適用される。

更に、ドイツ倒産法第26条に基づき資産不足を理由として管理会社の資産に対して破産手続が開始された場合または破産申立てが却下された場合、管理会社のファンドを運用する権利は、消滅するものとする。

管理会社の運用する権利が消滅した場合、ファンドを運用する権利は、保管銀行に譲渡される。保管銀行は、その後、ファンドを清算するか、または金融監督庁からその旨の承認を得た上で、運用を他の投資運用会社に移行するものとする。

< ファンド清算時の投資者の権利 >

受益証券の引受けおよび買戻しは中止される。ファンドの資産売却による受取額からファンドに請求される費用および清算関連費用を控除した金額が投資者に分配されるものとし、投資者は、ファンドにおいて自ら保有する受益証券の口数に応じて、清算収益から分配を受け取る権利を有する。

保管銀行は、管理会社について管轄権を有する地方裁判所に、未請求の清算手取金を預託する権利を有するものとする。

管理会社は、そのファンド運用権が消滅した日について清算報告書を作成するものとする。清算報告書は、年次報告書のすべての要件に従うものとする。ファンドの清算日から3 か月以内に、清算報告書は、官報に掲載されなければならない。保管銀行がファンドを管理する限り、保管銀行は毎年、またその管理が終了する日に、年次報告書の要件を充足する報告書を作成するものとする。かかる報告書も、報告日から3 か月以内に、官報に掲載されることを要する。

発行限度額

受益証券の発行限度額についての定めはないが、管理会社は、投資約款に基づき、一時的または永久に、受益証券の発行を停止する権利を留保する。

投資約款

1. 管理会社は、投資約款を変更する権利を有する。
2. 投資約款の変更は、金融監督庁の事前承認を要する。第1項に記載された変更がファンドの投資原則に影響を及ぼす場合、かかる変更は、管理会社の監督役員会の事前の承認を得るものとする。
3. 予定されるすべての変更は、官報ならびに十分な配布部数のある業界紙および日刊紙または目論見書に記載されるコンピュータ情報メディアに公表される。上記第1項に規定された公表の時点までに、予定される変更およびこれらの効力発生の詳細が発表される。ドイツ投資法第162条第2項第11号に規定されている費用に関する変更、ドイツ投資法第163条第3項に規定されているファンドの投資原則に関する変更、または重大な投資者の権利に関する変更がある場合、投資者に対し、前記第1項による公表と同時に、ドイツ投資法第163条第4項に基づき、包括的方法で、永続性ある媒体によって、提案された投資約款に関する変更の要旨およびその背景、ならびにドイツ投資法第163条第3項に基づく投資者の権利に関する情報について記載された文書が送付されなければならない。

4. 変更は、官報において公表された日に効力を生じるが、費用および投資原則に関する変更の場合には、当該公表から3か月後に効力を生じる。

ワラント、新株引受権等の発行

管理会社は、業務執行役員会決議により、新株引受権、ワラントまたはオプションに基づいてファンドの受益者または他の投資者に対しファンド受益証券を買付ける権利を付与することはない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

本契約は、解約が効力を発生する6か月以上前に解約の意思表示を行うことができる。

本契約はドイツ国内の法律に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国内の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は日本国内の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者の権利は、無記名式の無額面証券(受益証券)に表象され、受益証券の引渡しにより移転する。受益証券の所持人は、管理会社により資格ある受益者として承認される。受益証券は、現金による発行価格の払込みがあってはじめて発行される。

なお、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している日本の受益者は、ファンドに対し直接権利を行使することはできない。日本の受益者は、口座約款の定めにしたがい、受益者の指示に基づいて、販売会社または販売取扱会社を通じて権利行使を行う。また、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない場合には、日本の受益者は、自己の責任において権利行使を行う。

収益分配金請求権

受益者は、管理会社の決定する収益分配金を請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、1口当たり純資産価格で、いつでも受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。投資約款は、投資者の正当な権利を守るためにはそのような措置が必要と認められる特別な事情がある場合には、管理会社が受益証券の買戻しを一時停止する権利を有すると規定することができる。

残余財産分配請求権

ファンドが解散した場合、保管銀行は、残余財産を清算し、受益者に対しその持分に応じて残余財産を分配する。ただし、保管銀行は、金融監督庁の承認を得て残余財産の清算分配を停止し、その時点で有効な投資約款に従ってファンドを管理することを条件に他の投資運用会社にファンドの管理を委託することができる。

情報請求権

受益者は、ファンドに関する年次報告書および半期報告書を管理会社に請求する権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ドイツにおける外国為替管理法上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

コメルツ銀行 東京支店

東京都港区愛宕二丁目5番1号

上記代理人は、副代理人の選任および解任権を含む、適法な代理人と定められ、日本におけるファンドの受益証券に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行うために、日本においてファンドおよび管理会社の名においてファンドを代理する権限を委任されている。

森・濱田松本法律事務所の弁護士三浦健は、財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の届出および継続開示の代理人である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. 本書記載のファンドの2019年1月1日から2019年12月31日までの邦文の財務書類および2018年1月1日から2018年12月31日までの邦文の財務書類(以下「当該財務書類」という。)は、ドイツにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。当該財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定が適用されている。
- b. 2019年1月1日から2019年12月31日までの財務書類の原文および2018年1月1日から2018年12月31日までの財務書類の原文は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 当該財務書類には、原文のユーロ表示の金額のうちそれぞれ主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.00円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 【財務諸表】

(1) 【2019年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

投資有価証券明細表を含む純資産計算書である。

投資有価証券明細表(2019年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2019年 12月31日 保有高	期中売買高 購入 売却	単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%
上場有価証券							1,164,792,272.42	90.96
株式							1,137,657,665.00	88.84
ドイツ							119,452,322.58	9.32
DE0008430026	Münchener Rückvers.-Ges. AG							
	vink.Namens-Aktien		SHS	72,230	0	199,770 EUR	264.500	19,104,835.00 1.49
DE0007164600	SAP SE Inhaber-Aktien		SHS	223,363	66,000	109,000 EUR	120.620	26,942,045.06 2.10
DE000A12DM80	Scout24 AG Namens-Aktien		SHS	437,400	594,900	157,500 EUR	59.750	26,134,650.00 2.04
DE000WAF3001	Siltronic AG Namens-Aktien		SHS	304,000	345,000	41,000 EUR	89.540	27,220,160.00 2.13
DE000TUA6000	TUI AG Namens-Aktien		SHS	668,284	901,371	233,087 GBP	9.738	7,609,178.12 0.59
DE0005089031	United Internet AG Namens-Aktien		SHS	428,720	350,000	775,000 EUR	29.020	12,441,454.40 0.97
フランス							294,201,333.49	23.00
FR0000045072	Crédit Agricole S.A. Actions Port.		SHS	2,402,410	1,717,000	834,590 EUR	13.030	31,303,402.30 2.44
FR0010908533	Edenred S.A. Actions Port.		SHS	505,000	505,000	0 EUR	46.250	23,356,250.00 1.82
FR000121147	Faurecia S.A. Actions Port.		SHS	512,387	512,387	0 EUR	47.900	24,543,337.30 1.92
FR000125346	Ingenico Group S.A. Actions Port.		SHS	316,200	0	78,800 EUR	97.860	30,943,332.00 2.42
FR000120685	Natixis S.A. Actions Port.		SHS	3,934,395	9,404,395	5,470,000 EUR	3.947	15,529,057.07 1.21
FR000073272	Safran Actions Port.		SHS	138,537	110,163	207,726 EUR	139.200	19,284,350.40 1.51
FR000120578	Sanofi S.A. Actions Port.		SHS	499,700	257,000	449,800 EUR	90.440	45,192,868.00 3.54
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		SHS	676,183	417,000	340,817 EUR	37.460	25,329,815.18 1.98
FR000130809	Société Générale S.A. Actions Port.		SHS	265,822	380,000	114,178 EUR	31.140	8,277,697.08 0.65
FR000120271	Total S.A. Actions au Porteur		SHS	105,415	72,000	816,585 EUR	49.225	5,189,053.38 0.41
FR000124141	Veolia Environnement S.A.							
	Actions au Porteur		SHS	1,082,439	1,531,439	449,000 EUR	24.020	26,000,184.78 2.03
FR0011981968	Worldline S.A. Actions Port.		SHS	622,060	696,970	74,910 EUR	63.100	39,251,986.00 3.07
オランダ							65,837,309.60	5.14
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		SHS	1,755,708	2,400,600	644,892 EUR	10.788	18,940,577.90 1.48
L0000817179	Sligro Food Group N.V.Aandelen		SHS	650,959	8,136	8,499 EUR	23.400	15,232,440.60 1.19
NL0000226223	STMicroelectronics N.V. Aandelen aan toonder		SHS	1,313,871	2,550,000	1,236,129 EUR	24.100	31,664,291.10 2.47
イタリア							30,206,430.00	2.36
IT0003128367	ENEL S.p.A. Azioni nom.		SHS	4,230,000	5,020,000	790,000 EUR	7.141	30,206,430.00 2.36
アイルランド							17,036,527.89	1.53
IE0004906560	Kerry Group PLC Reg.Shares		SHS	273,267	296,200	22,933 GBP	112.500	30,742,537.50 2.40
デンマーク							34,825,140.41	2.72
DK0060534915	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B		SHS	665,818	897,818	519,000 DKK	390.700	34,825,140.41 2.72
ポルトガル							13,218,610.30	1.03
PTEDPOAM0009	EDP - Energias de Portugal SA Acções Nom.		SHS	3,400,723	3,400,723	0 EUR	3.887	13,218,610.30 1.03
スペイン							42,898,990.22	3.35
ES0118900010	Ferrovial S.A. Acciones Port.		SHS	1,212,192	1,722,056,449	509,864,449 EUR	27.010	32,741,305.92 2.56
ES0182870214	Sacyr S.A. Acciones Port.		SHS	3,807,228	3,807,228	0 EUR	2.668	10,157,684.30 0.79
ベルギー							32,032,736.88	2.50
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		SHS	286,387	235,000	241,613 EUR	67.240	19,256,661.88 1.50
BE0003470755	Solvay S.A. Actions au Porteur		SHS	123,500	163,500	40,000 EUR	103.450	12,776,075.00 1.00
ルクセンブルグ							12,708,799.88	0.99
LU0156801721	Tenaris S.A. Actions nom.		SHS	1,277,780	1,839,780	562,000 EUR	9.946	12,708,799.88 0.99
ノルウェー							73,696,589.37	5.76
NO0003096208	Leroy Seafood Group AS Navne-Aksjer		SHS	3,913,870	3,913,870	0 NOK	58.940	23,369,228.60 1.82
NO0003053605	Storebrand ASA Navne-Aksjer		SHS	7,202,000	1,222,000	0 NOK	68.980	50,327,360.77 3.94
スウェーデン							54,851,963.08	4.28
SE0007074281	Hexpol AB Namn-Aktier B		SHS	2,892,195	4,315,000	1,422,805 SEK	92.650	25,671,148.59 2.00
SE0000412371	Modern Times Group MTG AB Namn-Aktier B		SHS	771,000	771,000	0 SEK	110.750	8,180,322.37 0.64
SE0000667891	Sandvik AB Namn-Aktier		SHS	571,669	571,669	0 SEK	184.900	10,126,371.58 0.79
SE0000108656	Telefonaktiebolaget L.M.Erics. Namn-Akt. B (fria)		SHS	1,377,844	2,345,000	3,747,156 SEK	82.380	10,874,120.54 0.85
フィンランド							60,304,295.00	4.71
FI0009000681	Nokia Oyj Reg.Shares		SHS	1,200,000	1,200,000	4,991,940 EUR	3.276	3,931,200.00 0.31
FI00090005961	Stora Enso Oyj Reg.Shares Cl.R		SHS	1,795,000	1,795,000	0 EUR	12.875	23,110,625.00 1.80
FI00090005987	UPM Kymmene Corp. Reg.Shares		SHS	1,078,200	1,078,200	0 EUR	30.850	33,262,470.00 2.60
オーストリア							13,498,640.49	1.05
AT0000A18XM4	ams AG Inhaber-Aktien		SHS	371,400	371,400	160,000 CHF	39.620	13,498,640.49 1.05
スイス							68,257,377.99	5.32
CH0210483332	Cie Financière Richemont AG Namens-Aktien		SHS	110,270	223,500	113,230 CHF	76.500	7,738,423.08 0.60
CH0418792922	Sika AG Namens-Aktien		SHS	214,300	226,800	12,500 CHF	183.200	36,014,824.33 2.81
CH0126881561	Swiss Re AG Namens-Aktien		SHS	244,503	248,503	305,000 CHF	109.250	24,504,130.58 1.91

表の末尾にある脚注を参照のこと。

投資有価証券明細表(2019年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2019年 12月31日 保有高	期中売買高		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%
					購入	売却			
イギリス									
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg.Shares		SHS	406,316	40,000	379,684	GBP	77.500	190,924,588.21
GB0030913577	BT Group PLC Reg.Shares		SHS	5,543,595	5,543,595	0	GBP	1.966	36,819,047.06
GB00BMJ6DW54	Informa PLC Reg.Shares		SHS	2,710,000	890,000	1,190,000	GBP	8.636	12,740,707.78
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg.Shares		SHS	35,308,408	35,308,408	0	GBP	0.633	27,364,583.46
GB00B0SWJX34	London Stock Exchange Group PLC Reg.Shares		SHS	150,000	150,000	0	GBP	0.633	26,146,180.59
GB0032089863	NEXT PLC Reg.Shares		SHS	76,159	76,159	0	GBP	77.280	13,553,931.60
GB00B24CGK77	Reckitt Benckiser Group Reg.Shares		SHS	95,000	0	500,000	GBP	71.040	6,326,027.90
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A		SHS	182,165	124,000	719,107	EUR	62.150	6,903,536.98
GB00BKMKR23	RSA Insurance Group PLC Reg.Shares		SHS	1,920,296	1,920,296	0	GBP	26.390	4,807,334.35
GB0007908733	SSE PLC Shares		SHS	1,872,853	1,872,853	0	GBP	5.690	12,775,778.12
GB00B29H4253	Tyman PLC Reg.Shares		SHS	3,639,860	0	0	GBP	14.660	32,102,923.10
								2.675	11,384,537.27
その他の株式証券									2.12
スイス									2.12
CH0012032048	Roche Holding AG Inhaber-Genußscheine		SHS	93,591	169,342	75,751	CHF	316.050	27,134,607.42
規制市場で認可されているか取り扱われている有価証券									2.12
株式									2.80
スウェーデン									0.40
SE0013121589	Embracer Group AB Namn-Aktier AK Cl.B		SHS	747,000	747,000	0	SEK	70.920	5,075,299.02
イギリス									0.40
GB00B08F4599	Borders & Southern Petroleum Reg.Shares		SHS	33,921,782	0	0	GBP	0.014	30,726,413.61
GB00B0130H42	ITM Power PLC Reg.Shares		SHS	37,104,366	7,605,262	1,000,885	GBP	0.695	555,282.02
未上場有価証券									2.36
株式									1.17
イギリス									1.17
GB00BJ05QC14	Actual Experience PLC Reg.Shares		SHS	1,815,705	111,111	0	GBP	1.045	2,218,546.31
GB00BYVMN78	Urban Logistics REIT PLC Reg.Shares		SHS	7,467,872	0	920,000	GBP	1.464	12,787,284.60
投資信託受益証券									1.00
グループの投資信託受益証券									4.41
ルクセンブルグ									4.41
LU0986130051	AGIF-All.Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I		UNT	29,450	0	0	EUR	1,450.480	56,332,557.50
LU1548503686	AGIF-All.Mkt Neutral Asian Eq. Inh.-Ant.W93 (H2)		UNT	50	0	0	EUR	98,254.770	42,716,636.00
LU1366195433	AGIF-Allianz Discov.Europ. Opp. Inhaber-Anteile I13		UNT	6,000	0	0	EUR	917.020	4,912,738.50
LU2048588888	Allianz Gl.Inv.Fd-Smart Energy Act.Nom. W9 H2 Dis.		UNT	30	30	0	EUR	106,702.100	5,502,120.00
有価証券合計 ³⁾								EUR	3,201,063.00
デリバティブ									0.25
(マイナスの表示は売建であることを表している。)									
個別証券に係るデリバティブ									
証券オプション									0.02
未収金/未払金									0.02
株式オプション									0.02
	ArceIorMittal (ARRB) Call März 20 18	XEUR	SHS	500,000			EUR	0.365	285,000.00
	ArceIorMittal (ARRB) Call März 20 19	XEUR	SHS	500,000			EUR	0.205	182,500.00
証券先物									
株式証券先物									
	AIB Group PLC (ALBF) Feb. 20	XEUR	SHS	2,900,000			EUR	0.071	205,164.95
	Bayer AG Future (BAYN) März 20	XEUR	SHS	180,000			EUR	1.373	247,158.00
	Commerzbank AG Future (CBK) März 20	XEUR	SHS	1,100,000			EUR	-0.427	-469,260.00
	Compass Group PLC (XGR2) März 20	XEUR	SHS	-300,000			GBP	0.388	-136,023.38
	Daimler AG Future (DAIF) März 20	XEUR	SHS	150,000			EUR	-1.540	-230,925.00
	Diageo PLC Future (GUI) März 20	XEUR	SHS	-280,000			GBP	1.230	-402,705.92
	Hannover Rück SE Future (HNR1) März 20	XEUR	SHS	-38,000			EUR	3.143	-119,434.00
	Imperial Brands PLC Future (IMTG) März 20	XEUR	SHS	540,000			GBP	2.317	1,463,106.81
	Internat. Cons. Airl.Grp Future (INR) März 20	IFEU	SHS	1,000,000			GBP	0.274	320,608.01
	Storebrand ASA Future (SKT) März 20	XOSL	SHS	143,000			NOK	-0.473	-6,857.62
	Svenska Handelsbanken AB Future (SHB) März 20	XAMS	SHS	-700,000			SEK	5.494	-368,460.23
	Swiss Life Holding AG Future (SLHG) März 20	XEUR	SHS	-50,000			CHF	-6.365	291,945.97
	Talanx Future (TLX) März 20	XEUR	SHS	145,000			EUR	-0.732	-106,169.00
	Telefónica S.A. (TNE5) März 20	XEUR	SHS	-700,000			EUR	-0.137	95,620.00
	Television Fse 1 S.A. Future (FSE) März 20	XEUR	SHS	-675,000			EUR	-0.068	45,765.00
	UniCredit S.p.A Future (CR5J) März 20	XEUR	SHS	1,500,000			EUR	0.210	315,230.00
個別証券に係るデリバティブ合計								EUR	0.02
株式指数デリバティブ									0.10
未収金/未払金									0.20
株式指数先物									0.20
	ESTX 50 Dividenden Index Future (FEXD) Dez. 21	XEUR	EUR Quantity	2,000					2,570,500.00
									0.20

表の末尾にある脚注を参照のこと。

投資有価証券明細表(2019年12月31日現在)

国際証券 コード	銘柄	取引所	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	2019年 12月31日 保有高	期中売買高 購入 売却	単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%
オプション							5,937,000.00	0.46
株式指数オプション								
	DJ Euro Stoxx50 Index (SX5E) Call Feb. 20 3850	XEUR	Quantity	4,250		EUR	24,600	1,045,500.00 0.08
	DJ Euro Stoxx50 Index (SX5E) Put Feb. 20 3500	XEUR	Quantity	4,300		EUR	15,000	645,000.00 0.05
	DJ Euro Stoxx50 Index (SX5E) Put Jan. 20 3500	XEUR	Quantity	3,000		EUR	2,500	75,000.00 0.01
	ESTX Bank Index (SX7E) Call Feb. 20 102,5	XEUR	Quantity	17,500		EUR	1.225	1,071,875.00 0.08
	ESTX Bank Index (SX7E) Call Feb. 20 97,5	XEUR	Quantity	12,300		EUR	3,000	1,845,000.00 0.14
	ESTX Bank Index (SX7E) Call Jan. 20 100	XEUR	Quantity	20,500		EUR	0.725	743,125.00 0.06
	ESTX Bank Index (SX7E) Call Jan. 20 97,5	XEUR	Quantity	6,200		EUR	1.650	511,500.00 0.04
株式指数デリバティブ合計							EUR	8,507,500.00 0.66
その他のデリバティブ								
その他の先物契約							1,702,800.00	0.13
	Münchener Rückver. Dividend Futures (MU2) Dez. 21	XEUR	EUR	1,150,000		EUR	1.481	1,702,800.00 0.13
その他のデリバティブ合計							EUR	1,702,800.00 0.13
その他の資産								
	未収配当金		EUR	299,461.08			299,461.08	0.02
	受益証券取引未収金		EUR	39,264.28			39,264.28	0.00
	源泉税還付未収金		EUR	8,171,715.39			8,171,715.39	0.64
その他の資産合計							EUR	8,510,440.75 0.66
短期負債								
保管銀行が保有するユーロでの借入金								
	State Street Bank International GmbH		EUR	-8,292,387.94			-8,292,387.94	-0.65
EU/EEA通貨以外での借入金								
	State Street Bank International GmbH		CHF	-519.36			-476.43	0.00
その他のEU/EEA通貨での借入金								
	State Street Bank International GmbH		GBP	-553,249.60			-646,886.41	-0.05
	State Street Bank International GmbH		NOK	-2,343.40			-237.40	0.00
	State Street Bank International GmbH		SEK	-30,500.00			-2,921.95	0.00
短期負債合計							EUR	-8,942,910.13 -0.70
その他の未払金								
	受益証券取引債務		EUR	-199,663.54			-199,663.54	-0.02
	有価証券取引債務		EUR	-447,736.25			-447,736.25	-0.03
	未払金		EUR	-1,729,790.42			-1,729,790.42	-0.14
その他の未払金合計							EUR	-2,377,190.21 -0.19
純資産額							EUR	1,280,762,777.46 100.00
発行済のすべてのクラス受益証券口数合計							SHS	11,991,557

3) ファンドの有価証券は、金融商品取引を通して一部ヘッジされている。

有価証券	合計	
先物信用取引の委託証拠金として第三者に供されている		
有価証券の時価合計:	EUR	26,942,045.06
(通貨) CHF: スイス・フラン、DKK: デンマーク・クローネ、EUR: ユーロ、GBP: 英ポンド、NOK: ノルウェー・クローネ、SEK: スウェーデン・クローナ、USD: 米ドル		

クラスA(EUR) 受益証券

国際証券コード	DE0008475021
純資産額	1,263,135,725.31
発行済受益証券口数	11,979,055.128
一口当たり純資産価格	105.45

クラスP(EUR) 受益証券

国際証券コード	DE0009797423
純資産額	17,627,052.15
発行済受益証券口数	12,501.548
一口当たり純資産価格	1,409.99

投資有価証券の分類（2019年12月31日現在）

国別の資産分類による明細	時価（ユーロ）	対純資産 比率% ^{*)}
・ 資産		
1. 株式	1,188,465,208.54	92.81
ドイツ	119,452,322.58	9.32
フランス	294,201,333.49	23.00
オランダ	65,837,309.60	5.14
イタリア	30,206,430.00	2.36
アイルランド	30,742,537.50	2.40
デンマーク	34,825,140.41	2.72
ポルトガル	13,218,610.30	1.03
スペイン	42,898,990.22	3.35
ベルギー	32,032,736.88	2.50
ルクセンブルグ	12,708,799.88	0.99
ノルウェー	73,696,589.37	5.76
スウェーデン	59,927,262.10	4.68
フィンランド	60,304,295.00	4.71
オーストリア	13,498,640.49	1.05
スイス	68,257,377.99	5.32
イギリス	236,656,832.73	18.48
2. 投資信託受益証券	56,332,557.50	4.41
ルクセンブルグ	56,332,557.50	4.41
3. その他の株式証券	27,134,607.42	2.12
スイス	27,134,607.42	2.12
4. デリバティブ	11,640,063.59	0.89
5. その他の資産	8,510,440.75	0.66
・ 負債	-11,320,100.34	-0.89
・ ファンド資産額	1,280,762,777.46	100.00

^{*)} 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

通貨別の資産分類による明細	時価（ユーロ）	対純資産 比率% ^{*)}
・ 資産		
1. 株式	1,188,465,208.54	92.81
スイス・フラン	81,756,018.48	6.37
デンマーク・クローネ	34,825,140.41	2.72
ユーロ	698,801,521.68	54.59
英ポンド	239,458,676.50	18.69
ノルウェー・クローネ	73,696,589.37	5.76
スウェーデン・クローナ	59,927,262.10	4.68
2. 投資信託受益証券	56,332,557.50	4.41
ユーロ	56,332,557.50	4.41
3. その他の株式証券	27,134,607.42	2.12
スイス・フラン	27,134,607.42	2.12
4. デリバティブ	11,640,063.59	0.89
5. その他の資産	8,510,440.75	0.66
・ 負債	-11,320,100.34	-0.89
・ ファンド資産額	1,280,762,777.46	100.00

^{*)} 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

証券価格 / 市場レート

ファンド資産は、以下の価格 / 市場レートに基づき評価された。

全資産：2019年12月30日現在または直近の価格 / 市場レート

2019年12月30日現在の為替レートおよび / または換算要素（間接的な見積）

イギリス、英ポンド	(GBP)	1 Euro = GBP	0.85525
デンマーク、クローネ	(DKK)	1 Euro = DKK	7.46975
ノルウェー、クローネ	(NOK)	1 Euro = NOK	9.87125
スウェーデン、クローナ	(SEK)	1 Euro = SEK	10.43825
スイス、フラン	(CHF)	1 Euro = CHF	1.09010

取引所の注記

金融先物取引所

IFEU	=	ロンドン - ICE	フューチャーズ・ヨーロッパ
XAMS	=	アムステルダム - ユーロネクスト・アムステルダム	- デリバティブ
XEUR	=	ユーレックス（ユーレックス・フランクフルト / ユーレックス・チューリッヒ）	
XOSL	=	オスロ - オスロ・ボーズ	- デリバティブ

資本金の算定

資本金の算定に際しての総売上高（テクニカル・レベニュー）は、追加または売却として報告される。

議決権

ファンドが保有する株式に付随する議決権は、投資家の利益に資するとみなされる範囲において、管理会社の指示に従い、管理会社または代理人のいずれかによって行使された。

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細（報告日現在のマーケット・アロケーション）

国際証券コード	銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	購入	売却
上場有価証券				
株式				
デンマーク				
DK0060542181	ISS AS Indehaver Aktier	SHS	224,000	1,153,200
ドイツ				
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien	SHS	19,094	136,194
DE000BASF111	BASF SE Namens-Aktien	SHS	420,000	420,000
DE0006062144	Covestro AG Inhaber-Aktien	SHS	367,000	703,000
DE000A0HN5C6	Deutsche Wohnen SE Inhaber-Aktien	SHS	0	1,063,000
DE0006231004	Infineon Technologies AG Namens-Aktien	SHS	640,000	640,000
DE0005470405	Lanxess AG Inhaber-Aktien	SHS	215,000	215,000
DE000LED4000	OSRAM Licht AG Namens-Aktien	SHS	0	1,083,634
フィンランド				
FI0009013296	Neste Oyj Reg.Shs	SHS	125,000	125,000
フランス				
FR0000031122	Air France-KLM S.A. Actions Port.	SHS	600,000	600,000
FR0000125338	Capgemini SE Actions Port.	SHS	243,000	243,000
FR0000130650	Dassault Systemes SE Actions Port.	SHS	170,000	170,000
FR0010208488	Engie S.A. Actions Port.	SHS	1,202,000	1,202,000
FR0000120321	L'Oréal S.A. Actions Port.	SHS	0	90,700
FR0000121014	LVMH Moët Henn. L. Vuitton SE Action Port.(C.R.)	SHS	0	20,000
イギリス				
GB0007980591	BP PLC Reg.Shares	SHS	465,000	3,025,200
GB00BD6K4575	Compass Group PLC Reg.Shares	SHS	102,000	1,028,000
GB0002374006	Diageo PLC Reg.Shares	SHS	0	775,000
GB0004544929	Imperial Brands PLC Reg.Shares	SHS	422,000	1,300,521
GB00BH3VJ782	Network Internat. Hldgs PLC Reg.Shares (WI)	SHS	287,557	287,557
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A	SHS	110,000	1,551,525
アイルランド				
IE0002424939	DCC PLC Reg.Shares	SHS	0	264,000
ルクセンブルグ				
LU1598757687	ArcelorMittal S.A. Actions Nouvelles Nominat.	SHS	1,005,000	1,440,000
LU0088087324	SES S.A. Bearer FDRs (rep.Shs A)	SHS	0	855,000
スウェーデン				
SE0000163628	Elektro AB Namn-Aktier B	SHS	0	575,000
SE0009922164	Essity AB Namn-Aktier B	SHS	430,000	430,000
スイス				
CH0432492467	Alcon AG Namens-Aktien	SHS	75,200	75,200
CH0025238863	Kühne & Nagel Internat. AG Namens-Aktien	SHS	0	99,500
CH0012005267	Novartis AG Namens-Aktien	SHS	376,000	1,119,000
CH0244767585	UBS Group AG Namens-Aktien	SHS	0	600,000
スペイン				
ES0167050915	ACS, Act.de Constr.y Serv. SA Acciones Port.	SHS	487,760	487,760
ES0144580Y14	Iberdrola S.A. Acciones Port.	SHS	2,495,000	2,495,000
ES0148396007	Industria de Diseño Textil SA Acciones Port.	SHS	0	1,148,510
その他の株式証券				
スペイン				
ES06189009D6	Ferrovial S.A. Anrechte	SHS	1,457,000	1,457,000
ES06189009E4	Ferrovial S.A. Anrechte	SHS	1,193,252	1,193,252
規制市場で認可されているか取り扱われている有価証券				
その他の有価証券				
スウェーデン				
SE0009241706	Embracer Group AB Namn-Aktier AK Cl.B	SHS	249,000	249,000

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細（報告日現在のマーケット・アロケーション）

国際証券コード	銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	購入	売却
未上場有価証券				
株式				
イギリス				
GB00BKLXG654	ITM Power PLC Anrechte	SHS	1,605,262	1,605,262
スペイン				
ES06670509F6	ACS, Act.de Constr.y Serv. SA Anrechte	SHS	469,000	469,000
投資信託受益証券				
グループの投資信託受益証券				
ルクセンブルグ				
LU1858968891	AGIF - Allianz Global Water Inhaber-Anteile W	UNT	0	5,000
LU1936792180	AGIF-All.Pet and Animal Wellb. Act. Nom. W9H2 Dis.	UNT	35	35
LU0542502660	AGIF-Allianz Europe Equity SRI Inhaber Anteile W	UNT	0	11,200

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細（報告日現在のマーケット・アロケーション）

銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	取引高 (単位：千)
デリバティブ		
(取引開始によるオプション・プレミアムおよび／または契約高を表している。ワラントの場合には、購入高および売却高が表示されている。)		
先物契約		
証券先物		
株式証券先物	購入契約： EUR 256,967 (対象銘柄： ACS, Act.de Constr.y Serv. SA Acciones Port., Airbus SE Aandelen op naam, Arkema S.A. Actions au Porteur, ASML Holding N.V. Aandelen op naam, BASF SE Namens-Aktien, Bayer AG Namens-Aktien, Brenntag AG Namens-Aktien, Commerzbank AG Inhaber-Aktien, Crédit Agricole S.A. Actions Port., Deutsche Börse AG Namens-Aktien, Deutsche Telekom AG Namens-Aktien, Glencore PLC Reg.Shares, ING Groep N.V. Aandelen op naam, Talanx AG Namens-Aktien, United Internet AG Namens-Aktien, Vodafone Group PLC Reg.Shares) 売却契約： EUR 226,650 (対象銘柄： Air Liquide-SA Ét.Expl.P.G.Cl. Actions Port., Antofagasta PLC Reg.Shares, Givaudan SA Namens-Aktien, Hannover Rück SE Namens-Aktien, Iliad S.A. Actions au Porteur, IMCD N.V. Aandelen op naam, Rio Tinto PLC Reg.Shares, Rolls Royce Holdings PLC Reg.Shares, Svenska Handelsbanken AB Namn- Aktier A, Telefónica S.A. Acciones Port., Television Fse 1 S.A. (TF1) Actions Port., The Royal Bk of Scotld Grp PLC Reg.Shares, Unilever N.V. Aandelen op naam)	
その他の先物契約	売却契約： EUR 18,099 (対象銘柄： ICE Svenska Handelsb. Dividende Tech.WKN)	
オプション		
証券オプション		
株式オプション		
	購入ロング・コール・オプション： EUR 17,400 (対象銘柄： Siemens AG Namens-Aktien) 売却ショート・コール・オプション： EUR 18,400 (対象銘柄： Siemens AG Namens-Aktien) 売却ショート・プット・オプション： EUR 29,950 (対象銘柄： Bayer AG Namens-Aktien, Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A, Siemens AG Namens-Aktien)	
株式指数デリバティブ・オプション		
株式指数オプション		
	購入ロング・コール・オプション： EUR 2,849,488 (対象銘柄： DAX Performance-Index, ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), STXE 600 Automobiles & Parts Index (Price) (EUR)) 購入ロング・プット・オプション： EUR 1,627,698 (対象銘柄： EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR)) 売却ショート・コール・オプション： EUR 38,000 (対象銘柄： ESTX Banks Index (Price) (EUR)) 売却ショート・プット・オプション： EUR 62,500 (対象銘柄： ESTX Banks Index (Price) (EUR))	

クラス受益証券

「一般条項」第16条第2項上、ファンドは、収益分配、販売手数料、買戻手数料、為替ヘッジ取引の使用を含む受益証券価格の通貨、総報酬、またはこれらの組み合わせに関して異なることがあるクラス受益証券を設定することができる。クラス受益証券は、管理会社の裁量により随時設定することができる。

当期中、以下の表に記載のクラス受益証券が設定された。

受益証券 クラス	通貨	総報酬年率(%)		販売手数料(%)		買戻手数料 (%)	最低投資額	収益の分配
		上限	現行	上限	現行			
A	EUR	1.65	1.65	5.00	5.00	—	—	分配型
P	EUR	0.88	0.88	—	—	—	EUR 3,000,000	分配型

さらに、管理会社は、目論見書に規定のとおり、ファンドの運用に関する成功報酬を課すことができる。

【損益計算書】

クラスA(EUR)受益証券
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2019年1月1日

至 2019年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
・ 収益			
1. 国内配当金(法人税を含む総額)		7,212,352.57	836,633
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		28,929,056.79	3,355,771
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		(66,209.10)	(7,680)
a) 預金マイナス利息	(66,588.83)		(7,724)
b) 預金利息	379.73		44
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		375,422.32	43,549
9a. 国内法人税の控除		(1,081,852.71)	(125,495)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(1,081,852.71)		(125,495)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(1,591,679.77)	(184,635)
a) 国外配当金から	(1,591,679.77)		(184,635)
10. その他の収益		132,416.00	15,360
収益合計		<u>33,909,506.10</u>	<u>3,933,503</u>
・ 費用			
1. 借入利息		(65,118.73)	(7,554)
2. 総報酬 ¹⁾		(18,769,124.29)	(2,177,218)
a) 総報酬 ¹⁾	(18,769,124.29)		(2,177,218)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(45,193.91)	(5,242)
費用合計		<u>(18,879,436.93)</u>	<u>(2,190,015)</u>
・ 経常利益		15,030,069.17	1,743,488
・ 売買取引			
1. 実現利益		133,756,240.68	15,515,724
2. 実現損失		(142,173,091.81)	(16,492,079)
売買取引による損益合計		<u>(8,416,851.13)</u>	<u>(976,355)</u>
・ 当期実現損益		6,613,218.04	767,133
1. 未実現利益の純変動		134,258,340.84	15,573,968
2. 未実現損失の純変動		72,105,904.60	8,364,285
・ 当期末実現損益		<u>206,364,245.44</u>	<u>23,938,252</u>
・ 当期総利益		<u>212,977,463.48</u>	<u>24,705,386</u>

1) 契約要項に基づき、年率1.65%(当期の年率1.65%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管報酬(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスP(EUR)受益証券
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2019年1月1日

至 2019年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
. 収益			
1. 国内配当金		100,236.05	11,627
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		402,142.20	46,648
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		(921.85)	(107)
a) 預金マイナス利息	(927.12)		(108)
b) 預金利息	5.27		1
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		5,237.46	608
9a. 国内法人税の控除		(15,035.41)	(1,744)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(15,035.41)		(1,744)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(22,139.78)	(2,568)
a) 国外配当金から	(22,139.78)		(2,568)
10. その他の収益		1,848.47	214
収益合計		471,367.14	54,679
. 費用			
1. 借入利息		(905.28)	(105)
2. 総報酬 ¹⁾		(136,514.57)	(15,836)
a) 総報酬 ¹⁾	(136,514.57)		(15,836)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(628.07)	(73)
費用合計		(138,047.92)	(16,014)
. 経常利益		333,319.22	38,665
. 売買取引			
1. 実現利益		1,861,627.88	215,949
2. 実現損失		(1,978,639.11)	(229,522)
売買取引による損益合計		(117,011.23)	(13,573)
. 当期実現損益		216,307.99	25,092
1. 未実現利益の純変動		2,065,456.32	239,593
2. 未実現損失の純変動		968,118.49	112,302
. 当期末実現損益		3,033,574.81	351,895
. 当期総利益		3,249,882.80	376,986

1) 契約要項に基づき、年率0.88%(当期の年率0.88%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管報酬(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスA(EUR)受益証券
純資産変動計算書 2019年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		<u>1,096,667,699.54</u>
1. 前年度の分配または税控除		(19,867,904.45)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(19,867,904.45)
a) 受益証券発行	30,953,628.32	
内、受益証券販売によるもの	30,953,628.32	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(57,786,402.00)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		191,240.42
5. 当期損益		212,977,463.48
内、未実現利益の純変動	134,258,340.84	
内、未実現損失の純変動	72,105,904.60	
. 当期末現在のファンド資産額		<u>1,263,135,725.31</u>

クラスP(EUR)受益証券
純資産変動計算書 2019年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		<u>19,673,062.63</u>
1. 前年度の分配または税控除		(523,919.64)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(4,971,725.20)
a) 受益証券発行	41,248.01	
内、受益証券販売によるもの	41,248.01	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(5,012,973.21)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		199,751.56
5. 当期損益		3,249,882.80
内、未実現利益の純変動	2,065,456.32	
内、未実現損失の純変動	968,118.49	
. 当期末現在のファンド資産額		<u>17,627,052.15</u>

クラスA(EUR)受益証券
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり ^{*)}	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	2,245,916.60	260,526	179.65	20,839
2.当期損益	216,307.99	25,092	17.30	2,007
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	0.00	0	0.00	0
2.次期繰越利益	(2,128,905.32)	(246,953)	(170.29)	(19,754)
・分配金総額	333,319.27	38,665	26.66	3,093
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	333,319.27	38,665	26.66	3,093

2019年12月31日現在発行済受益証券口数：11,979,055口

*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

クラスP(EUR)受益証券
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり ^{*)}	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・分配可能利益				
1.前年度からの繰越利益	2,245,916.60	260,526	179.65	20,839
2.当期損益	216,307.99	25,092	17.30	2,007
3.ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・分配に使用しない利益				
1.再投資のための剰余金	0.00	0	0.00	0
2.次期繰越利益	(2,128,905.32)	(246,953)	(170.29)	(19,754)
・分配金総額	333,319.27	38,665	26.66	3,093
1.中間分配	0.00	0	0.00	0
2.期末分配	333,319.27	38,665	26.66	3,093

2019年12月31日現在発行済受益証券口数：12,502口

*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

【投資有価証券明細表等】

貸借対照表を参照のこと。

[次へ](#)

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2019

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2019	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondver- mögens
Börsengehandelte Wertpapiere								1.164.792.272,42	90,96
Aktien								1.137.657.665,00	88,84
Deutschland								119.452.322,58	9,32
DE0008430026	Münchener Rückvers.-Ges. AG vink.Namens-Aktien		STK	72.230	0	199.770 EUR	264,500	19.104.835,00	1,49
DE0007164600	SAP SE Inhaber-Aktien		STK	223.363	66.000	109.000 EUR	120,620	26.942.045,06	2,10
DE000A12DM80	Scout24 AG Namens-Aktien		STK	437.400	594.900	157.500 EUR	59,750	26.134.650,00	2,04
DE000WAF3001	Siltronic AG Namens-Aktien		STK	304.000	345.000	41.000 EUR	89,540	27.220.160,00	2,13
DE000TUAG000	TUI AG Namens-Aktien		STK	668.284	901.371	233.087 GBP	9,738	7.609.178,12	0,59
DE0005089031	United Internet AG Namens-Aktien		STK	428.720	350.000	775.000 EUR	29,020	12.441.454,40	0,97
Frankreich								294.201.331,49	23,00
FR0000045072	Crédit Agricole S.A. Actions Port.		STK	2.402.410	1.717.000	834.590 EUR	13,030	31.303.402,30	2,44
FR0010905533	Edenred S.A. Actions Port.		STK	505.000	505.000	0 EUR	46,250	23.356.250,00	1,82
FR0000121147	Fourieia S.A. Actions Port.		STK	512.387	512.387	0 EUR	47,900	24.543.337,30	1,92
FR0000125346	ingenico Group S.A. Actions Port.		STK	316.200	0	78.800 EUR	97,860	30.943.332,00	2,42
FR0000120685	Natixis S.A. Actions Port.		STK	3.934.395	9.404.395	5.470.000 EUR	3,947	15.529.057,07	1,21
FR0000073272	Sofran Actions Port.		STK	138.537	110.163	207.726 EUR	139,200	19.284.350,40	1,51
FR0000120578	Sonofi S.A. Actions Port.		STK	499.700	257.000	449.800 EUR	90,440	45.192.868,00	3,54
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		STK	676.183	417.000	340.817 EUR	37,460	25.329.815,18	1,98
FR0000130809	Société Générale S.A. Actions Port.		STK	265.822	380.000	114.178 EUR	31,140	8.277.697,08	0,65
FR0000120271	Total S.A. Actions au Porteur		STK	105.415	72.000	816.585 EUR	49,225	5.189.053,38	0,41
FR0000124141	Vieolia Environnement S.A. Actions au Porteur		STK	1.062.439	1.531.439	449.000 EUR	24,020	26.000.184,78	2,03
FR0011981968	Worldline S.A. Actions Port.		STK	622.060	696.970	74.910 EUR	63,100	30.251.084,00	3,07
Niederlande								65.837.309,60	5,14
NL0011821202	ING Groep N.V. Aandelen op naam		STK	1.755.708	2.400.600	644.892 EUR	10,788	18.940.577,90	1,48
NL0000817179	Sigia Food Group N.V. Aandelen		STK	650.959	8.136	8.499 EUR	23,400	15.232.440,60	1,19
NL0000264223	STMicronics N.V. Aandelen aan toonder		STK	1.313.871	2.550.000	1.236.129 EUR	24,100	31.664.291,10	2,47
Italien								30.206.430,00	2,36
IT0003128367	ENEL S.p.A. Azioni nom.		STK	4.230.000	5.020.000	790.000 EUR	7,141	30.206.430,00	2,36
Irland								30.742.537,50	2,40
IE0004936560	Kerry Group PLC Reg. Shares		STK	273.267	296.200	22.933 EUR	112,500	30.742.537,50	2,40
Dänemark								34.835.140,41	2,72
DK00060534915	Nasdaq-Nordisk AS Navne-Aktier B		STK	665.818	897.818	519.000 DKK	190,700	34.835.140,41	2,72
Portugal								13.218.610,30	1,03
PTEDP0AM0009	EDP - Energias de Portugal SA Ações Nom.		STK	3.400.723	3.400.723	0 EUR	3,887	13.218.610,30	1,03
Spanien								42.898.990,22	3,35
ES0118900010	Ferrovial S.A. Acciones Port.		STK	1.212.192	1.722.056.449	509.864.449 EUR	27,010	32.741.305,92	2,56
ES0182870214	Socys S.A. Acciones Port.		STK	3.807.228	3.807.228	0 EUR	2,668	10.157.684,30	0,79
Belgien								32.032.736,88	2,50
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		STK	286.387	235.000	241.613 EUR	67,240	19.256.661,88	1,50
BE0003470755	Solvay S.A. Actions au Porteur		STK	123.500	163.500	40.000 EUR	103,450	12.776.075,00	1,00
Luxemburg								12.708.799,88	0,99
LU0156801721	Tenaris S.A. Actions nom.		STK	1.277.780	1.839.780	562.000 EUR	9,946	12.708.799,88	0,99
Norwegen								73.696.589,37	5,76
NO0003096208	Leroy Seafood Group AS Navne-Aktier		STK	3.913.870	3.913.870	0 NOK	58,940	23.369.228,60	1,82
NO0003053605	Storebrand ASA Navne-Aktier		STK	7.202.000	1.222.000	0 NOK	68,980	50.327.360,77	3,94
Schweden								54.851.963,08	4,28
SE0007074281	Hexpol AB Namn-Aktier B		STK	2.892.195	4.315.000	1.422.805 SEK	92,650	25.671.148,59	2,00
SE0000412371	Modern Times Group MTG AB Namn-Aktier B		STK	771.000	771.000	0 SEK	110,750	8.180.322,37	0,64
SE0000667891	Sondvik AB Namn-Aktier		STK	571.669	571.669	0 SEK	184,900	10.126.371,58	0,79
SE0000108656	Telefonaktiebolaget L.M.Erics. Namn-Akt. B (fric)		STK	1.377.844	2.345.000	3.747.156 SEK	82,380	10.874.120,54	0,85
Finnland								60.304.295,00	4,71
FI0009000681	Nokia Oyj Reg. Shares		STK	1.200.000	1.200.000	4.991.940 EUR	3,276	3.931.200,00	0,31
FI0009005961	Stora Enso Oyj Reg. Shares CLR		STK	1.795.000	1.795.000	0 EUR	12,875	23.110.625,00	1,80
FI0009005987	UPM Kymmene Corp. Reg. Shares		STK	1.078.200	1.078.200	0 EUR	30,850	33.262.470,00	2,60
Österreich								13.498.640,49	1,05
AT0000A1BX4	ams AG Inhaber-Aktien		STK	371.400	371.400	160.000 CHF	39,620	13.498.640,49	1,05
Schweiz								68.257.377,09	5,32
CH0210483332	Die Financière Richemont AG Namens-Aktien		STK	110.270	223.500	113.230 CHF	76,500	7.738.423,08	0,60
CH0418792922	Sika AG Namens-Aktien		STK	214.300	276.800	12.500 CHF	183,200	36.014.824,33	2,81
CH0126801561	Swiss Re AG Namens-Aktien		STK	244.503	246.503	705.000 CHF	109,250	24.504.130,58	1,91
Großbritannien								190.924.588,21	14,91
GB0009995292	AstraZeneca PLC Reg. Shares		STK	406.316	40.000	379.664 GBP	77,500	36.819.047,06	2,87
GB0030913577	BT Group PLC Reg. Shares		STK	5.543.595	5.543.595	0 GBP	1,966	12.740.707,78	0,99

Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2019

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2019	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge im Berichtszeitraum	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
GB00BMJ6DW54	Informa PLC Reg Shares		STK	2.710.000	890.000	1.190.000	GBP	27.354.581,46	2,14
GB0008706128	Lloyds Banking Group PLC Reg Shares		STK	35.308.408	35.308.408	0	GBP	26.146.180,59	2,04
GB000805W034	London Stock Exchange Group PLC Reg Shares		STK	150.000	150.000	0	GBP	13.553.931,60	1,06
GB0032089863	NEXT PLC Reg Shares		STK	76.159	76.159	0	GBP	6.326.027,90	0,49
GB008240GK77	Reckitt Benckiser Group Reg Shares		STK	95.000	0	500.000	GBP	6.903.536,98	0,54
GB00803MXX29	Royal Dutch Shell Reg Shares Cl A		STK	182.165	124.000	719.107	EUR	4.807.334,35	0,38
GB008KMKR23	RSA Insurance Group PLC Reg Shares		STK	1.920.296	1.920.296	0	GBP	12.775.778,12	1,00
GB0007908733	SSE PLC Shares		STK	1.872.853	1.872.853	0	GBP	32.102.923,10	2,51
GB00829H4253	Tynan PLC Reg Shares		STK	3.639.860	0	0	GBP	11.384.537,27	0,89
Sonstige Beteiligungswertpapiere									27.134.607,42
Schweiz									27.134.607,42
CH0012032048	Roche Holding AG Inhaber-Gerüthscheine		STK	93.591	169.342	75.751	CHF	27.134.607,42	2,12
An organisierten Märkten zugelassene oder in diese einbezogene Wertpapiere									35.801.712,63
Aktien									35.801.712,63
Schweden									5.075.299,02
SE0013121589	Embracer Group AB Namn-Aktier AK CL B		STK	747.000	747.000	0	SEK	5.075.299,02	0,40
Großbritannien									30.726.413,61
GB0008064599	Borders & Southern Petroleum Reg Shares		STK	33.921.782	0	0	GBP	555.202,02	0,04
GB0080130H42	ITM Power PLC Reg Shares		STK	37.104.366	7.605.262	1.000.885	GBP	30.171.131,59	2,36
Nichtnotierte Wertpapiere									15.005.830,91
Aktien									15.005.830,91
Großbritannien									15.005.830,91
GB00801050C14	Actual Experience PLC Reg Shares		STK	1.815.705	111.111	0	GBP	2.218.546,31	0,17
GB008YV8MN78	Urban Logistics REIT PLC Reg Shares		STK	7.467.872	0	920.000	GBP	12.787.284,60	1,00
Wertpapier-Investmentanteile									56.332.557,50
Gruppeneigene Wertpapier-Investmentanteile									56.332.557,50
Luxemburg									56.332.557,50
LU0986130051	AGF-All Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I		ANT	29.450	0	0	EUR	42.716.636,00	3,35
LU1548503686	AGF-All Mid Neutral Asian Eq. Inh. Ant. W93 (H2)		ANT	50	0	0	EUR	98.254.770	0,38
LU1366195433	AGF-Allianz Discov Europ. Opp. Inhaber-Anteile I13		ANT	6.000	0	0	EUR	917.020	0,43
LU2048588888	Allianz GL Inv Fd-Smart Energy Act Nam. W9 H2 Dis.		ANT	30	30	0	EUR	106.762.100	0,25
Summe Wertpapiervermögen ¹⁾									1.271.932.373,46
Derivate									99,34
(Bei den mit Minus gekennzeichneten Beständen handelt es sich um verkaufte Positionen)									
Derivate auf einzelne Wertpapiere									
Wertpapier-Optionsrechte									285.000,00
Forderungen/ Verbindlichkeiten									285.000,00
Optionsrechte auf Aktien									0,02
	ArcelorMittal (ARRB) Call März 20 18	XEUR	STK	500.000		EUR	0,365	182.500,00	0,01
	ArcelorMittal (ARRB) Call März 20 19	XEUR	STK	500.000		EUR	0,205	102.500,00	0,01
Wertpapier-Terminkontrakte									1.144.763,59
Wertpapier-Terminkontrakte auf Aktien									1.144.763,59
	AIB Group PLC (AIBF) Feb. 20	XEUR	STK	2.900.000		EUR	0,071	205.164,95	0,02
	Bayer AG Future (BAYN) März 20	XEUR	STK	160.000		EUR	1,373	247.158,00	0,02
	Commerzbank AG Future (CBK) März 20	XEUR	STK	1.100.000		EUR	-0,427	-469.260,00	-0,04
	Compass Group PLC (XGR2) März 20	XEUR	STK	-300.000		GBP	0,388	-136.023,38	-0,01
	Daimler AG Future (DAIF) März 20	XEUR	STK	150.000		EUR	-1,540	-230.925,00	-0,02
	Diageo PLC Future (GUJ) März 20	XEUR	STK	-260.000		GBP	1,230	-402.705,92	-0,03
	Hannover Rück SE Future (HNR1) März 20	XEUR	STK	-38.000		EUR	3,143	-119.434,00	-0,01
	Imperial Brands PLC Future (IMTG) März 20	XEUR	STK	540.000		GBP	2,317	1.463.106,81	0,11
	Internat. Cons. Airl. Grp Future (INR) März 20	IFEU	STK	1.000.000		GBP	0,274	320.608,01	0,03
	Storebrand ASA Future (SKT) März 20	XDSL	STK	143.000		NOK	-0,873	-6.857,62	0,00
	Svenska Handelsbanken AB Future (SHB) März 20	XAMS	STK	-700.000		SEK	5,494	-368.460,23	-0,03
	Swiss Life Holding AG Future (SLHG) März 20	XEUR	STK	-50.000		CHF	-6,365	-291.945,97	-0,02
	Talanx Future (TLX) März 20	XEUR	STK	145.000		EUR	-0,732	-106.169,00	-0,01

Die Fußnotenerklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2019

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2019	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
	Telefónica S.A. (TNES) März 20	XEUR	STK	-700.000		EUR	-0,137	95.620,00	0,01
	Television Fin 1 S.A. Fu- ture (F5C) März 20	XEUR	STK	-675.000		EUR	-0,068	45.765,00	0,00
	UniCredit 5 p.A Future (CR5U) März 20	XEUR	STK	1.500.000		EUR	0,210	315.230,00	0,02
Summe Derivate auf einzelne Wertpapiere							EUR	1.429.763,59	0,10
Aktienindex-Derivate									
	Forderungen/ Verbindlichkeiten								
Aktienindex-Terminkontrakte								2.570.500,00	0,20
	ESTX 50 Dividenden Index Future (FEXD) Dez. 21	XEUR	EUR Anzahl	2.000				2.570.500,00	0,20
Optionsrechte									
Optionsrechte auf Aktienindex								5.937.000,00	0,46
	DI Euro Stoxx50 Index (SX5E)								
	Call Feb. 20 3850	XEUR	Anzahl	4.250		EUR	24,600	1.045.500,00	0,08
	DI Euro Stoxx50 Index (SX5E) Put Feb. 20 3500	XEUR	Anzahl	4.300		EUR	15,000	645.000,00	0,05
	DI Euro Stoxx50 Index (SX5E) Put Jan. 20 3500	XEUR	Anzahl	3.000		EUR	2,500	75.000,00	0,01
	ESTX Bank Index (SX7E)								
	Call Feb. 20 102,5	XEUR	Anzahl	17.500		EUR	1,225	1.071.875,00	0,08
	ESTX Bank Index (SX7E)								
	Call Feb. 20 97,5	XEUR	Anzahl	12.300		EUR	3,000	1.845.000,00	0,14
	ESTX Bank Index (SX7E)								
	Call Jan. 20 100	XEUR	Anzahl	20.500		EUR	0,725	743.125,00	0,06
	ESTX Bank Index (SX7E)								
	Call Jan. 20 97,5	XEUR	Anzahl	6.200		EUR	1,650	511.500,00	0,04
Summe Aktienindex-Derivate								8.507.500,00	0,66
Sonstige Derivate									
Sonstige Terminkontrakte								1.702.800,00	0,13
	Münchener Rückver. Dividend Futures (MUVD) Dez. 21	XEUR	EUR	1.150.000		EUR	1,481	1.702.800,00	0,13
Summe Sonstige Derivate								1.702.800,00	0,13
Sonstige Vermögensgegenstände									
	Dividendenansprüche		EUR	299.461,08				299.461,08	0,02
	Forderungen aus Anteilschneingeschäften		EUR	39.264,28				39.264,28	0,00
	Forderungen aus Quellensteuerrückstattung		EUR	8.171.715,39				8.171.715,39	0,64
Summe Sonstige Vermögensgegenstände								8.510.440,75	0,66
Kurzfristige Verbindlichkeiten									
EUR-Kredite bei der Verwahrstelle									
	State Street Bank International GmbH		EUR	-8.292.387,94				-8.292.387,94	-0,65
Kredite in Nicht-EU/EWR-Währungen									
	State Street Bank International GmbH		CHF	-519,36				-476,43	0,00
Kredite in sonstigen EU/EWR-Währungen									
	State Street Bank International GmbH		GBP	-553.249,60				-646.886,41	-0,05
	State Street Bank International GmbH		NOK	-2.343,40				-237,40	0,00
	State Street Bank International GmbH		SEK	-30.500,00				-2.921,95	0,00
Summe Kurzfristige Verbindlichkeiten								-8.942.910,13	-0,70
Sonstige Verbindlichkeiten									
	Verbindlichkeiten aus Anteilschneingeschäften		EUR	-199.663,54				-199.663,54	-0,02
	Verbindlichkeiten aus Wertpapiergeschäften		EUR	-447.736,25				-447.736,25	-0,03
	Kostenabgrenzung		EUR	-1.729.790,42				-1.729.790,42	-0,14
Summe Sonstige Verbindlichkeiten								-2.377.190,21	-0,19
Fondsvermögen								1.280.762.777,46	100,00
	Summe der umlaufenden Anteile aller Anteilklassen		STK					11.991.557	

* Die Wertpapiere des Sondervermögens sind teilweise durch Geschäfte mit Finanzinstrumenten abgesichert.

Gattungsbezeichnung	gesamt
Gesamtbetrag der Kurswerte der Wertpapiere, die Dritten als Marginsicherheiten für Termingeschäfte dienen:	EUR 26.942.045,06

Industria

Industria A (EUR)

ISIN	DE0008475021
Fondsvermögen	1263.135.725,31
Umlaufende Anteile	11.979.055,128
Anteilwert	105,45

Industria P (EUR)

ISIN	DE0009797423
Fondsvermögen	17.627.052,15
Umlaufende Anteile	12.501,548
Anteilwert	1.409,99

Industria

Vermögensübersicht zum 31.12.2019

Gliederung nach Anlagenart - Land	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens ¹⁾
I. Vermögensgegenstände		
1. Aktien	1.188.465.208,54	92,81
Deutschland	119.432.322,58	9,32
Frankreich	294.201.333,49	23,00
Niederlande	65.837.309,60	5,14
Italien	30.206.430,00	2,36
Irland	30.742.537,50	2,40
Dänemark	34.825.140,41	2,72
Portugal	13.218.610,30	1,03
Spanien	42.898.990,22	3,35
Belgien	32.032.736,88	2,50
Luxemburg	12.708.799,88	0,99
Norwegen	73.696.589,37	5,76
Schweden	59.927.262,10	4,68
Finnland	60.304.295,00	4,71
Österreich	13.498.640,49	1,05
Schweiz	68.257.377,99	5,32
Großbritannien	236.656.832,73	18,48
2. Investmentanteile	56.332.557,50	4,41
Luxemburg	56.332.557,50	4,41
3. Sonstige Wertpapiere	27.134.607,42	2,12
Schweiz	27.134.607,42	2,12
4. Derivate	11.640.063,59	0,89
5. Sonstige Vermögensgegenstände	8.510.440,75	0,66
II. Verbindlichkeiten	-11.320.100,34	-0,89
III. Fondsvermögen	1.280.762.777,46	100,00

¹⁾ Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsdifferenzen entstanden sein.

Gliederung nach Anlagenart - Währung	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens ¹⁾
I. Vermögensgegenstände		
1. Aktien	1.188.465.208,54	92,81
CHF	81.756.018,48	6,37
DKK	34.825.140,41	2,72
EUR	698.801.521,68	54,59
GBP	239.458.676,50	18,69
NOK	73.696.589,37	5,76
SEK	59.927.262,10	4,68
2. Investmentanteile	56.332.557,50	4,41
EUR	56.332.557,50	4,41
3. Sonstige Wertpapiere	27.134.607,42	2,12
CHF	27.134.607,42	2,12
4. Derivate	11.640.063,59	0,89
5. Sonstige Vermögensgegenstände	8.510.440,75	0,66
II. Verbindlichkeiten	-11.320.100,34	-0,89
III. Fondsvermögen	1.280.762.777,46	100,00

Industria

Wertpapierkurse bzw. Marktsätze

Die Vermögensgegenstände des Sondervermögens sind auf der Grundlage nachstehender Kurse/Marktsätze bewertet:

Alle Vermögenswerte: Kurse bzw. Marktsätze per 30.12.2019 oder letztbekannte

Devisenkurs(e) bzw. Konversionsfaktor(en) (in Mengennotiz) per 30.12.2019

Großbritannien, Pfund	(GBP)	1 Euro = GBP	0,85525
Dänemark, Kronen	(DKK)	1 Euro = DKK	7,46975
Norwegen, Kronen	(NOK)	1 Euro = NOK	9,87125
Schweden, Kronen	(SEK)	1 Euro = SEK	10,43825
Schweiz, Franken	(CHF)	1 Euro = CHF	1,09010

Marktschlüssel**Terminbörsen**

IFEU	=	London - ICE Futures Europe
XAMS	=	Amsterdam - Euronext Amsterdam - Derivatives
XEUR	=	Eurex (Eurex Frankfurt/Eurex Zürich)
XOSL	=	Oslo - Oslo Børs - Derivatives

Kapitalmaßnahmen

Alle Umsätze, die aus Kapitalmaßnahmen hervorgehen (technische Umsätze), werden als Zu- oder Abgang ausgewiesen.

Stimmrechtsausübung

Stimmrechte aus den im Fonds enthaltenen Aktien haben wir, soweit es im Interesse unserer Anleger geboten erschien, entweder selbst wahrgenommen oder durch Beauftragte nach unseren Weisungen ausüben lassen.

Industria

Während des Berichtszeitraumes abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen:

Käufe und Verkäufe in Wertpapieren, Investmentanteilen und Schuldscheindarlehen (Marktzuordnung zum Berichtsstichtag):

ISIN	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Käufe/ Zugänge	Verkäufe/ Abgänge
Börsengehandelte Wertpapiere				
Aktien				
Dänemark				
DK0060542181	ISS AS Indehaver Aktier	STK	224.000	1.153.200
Deutschland				
DE0008404005	Alliara SE vink Namens-Aktien	STK	19.094	136.194
DE000BASF111	BASF SE Namens-Aktien	STK	420.000	420.000
DE0006062144	Covestro AG Inhaber-Aktien	STK	367.000	703.000
DE000A2HNSC6	Deutsche Wohnen SE Inhaber-Aktien	STK	0	1.063.000
DE0006231004	Infineon Technologies AG Namens-Aktien	STK	640.000	640.000
DE0009470405	Lanxess AG Inhaber-Aktien	STK	215.000	215.000
DE000LED4000	OSRAM Licht AG Namens-Aktien	STK	0	1.083.634
Finnland				
FI0009013296	Neste Oyj Reg-Shs	STK	125.000	125.000
Frankreich				
FR0000031122	Air France-KLM S.A. Actions Part.	STK	600.000	600.000
FR0000125338	Copiegemini SE Actions Part.	STK	243.000	243.000
FR0000130650	Dassault Systemes SE Actions Part.	STK	170.000	170.000
FR0010208488	Engie S.A. Actions Part.	STK	1.202.000	1.202.000
FR0000120321	L'Oréal S.A. Actions Part.	STK	0	90.700
FR0000121014	LVMH Moët Henr. L. Vuitton SE Action Part.(C.R.)	STK	0	20.000
Großbritannien				
GB0007980591	BP PLC Reg Shares	STK	465.000	3.025.200
GB0008064575	Compass Group PLC Reg Shares	STK	102.000	1.028.000
GB0002374006	Diageo PLC Reg Shares	STK	0	775.000
GB0004544929	Imperial Brands PLC Reg Shares	STK	422.000	1.300.521
GB0008131782	Network Internat. Hldgs PLC Reg Shares (W)	STK	287.557	287.557
GB00003MXX29	Royal Dutch Shell Reg Shares Cl.A	STK	110.000	1.551.525
Irland				
IE0002424939	DCC PLC Reg Shares	STK	0	264.000
Luxemburg				
LU1598757687	AcelorMittal S.A. Actions Nouvelles Nominat	STK	1.005.000	1.440.000
LU0088087324	SES S.A. Bearer FDRs (rea Shs A)	STK	0	855.000
Schweden				
SE0000163628	Elektro AB Nomin-Aktier B	STK	0	575.000
SE0009922164	Essity AB Nomin-Aktier B	STK	430.000	430.000
Schweiz				
CH0432492467	Aicon AG Namens-Aktien	STK	75.200	75.200
CH0025238863	Kühne & Nagel Internat. AG Namens-Aktien	STK	0	99.500
CH0012005267	Novartis AG Namens-Aktien	STK	376.000	1.119.000
CH0244767585	UBS Group AG Namens-Aktien	STK	0	600.000
Spanien				
ES0167050915	ACS, Act.de Constry Serv. SA Acciones Part.	STK	487.760	487.760
ES0144580Y14	Iberdrola S.A. Acciones Part.	STK	2.495.000	2.495.000
ES0148395007	Industria de Diseño Textil SA Acciones Part.	STK	0	1.148.510
Andere Wertpapiere				
Spanien				
ES06189009D6	Ferrovial S.A. Anrechte	STK	1.457.000	1.457.000
ES06189009E4	Ferrovial S.A. Anrechte	STK	1.193.252	1.193.252
An organisierten Märkten zugelassene oder in diese einbezogene Wertpapiere				
Aktien				
Schweden				
SE0009241706	Embrocar Group AB Nomin-Aktier AK CLB	STK	249.000	249.000
Nichtnotierte Wertpapiere				
Andere Wertpapiere				
Großbritannien				
GB0008131782	ITM Power PLC Anrechte	STK	1.605.262	1.605.262
Spanien				
ES06670509F6	ACS, Act.de Constry Serv. SA Anrechte	STK	469.000	469.000
Wertpapier-Investmentanteile				
Gruppeneigene Wertpapier-Investmentanteile				

Industria

ISIN	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Käufe/ Zugänge	Verkäufe/ Abgänge
Luxemburg				
LU1858968891	AGIF - Allianz Global Water Inhaber-Anteile W	ANT	0	5.000
LU1936792100	AGIF-All Pet and Animal Wellb. Act. Nom. WRG2 Dis.	ANT	35	35
LU0542502660	AGIF-Allianz Europe Equity SRI Inhaber-Anteile W	ANT	0	11.200
	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung		Volumen in 1.000
Derivate				
(In Opening-Transaktionen umgesetzte Optionsprämien bzw. Volumen der Optionsgeschäfte, bei Optionscheinen Angabe der Käufe und Verkäufe.)				
Terminkontrakte				
Wertpapier-Terminkontrakte				
Wertpapier-Terminkontrakte auf Aktien				
(Basiswert(e): ACS, Actulde Constry Serv. SA Acciones Port., Airbus SE Aandelen op naam, Arkema S.A. Actions au Porteur, ASML Holding N.V. Aandelen op naam, BASF SE Namens-Aktien, Bayer AG Namens-Aktien, Brenntag AG Namens-Aktien, Commerzbank AG Inhaber-Aktien, Crédit Agricole S.A. Actions Port., Deutsche Börse AG Namens-Aktien, Deutsche Telekom AG Namens-Aktien, Glencore PLC Reg.Shares, ING Groep N.V. Aandelen op naam, Italcis AG Namens-Aktien, United Internet AG Namens-Aktien, Vodafone Group PLC Reg.Shares)				
Gekaufte Kontrakte:				
			EUR	256.967
(Basiswert(e): Air Liquide SA Et Expl.P.G.C.I. Actions Port., Antologasta PLC Reg.Shares, Givaudan SA Namens-Aktien, Hannover Rück SE Namens-Aktien, Iiad S.A. Actions au Porteur, IMCD N.V. Aandelen op naam, Rio Tinto PLC Reg.Shares, Rolls Royce Holdings PLC Reg.Shares, Svenska Handelsbanken AB Namn-Aktier A, Telefonica S.A. Acciones Port., Television Fse 1 S.A. (TF1) Actions Port., The Royal Bk of Scottd Grp PLC Reg.Shares, Unilever N.V. Aandelen op naam)				
Verkaufte Kontrakte:				
			EUR	226.650
Sonstige Terminkontrakte				
(Basiswert(e): ICE Svenska Handelsb. Dividende Tech(WKN))				
Verkaufte Kontrakte:				
			EUR	18.099
Optionsrechte				
Wertpapier-Optionsrechte				
Optionsrechte auf Aktien				
Gekaufte Kaufoptionen (Call):				
(Basiswert(e): Siemens AG Namens-Aktien)			EUR	17.400
Verkaufte Kaufoptionen (Call):				
(Basiswert(e): Siemens AG Namens-Aktien)			EUR	18.400
Verkaufte Verkaufsoptionen (Put):				
(Basiswert(e): Bayer AG Namens-Aktien, Royal Dutch Shell Reg.Shares C.L.A, Siemens AG Namens-Aktien)			EUR	29.950
Optionsrechte auf Aktienindex-Derivate				
Optionsrechte auf Aktienindizes				
(Basiswert(e): DAX Performance-Index, ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), STXE 600 Automobiles & Parts Index (Price) (EUR))				
Gekaufte Kaufoptionen (Call):				
(Basiswert(e): EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR))			EUR	2.849.488
Gekaufte Verkaufsoptionen (Put):				
(Basiswert(e): ESTX Banks Index (Price) (EUR))			EUR	1.627.698
Verkaufte Kaufoptionen (Call):				
(Basiswert(e): ESTX Banks Index (Price) (EUR))			EUR	38.000
Verkaufte Verkaufsoptionen (Put):				
			EUR	62.500

Anhang

Anteilklassen

Für das Sondervermögen können Anteilklassen im Sinne von §16 Abs. 2 der „Allgemeinen Anlagebedingungen“ gebildet werden, die sich hinsichtlich der Ertragsverwendung, des Ausgabeaufschlags, des Rücknahmeabschlags, der Währung des Anteilwertes einschließlich des Einsatzes von Währungssicherungsgeschäften, der Pauschalvergütung, der Mindestanlage-summe oder einer Kombination dieser Merkmale unterscheiden können. Die Bildung von Anteilklassen ist jederzeit zulässig und liegt im Ermessen der Gesellschaft.

Im Berichtszeitraum war/en die in der nachfolgenden Tabelle aufgeführten Anteilklasse/n aufgelegt.

Anteil- klasse	Wäh- rung	Pauschal- vergütung in % p.a.		Ausgabeauf- schlag in %		Rücknahme- abschlag in %	Mindestanlage- summe	Ertragsver- wendung
		maximal	aktuell	maximal	aktuell			
A	EUR	1,65	1,65	5,00	5,00	--	--	ausschüttend
P	EUR	0,88	0,88	--	--	--	3 000 000 EUR	ausschüttend

Darüber hinaus erhält die Gesellschaft für die Verwaltung des Sondervermögens aus dem Sondervermögen eine erfolgsbezogene Vergütung gemäß Verkaufsprospekt.

Industria

Ertrags- und Aufwandsrechnung

Anteilklasse: Industria A (EUR)

für den Zeitraum vom 01.01.2019 - 31.12.2019

(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
I. Erträge		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		7.212.352,57
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		28.929.056,79
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		-66.209,10
a) Negative Einlagezinsen	-66.588,83	
b) Positive Einlagezinsen	379,73	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		375.422,32
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-1.081.852,71
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividendenerträge	-1.081.852,71	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-1.591.679,77
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-1.591.679,77	
10. Sonstige Erträge		132.416,00
Summe der Erträge		33.909.506,10
II. Aufwendungen		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-65.118,73
2. Pauschalvergütung ¹⁾		-18.769.124,29
a) Pauschalvergütung ¹⁾	-18.769.124,29	
b) Performanceabhängige Vergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-45.193,91
Summe der Aufwendungen		-18.879.436,93
III. Ordentlicher Nettoertrag		15.030.069,17
IV. Veräußerungsgeschäfte		
1. Realisierte Gewinne		133.756.240,68
2. Realisierte Verluste		-142.173.091,81
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften		-8.416.851,13
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		6.613.218,04
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		134.250.340,84
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		72.105.904,60
VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		206.364.245,44
VII. Ergebnis des Geschäftsjahres		212.977.463,48

¹⁾ Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-In-Fee“) in der Höhe von 1,65 % p.a. (im Geschäftsjahr 1,65 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestreift die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Anteilklasse: Industria P (EUR)

für den Zeitraum vom 01.01.2019 - 31.12.2019

(einschließlich Ertragsausgleich)

	EUR	EUR
I. Erträge		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		100.236,05
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		402.142,20
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		-921,85
a) Negative Einlagezinsen	-927,12	
b) Positive Einlagezinsen	5,27	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		5.237,46
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-15.035,41
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividendenerträge	-15.035,41	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-22.139,78
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-22.139,78	
10. Sonstige Erträge		1.848,47
Summe der Erträge		471.367,14
II. Aufwendungen		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-905,28
2. Pauschalvergütung ¹⁾		-136.514,57
a) Pauschalvergütung ¹⁾	-136.514,57	
b) Performanceabhängige Vergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-628,07
Summe der Aufwendungen		-138.047,92
III. Ordentlicher Nettoertrag		333.319,22
IV. Veräußerungsgeschäfte		
1. Realisierte Gewinne		1.861.627,88
2. Realisierte Verluste		-1.978.639,11
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften		-117.011,23
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		216.307,99
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		2.065.456,32
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		960.118,49
VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		3.033.574,81
VII. Ergebnis des Geschäftsjahres		3.249.882,80

¹⁾ Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-In-Fee“) in der Höhe von 0,88 % p.a. (im Geschäftsjahr 0,88 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestreift die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Industria

Entwicklung des Sondervermögens 2019

Anteilkasse: Industria A (EUR)

	EUR	EUR
I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres		1.096.667.699,54
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-19.867.904,45
2. Zwischenausschüttung(en)		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-26.802.773,68
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	30.953.628,32	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	30.953.628,32	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-57.766.402,00	
4. Ertragsausgleich/Aufwandsausgleich		191.240,42
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		212.977.463,48
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	134.258.340,84	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	72.105.904,60	
II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres		1.263.135.725,31

Anteilkasse: Industria P (EUR)

	EUR	EUR
I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres		19.673.062,63
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr		-523.919,64
2. Zwischenausschüttung(en)		0,00
3. Mittelzufluss (netto)		-4.971.725,20
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	41.248,01	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	41.248,01	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-5.012.973,21	
4. Ertragsausgleich/Aufwandsausgleich		199.751,56
5. Ergebnis des Geschäftsjahres		3.249.862,80
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	2.065.456,32	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	968.118,49	
II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres		17.627.052,15

Industria

Verwendung der Erträge des Sondervermögens

Anteilklasse: Industria A (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR ^{*)}
I. Für die Ausschüttung verfügbar		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	160.907.803,08	13,43
2. Revisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	6.613.218,04	0,55
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
II. Nicht für die Ausschüttung verwendet		
1. Der Wiederanlage zugeführt	0,00	0,00
2. Vortrag auf neue Rechnung	-152.490.900,65	-12,73
III. Gesamtausschüttung	15.030.120,47	1,25
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	15.030.120,47	1,25

Umlaufende Anteile per 31.12.2019: Stück 11.979.055

*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

Anteilklasse: Industria P (EUR)

Berechnung der Ausschüttung	insgesamt EUR	je Anteil EUR ^{*)}
I. Für die Ausschüttung verfügbar		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	2.245.916,60	179,65
2. Revisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	216.307,99	17,30
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
II. Nicht für die Ausschüttung verwendet		
1. Der Wiederanlage zugeführt	0,00	0,00
2. Vortrag auf neue Rechnung	-2.128.905,32	-170,29
III. Gesamtausschüttung	333.319,27	26,66
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	333.319,27	26,66

Umlaufende Anteile per 31.12.2019: Stück 12.502

*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

(2) 【2018年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

投資有価証券明細表を含む純資産計算書である。

投資有価証券明細表(2018年12月31日現在)

国際証券コード	銘柄	取引所	株数(SHS) / 口数(UNT) / 通貨	2018年 12月31日 保有高	期中売買高 購入	売却	単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%
上場有価証券									
株式									
ドイツ									
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien		SHS	117,100	117,100	0	EUR	174.300	226,652,320.65
DE0006062144	Covestro AG Inhaber-Aktien		SHS	336,000	336,000	0	EUR	43.500	14,616,000.00
DE000A0HN5C6	Deutsche Wohnen SE Inhaber-Aktien		SHS	1,063,000	0	0	EUR	40.150	42,679,450.00
DE0008430026	Münchener Rückvers.-Ges. AG vink.Namens-Aktien		SHS	272,000	10,500	16,100	EUR	188.650	51,312,800.00
DE000LED4000	OSRAM Licht AG Namens-Aktien		SHS	1,083,634	1,083,634	0	EUR	38.400	41,611,545.60
DE0007164600	SAP SE Inhaber-Aktien		SHS	266,363	142,900	384,844	EUR	87.150	23,213,535.45
DE0005089031	United Internet AG Namens-Aktien		SHS	853,720	853,720	0	EUR	38.430	32,808,459.60
フランス									
FR0000045072	Crédit Agricole S.A. Actions Port.		SHS	1,520,000	2,020,000	500,000	EUR	9.392	195,011,395.00
FR0000125346	Ingenico Group S.A. Actions Port.		SHS	395,000	395,000	0	EUR	48.900	19,315,500.00
FR0000120321	L'Oréal S.A. Actions Port.		SHS	90,700	90,700	0	EUR	198.050	17,963,135.00
FR0000121014	LVMH Moët Henn. L. Vuitton SE Action Port.(C.R.)		SHS	20,000	20,000	0	EUR	251.950	5,039,000.00
FR0000073272	Safran Actions Port.		SHS	236,100	286,100	50,000	EUR	102.700	24,247,470.00
FR0000120578	Sanofi S.A. Actions Port.		SHS	692,500	692,500	0	EUR	75.040	51,965,200.00
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur		SHS	600,000	600,000	0	EUR	38.530	23,118,000.00
FR0000120271	Total S.A. Actions au Porteur		SHS	850,000	850,000	0	EUR	45.985	39,087,250.00
オランダ									
NL0000817179	Sligro Food Group N.V.Aandelen		SHS	651,322	651,322	0	EUR	34.100	22,210,080.20
アイルランド									
IE0002424939	DCC PLC Reg.Shares		SHS	264,000	264,000	0	GBP	58.434	17,036,527.89
デンマーク									
DK0060542181	ISS AS Indehaver Aktier		SHS	929,200	929,200	0	DKK	185.150	23,038,993.49
DK0060534915	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B		SHS	287,000	287,000	0	DKK	295.100	11,341,792.32
スペイン									
ES0148396007	Industria de Diseño Textil SA Acciones Port.		SHS	1,148,510	0	750,000	EUR	22.470	25,807,019.70
ベルギー									
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.		SHS	293,000	393,000	100,000	EUR	56.160	16,454,880.00
ルクセンブルグ									
LU1598757687	ArcelorMittal S.A. Actions Nouvelles Nominat.		SHS	435,000	1,276,000	841,000	EUR	18.166	7,902,210.00
LU0088087324	SES S.A. Bearer FDRs (rep.Shs A)		SHS	855,000	855,000	0	EUR	16.200	13,851,000.00
ノルウェー									
NO0003053605	Storebrand ASA Navne-Aksjer		SHS	5,980,000	5,980,000	0	NOK	61.440	36,695,617.43
スウェーデン									
SE0000163628	Elektro AB Namn-Aktier B		SHS	575,000	575,000	0	SEK	106.600	26,841,736.68
SE0000108656	Telefonaktiebolaget L.M.Erics. Namn-Akt. B (fria)		SHS	2,780,000	2,780,000	0	SEK	77.080	5,970,243.75
フィンランド									
FI0009000681	Nokia Oyj Reg.Shares		SHS	4,991,940	0	6,390,000	EUR	4.939	24,655,191.66
オーストリア									
AT0000A18XM4	ams AG Inhaber-Aktien		SHS	160,000	160,000	0	CHF	22.960	24,655,191.66
スイス									
CH0025238863	Kühne & Nagel Internat. AG Namens-Aktien		SHS	99,500	99,500	0	CHF	127.350	3,254,285.33
CH0012005267	Novartis AG Namens-Aktien		SHS	743,000	743,000	0	CHF	83.540	3,254,285.33
CH0126881561	Swiss Re AG Namens-Aktien		SHS	301,000	386,000	85,000	CHF	89.720	96,618,031.62
CH0244767585	UBS Group AG Namens-Aktien		SHS	600,000	1,000,000	400,000	CHF	12.200	11,224,985.60
イギリス									
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg.Shares		SHS	746,000	746,000	0	GBP	58.300	11,224,985.60
GB0007980591	BP PLC Reg.Shares		SHS	2,560,200	0	4,750,000	GBP	4.980	22,785,274.09
GB00BD6K4575	Compass Group PLC Reg.Shares		SHS	926,000	926,000	0	GBP	16.385	20,742,573.16
GB0002374006	Diageo PLC Reg.Shares		SHS	775,000	775,000	0	GBP	27.880	39,734,566.54
GB0004544929	Imperial Brands PLC Reg.Shares		SHS	878,521	219,516	1,008,000	GBP	23.485	19,711,617.92
GB00BMJ6DW54	Informa PLC Reg.Shares		SHS	3,010,000	3,010,000	0	GBP	6.240	36,543,574.14
GB00B24CGK77	Reckitt Benckiser Group Reg.Shares		SHS	595,000	595,000	0	GBP	60.470	9,446,351.19
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A		SHS	777,272	229,272	0	EUR	25.360	2,350
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A		SHS	1,441,525	0	0	GBP	22.955	14,652,280.02
GB00B29H4253	Tyman PLC Reg.Shares		SHS	3,639,860	3,639,860	0	GBP	2.350	14,652,280.02
規制市場で認可されているか取り扱われている有価証券									
株式									
イギリス									
GB00B08F4599	Borders & Southern Petroleum Reg.Shares		SHS	33,921,782	0	0	GBP	0.027	14,652,280.02
GB00B0130H42	ITM Power PLC Reg.Shares		SHS	30,499,989	0	0	GBP	0.244	14,652,280.02
未上場有価証券									
株式									
イギリス									
GB00BJ05QC14	Actual Experience PLC Reg.Shares		SHS	1,704,594	0	0	GBP	2.100	14,652,280.02
GB00BYV8MN78	Urban Logistics REIT PLC Reg.Shares		SHS	8,387,872	1,694,296	0	GBP	1.155	3,953,227.39

表の末尾にある脚注を参照のこと。

投資有価証券明細表(2018年12月31日現在)

国際証券コード	銘柄	取引所	株数(SHS) / 口数(UNT) / 通貨	2018年 12月31日 保有高	期中売買高 購入 売却		単価	時価 (ユーロ)	対 純資産 比率%	
投資信託受益証券								61,025,851.00	5.47	
グループの投資信託受益証券								61,025,851.00	5.47	
ルクセンブルグ								61,025,851.00	5.47	
LU1858968891	AGIF - Allianz Global Water Inhaber-Anteile W	UNT		5,000	5,000	0	EUR	875.520	4,377,600.00	0.39
LU0986130051	AGIF-All.Europe Mid Cap Equity Inhaber Anteile I	UNT		29,450	0	12,850	EUR	1,099.080	32,367,906.00	2.90
LU1548503686	AGIF-All.Mkt Neutral Asian Eq. Inh.-Ant.W93 (H2)	UNT		50	0	0	EUR	101,786.500	5,089,325.00	0.46
LU1366195433	AGIF-Allianz Discov.Europ. Opp. Inhaber-Anteile I13	UNT		6,000	0	0	EUR	937.690	5,626,140.00	0.50
LU0542502660	AGIF-Allianz Europe Equity SRI Inhaber Anteile W	UNT		11,200	0	0	EUR	1,211.150	13,564,880.00	1.22
有価証券合計 ³⁾							EUR	1,083,962,933.68	97.10	
デリバティブ (マイナスの表示は売建であることを表している。)										
個別証券に係るデリバティブ										
証券オプション									456,190.00	0.04
株式オプション									456,190.00	0.04
	United Internet AG (UTDI) Put März 19 30	XEUR	SHS	-798,000			EUR	0.225	-179,550.00	-0.02
	United Internet AG (UTDI) Put März 19 36	XEUR	SHS	532,000			EUR	1.195	635,740.00	0.06
証券先物									504,354.96	0.05
株式証券先物									504,354.96	0.05
	Antofagasta PLC Future (UNTH) März 19	XEUR	SHS	-1,175,000			GBP	-0.587	761,337.25	0.07
	Glencore PLC Future (8GC) März 19	XEUR	SHS	3,175,000			GBP	-0.140	-492,403.21	-0.04
	Hannover Rück SE Future (HNR1) Feb. 19	XEUR	SHS	-65,000			EUR	-3.839	249,530.24	0.02
	Ingenico Group S.A. Future (IIEF) Apr. 19	XEUR	SHS	210,000			EUR	-14.210	-2,984,113.40	-0.27
	Talanx Future (TLX) Feb. 19	XEUR	SHS	250,000			EUR	-0.972	-243,112.68	-0.02
	Television Fse 1 S.A. Future (FSE) Feb. 19	XEUR	SHS	-483,200			EUR	-2.478	1,197,393.16	0.11
	Wirecard AG (WDI) Future Apr. 19	XEUR	SHS	-114,000			EUR	-17.682	2,015,723.60	0.18
個別証券に係るデリバティブ合計								EUR	960,544.96	0.09
株式指数デリバティブ										
株式指数先物										
	未収金/未払金									
	ESTX 50 Dividenden Index Future (FEXD) Dez. 21	XEUR	EUR Quantity	2,000					-418,150.00	-0.04
									-418,150.00	-0.04
オプション									60,000.00	0.01
株式指数オプション										
	DJ Euro Stoxx50 Index (SX5E) Call Jan. 19 3325	XEUR	Quantity	20,000			EUR	0.300	60,000.00	0.01
株式指数デリバティブ合計								EUR	-358,150.00	-0.03
その他のデリバティブ										
その他の先物契約									241,147.55	0.02
	Münchener Rückver. Dividend Futures (MUV2) Dez. 21	XEUR	EUR	1,000,000			EUR	-0.090	-90,200.00	-0.01
	Svenska Handelsb. Dividend Futures (SVH) Feb. 19	IFEU	SEK	-815,000			SEK	-4.174	331,347.55	0.03
その他のデリバティブ合計								EUR	241,147.55	0.02
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド										
銀行預金										
保管銀行が保有するユーロでの預金										
	State Street Bank International GmbH		EUR	21,950,959.61			%	100.000	21,950,959.61	1.97
EU/EEA通貨以外での預金										
	State Street Bank International GmbH		GBP	1,286,230.01			%	100.000	1,420,463.84	0.13
銀行預金合計								EUR	23,371,423.45	2.10
銀行預金、短期金融商品、短期金融商品ファンドおよび短期金融商品関連ファンド合計								EUR	23,371,423.45	2.10
その他の資産										
	未収配当金		EUR	1,477,660.57					1,477,660.57	0.13
	受益証券取引未収金		EUR	37,370.47					37,370.47	0.00
	外国為替直物未収金		EUR	298,229.87					298,229.87	0.03
	源泉税還付未収金		EUR	8,791,439.40					8,791,439.40	0.79
その他の資産合計								EUR	10,604,700.31	0.95
短期負債										
EU/EEA通貨以外での借入金										
	State Street Bank International GmbH		CHF	-219,019.00					-194,019.58	-0.02
	State Street Bank International GmbH		USD	-54,795.84					-47,829.48	0.00
その他のEU/EEA通貨での借入金										
	State Street Bank International GmbH		SEK	-3,315.20					-322.91	0.00
短期負債合計								EUR	-242,171.97	-0.02
その他の未払金										
	受益証券取引債務		EUR	-189,357.73					-189,357.73	-0.02
	有価証券取引債務		EUR	-298,229.87					-298,229.87	-0.03
	外国為替直物債務		EUR	-297,670.26					-297,670.26	-0.03
	未払金		EUR	-1,414,407.95					-1,414,407.95	-0.13
その他の未払金合計								EUR	-2,199,665.81	-0.21
純資産額								EUR	1,116,340,762.17	100.00
発行済のすべてのクラス受益証券口数合計							SHS	12,262,920		
有価証券に投資されたファンド資産（％）									97.10	
デリバティブに投資されたファンド資産（％）									0.08	

³⁾ ファンドの有価証券は、金融商品取引を通して一部ヘッジされている。

有価証券		合計
先物信用取引の委託証拠金として第三者に供されている	EUR	23,213,535.45
有価証券の時価合計:		
(通貨) CHF: スイス・フラン、DKK: デンマーク・クローネ、EUR: ユーロ、GBP: 英ポンド、NOK: ノルウェー・クローネ、SEK: スウェーデン・クローネ、USD: 米ドル		

クラスA(EUR) 受益証券

国際証券コード	DE0008475021
純資産額	1,096,667,699.54
発行済受益証券口数	12,246,493.861
一口当たり純資産価格	89.55

クラスP(EUR) 受益証券

国際証券コード	DE0009797423
純資産額	19,673,062.63
発行済受益証券口数	16,426.060
一口当たり純資産価格	1,197.67

投資有価証券の分類（2018年12月31日現在）

国別の資産分類による明細	時価（ユーロ）	対純資産 比率% ^{*)}
・ 資産		
1. 株式	1,022,937,082.68	91.63
ドイツ	226,652,320.65	20.31
フランス	195,011,395.00	17.46
オランダ	22,210,080.20	1.99
アイルランド	17,036,527.89	1.53
デンマーク	34,380,785.81	3.08
スペイン	25,807,019.70	2.31
ベルギー	16,454,880.00	1.47
ルクセンブルグ	21,753,210.00	1.95
ノルウェー	36,695,617.43	3.29
スウェーデン	26,841,736.68	2.40
フィンランド	24,655,191.66	2.21
オーストリア	3,254,285.33	0.29
スイス	96,618,031.62	8.65
イギリス	275,566,000.71	24.69
2. 投資信託受益証券	61,025,851.00	5.47
ルクセンブルグ	61,025,851.00	5.47
3. デリバティブ	843,542.51	0.08
4. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	23,371,423.45	2.10
5. その他の資産	10,604,700.31	0.95
・ 負債	-2,441,837.78	-0.23
・ ファンド資産額	1,116,340,762.17	100.00

^{*)} 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

通貨別の資産分類による明細	時価（ユーロ）	対純資産 比率% ^{*)}
・ 資産		
1. 株式	1,022,937,082.68	91.63
スイス・フラン	99,872,316.95	8.94
デンマーク・クローネ	34,380,785.81	3.08
ユーロ	552,255,715.13	49.47
英ポンド	272,890,910.68	24.45
ノルウェー・クローネ	36,695,617.43	3.29
スウェーデン・クローネ	26,841,736.68	2.40
2. 投資信託受益証券	61,025,851.00	5.47
ユーロ	61,025,851.00	5.47
3. デリバティブ	843,542.51	0.08
4. 銀行預金、短期金融商品、 短期金融商品ファンド および短期金融商品関連 ファンド	23,371,423.45	2.10
5. その他の資産	10,604,700.31	0.95
・ 負債	-2,441,837.78	-0.23
・ ファンド資産額	1,116,340,762.17	100.00

^{*)} 計算の際、四捨五入することにより、若干の誤差が生じることがある。

証券価格 / 市場レート

ファンド資産は、以下の価格 / 市場レートに基づき評価された。
すべての全資産：2018年12月28日現在または直近の価格 / 市場レート

2018年12月28日現在の為替レートおよび / または換算要素（間接的な見積）

イギリス、英ポンド	(GBP)	1 Euro = GBP	0.90550
デンマーク、クローネ	(DKK)	1 Euro = DKK	7.46740
ノルウェー、クローネ	(NOK)	1 Euro = NOK	10.01240
スウェーデン、クローネ	(SEK)	1 Euro = SEK	10.26675
スイス、フラン	(CHF)	1 Euro = CHF	1.12885
米国、ドル	(USD)	1 Euro = USD	1.14565

取引所の注記

金融先物取引所

IFEU = ロンドン - ICE フューチャーズ・ヨーロッパ

XEUR = ユーレックス（ユーレックス・フランクフルト / ユーレックス・チューリッヒ）

資本金の算定

資本金の算定に際しての総売上高（テクニカル・レベニュー）は、追加または売却として報告される。

議決権

ファンドが保有する株式に付随する議決権は、投資家の利益に資するとみなされる範囲において、管理会社の指示に従い、管理会社または代理人のいずれかによって行使された。

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細（報告日現在のマーケット・アロケーション）

国際証券コード	銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	購入	売却
上場有価証券				
株式				
ベルギー				
BE0974268972	bpost S.A. Actions Nom. Compartm. A	SHS	0	1,712,123
デンマーク				
DK0010244508	A.P.Møller-Mærsk A/S Navne-Aktier B	SHS	0	15,515
DK0060079531	DSV A/S Indehaver Bonus-Aktier	SHS	0	634,000
ドイツ				
DE000A1EWWO	adidas AG Namens-Aktien	SHS	244,440	244,440
DE000BAY0017	Bayer AG Namens-Aktien	SHS	442,980	442,980
DE000CBK1001	Commerzbank AG Inhaber-Aktien	SHS	1,450,000	1,450,000
フランス				
FR0011471135	ERYTECH Pharma S.A. Actions Porteur	SHS	0	418,817
FR0000121329	THALES S.A. Actions Port.	SHS	0	437,290
イギリス				
GB00B02J6398	Admiral Group PLC Reg.Shares	SHS	0	2,274,700
GB0000536739	Ashtead Group PLC Reg.Shares	SHS	801,000	801,000
GB0002875804	British American Tobacco PLC Reg.Shares	SHS	148,000	1,068,500
GB00B7KR2P84	EasyJet PLC Reg.Shares	SHS	1,682,516	1,682,516
GB0009252882	GlaxoSmithKline PLC Reg.Shares	SHS	2,830,000	2,830,000
GB00BF5H9P87	Great Portland Estates PLC Reg.Shares	SHS	2,848,566.379	2,848,566.379
GB00B09LSH68	Inmarsat PLC Reg.Shares	SHS	2,640,000	7,263,520
GB0007099541	Prudential PLC Reg.Shares	SHS	160,900	3,689,398
GB00B01C3S32	Randgold Resources Ltd. Reg.Shares	SHS	94,600	565,370
GB00B03MM408	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.B	SHS	0	1,203,753
GB0007197378	RPC Group PLC Reg.Shares	SHS	360,000	4,638,962
GB0007958233	Senior PLC Reg.Shares	SHS	0	6,684,646
JE00B2QKY057	Shire PLC Reg.Shares	SHS	0	688,840
オランダ				
NL0000009082	Kon. KPN N.V. Aandelen aan toonder	SHS	7,490,680	19,686,220
NL0000009827	Koninklijke DSM N.V. Aandelen aan toonder	SHS	0	532,627
NL0000289213	Wereldhave N.V. Aandelen aan toonder	SHS	0	613,600
ノルウェー				
N00010096985	Equinor ASA Navne-Aksjer	SHS	0	3,101,800
ポルトガル				
PTJMT0AE0001	Jerónimo Martins SGPS, S.A. Acções Nominativas	SHS	0	3,179,000
米国				
US7181721090	Philip Morris Internat. Inc. Reg.Shares	SHS	0	338,000
規制市場で認可されているか取り扱われている有価証券				
その他の有価証券				
ドイツ				
DE000BAY1BR7	Bayer AG Inhaber-Bezugsrechte	SHS	442,980	442,980
未上場有価証券				
株式				
イギリス				
GB00BZ0XJR39	Great Portland Estates PLC Reg.Shares	SHS	0	3,304,337
投資信託受益証券				
グループの投資信託受益証券				
イギリス				
GB00BYQ02F07	All.UK+E0 IF-A.Contin.European Reg.Acc.Units Cl.S	UNT	0	19,971,400
ルクセンブルグ				
LU0594339896	A.I.I.S.-All.Europ.Micro Cap Inhaber-Ant. IT Acc.	UNT	6,700	6,700
LU1190323003	AGIF-Allianz Eur.Inc.and Grow. Inhaber-Anteile W	UNT	0	11,600

投資有価証券明細表に表示されていない当期における取引明細

有価証券、投資信託受益証券および債券の売買明細（報告日現在のマーケット・アロケーション）

銘柄	株数(SHS)/ 口数(UNT)/ 通貨	取引高 (単位：千)
デリバティブ		
(取引開始によるオプション・プレミアムおよび／または契約高を表している。ワラントの場合には、購入高および売却高が表示されている。)		
先物契約		
証券先物		
株式証券先物	購入契約： (対象銘柄：BASF SE Namens-Aktien, UBS Group AG Namens-Aktien)	EUR 12,037
	売却契約： (対象銘柄：Lanxess AG Inhaber-Aktien)	EUR 5,946
株式指数先物		
	売却契約： (対象銘柄：FTSE 100 Index, STXE 600 Basic Resources Index (Price) (EUR))	EUR 166,895
オプション		
証券オプション		
株式オプション		
	売却ショート・プット・オプション： (対象銘柄：E.ON SE Namens-Aktien)	EUR 11,400
株式指数デリバティブ・オプション		
株式指数オプション		
	購入ロング・コール・オプション： (対象銘柄：ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), FTSE 100 Index)	EUR 484,668
	購入ロング・プット・オプション： (対象銘柄：EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR))	EUR 69,500
	購入ショート・プット・オプション： (対象銘柄：ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), FTSE 100 Index)	EUR 193,863
先物為替取引		
外国為替先物（売却）		
先渡売却通貨：		
GBP/EUR	EUR	33,930
外国為替先物（購入）		
先渡購入通貨：		
GBP/EUR	EUR	2,327

クラス受益証券

「一般条項」第16条第2項上、ファンドは、収益分配、販売手数料、買戻手数料、為替ヘッジ取引の使用を含む受益証券価格の通貨、総報酬、またはこれらの組み合わせに関して異なることがあるクラス受益証券を設定することができる。クラス受益証券は、管理会社の裁量により随時設定することができる。

当期中、以下の表に記載のクラス受益証券が設定された。

受益証券 クラス	通貨	総報酬年率(%)		販売手数料(%)		買戻手数料 (%)	最低投資額	収益の分配
		上限	現行	上限	現行			
A	EUR	1.65	1.65	6.00	5.00	—	—	分配型
P	EUR	0.88	0.88	—	—	—	EUR 3,000,000	分配型

さらに、管理会社は、目論見書に規定のとおり、ファンドの運用に関する成功報酬を課すことができる。

【損益計算書】

クラスA(EUR)受益証券
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
・ 収益			
1. 国内配当金(法人税を含む総額)		5,278,099.84	612,260
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		35,232,014.80	4,086,914
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		(81,032.58)	(9,400)
a) 預金マイナス利息	(81,924.94)		(9,503)
b) 預金利息	892.36		104
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		506,634.11	58,770
8. 株式、事業融資およびレポ契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(791,714.94)	(91,839)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(791,714.94)		(91,839)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(1,748,725.14)	(202,852)
a) 国外配当金から	(1,748,725.14)		(202,852)
10. その他の収益		1,183,990.15	137,343
a) 集団訴訟からの収益	24,550.79		2,848
b) 源泉税還付	434,927.79		50,452
c) その他の収益	724,511.57		84,043
収益合計		<u>39,579,266.24</u>	<u>4,591,195</u>
・ 費用			
1. 借入利息		(30,779.58)	(3,570)
2. 総報酬 ¹⁾		(19,564,652.80)	(2,269,500)
a) 総報酬 ¹⁾	(19,564,652.80)		(2,269,500)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(16,294.90)	(1,890)
a) 第三者により請求された利益共有権	(3,010.81)		(349)
b) 源泉税還付手数料	(13,284.09)		(1,541)
費用合計		<u>(19,611,727.28)</u>	<u>(2,274,960)</u>
・ 経常利益		19,967,538.96	2,316,235
・ 売買取引			
1. 実現利益		141,167,281.95	16,375,405
2. 実現損失		(126,400,137.79)	(14,662,416)
売買取引による損益合計		<u>14,767,144.16</u>	<u>1,712,989</u>
・ 当期実現損益		34,734,683.12	4,029,223
1. 未実現利益の純変動		(174,833,552.23)	(20,280,692)
2. 未実現損失の純変動		(54,237,872.75)	(6,291,593)
・ 当期末実現損益		<u>(229,071,424.98)</u>	<u>(26,572,285)</u>
・ 当期総利益		<u>(194,336,741.86)</u>	<u>(22,543,062)</u>

1) 契約要項に基づき、年率1.65%(当期の年率1.65%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管報酬(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスP(EUR)受益証券
損益計算書(利益調整金を含む)

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

	ユーロ	ユーロ	千円
・ 収益			
1. 国内配当金		94,205.92	10,928
2. 国外配当金(源泉税を含む総額)		629,257.34	72,994
3. 国内株式からの利息		0.00	0
4. 国外株式からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
5. 国内流動資産からの利息		(1,448.36)	(168)
a) 預金マイナス利息	(1,464.30)		(170)
b) 預金利息	15.94		2
6. 国外流動資産からの利息(源泉税を含む総額)		0.00	0
7. ファンド受益証券による利益		9,086.36	1,054
8. 株式、事業融資およびレボ契約による利益		0.00	0
9a. 国内法人税の控除		(14,130.88)	(1,639)
a) 国内配当金収益にかかる国内法人税	(14,130.88)		(1,639)
9b. 外国源泉徴収税の控除		(31,225.15)	(3,622)
a) 国外配当金から	(31,225.15)		(3,622)
10. その他の収益		21,207.78	2,460
a) 集団訴訟からの収益	439.96		51
b) 源泉税還付	7,781.82		903
c) その他の収益	12,986.00		1,506
収益合計		<u>706,953.01</u>	<u>82,007</u>
・ 費用			
1. 借入利息		(548.90)	(64)
2. 総報酬 ¹⁾		(180,719.33)	(20,963)
a) 総報酬 ¹⁾	(180,719.33)		(20,963)
b) 成功報酬	0.00		0
3. 保管報酬		0.00	0
4. 監査および公告費用		0.00	0
5. その他の費用		(291.98)	(34)
a) 第三者により請求された利益共有権	(53.82)		(6)
b) 源泉税還付手数料	(238.16)		(28)
費用合計		<u>(181,560.21)</u>	<u>(21,061)</u>
・ 経常利益		525,392.80	60,946
・ 売買取引			
1. 実現利益		2,524,494.46	292,841
2. 実現損失		(2,260,714.65)	(262,243)
売買取引による損益合計		<u>263,779.81</u>	<u>30,598</u>
・ 当期実現損益		789,172.61	91,544
1. 未実現利益の純変動		(3,201,937.12)	(371,425)
2. 未実現損失の純変動		(963,002.39)	(111,708)
・ 当期末実現損益		<u>(4,164,939.51)</u>	<u>(483,133)</u>
・ 当期総利益		<u>(3,375,766.90)</u>	<u>(391,589)</u>

1) 契約要項に基づき、年率0.88%(当期の年率0.88%)を上限とする総報酬が、ファンドに代わって投資運用会社に支払われる。当該報酬により投資運用会社が充当する費用には、ポートフォリオ管理費用および保管報酬(当期の年率0.008%)ならびに第三者への支払(印刷・公告費、監査報酬等)が含まれていた。

クラスA(EUR)受益証券
純資産変動計算書 2018年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		<u>1,330,476,953.04</u>
1. 前年度の分配または税控除		(9,922,493.46)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(30,184,564.41)
a) 受益証券発行	26,512,544.82	
内、受益証券販売によるもの	26,512,544.82	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(56,697,109.23)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		634,546.23
5. 当期損益		(194,336,741.86)
内、未実現利益の純変動	(174,833,552.23)	
内、未実現損失の純変動	(54,237,872.75)	
. 当期末現在のファンド資産額		<u>1,096,667,699.54</u>

クラスP(EUR)受益証券
純資産変動計算書 2018年

	ユーロ	ユーロ
. 当期首現在のファンド資産額		<u>24,205,452.43</u>
1. 前年度の分配または税控除		(184,245.00)
2. 中間分配		0.00
3. 現金流入(純額)		(998,460.97)
a) 受益証券発行	164,993.06	
内、受益証券販売によるもの	164,993.06	
内、合併によるもの	0.00	
b) 受益証券買戻し	(1,163,454.03)	
4. 利益調整金 / 費用調整金		26,083.07
5. 当期損益		(3,375,766.90)
内、未実現利益の純変動	(3,201,937.12)	
内、未実現損失の純変動	(963,002.39)	
. 当期末現在のファンド資産額		<u>19,673,062.63</u>

クラスA(EUR)受益証券
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり ^{*)}	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・ 分配可能利益				
1. 前年度からの繰越利益	194,708,110.90	22,586,141	15.90	1,844
2. 当期損益	34,734,683.12	4,029,223	2.84	329
3. ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・ 分配に使用しない利益				
1. 再投資のための剰余金	(44,975,098.25)	(5,217,111)	(3.67)	(426)
2. 次期繰越利益	(164,500,154.92)	(19,082,018)	(13.43)	(1,558)
・ 分配金総額	19,967,540.85	2,316,235	1.63	189
1. 中間分配	0.00	0	0.00	0
2. 期末分配	19,967,540.85	2,316,235	1.63	189

2018年12月31日現在発行済受益証券口数：12,246,494口

*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

クラスP(EUR)受益証券
ファンドの収益の分配

分配金の計算	総額		一口当たり ^{*)}	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
・ 分配可能利益				
1. 前年度からの繰越利益	3,466,565.36	402,122	211.04	24,481
2. 当期損益	789,172.61	91,544	48.04	5,573
3. ファンドからの振替	0.00	0	0.00	0
・ 分配に使用しない利益				
1. 再投資のための剰余金	(779,385.79)	(90,409)	(47.45)	(5,504)
2. 次期繰越利益	(2,950,959.39)	(342,311)	(179.65)	(20,839)
・ 分配金総額	525,392.79	60,946	31.99	3,711
1. 中間分配	0.00	0	0.00	0
2. 期末分配	525,392.79	60,946	31.99	3,711

2018年12月31日現在発行済受益証券口数：16,426口

*) 受益証券一口当たり価格は、四捨五入による誤差を内包することがある。

【投資有価証券明細表等】

貸借対照表を参照のこと。

[次へ](#)

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2018

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2018	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
Börsengehandelte Wertpapiere								999.064.035,14	89,49
Aktien								999.064.035,14	89,49
Deutschland								226.652.320,65	20,31
DE0008404005	Allianz SE vink.Namens-Aktien	STK		117.100	117.100	0 EUR	174,300	20.410.530,00	1,83
DE0006062144	Covestro AG Inhaber-Aktien	STK		336.000	336.000	0 EUR	43,500	14.616.000,00	1,31
DE000A0HNSC6	Deutsche Wohnen SE Inhaber-Aktien	STK		1.063.000	0	0 EUR	40,150	42.679.450,00	3,82
DE0008430026	Münchener Rückvers.-Ges. AG vink.Namens-Aktien	STK		272.000	10.500	16.100 EUR	188,650	51.312.900,00	4,60
DE000LED4000	OSRAM Licht AG Namens-Aktien	STK		1.083.634	1.083.634	0 EUR	38,400	41.611.545,60	3,73
DE0007164600	SAP SE Inhaber-Aktien	STK		266.363	142.900	384.844 EUR	87,150	23.213.535,45	2,08
DE0005089031	United Internet AG Namens-Aktien	STK		853.720	853.720	0 EUR	38,430	32.808.459,60	2,94
Frankreich								195.011.395,00	17,46
FR000045072	Crédit Agricole S.A. Actions Port.	STK		1.520.000	2.020.000	500.000 EUR	9,392	14.275.840,00	1,28
FR0000125346	Ingenico Group S.A. Actions Port.	STK		395.000	395.000	0 EUR	48,900	19.315.500,00	1,73
FR0000120321	L'Oréal S.A. Actions Port.	STK		90.700	90.700	0 EUR	198,050	17.963.135,00	1,61
FR0000121014	LMVH Moët Hennessy L. Vuit- ton SE Action Port. (C.R.)	STK		20.000	20.000	0 EUR	251,950	5.039.000,00	0,45
FR0000073272	Sofion Actions Port.	STK		236.100	286.100	50.000 EUR	102,700	24.247.470,00	2,17
FR0000120578	Sonofi S.A. Actions Port.	STK		692.500	692.500	0 EUR	75,040	51.965.200,00	4,65
FR0010411983	SCOR SE Actions au Porteur	STK		600.000	600.000	0 EUR	38,530	23.118.000,00	2,07
FR0000120271	Total S.A. Actions au Porteur	STK		850.000	850.000	0 EUR	45,985	39.087.250,00	3,50
Niederlande								22.210.080,20	1,99
NLD000817179	Sligro Food Group N.V.Aandelen	STK		651.322	651.322	0 EUR	34,100	22.210.080,20	1,99
Irland								17.036.527,89	1,53
IE0002424939	DCC PLC Reg Shares	STK		264.000	264.000	0 GBP	58,434	17.036.527,89	1,53
Dänemark								34.380.785,81	3,08
DK0060542181	ISS AS Indehaver Aktier	STK		929.200	929.200	0 DKK	185,150	23.038.993,49	2,06
DK0060534915	Novo-Nordisk AS Navne-Aktier B	STK		287.000	287.000	0 DKK	295,100	11.341.792,32	1,02
Spanien								25.807.019,70	2,31
ES0148396007	Industria de Diseño Textil SA Acciones Port.	STK		1.148.510	0	750.000 EUR	22,470	25.807.019,70	2,31
Belgien								16.454.880,00	1,47
BE0003565737	KBC Groep N.V. Parts Sociales au Port.	STK		293.000	393.000	100.000 EUR	56,160	16.454.880,00	1,47
Luxemburg								21.753.210,00	1,95
LU1598757687	Arceio-Mitrol S.A. Actions Nouvelles Nominat.	STK		435.000	1.276.000	841.000 EUR	18,166	7.902.210,00	0,71
LU0080807324	SEFS S.A. Besem FDRs (reg Shs A)	STK		855.000	855.000	0 EUR	15,200	13.851.000,00	1,24
Norwegen								36.695.617,43	3,29
NOR003053505	Storebrand ASA Navne-Aktier	STK		5.980.000	5.980.000	0 NOK	61,440	36.695.617,43	3,29
Schweden								26.041.736,68	2,40
SE0000163628	Elektro AB Namn-Aktier B	STK		575.000	575.000	0 SEK	106,600	5.970.243,75	0,53
SE0000108656	Telefonaktiebolaget L.M.Erics. Namn-Akt. B (Fria)	STK		2.780.000	2.780.000	0 SEK	77,080	20.871.492,93	1,87
Finnland								24.655.191,66	2,21
FI0009000681	Nokia Oyj Reg Shares	STK		4.991.940	0	6.390.000 EUR	4,939	24.655.191,66	2,21
Österreich								3.254.285,33	0,29
AT0000A18XM4	ams AG Inhaber-Aktien	STK		160.000	160.000	0 CHF	22,960	3.254.285,33	0,29
Schweiz								96.618.031,62	8,65
CH0025238863	Kühne & Nagel Internat. AG Namens-Aktien	STK		99.500	99.500	0 CHF	127,350	11.224.985,60	1,01
CH0012005267	Novartis AG Namens-Aktien	STK		743.000	743.000	0 CHF	83,540	54.985.356,78	4,92
CH0126881561	Swiss Re AG Namens-Aktien	STK		301.000	386.000	85.000 CHF	89,720	23.923.213,89	2,14
CH0244767585	UBS Group AG Namens-Aktien	STK		600.000	1.000.000	400.000 CHF	12,200	6.484.475,35	0,58
Großbritannien								251.692.933,17	22,55
GB0009895292	AstraZeneca PLC Reg Shares	STK		746.000	746.000	0 GBP	58,300	48.030.701,27	4,30
GB0007900591	BP PLC Reg Shares	STK		2.560.200	0	4.750.000 GBP	4,980	14.080.393,15	1,26
GB000806K4575	Compass Group PLC Reg.Shares	STK		926.000	926.000	0 GBP	16,385	16.755.946,99	1,50
GB0002374006	Diageo PLC Reg.Shares	STK		775.000	775.000	0 GBP	27,880	23.861.954,72	2,14
GB0004544929	Imperial Brands PLC Reg.Shares	STK		878.521	219.516	1.008.000 GBP	23,485	22.785.274,09	2,04
GB00BMJ6DV54	Informa PLC Reg.Shares	STK		3.010.000	3.010.000	0 GBP	6,240	20.742.573,16	1,86
GB00B24CGK77	Reckitt Benckiser Group Reg.Shares	STK		595.000	595.000	0 GBP	60,470	39.734.566,54	3,56
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A	STK		777.272	229.272	0 EUR	25,360	19.711.617,92	1,77
GB00B03MLX29	Royal Dutch Shell Reg.Shares Cl.A	STK		1.441.525	0	0 GBP	22,955	36.543.574,14	3,27
GB00B29H4753	Tyson PLC Reg.Shares	STK		3.639.860	3.639.860	0 GBP	2,350	9.446.351,19	0,85
An organisierten Märkten zugelassene oder in diese einbezogene Wertpapiere								9.220.767,52	0,83
Aktien								9.220.767,52	0,83
Großbritannien								9.220.767,52	0,83
GB00B08F4599	Borders & Southern Petroleum Reg.Shares	STK		33.921.782	0	0 GBP	0,027	1.002.106,76	0,09

Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2018

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2018	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge im Berichtszeitraum	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens	
GB00B013D942	ITM Power PLC Reg.Shares		STK	30.499.989	0	0 GBP	0,244	8.218.660,76	0,74	
Nichtnotierte Wertpapiere								14.652.280,02	1,31	
Aktien								14.652.280,02	1,31	
Großbritannien								14.652.280,02	1,31	
GB00B0J05QC14	Actual Experience PLC Reg.Shares		STK	1.704.594	0	0 GBP	2,100	3.953.227,39	0,35	
GB00BYY0JMN78	Urban Logistics REIT PLC Reg.Shares		STK	8.387.872	1.694.296	0 GBP	1,155	10.699.052,63	0,96	
Wertpapier-Investmentanteile								61.025.851,00	5,47	
Gruppeneigene Wertpapier-Investmentanteile								61.025.851,00	5,47	
Luxemburg								61.025.851,00	5,47	
LU1858968891	AGIF - Allianz Global Water Inhaber-Anteile W		ANT	5.000	5.000	0 EUR	875,520	4.377.600,00	0,39	
LU0986130051	AGIF-All Europe Mid Cap Equity Inhaber-Anteile I		ANT	29.450	0	12.850 EUR	1.099,080	32.367.906,00	2,90	
LU1548503686	AGIF-All Mid Neutral Asian Eq. Inh.-Ant.W93 (H2)		ANT	50	0	0 EUR	101.786,500	5.089.325,00	0,46	
LU1366195433	AGIF-Allianz Discov.Euroo. Opp. Inhaber-Anteile I13		ANT	6.000	0	0 EUR	937,690	5.626.140,00	0,50	
LU0542502660	AGIF-Allianz Europe Equity SRI Inhaber-Anteile W		ANT	11.200	0	0 EUR	1.211,150	13.564.880,00	1,22	
Summe Wertpapiervermögen ¹⁾							EUR	1.083.962.933,68	97,10	
Derivate										
(Bei den mit Minus gekennzeichneten Beständen handelt es sich um verkaufte Positionen)										
Derivate auf einzelne Wertpapiere										
Wertpapier-Optionsrechte								456.190,00	0,04	
Forderungen/ Verbindlichkeiten										
Optionsrechte auf Aktien								456.190,00	0,04	
	United Internet AG (UTDI)									
	Put März 19 30	XEUR	STK	-798.000		EUR	0,225	-179.550,00	-0,02	
	United Internet AG (UTDI)									
	Put März 19 36	XEUR	STK	-532.000		EUR	1,195	-635.740,00	-0,06	
Wertpapier-Terminkontrakte								504.354,96	0,05	
Wertpapier-Terminkontrakte auf Aktien								504.354,96	0,05	
	Antagasta PLC Fu- ture (ANTH) März 19	XEUR	STK	-1.175.000		GBP	-0,587	-761.337,25	-0,07	
	Glencore PLC Future (BGC) März 19	XEUR	STK	-3.175.000		GBP	-0,140	-492.403,21	-0,04	
	Hannover Rück SE Fu- ture (HNR1) Feb. 19	XEUR	STK	-65.000		EUR	-3,839	-249.530,24	-0,02	
	Ingenico Group S.A. Fu- ture (IEF) Apr. 19	XEUR	STK	-210.000		EUR	-14,210	-2.984.113,40	-0,27	
	Italcant Future (TLX) Feb. 19	XEUR	STK	-250.000		EUR	-0,972	-243.112,68	-0,02	
	Television Fse 1 S.A. Fu- ture (FSE) Feb. 19	XEUR	STK	-483.200		EUR	-2,478	-1.197.393,16	-0,11	
	Wirecard AG (WDI) Future Apr. 19	XEUR	STK	-134.000		EUR	-17,682	-2.015.723,60	-0,18	
Summe Derivate auf einzelne Wertpapiere								EUR	960.544,96	0,09
Aktienindex-Derivate										
Forderungen/ Verbindlichkeiten										
Aktienindex-Terminkontrakte								-418.150,00	-0,04	
	ESTX 50 Dividenden Index Future (FEXD) Dez. 21	XEUR	EUR Anzahl	2.000				-418.150,00	-0,04	
Optionsrechte										
Optionsrechte auf Aktienindex								60.000,00	0,01	
	DJ Euro Stoxx50 Index (SX5E) Call Jan. 19 3325	XEUR	Anzahl	20.000		EUR	0,300	60.000,00	0,01	
Summe Aktienindex-Derivate								EUR	-358.150,00	-0,03
Sonstige Derivate										
Sonstige Terminkontrakte								241.147,55	0,02	
	Münchener Rückver. Dividend Futures (MUV2) Dez. 21	XEUR	EUR	1.000.000		EUR	-0,090	-90.200,00	-0,01	
	Svenska Handelsb. Dividend Futures (SVH1) Feb. 19	SEK	SEK	-815.000		SEK	-4,174	331.347,55	0,03	
Summe Sonstige Derivate								EUR	241.147,55	0,02
Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds										
Bankguthaben										
EUR-Guthaben bei der Verwahrstelle										
	State Street Bank International GmbH		EUR	21.950.959,61		%	100,000	21.950.959,61	1,97	
Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.										

Die Fußnotenklärungen befinden sich am Ende der Tabelle.

6

Industria

Vermögensaufstellung zum 31.12.2018

ISIN	Gattungsbezeichnung	Markt	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Bestand 31.12.2018	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge	Kurs	Kurswert in EUR	% des Fondsver- mögens
Guthaben in sonstigen EU/EWR-Währungen									
	State Street Bank International GmbH		GBP	1.286.230,01		%	100,000	1.420.463,84	0,13
Summe Bankguthaben							EUR	23.371.423,45	2,10
Summe der Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkts- und geldmarktnahe Fonds							EUR	23.371.423,45	2,10
Sonstige Vermögensgegenstände									
	Dividendenansprüche		EUR	1.477.660,57				1.477.660,57	0,13
	Forderungen aus Anteilschneingeschäften		EUR	37.370,47				37.370,47	0,00
	Forderungen aus Devisenswaps		EUR	298.229,87				298.229,87	0,03
	Forderungen aus Quellensteuerrückstellungen		EUR	8.791.439,40				8.791.439,40	0,79
Summe Sonstige Vermögensgegenstände							EUR	10.604.700,31	0,95
Kurzfristige Verbindlichkeiten									
Kredite in Nicht-EU/EWR-Währungen									
	State Street Bank International GmbH		CHF	-219.019,00				-104.019,58	-0,02
	State Street Bank International GmbH		USD	-54.795,84				-47.829,48	0,00
Kredite in sonstigen EU/EWR-Währungen									
	State Street Bank International GmbH		SEK	-3.315,20				-322,91	0,00
Summe Kurzfristige Verbindlichkeiten							EUR	-242.171,97	-0,02
Sonstige Verbindlichkeiten									
	Verbindlichkeiten aus Anteilschneingeschäften		EUR	-189.357,73				-189.357,73	-0,02
	Verbindlichkeiten aus Wertpapiergeschäften		EUR	-298.229,87				-298.229,87	-0,03
	Verbindlichkeiten aus Devisenswaps		EUR	-297.670,26				-297.670,26	-0,03
	Kostenabgrenzung		EUR	-1.414.407,95				-1.414.407,95	-0,13
Summe Sonstige Verbindlichkeiten							EUR	-2.199.665,81	-0,21
Fondsvermögen							EUR	1.116.340.762,17	100,00
Summe der umlaufenden Anteile aller Anteilsklassen							STK	12.262.920	
Bestand der Wertpapiere am Fondsvermögen (in %)									97,10
Bestand der Wertpapiere am Fondsvermögen (in %)									0,08

^{a)} Die Wertpapiere des Sondervermögens sind teilweise durch Geschäfte mit Finanzinstrumenten abgesichert.

Gattungsbezeichnung	gesamt
Gesamtbetrag der Kurswerte der Wertpapiere, die Dritten als Marginsicherheiten für Termingeschäfte dienen:	EUR 23.213.535,45

Industria

Industria A (EUR)

ISIN	DE0008475021
Fondsvermögen	1.096.657.899,54
Umlaufende Anteile	12.246.493,851
Anteilwert	89,55

Industria P (EUR)

ISIN	DE0009797423
Fondsvermögen	19.673.062,63
Umlaufende Anteile	16.426,060
Anteilwert	1.197,67

Industria

Vermögensübersicht zum 31.12.2018

Gliederung nach Anlagenart - Land	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens ¹⁾
I. Vermögensgegenstände		
1. Aktien	1.022.937.082,68	91,63
Deutschland	226.652.320,65	20,31
Frankreich	195.011.395,00	17,46
Niederlande	22.210.080,20	1,99
Irland	17.036.527,89	1,53
Dänemark	34.380.785,81	3,08
Spanien	25.807.019,70	2,31
Belgien	16.454.880,00	1,47
Luxemburg	21.753.210,00	1,95
Norwegen	36.695.617,43	3,29
Schweden	26.841.736,68	2,40
Finnland	24.655.191,66	2,21
Österreich	3.254.285,33	0,29
Schweiz	96.618.031,62	8,65
Großbritannien	275.566.000,71	24,69
2. Investmentanteile	61.025.851,00	5,47
Luxemburg	61.025.851,00	5,47
3. Derivate	843.542,51	0,08
4. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds	23.371.423,45	2,10
5. Sonstige Vermögensgegenstände	10.604.700,31	0,95
II. Verbindlichkeiten	-2.441.837,78	-0,23
III. Fondsvermögen	1.116.340.762,17	100,00

¹⁾ Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsdifferenzen entstanden sein.

Gliederung nach Anlagenart - Währung	Kurswert in EUR	% des Fondsvermögens ¹⁾
I. Vermögensgegenstände		
1. Aktien	1.022.937.082,68	91,63
CHF	99.872.316,95	8,94
DKK	34.380.785,81	3,08
EUR	552.255.715,13	49,47
GBP	272.890.910,68	24,45
NOK	36.695.617,43	3,29
SEK	26.841.736,68	2,40
2. Investmentanteile	61.025.851,00	5,47
EUR	61.025.851,00	5,47
3. Derivate	843.542,51	0,08
4. Bankguthaben, Geldmarktpapiere, Geldmarkt- und geldmarktnahe Fonds	23.371.423,45	2,10
5. Sonstige Vermögensgegenstände	10.604.700,31	0,95
II. Verbindlichkeiten	-2.441.837,78	-0,23
III. Fondsvermögen	1.116.340.762,17	100,00

Industria

Wertpapierkurse bzw. Marktsätze

Die Vermögensgegenstände des Sondervermögens sind auf der Grundlage nachstehender Kurse/Marktsätze bewertet:

Alle Vermögenswerte: Kurse bzw. Marktsätze per 28.12.2018 oder letztbekannte

Devisenkurs(e) bzw. Konversionsfaktor(en) (in Mengennotiz) per 28.12.2018

Großbritannien, Pfund	(GBP)	1 Euro = GBP	0,90550
Dänemark, Kronen	(DKK)	1 Euro = DKK	7,46740
Norwegen, Kronen	(NOK)	1 Euro = NOK	10,01240
Schweden, Kronen	(SEK)	1 Euro = SEK	10,26675
Schweiz, Franken	(CHF)	1 Euro = CHF	1,12885
USA, Dollar	(USD)	1 Euro = USD	1,14565

Marktschlüssel

Terminbörsen

IFEU = London - ICE Futures Europe

XEUR = Eurex (Eurex Frankfurt/Eurex Zürich)

Kapitalmaßnahmen

Alle Umsätze, die aus Kapitalmaßnahmen hervorgehen (technische Umsätze), werden als Zu- oder Abgang ausgewiesen.

Stimmrechtsausübung

Stimmrechte aus den im Fonds enthaltenen Aktien haben wir, soweit es im Interesse unserer Anleger geboten erschien, entweder selbst wahrgenommen oder durch Beauftragte nach unseren Weisungen ausüben lassen.

Industria

Während des Berichtszeitraumes abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen:

- Käufe und Verkäufe in Wertpapieren, Investmentanteilen und Schuldscheindarlehen (Marktzuordnung zum Berichtsstichtag):

ISIN	Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Käufe/ Zugänge	Verkäufe/ Abgänge
Börsengehandelte Wertpapiere				
Aktien				
Belgien				
BE0974268972	bpst S.A. Actions Nom. Compart. A	STK	0	1712.123
Dänemark				
DK0010244508	A.P.Møller-Mærsk A/S Navne-Aktier B	STK	0	15.515
DK0060079531	DSV A/S Indehaver Bonus-Aktier	STK	0	634.000
Deutschland				
DE000A1EWWW0	adidas AG Namens-Aktien	STK	244.440	244.440
DE000BAY0017	Bayer AG Namens-Aktien	STK	442.980	442.980
DE000CBK1001	Commerzbank AG Inhaber-Aktien	STK	1.450.000	1.450.000
Frankreich				
FR0011471135	ERYTECH Pharma S.A. Actions Porteur	STK	0	418.817
FR0000121329	THALES S.A. Actions Port.	STK	0	437.290
Großbritannien				
GB0080263998	Admiral Group PLC Reg. Shares	STK	0	2.274.700
GB0000536739	Ashford Group PLC Reg. Shares	STK	801.000	801.000
GB0000287504	British American Tobacco PLC Reg. Shares	STK	148.000	1.068.500
GB0087KR2P94	EasyJet PLC Reg. Shares	STK	1.682.516	1.682.516
GB0009252802	GlaxoSmithKline PLC Reg. Shares	STK	2.830.000	2.830.000
GB00BF5H9PB7	Great Portland Estates PLC Reg. Shares	STK	2.848.566.379	2.848.566.379
GB0080955H68	Inmanat PLC Reg. Shares	STK	2.640.000	7.263.520
GB0007099541	Prudential PLC Reg. Shares	STK	160.900	3.689.398
GB00801C3532	Randgold Resources Ltd. Reg. Shares	STK	94.600	565.370
GB00803MM408	Royal Dutch Shell Reg. Shares CLB	STK	0	1.203.753
GB0007197378	RPC Group PLC Reg. Shares	STK	360.000	4.638.962
GB0007958233	Senior PLC Reg. Shares	STK	0	6.684.646
JE00B2QKY057	Shire PLC Reg. Shares	STK	0	688.840
Niederlande				
NL0000009082	Kon. KPN N.V. Aandelen aan toonder	STK	7.490.680	19.686.220
NL0000009827	Koninklijke DSM N.V. Aandelen aan toonder	STK	0	532.627
NL0000289213	Wendthave N.V. Aandelen aan toonder	STK	0	613.600
Norwegen				
NO0010096985	Equinor ASA Navne-Aksjer	STK	0	3.101.800
Portugal				
PTJMT0AE0001	Jerónimo Martins SGPS, S.A. Ações Nominativas	STK	0	3.179.000
USA				
US7181721090	Philip Morris Internat. Inc. Reg. Shares	STK	0	338.000
An organisierten Märkten zugelassene oder in diese einbezogene Wertpapiere				
Andere Wertpapiere				
Deutschland				
DE000BAY1BR7	Bayer AG Inhaber-Bezugsrechte	STK	442.980	442.980
Nichtnotierte Wertpapiere				
Aktien				
Großbritannien				
GB00820XJR39	Great Portland Estates PLC Reg. Shares	STK	0	3.304.337
Wertpapier-Investmentanteile				
Gruppeneigene Wertpapier-Investmentanteile				
Großbritannien				
GB008YQ02F07	All UK v EO IF-A Contin. European Reg. Acc. Units CLS	ANT	0	19.971.400
Luxemburg				
LU0594339896	A.I.I.S.-All Europ. Micro Cap. Inhaber-Ant. IT Acc.	ANT	6.700	6.700
LU1190323003	AGF Allianz Eur. Inc. and Grow. Inhaber-Anteile W	ANT	0	11.600
Gattungsbezeichnung		Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Volumen in 1.000	

Derivate

(In Opening-Transaktionen umgesetzte Optionsprämien bzw. Volumen der Optionsgeschäfte, bei Optionsscheinen Angabe der Käufe und Verkäufe.)

Terminkontrakte

Wertpapier-Terminkontrakte

Wertpapier-Terminkontrakte auf Aktien

Industria

Während des Berichtszeitraumes abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen:

Käufe und Verkäufe in Wertpapieren, Investmentanteilen und Schuldscheindarlehen (Marktzuordnung zum Berichtsstichtag):

Gattungsbezeichnung	Stück bzw. Anteile bzw. Währung	Volumen in 1.000
(Basiswert(e): BASF SE Namens-Aktien, UBS Group AG Namens-Aktien) Gekaufte Kontrakte	EUR	12.037
(Basiswert(e): Linxess AG Inhaber-Aktien) Verkaufte Kontrakte	EUR	5.946
Aktienindex-Terminkontrakte Verkaufte Kontrakte: (Basiswert(e): FTSE 100 Index, STXE 600 Basic Resources Index (Price) (EUR))	EUR	166.895
Optionsrechte Wertpapier-Optionsrechte Optionsrechte auf Aktien Verkaufte Verkaufsoptionen (Put): (Basiswert(e): E.ON SE Namens-Aktien)	EUR	11.400
Optionsrechte auf Aktienindex-Derivate Optionsrechte auf Aktienindizes (Basiswert(e): ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), FTSE 100 Index) Gekaufte Kaufoptionen (Call): (Basiswert(e): EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR)) Gekaufte Verkaufsoptionen (Put): (Basiswert(e): ESTX Banks Index (Price) (EUR), EURO STOXX 50 Index (Price) (EUR), FTSE 100 Index) Verkaufte Verkaufsoptionen (Put)	EUR EUR EUR EUR	484.668 69.500 193.863
Devisentermingeschäfte Devisenterminkontrakte (Verkauf) Verkauf von Devisen auf Termin: GBP/EUR	EUR	33.930
Devisenterminkontrakte (Kauf) Kauf von Devisen auf Termin: GBP/EUR	EUR	2.327

Anteilklassen

Für das Sondervermögen können Anteilklassen im Sinne von §16 Abs. 2 der „Allgemeinen Anlagebedingungen“ gebildet werden, die sich hinsichtlich der Ertragsverwendung, des Ausgabeaufschlags, des Rücknahmeabschlags, der Währung des Anteilwertes einschließlich des Einsatzes von Währungssicherungsgeschäften, der Pauschalvergütung, der Mindestanlagesumme oder einer Kombination dieser Merkmale unterscheiden können. Die Bildung von Anteilklassen ist jederzeit zulässig und liegt im Ermessen der Gesellschaft.

Im Berichtszeitraum war/en die in der nachfolgenden Tabelle aufgeführten Anteilklasse/n aufgelegt.

Anteil- klasse	Wäh- rung	Pauschal- vergütung in % p.a.		Ausgabeauf- schlag in %		Rücknahme- abschlag in %	Mindestanlage- summe	Ertragsver- wendung
		maximal	aktuell	maximal	aktuell			
A	EUR	1,65	1,65	5,00	5,00	–	–	ausschüttend
P	EUR	0,88	0,88	–	–	–	3 000 000 EUR	ausschüttend

Darüber hinaus erhält die Gesellschaft für die Verwaltung des Sondervermögens aus dem Sondervermögen eine erfolgsbezogene Vergütung gemäß Verkaufsprospekt.

Industria

Anteilklasse: Industria A (EUR)

Ertrags- und Aufwandsrechnung

(inkl. Ertragsausgleich) für den Zeitraum vom 01.01.2018 - 31.12.2018

	EUR	EUR
I. Erträge		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		5.278.099,84
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		35.232.014,80
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		-81.032,58
a) Negative Einlagezinsen	-81.924,94	
b) Positive Einlagezinsen	892,36	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		506.634,11
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und -Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-791.714,94
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividenden erträge	-791.714,94	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-1.748.725,14
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-1.748.725,14	
10. Sonstige Erträge		1.183.990,15
a) Erträge aus Cross Action	24.550,79	
b) Quellensteuerrückvergütung	434.927,79	
c) Weitere Erträge	724.511,57	
Summe der Erträge		39.579.266,24
II. Aufwendungen		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-30.779,58
2. Pauschalvergütung ²⁾		-19.564.652,80
a) Pauschalvergütung ²⁾	-19.564.652,80	
b) Performanceabhängige Vergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-16.294,90
a) Erfolgsbeteiligungen Rechtsansprüche durch Dritte	-3.010,81	
b) Gebühren für Quellensteuerrückstattung	-13.284,09	
Summe der Aufwendungen		-19.611.727,28
III. Ordentlicher Nettoertrag		19.967.538,96
IV. Veräußerungsgeschäfte		
1. Realisierte Gewinne		141.167.281,95
2. Realisierte Verluste		-126.400.137,79
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften		14.767.144,16
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		34.734.683,12
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		-174.833.552,23

	EUR	EUR
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-54.237.872,75
VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		-229.071.424,98
Ergebnis des Geschäftsjahres		-194.336.741,86

²⁾ Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-in-Fee“) in der Höhe von 1,65 % p.a. (im Geschäftsjahr 1,65 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestritt die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Industria

Anteilkasse: Industria P (EUR)
Ertrags- und Aufwandsrechnung

(inkl. Ertragsausgleich) für den Zeitraum vom 01.01.2018 - 31.12.2018

	EUR	EUR
I. Erträge		
1. Dividenden inländischer Aussteller (vor Körperschaftsteuer)		94.205,92
2. Dividenden ausländischer Aussteller (vor Quellensteuer)		629.257,34
3. Zinsen aus inländischen Wertpapieren		0,00
4. Zinsen aus ausländischen Wertpapieren (vor Quellensteuer)		0,00
5. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Inland		-1.448,36
a) Negative Einlagezinsen	-1.464,30	
b) Positive Einlagezinsen	15,94	
6. Zinsen aus Liquiditätsanlagen im Ausland (vor Quellensteuer)		0,00
7. Erträge aus Investmentanteilen		9.086,36
8. Erträge aus Wertpapier-Darlehen- und -Pensionsgeschäften		0,00
9a. Abzug inländischer Körperschaftsteuer		-14.130,88
a) inländische Körperschaftsteuer auf inländische Dividendenerträge	-14.130,88	
9b. Abzug ausländischer Quellensteuer		-31.225,15
a) aus Dividenden ausländischer Aussteller	-31.225,15	
10. Sonstige Erträge		21.207,78
a) Erträge aus Class Action	439,96	
b) Quellensteuerrückvergütung	7.781,82	
c) Weitere Erträge	12.986,00	
Summe der Erträge		706.953,01
II. Aufwendungen		
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen		-548,90
2. Pauschalvergütung ¹⁾		-180.719,33
a) Pauschalvergütung ¹⁾	-180.719,33	
b) Performanceabhängige Vergütung	0,00	
3. Verwahrstellenvergütung		0,00
4. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten		0,00
5. Sonstige Aufwendungen		-291,98
a) Erfolgsbeteiligungen Rechtsansprüche durch Dritte	-53,82	
b) Gebühren für Quellensteuerrückstattung	-238,16	
Summe der Aufwendungen		-181.560,21
III. Ordentlicher Nettoertrag		525.392,80
IV. Veräußerungsgeschäfte		
1. Realisierte Gewinne		2.524.494,46
2. Realisierte Verluste		-2.260.714,65
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften		263.779,81
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		789.172,61
1. Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne		-3.201.937,12

	EUR	EUR
2. Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste		-963.002,39
VI. Nicht realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres		-4.164.939,51
VII. Ergebnis des Geschäftsjahres		-3.375.766,90

¹⁾ Gemäß den Vertragsbedingungen ist für das Sondervermögen eine an die Kapitalverwaltungsgesellschaft abzuführende Pauschalvergütung („All-in-Fee“) in der Höhe von 0,88 % p.a. (im Geschäftsjahr 0,88 % p.a.) vereinbart. Hieraus bestritt die Kapitalverwaltungsgesellschaft die Kosten für das Portfoliomanagement sowie unter anderem die Aufwendungen für die Verwahrstelle (im Geschäftsjahr 0,008 % p.a.) und für Sonstige Dritte (z.B. Druck- und Veröffentlichungskosten, Abschlussprüfung, etc.).

Industria

Anteilkasse: Industria A (EUR)

Entwicklung des Sondervermögens 2018

	EUR	EUR
I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres	1.330.476.953,04	
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr	-9.922.493,46	
2. Zwischenausschüttung(en)	0,00	
3. Mittelzufluss (netto)	-30.184.564,41	
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	26.512.544,82	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	26.512.544,82	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	56.697.109,23	
4. Ertragsausgleich/Aufwandausgleich	634.546,23	
5. Ergebnis des Geschäftsjahres	-194.336.741,86	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	-174.833.552,23	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-54.237.872,75	
II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres	1.096.067.699,54	

Anteilkasse: Industria P (EUR)

Entwicklung des Sondervermögens 2018

	EUR	EUR
I. Wert des Sondervermögens am Beginn des Geschäftsjahres	24.205.452,43	
1. Ausschüttung bzw. Steuerabschlag für das Vorjahr	-184.245,00	
2. Zwischenausschüttung(en)	0,00	
3. Mittelzufluss (netto)	-998.460,97	
a) Mittelzuflüsse aus Anteilschein-Verkäufen	164.993,06	
davon aus Anteilschein-Verkäufen	164.993,06	
davon aus Verschmelzung	0,00	
b) Mittelabflüsse aus Anteilschein-Rücknahmen	-1.163.454,03	
4. Ertragsausgleich/Aufwandausgleich	26.083,07	
5. Ergebnis des Geschäftsjahres	-3.375.766,90	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Gewinne	-3.201.937,12	
davon Nettoveränderung der nicht realisierten Verluste	-963.002,39	
II. Wert des Sondervermögens am Ende des Geschäftsjahres	19.673.062,63	

Anteilkasse: Industria A (EUR)

Verwendung der Erträge des Sondervermögens

Berechnung der Ausschüttung	Insgesamt EUR	je Anteil EUR ^{*)}
I. Für die Ausschüttung verfügbar		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	194.708.110,90	15,90
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	34.734.683,12	2,84
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
II. Nicht für die Ausschüttung verwendet		
1. Der Wiederanlage zugeführt	-44.975.098,25	-3,67
2. Vortrag auf neue Rechnung	-164.500.154,92	-13,43
III. Gesamtausschüttung	19.967.540,85	1,63
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	19.967.540,85	1,63

Umlaufende Anteile per 31.12.2018: Stück 12.246.494

*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

Anteilkasse: Industria P (EUR)

Verwendung der Erträge des Sondervermögens

Berechnung der Ausschüttung	Insgesamt EUR	je Anteil EUR ^{*)}
I. Für die Ausschüttung verfügbar		
1. Vortrag aus dem Vorjahr	3.466.565,36	211,04
2. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	789.172,61	48,04
3. Zuführung aus dem Sondervermögen	0,00	0,00
II. Nicht für die Ausschüttung verwendet		
1. Der Wiederanlage zugeführt	-779.385,79	-47,45
2. Vortrag auf neue Rechnung	-2.950.959,39	-179,65
III. Gesamtausschüttung	525.392,79	31,99
1. Zwischenausschüttung	0,00	0,00
2. Endausschüttung	525.392,79	31,99

Umlaufende Anteile per 31.12.2018: Stück 16.426

*) Rundungsbedingte Differenzen bei den je Anteil-Werten sind möglich.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年4月末日現在)

	ユーロ(は除く)	千円(、 は除く)
資産総額	1,152,043,209	133,637,012
負債総額	22,023,337	2,554,707
純資産総額(-)	1,130,019,872	131,082,305
発行済受益証券口数	クラスA(EUR) 11,886,224口 クラスP(EUR) 12,555口	
一口当たり純資産価格(/)	クラスA(EUR) 93.75 クラスP(EUR) 1,247.50	10,875円 144,710円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド受益証券の名義書換

該当事項なし。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項なし。

(3) 受益者に対する特典

該当事項なし。

(4) 譲渡制限

該当事項なし。

第二部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

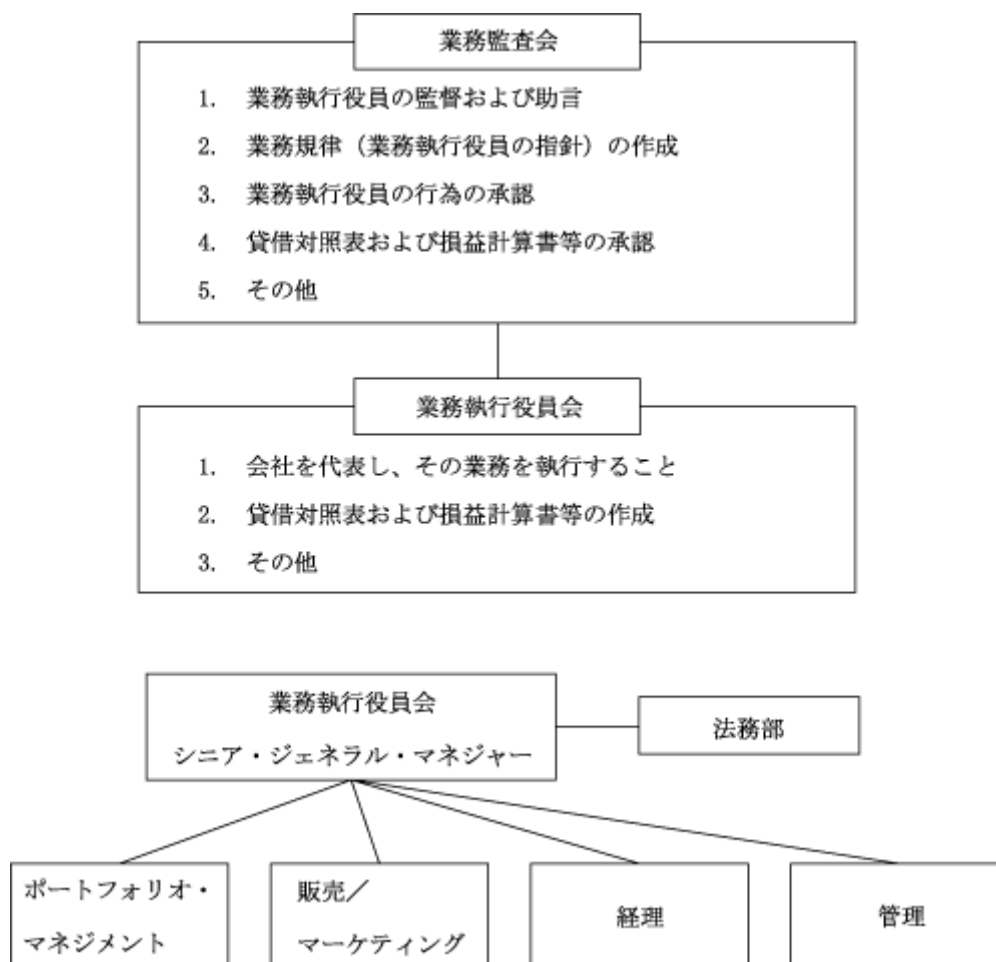
(1) 資本金の額

2019年12月末日現在の管理会社の払込資本金は、49,900,900ユーロ(約58億円)であり、これは全額払込済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 管理会社の機構

管理会社の機構は、下図のとおりである。



投資運用の意思法定機構については、前記「第一部 ファンド情報、第 1 ファンドの状況、2 投資方針、(3)運用体制」を参照のこと。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は証券投資信託の管理運営を業務とする管理会社であり、2020年4月末日現在、1,388の契約型オープン・エンド型の投資信託(純資産総額は364,128百万ユーロ)ならびに768のスペシャルティ・ファンド(純資産総額は224,967百万ユーロ)を管理している。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ドイツにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースゲーエムベーハー監査法人から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.00円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

貸借対照表

2019年12月31日現在

資産の部

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 現金準備金	89.23	10	192.04	22
a)手元現金	89.23	10	192.04	22
2 銀行に対する債権	92,389,523.44	10,717,185	137,947,719.81	16,001,935
a)要求払い	92,389,523.44	10,717,185	137,947,719.81	16,001,935
内、関連会社				
2019年：8,920,758.21ユーロ				
2018年：13,619,726.25ユーロ				
b)その他の未収金				
3 顧客からの未収金	67,160,488.10	7,790,617	72,157,422.03	8,370,261
4 株式およびその他の変動利付 有価証券	59,556,723.94	6,908,580	59,187,896.86	6,865,796
5 投資	13,612,409.93	1,579,040	13,612,409.93	1,579,040
内、銀行				
2019年：0.00ユーロ				
2018年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2019年：0.00ユーロ				
2018年：0.00ユーロ				
6 関連会社株式	66,714,971.75	7,738,937	66,665,971.75	7,733,253
内、銀行				
2019年：0.00ユーロ				
2018年：0.00ユーロ				
内、金融サービス機関				
2019年：350,000.00ユーロ				
2018年：350,000.00ユーロ				
7 無形固定資産	17,749,896.08	2,058,988	16,677,932.25	1,934,640
a)対価、工業所有権、類似の 権利および資産ならびに それらの権利および資産に 付随するライセンス	11,453,525.07	1,328,609		
b)前払金	6,296,371.01	730,379		
8 固定資産	39,504,714.52	4,582,547	44,446,118.26	5,155,750
9 その他の資産	749,100,713.14	86,895,683	751,636,806.70	87,189,870
10 繰延収益	19,781,994.50	2,294,711	11,502,644.04	1,334,307
11 繰延税金資産	0.00	0	0.00	0
12 年金債務との相殺による資産差額	3,011,059.09	349,283	3,454,011.89	400,665
資産合計	1,128,582,583.72	130,915,580	1,177,289,125.56	136,565,539

負債の部

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 その他の負債	537,150,938.97	62,309,509	549,809,576.87	63,777,911
2 未払費用	181,805.53	21,089	267,361.09	31,014
3 引当金	283,411,597.12	32,875,745	319,373,945.50	37,047,378
a)年金および類似債務の引当金	24,438,687.88	2,834,888	18,961,809.22	2,199,570
b)法人税等の引当金	17,832,894.91	2,068,616	27,574,109.55	3,198,597
c)その他の引当金	241,140,014.33	27,972,242	272,838,026.73	31,649,211
4 株主資本	307,838,242.10	35,709,236	307,838,242.10	35,709,236
a)資本金	49,900,900.00	5,788,504	49,900,900.00	5,788,504
b)資本準備金	257,937,342.10	29,920,732	257,937,342.10	29,920,732
c)利益剰余金	0.00	0	0.00	0
ca) その他の利益剰余金	0.00	0	0.00	0
d)次期繰越利益	0.00	0	0.00	0
負債合計	1,128,582,583.72	130,915,580	1,177,289,125.56	136,565,539
偶発債務				
保証による偶発債務	138,345,547.00	16,048,083	127,263,112.00	14,762,521
受益者のための運用投資ファンド：				
純資産価額	532,584,441,353.22	61,779,795,197	462,863,169,260.84	53,692,127,634
口数	765口		757口	
内、純資産価額(単位：千ユーロ)	202,190	23,454,040	194,265	22,534,740
保証された資本拠出金をカバー するため(単位：千ユーロ)	159,595	18,513,020	163,279	18,940,364

(2)【損益計算書】

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

損益計算書

2019年 1 月 1 日から2019年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a)信用取引および金融市場取引			476,485.91	55,272		
2 金融投資によるマイナス利息						
a)金融市場取引によるマイナス利息			(816,350.16)	(94,697)		
3 支払利息			(5,725,895.28)	(664,204)	(6,065,759.53)	(703,628)
4 経常利益						
a)株式およびその他の変動利付有価証券			1,592,204.26	184,696		
b)投資			0.00	0		
c)関連会社株式			39,861,094.01	4,623,887	41,453,298.27	4,808,583
5 利益プール、損益振替契約または株式譲渡契約からの収益					6,122,327.38	710,190
6 受取手数料			2,486,149,405.19	288,393,331		
7 支払手数料			(1,473,170,504.87)	(170,887,779)	1,012,978,900.32	117,505,552
8 その他の営業収益					137,577,572.32	15,958,998
9 一般管理費						
a)人件費						
aa)賃金および給与	(286,984,591.52)	(33,290,213)				
ab)社会保険料、年金およびその他給付費用	(62,728,222.92)	(7,276,474)	(349,712,814.44)	(40,566,686)		
内、年金引当金						
2019年：28,370,513.38ユーロ						
2018年：25,916,834.39ユーロ						
b)その他の管理費			(258,446,617.17)	(29,979,808)	(608,159,431.61)	(70,546,494)
10 無形資産および固定資産の減価償却費および評価調整費					(14,504,637.21)	(1,682,538)
11 その他の営業費用					(96,454,198.85)	(11,188,687)
12 未収金および特定の証券の減価償却費および評価調整費ならびに貸付業務の貸倒引当金の追加					915,145.50	106,157
13 未収金および特定の証券の評価増ならびに貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					606,504.42	70,355
14 投資有価証券、関連会社株式および無形資産として処理される証券の減価償却費および評価調整費					0.00	0
15 経常損益					474,469,721.01	55,038,488
16 特別費用					(959,241.28)	(111,272)
17 特別利益					(959,241.28)	(111,272)
18 法人税およびキャピタル・ゲイン内、連結比例					(131,613,892.50)	(15,267,212)
2019年：107,977,746.97ユーロ						
2018年：113,053,066.70ユーロ						
19 他の項目には含まれないその他の税金					(3,114,775.74)	(361,314)
20 利益プール、損益振替契約または株式譲渡契約により振り替えられた利益					(338,781,811.49)	(39,298,690)
21 当期利益					0.00	0
22 前期利益剰余金					0.00	0
					0.00	0
23 純利益					0.00	0

2018年 1 月 1 日から2018年12月31日までの期間

	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 受取利息						
a) 信用取引および金融市場取引			291,800.82	33,849		
2 金融投資によるマイナス利息						
a) 金融市場取引によるマイナス利息			(1,208,056.80)	(140,135)		
3 支払利息			(9,830,719.16)	(1,140,363)	(10,746,975.14)	(1,246,649)
4 経常利益						
a) 株式およびその他の変動利付有価証券			473,927.78	54,976		
b) 投資			0.00	0		
c) 関連会社株式			26,270,483.35	3,047,376	26,744,411.13	3,102,352
5 利益プール、損益振替契約または株式譲渡契約からの収益					4,847,366.62	562,295
6 受取手数料			2,484,364,849.58	288,186,323		
7 支払手数料			(1,454,323,905.67)	(168,701,573)	1,030,040,943.91	119,484,749
8 その他の営業収益					138,030,043.59	16,011,485
9 一般管理費						
a) 人件費						
aa) 賃金および給与	(301,500,709.11)	(34,974,082)				
ab) 社会保険料、年金およびその他給付費用内、年金引当金	(55,349,336.23)	(6,420,523)	(356,850,045.34)	(41,394,605)		
2019年：28,370,513.38ユーロ						
2018年：25,916,834.39ユーロ						
b) その他の管理費			(254,615,364.19)	(29,535,382)	(611,465,409.53)	(70,929,988)
10 無形資産および固定資産の減価償却費および評価調整費					(14,938,088.33)	(1,732,818)
11 その他の営業費用					(83,038,746.24)	(9,632,495)
12 未収金および特定の証券の減価償却費および評価調整費ならびに貸付業務の貸倒引当金の追加					(725,279.13)	(84,132)
13 未収金および特定の証券の評価増ならびに貸付業務の貸倒引当金の戻入れからの収益					320,079.08	37,129
14 投資有価証券、関連会社株式および無形資産として処理される証券の減価償却費および評価調整費					0.00	0
15 経常損益					479,068,345.96	55,571,928
16 特別費用					(959,241.28)	(111,272)
17 特別利益					(959,241.28)	(111,272)
18 法人税およびキャピタル・ゲイン内、連結比例					(126,696,920.76)	(14,696,843)
2019年：107,977,746.97ユーロ						
2018年：113,053,066.70ユーロ						
19 他の項目には含まれないその他の税金					(2,135,122.52)	(247,674)
20 利益プール、損益振替契約または株式譲渡契約により振り替えられた利益					(349,277,061.40)	(40,516,139)
21 当期利益					0.00	0
22 前期利益剰余金					0.00	0
					0.00	0
23 純利益					0.00	0

[次へ](#)

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

1 概要

管理会社（以下、本注記において「当社」という。）は、ドイツ資本投資法（KAGB）第1条第16項および第17条第2項1号に定義されるAIF金融投資管理会社である。当該年次財務書類は、2016年6月30日改正のドイツ商法典（HGB）の一般規則および金融機関に適用されるドイツ商法典の規則、ならびに有限責任会社に関するドイツの法律（GmbHG）、ドイツ銀行法（KWG）および2015年7月17日改正の銀行および金融機関の会計規則（RechKredV）の関連規則に準拠して作成された。

当社は、当年度中に総額25,000ユーロの関連会社1社の株式の追加がある。さらに当社は、2社の再分類により総額24,000ユーロの追加を計上している。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、フランクフルト・アム・マインを本拠地とし、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所にて商業登記される登録番号HRB9340として登記されている。

2 会計処理および評価の原則

銀行に対する債権

当該科目は、その額面価額で計上される。

顧客に対する債権

当該債権は、その額面価額で計上される。

株式およびその他の変動利付有価証券

債権者は、年金債務から生じる決済債務にのみ供される非流動投資資産へのアクセスを有しない。HGB第253条第1項4号に準拠して、かかる有価証券は公正価値で測定され、すべてがHGB第246条第2項2号に関連する負債と相殺される。

HGB第253条第1項、4項および5項にしたがって、流動資産に割り当てられる変動利付有価証券は、取得原価もしくは取引所相場価格または貸借対照表日の時価のいずれか低い方で測定される。

関連会社の持分および株式

関連会社の持分および株式は、非流動資産に分類され、原価または時価のいずれか低い方を適用して取得原価で認識される。

無形資産

無形資産は、平均耐用年数により予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。減価償却費は、定額法で処理される。自己創出された無形資産は資本計上されない。

有形資産

有形資産は、予定された減価償却費を控除した取得原価で認識される。有形資産は、予想耐用年数により定額法で償却される。純額が800.00ユーロまでの低価格の固定資産は、取得年度中に全額償却されるかまたは費用として計上される。それらは、ただちに処分されたものとして処理された。これには当社の別の事業所にある備品は含まれず、全額資本化され、通常は13年間にわたり償却される。グループの要求に従い、「土地および建物」の項目から移行した当社の異なる所在地における賃貸備品は、「その他の営業設備」として計上されている。

債権およびその他の資産

債権およびその他の資産は、額面価額で認識される。

負債

当該科目は、決済価格で認識される。

年金債務から生じる債務を決済するための資産

資産は、HGB第253条第1項に準拠して公正価値で測定され、HGB第246条第2項に関連する債務と相殺される。

債務が公正価値を上回る場合、超過額は「引当金」の項目に表示される。公正価値が債務を上回る場合、超過額は貸借対照表の「資産差額」の項目に表示される。

差額についての会計方針および評価方法は、「年金および類似債務の引当金」および「その他の引当金」の項に記載されているものと同様である。

引当金

年金債務引当金は、保険数理原則に基づいて算定される。2010年度におけるドイツ会計基準近代化法（BilMoG）の初度適用により生じる転換費用は、15年間にわたり計上される。

2013年までの年度に、当社はかかる費用を繰り延べるために当該オプションを部分使用し、基本的に費用の1/15を特別費用として計上した。2014年度に、中央の年金に対するすべての未払分が特別費用として全額計上された。これは、アリアンツSEにおいて集中的に認識された年金契約に起因する。アリアンツGIの貸借対照表において認識されるすべての年金に対して、転換費用が15年間にわたり計上され続ける。

香港支店の従業員に影響を及ぼす年金債務引当金は、現行の2011年版香港生命表を考慮しつつ、保険数理原則に基づいて算定される。2.5%の給与傾向は次年度以降に組み込まれる。ドイツの「引当金の割引に関する規則」に準拠してドイツ連邦銀行により発表された2.71%の利率が、平均12.6年の期間で当該引当金を割り引くために使用された。

フランス支店の従業員に影響を及ぼす年金債務引当金は、現行のフランス生命表TGH/F05およびTH/F 00-02を考慮しつつ、保険数理原則に基づいて算定される。2%から6%の間の給与傾向（地位（管理職／非管理職従業員）および年齢による）は次年度以降に組み込まれる。ドイツの「引当金の割引に関する規則」に準拠してドイツ連邦銀行により発表された2.71%の利率が、平均15年の期間で当該引当金を割り引くために使用された。

従業員記念給付引当金、部分退職給付引当金および早期退職給付引当金も、保険数理原則に基づいて算定され、負債として分類される。

HGB第253条に従って、年金債務引当金は過去10会計年度の平均市場金利によって、その他の人件費債務に対する引当金は過去7会計年度の平均市場金利によって割り引かれる。HGB第253条第6項2号は、10年平均利率に対し7年平均利率の適用による年金債務の評価が上回ることによって差額が生じた場合、その差額はペイアウト・ブロック（支払停止）の対象となると述べている。かかるペイアウト・ブロックは、利益振替契約がある場合、譲渡の差止めにはつながらない。

割引率を決定する際に、HGB第253条第2項2号（残余期間15年）に基づく簡易版の規則が当社に適用され、そのため前年度と同じく、貸借対照表日付現在の予想金利がベースとして使用された。

上記の変更は、年金債務にのみ適用され、その他の個々の債務（部分退職給付、パリュール・アカウント・モデル、永年勤続給付、または早期退職給付）の評価には適用されない。

金利の割引率に関して、HGB第253条第2項2号（残余期間15年）に基づく簡易版の規則が適用された。前年度と同じく、貸借対照表日付現在の予想金利がベースとして使用される。

金利の割引率の変更により生じた影響は、利息に反映されている。

期限が1年超のすべての引当金は、ドイツ連邦銀行が発表する残余期限が同一の金利を使用して割り引かれる。

引当金は、合理的な商判断を用いて必要な支払額で認識される。

通貨換算

外貨建の資産および負債は、貸借対照表日付現在の外国為替直物相場でユーロに換算される。かかる換算により、期限が1年以下の資産および負債について取得原価または商品の原価が上昇することがある（HGB第256a条）。

収益および費用は、当該日の為替レートで換算され、損益計算書に認識される。残りの期限が1年超の場合には、取得原価と時価の低価法が厳格に適用される。

ヘッジ

過年度において、当社は、HGB第254条に準拠するヘッジを設定するオプションを使用している。

ヘッジの開示において、いわゆるヘッジ純額表示方式が使用され、相互に相殺されるそれぞれの取引額の増減は損益計算書に計上されない。アリアンツSEがグループの内部決済機関を務めるデリバティブ・ポジションに関連してこのオプションが行使され、内部取引は同額の反対ポジションにより清算される。関連するポジションは、価額の逆の増減が相互に全額相殺されるミクロヘッジを行うために結合される。

3 貸借対照表に対する注記

資産

現金準備金

かかる勘定科目には、合計0.1千ユーロの手元現金が含まれる（2018年：0.2千ユーロ）。

銀行に対する債権

銀行に対する債権92,390千ユーロ（2018年：137,948千ユーロ）は、要求払いである。外貨建の銀行に対する債権56,156千ユーロ（2018年：61,720千ユーロ）が存在する。

顧客に対する債権

顧客に対する債権67,160千ユーロ（2018年：72,157千ユーロ）は、主に、ポートフォリオの手数料およびポートフォリオ運用から生じている。その内訳は第三者に対する債権46,471千ユーロ（2018年：46,813千ユーロ）と関連会社に対する債権20,689千ユーロ（2018年：25,344千ユーロ）である。

合計18,312千ユーロ（2018年：26,005千ユーロ）の外貨建の顧客に対する債権は、HGB第256a条に従い貸借対照表上でユーロに換算されている。すべての債権の満期は3か月未満である。

株式およびその他の変動利付有価証券

59,557千ユーロ（2018年：59,188千ユーロ）の株式およびその他の変動利付有価証券には、主に資金計画の繰延により認識された56,193千ユーロ（2018年：56,974千ユーロ）の資産が含まれる。この科目は、さらに、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループの会社により発行された非上場投資信託259千ユーロ（2018年：168千ユーロ）および上場投資信託59,297千ユーロ（2018年：58,878千ユーロ）を含む。

加えて、35,155千ユーロ（2018年：27,389千ユーロ）のファンド株式がその他の年金債務およびワーキングタイム・アカウント・モデル（アリアンツ・バリュエーション・アカウントおよびアリアンツ・バリュエーション・アカウント・モデル）を保証するために使用した契約型信託アレンジメント（CTA）に基づき保有され、退職年金契約の債務を相殺する。これらは固定資産に計上され、35,155千ユーロ（公正価値）（2018年：27,389千ユーロ）の上場投資信託からなる。当該有価証券の償却原価は、34,765千ユーロ（2018年：30,591千ユーロ）である。

その他すべての有価証券は、流動資産に計上される。

固定資産推移明細表

	取得原価 2019年 1月1日	取得 2019年	再分類 AHK 2019年	売却 2019年	取得費用 累計額 2019年 12月31日	減価償却 累計額 2019年 1月1日	再分類 減価償却 累計額 2019年 1月1日	減価償却 取得 2019年	減価償却 2019年	減価償却 累計額 2019年 12月31日	帳簿価額 2019年 12月31日	帳簿価額 2018年 12月31日
	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ
投 資	13,612	0	0	0	13,612	0	0	0	0	0	13,612	13,612
関連会社 株式	66,665	49	0	0	66,714	0	0	0	0	0	66,714	66,665
ITプロジェ クトにかか る前払	6,363	4,920	-4,934	0	6,349	52	0	0	0	52	6,297	6,311
無形資産	29,744	3,647	4,934	6,019	32,306	19,377	0	5,942	7,418	20,853	11,453	10,367
土地および 建物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所およ び設備	74,133	2,144	0	819	75,458	29,687	0	819	7,086	35,954	39,504	44,446
合計	190,517	10,760	0	6,838	194,439	49,116	0	6,761	14,504	56,859	137,580	141,401

無形資産の売却は、6,019千ユーロ（2018年：27,603千ユーロ）の使用されなくなった製品／ソフトウェアによるものである。また、使用されなくなった事業所および設備が、819千ユーロ（2018年：17,650千ユーロ）で処分された。

2019年度に、800ユーロまでの低価格資産は、費用として計上された。例外的に、当社の別の事業所にある備品は、全額資本化され、13年間にわたり償却される。当期中、残存価額の種々の有形資産および無形資産をスクラップするため、HGB第277条第3項に準拠した予定外の減価償却はなかった（2018年：6千ユーロ）。

関連会社および投資

「関連会社株式」の項目は、主に24,835千ユーロ（2018年：24,835千ユーロ）のアリアンツGI・アジア・パシフィック・リミテッド、17,908千ユーロ（2018年：17,908千ユーロ）のアリアンツGI・シンガポール・リミテッド、15,277千ユーロ（2018年：15,277千ユーロ）のアリアンツGI・台湾リミテッドおよび6,529千ユーロ（2018年：6,529千ユーロ）のアリアンツGI・ジャパン株式会社への投資の簿価からなる。

前年度とは異なり、アリアンツ・リニューアブル・エナジー・ファンド ルクス・ゲーペーおよびアリアンツ・ユーロ・コア・インフラストラクチャー・デット・ファンド・ゲーペーSARLの株式は、それぞれ12千ユーロの簿価で関連会社株式として再分類され、追加として表示された。さらに当社は、アフリカ・グロウ・ゲーペー・ゲーエムベーハーについて25千ユーロの追加を計上した。

13,612千ユーロ（2018年：13,612千ユーロ）の「投資」の項目は、主に9,099千ユーロ（2018年：9,099千ユーロ）のディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー（清算手続中）への投資の簿価からなる。ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハーは、2017年1月1日より清算手続中である。残る4,289千ユーロは、明治安田アセット・マネジメント株式会社に関連する。

投資持分の開示

HGB第285条第11項に基づく情報は、注記のアペンディクスにおいて提供され、ドイツの電子官報に公表される。

その他の資産（関連会社に対する債権を含む）

749,101千ユーロ（2018年：751,637千ユーロ）のその他の資産には、未収管理報酬242,115千ユーロ（2018年：222,154千ユーロ）、ならびにグループ会社に対する債権330,178千ユーロ（2018年：396,675千ユーロ）を含む506,986千ユーロ（2018年：529,483千ユーロ）のその他の未収金および資産が含まれている。このうち、6,850千ユーロ（2018年：5,111千ユーロ）はリスクラボ・ゲーエムベーハーとの損益振替契約に起因している。その他の未収金は、グループ会社間キャッシュ・プールへの参加により発生する308,867千ユーロ（2018年：368,387千ユーロ）の債権、および60,665千ユーロ（2018年：51,879千ユーロ）の税務当局に対する債権を含む。

その他すべての債権は、短期性のものである。貸借対照表日付現在、外貨建債権は41,224千ユーロ（2018年：28,677千ユーロ）であった。

さらに、二つの再保険に投資が行われている。パフォーマンスが年金契約を決定する。しかし、当該再保険は年金受給者に対して設定されたものではないため、債務と相殺することはできない。

デリバティブ金融商品

株式ベースの報酬制度（アリアンツ株式インセンティブ制度）をヘッジするために取得したオプション権は、直接のヘッジ目的が存在する限り、個別のヘッジを形成するために、それぞれの対象取引と結合される。対象取引は、その他の資産にその他引当金およびヘッジ取引として計上される。ミクロヘッジは、市場価格の変動により生じるすべての価格リスクを除くヘッジに活用される。2019年までに失効する株式ベースの報酬制度をカバーするヘッジの有効性の証明が、条件・パラメータ・リスクの相関関係（＝厳格な期間一致方式）を通じて、予めまた遡及的に提供される。

貸借対照表日付現在、当社が将来相殺することを想定している対象取引は、3,177千ユーロ（2018年：2,839千ユーロ）であった。ヘッジは、合計1,493千ユーロ（2018年：613千ユーロ）の価値変動から生じるリスクをヘッジする。ヘッジは、ヘッジ純額表示方式に従って計上されている。

年金債務との相殺による資産差額

債務の決済額と公正価値との相殺による3,011千ユーロ（2018年：3,454千ユーロ）の資産差額が計上された。これは、1,784千ユーロの確定拠出年金制度（BPV）、270千ユーロのPZE/Fおよび108千ユーロのPZE/Wで構成されている。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、香港支店が設定した年金引当金総額は、1,612千ユーロ（2018年：1,456千ユーロ）である。これらは、2,458千ユーロ（2018年：2,308千ユーロ）の年金債務をカバーする再保険から生じる資産により相殺される。

負債

その他の負債（関連会社に対する債務を含む）

537,151千ユーロ（2018年：549,806千ユーロ）のその他の負債には、その他のグループ会社に対する債務349,439千ユーロ（2018年：399,154千ユーロ）が含まれており、このうち179,546千ユーロ（2018年：215,060千ユーロ）は単独株主に対する債務である。さらに、税金債務は18,607千ユーロ（2018年：36,443千ユーロ）である。長期負債は、DIFファंडズの17,074千ユーロ（2018年：19,898千ユーロ）を含む。

その他の外貨建債務は、HGB第256a条に準拠してユーロに換算され、77,907千ユーロ（2018年：87,286千ユーロ）となる。残りの負債は、短期性のものである。

年金引当金および類似債務

当社は、年金契約を有しており、そのために年金引当金を積み立てている。年金契約の一部は、「契約型信託アレンジメント」（メツザレム・トラスト・エーファア（Methusalem Trust e.V.））によりヘッジされている。当該信託資産は、資産価値または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。

支払われる額は、予測ユニット・クレジット方式を使用して決定されるか、または獲得した権利の現在価値として計上される。有価証券に関連する契約について、相殺資産は公正価値で表示される。

	2019年12月31日	2018年12月31日
割引金利（10年平均） [*] ：	2.71%	3.21%
割引金利（7年平均） [*] ：	1.97%	2.32%
年金動向：	1.50%	1.70%
賃金動向（平均就業動向を含む）：	3.25%	3.25%

上記にかかわらず、年金契約の一部は、年率2.75%の保証金利および年率1%の保証年金の増加に基づいている。

バイオメトリック基準は、ホイベック博士による生存率参照表（RT2005G Heubeck）で構成され、死亡率、障害保障および変動の観点における当社独自の状況により調整された。当社独自の調整は、2010年に導入され、2018年に見直しおよび再定義された。

退職年齢は、雇用契約に明記された年齢制限または年金保険支給開始年齢調整法（2007年）に基づく。

	2019年12月31日 千ユーロ	2018年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	165,727	151,725
相殺資産の公正価値	168,406	150,962
相殺負債返済額	194,357	169,317
EGHGB第67条第2項による見積引当額	4,796	5,755

いくつかの年金契約には、EGHGB第67条第1項に基づく議決権が付帯されている。2019年12月31日現在、7年平均利率を用いて算定された相殺債務は、208,230千ユーロである。したがって、HGB第253号第6項2号に従い、19,493千ユーロの金額が、分配制限の対象となる。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、香港支店は、年金および類似の負債に対して引当金を設定した。それらはHKAS第19条（香港会計基準）を同様に適用して評価された。HGB（割引率：2.71%）に基づく引当金の割引額を決定するため、HKAS第19条（割引率：1.2%）に基づき算定された引当金は、HGBとHKASの間の利率の差（1.51%）を利用して第二段階で割り引かれた。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー、フランス支店は、IAS（国際会計基準）に準拠して引当金を測定した。HGB（割引率：2.71%）に基づく引当金の割引額を決定するため、IAS第19条（割引率：0.8%）に基づき算定された引当金は、HGBとIASの間の利率の差（1.91%）を利用して第二段階で割り引かれた。

法人税等引当金

17,833千ユーロ（2018年：27,574千ユーロ）の法人税等引当金には、外国支店が支払う現地の税金に対する引当金8,614千ユーロ（2018年：22,921千ユーロ）およびその他の税金に対する引当金9,219千ユーロ（2018年：4,653千ユーロ）が含まれている。

その他の引当金

241,140千ユーロ（2018年：272,838千ユーロ）のその他の引当金には、賞与、利益分配、長期報酬制度、退職手当および未消化有給休暇を始めとする人件費に係る190,888千ユーロ（2018年：258,744千ユーロ）の引当金（うち4,721千ユーロ（2018年：9,840千ユーロ）は人事および技術再編に関するもの）が含まれている。更に、以前コムインベスト社が使用していたハール（Haar）の事務所に関する偶発損失3,039千ユーロ（2018年：4,255千ユーロ）を含んでいる。

当社は、その他の引当金に計上される永年勤続表彰、バリュー・アカウント、バリュー・アカウント・モデル、部分および早期退職契約から生じる債務を有している。部分退職保証金、バリュー・アカウントおよびバリュー・アカウント・モデルのためにメツザレム・トラスト・エーファアー（Methusalem Trust e.V.）に留保する資産は、資産額または時価に基づく公正価値による控除可能な制度資産を表している。当該債務の測定は、年金契約の測定と基本的に一致しており、同一の会計見積に基づいている（割引率を除く。）。

	2019年12月31日 千ユーロ	2018年12月31日 千ユーロ
相殺資産の取得原価	17,783	14,519
相殺資産の公正価値	18,124	14,367
相殺負債返済額	18,124	14,367

株主資本

当社の株主資本は、307,838千ユーロ（2018年：307,838千ユーロ）である。49,901千ユーロ（2018年：49,901千ユーロ）の資本金は、全額払込済であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーにより全額保有されている。

資本準備金は、257,937千ユーロ（2018年：257,937千ユーロ）であり、利益剰余金は0千ユーロ（2018年：0千ユーロ）である。

繰延税

親会社であるアリアンツSEとの間接的な連結納税グループにより、当社は、原則として、繰延税を計上していない。

貸借対照表に計上されない負債の範囲および性質

a) 年金契約

当社の企業年金制度上、偶発債務がある。アリアンツ各社の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員を対象とした企業年金制度は、法的に独立した年金基金としてドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）の監視対象とされるアリアンツ・フェルゾルグングスカッセ・ファーフアーアーゲー（AVK）の加入者の地位に基づくものである。AVKの給付金は、1回限りの拠出制度を使用して拠出会社がファンドに現物出資することにより資金調達される。

アリアンツSEに加え、拠出会社には、アリアンツ・ドイチュラント・アーゲー、アリアンツ・フェアジッヒャールングス・アーゲーおよびアリアンツ・レーベンスフェアジッヒャールングス・アーゲーが含まれる。当社は、AVKの一般管理費の按分した支払、および法的根拠に基づき要求される場合には補助金の提供を義務付けられている。さらに、拠出会社はアリアンツ・ペンシヨンスフェラインe.V.（APV）の2014年12月31日（同日を含む）までに入社した従業員に対し給付金を支払う。

割引率の急激な低下およびBertAVG第16条に基づく調整義務がAPVの旧関税率に再保険されていないため、2019年12月31日現在、APVのカバー資産は年金債務を下回っている。2019年12月31日現在、不足額は3,120千ユーロ（2018年：0千ユーロ）である。

消費者物価指数に対する年金の法的調整はAPVへの追加拠出金によって調達されるため、当社は、EGHGB第28条第1項2号に従って、不確実な負債に対する引当金を設定しないというオプションを行使している。

2015年1月1日以降に入社した従業員は、AVKおよびAPVのどちらにも加入できない。

2015年1月1日以降に新たに入社した（入社する）従業員に対しては、企業年金制度が通常再編成される。2015年1月1日以降に新たに入社した（入社する）従業員に対しては、当社はアリアンツ・レーベンスフェアジッヒアールングス・アーゲーの元受保険制度に基づき月毎に掛金を支払う。これらの掛金は、給与を年金へ変換する仕組みで、従業員によって出捐される。さらに、当社は直接契約によって月毎に雇用主へ給付金を支払う。

アリアンツSEは、担保を差し入れ、当社の年金契約の一部分について連帯責任を負う。アリアンツSEが運用に対する責任を負う一方、当社は、費用を払い戻す。このため、当該年金債務は、アリアンツSEの貸借対照表に計上され、当社の貸借対照表には計上されない。

2017年1月1日付で、当社は勤務債務のみを従業員に払い戻す。払戻しにより、金利、インフレまたはバイオメトリクスによるリスクがもたらされることはもはやない。

当該年金契約から生じる当社の連帯債務およびかかる偶発債務を対象とするアリアンツSEに対する償還請求権は、以下の通りである。

	2019年12月31日 千ユーロ	2018年12月31日 千ユーロ
相殺負債返済額	138,292	127,183
EGHGB第67条第2項による見積引当額	0	0
連帯債務またはアリアンツSEに対する償還請求権	138,292	127,183

b) 2006年のペンシヨンスジッヒアールングスフェラインスWaG（年金保証機関）の年金資金調達方法の変更

2006年のペンシヨンスジッヒアールングスフェラインスWaGの資金調達方法の変更により、54千ユーロ（2018年：80千ユーロ）の連帯債務が発生したが、当該債務はアリアンツSEに対する償還請求権と同額であるため、当社の貸借対照表上には計上されていない。

分配停止

当期末現在、以下の金額がHGB第268条第8項により分配停止となっている。

	2019年12月31日 千ユーロ	2018年12月31日 千ユーロ
年金制度資産の公正価値測定による収益のうちの購入原価超過分	2,372	612
繰延税金負債を超過する繰延税金資産	0	0
合計	2,372	612

2019年の会計年度において、上記の金額は、利用可能な株式によりカバーされることを理由に分配停止とはならない。

4 損益計算書に対する注記

受取手数料2,486,149千ユーロ（2018年：2,484,365千ユーロ）は、主に管理事務代行報酬2,446,042千ユーロ（2018年：2,435,753千ユーロ）、発行手数料22,999千ユーロ（2018年：25,136千ユーロ）および第三者に提供した業務の報酬5,489千ユーロ（2018年：11,726千ユーロ）で構成される。

支払手数料1,473,171千ユーロ（2018年：1,454,324千ユーロ）は、主に保有期間比例報酬897,781千ユーロ（2018年：884,418千ユーロ）、副投資顧問および管理報酬340,597千ユーロ（2018年：292,152千ユーロ）ならびにブローカー手数料37,762千ユーロ（2018年：86,694千ユーロ）で構成される。

一般管理費608,159千ユーロ（2018年：611,465千ユーロ）は、349,713千ユーロ（2018年：356,850千ユーロ）の人件費で構成される。その他の管理費258,447千ユーロ（2018年：254,615千ユーロ）は、主に第三者サービス費用65,164千ユーロ（2018年：57,311千ユーロ）、土地および建物賃借料31,531千ユーロ（2018年：30,204千ユーロ）ならびにマーケット・データ・サービス（MDS）費用30,825千ユーロ（2018年：27,663千ユーロ）で構成される。

その他の営業費用96,454千ユーロ（2018年：83,039千ユーロ）は、主にグループ会社間取引46,349千ユーロ（2018年：36,324千ユーロ）で構成される。

当社は、子会社から39,861千ユーロ（2018年：26,270千ユーロ）の受取配当金を受領した。主な内訳は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッドから21,674千ユーロ（2018年：13,941千ユーロ）、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッドから18,187千ユーロ（2018年：8,861千ユーロ）およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ（スイス）アーゲーから0千ユーロ（2018年：3,469千ユーロ）である。

その他の営業収益137,578千ユーロ（2018年：138,030千ユーロ）は、主に79,322千ユーロ（2018年：75,805千ユーロ）のグループ会社間取引による収益、18,489千ユーロ（2018年：22,285千ユーロ）の為替差額、1,409千ユーロ（2018年：2,004千ユーロ）の賃貸料収益（占有費用割当金を含む。）および6,731千ユーロ（2018年：13,635千ユーロ）のその他の引当金の戻入れで構成されている。また、マーケティング協定に基づくコメルツバンク・アーゲーからの補償金18,400千ユーロ（2018年：16,421千ユーロ）が含まれる。

特別費用の項目は、当社の貸借対照表に計上される拠出ベースの年金契約（CBP）についての転換費用959千ユーロ（2018年：959千ユーロ）を含む。

損益計算書は、HGB第246条第2項2号に従って、資産からの収益と負債による費用の以下の相殺を含んでいる。

2019年	年金および類似の債務 千ユーロ	その他の債務 千ユーロ
相殺資産の公正価値による収益	-6,538	-617
相殺負債返済額に係る利息	14,860	1,137
支払額に対する割引金利の変動の影響	6,758	0
相殺資産からの当期収益	-2,761	-520
収益と費用の相殺純額	12,319	0

さらに、支払利息5,726千ユーロ（2018年：9,830千ユーロ）は、479千ユーロ（2018年：891千ユーロ）の長期引当金の累積による費用を含んでいる。

当社の営業収益には、131,614千ユーロ（2018年：126,697千ユーロ）の所得税が含まれている。

損益振替契約からの収益は、6,122千ユーロ（2018年：4,847千ユーロ）のリスクラボ・ゲーエムベーハーとの利益振替契約の結果である。

2019年度の損益計算書には、単独株主アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーへの利益の振替338,782千ユーロ（2018年：349,277千ユーロ）が含まれている。

5 その他の情報

業務監査会は以下により構成される。

- ・ アレクサンドラ・アウアー、会長 - アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）の業務執行役員（2020年1月16日まで）
- ・ マーカス・デリアーノ（2020年1月27日から） - アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）の業務執行役員、2020年1月29日から会長
- ・ ミヒャエル・ヒュッテル - ドイツ経済研究所（ヴィースバーデン）の執行委員会構成員
- ・ ジャコモ・カンポラ（業務監査会の副会長） - アリアンツ・エス・ピー・エイ（トリエステ/イタリア）の最高経営責任者
- ・ シュテファン・バウムヨハン - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）の従業員代表、幹部職員評議会議長
- ・ ロール・プッサン - アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（パリ支店/フランス）の従業員代表、幹部職員評議会構成員
- ・ レナーテ・ワーグナー - アリアンツSE（ミュンヘン）の取締役会構成員

業務執行役員会は以下により構成される。

トビアス C. プロス

ウィリアム・リュケン

インゴ・マイネルト

マイケル・ピーターズ（2019年6月30日まで）

ウォルフラム・ピーターズ

カレン・ブルース（2019年12月31日まで）

トマス・シンドラー（2019年7月1日から）

ペトラ・トラウツショルド

ビルテ・トレンクナー

下記の業務執行役員会構成員は、法令に定める大企業のために設置される監督機関において、その職務を担っている。

トビアス C. プロス

- アリアンツ・ベラトゥングス・ウント・フェルツリープス・アーゲー（ミュンヘン）の業務監査会構成員

マイケル・ピーターズ（2019年6月30日まで）

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会長

カレン・ブルース（2019年12月31日まで）

- アリアンツ・キャピタル・パートナーズ・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）の業務監査会構成員および副会長（2019年12月31日まで）

下記の従業員は、法令に定める大企業のために設置される監督機関において、その職務を担っている。

マイケル・ピーターズ

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会長

シュテファン・バウムヨハン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会構成員（従業員代表）

ロール・プッサン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会構成員（従業員代表）

マーカス・ローマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会構成員

ミヒャエル・ハートマン

- アリアンツ・グローバル・インベスターズ・インベストメントアクティエンゲゼルシャフト・ミット・タイルゲゼルシャフトフェルメーゲン（フランクフルト・アム・マイン）の業務監査会構成員（副会長）

業務執行役員報酬総額

2019年度における業務執行役員の報酬総額は、6,192千ユーロ（2018年：13,636千ユーロ）であった。同期間に、1,336千ユーロ（2018年：2,848千ユーロ）が、旧役員またはその遺族に対して支払われた。業務執行役員に対して、646口（2018年：963口）の買取権が、公正価値121千ユーロ（2018年：141千ユーロ）の制限付受益証券の形式で発行された。

業務監査役員報酬総額

2019年度における業務監査役員の報酬総額は、60千ユーロ（2018年：70千ユーロ）であった。

所得税

報告年度中、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、付加価値税、法人税および親会社であるアリアンツSE（ミュンヘン）との取引税について、財務関連ユニットを間接的に設定した。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの未払所得税は、割当方式により支払われた。当該項目は海外にある当社の支店の未払所得税も含んでいる。したがって、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの未払所得税は、131,614千ユーロ（2018年：126,697千ユーロ）減額される。

旧役員およびその遺族に対する年金契約および類似の債務

旧役員およびその遺族に対する年金債務は以下のとおりである。

	2019年12月31日 千ユーロ	2018年12月31日 千ユーロ
相殺負債返済額	12,176	11,982
EGHGB第67条第2項による見積引当額	0	0
年金引当金 / 年金債務との相殺による資産差額	12,176	11,982

2019年12月31日現在、7年平均利率を用いて算定された相殺債務は、13,001千ユーロである。

相殺資産の公正価値の測定は、再保険の資産額に基づいている。

2019年度における当社の平均従業員数は1,705名（2018年：1,699名）である。

2019年12月31日現在、総従業員数は1,707名（2018年：1,718名）であり、その内訳は以下の通りであった。

業務執行役員（MD）	8名 ^{*)}
各事業部主任	60名
従業員	1,639名 ^{**)}

*) 1名のMDについては、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー本店ではなく、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ホールディングス・リミテッドに雇用されている。

**) 4名の従業員については、技術再編との関連において、職務から外されている。

アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの単独株主である。

2019年の会計年度末より後の重要な事象

提供する助言サービスのグローバル化、規制要件の厳格化およびそれに伴う複雑化に伴い、リスクラボ・ゲーエムベーハーは、2020年の第1四半期に親会社であるアリアンツGIと合併する予定である。

それ以外に、2019年12月31日の報告日より後の期間から当該注記の作成までにおいて、特に当社の純資産残高、財務状況または収益状況に関連する事象は起こらなかった。

グループの提携会社

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツSEが率いるアリアンツ・グループの構成会社である。アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、アリアンツ・グループの連結財務書類およびグループ運用報告書に含まれている。アリアンツSEの連結財務書類およびグループ運用報告書により、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーは、自社による連結財務書類およびグループ運用報告書の作成義務を免除される。監査報酬は、連結財務書類中に開示されているため、HGB第285条第17項に従って単体の財務書類に対する注記において、この情報は除外されている。連結財務書類は電子官報に公開されている。

その他の情報

翌年度に、当社は、その他のサービス契約、保守契約および賃借契約に関して232,064千ユーロ（2018年：231,003千ユーロ）の債務を負うことになる。そのうち122,753千ユーロ（2018年：142,983千ユーロ）は関連会社に対するものである。

フランクフルト・アム・マイン、2020年2月13日

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー 業務執行役員会

ウィリアム・リュケン	インゴ・マイネルト	ウォルフラム・ピーターズ
トビアス C. プロス	トマス・シンドラー	ペトラ・トラウツシュولد
ビルテ・トレンクナー		

[次へ](#)

2019年12月31日現在のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト）の持分保有リスト

a) 実質的な直接投資 / 関連会社の持分

名称および登記上の所在地	株式資本 ユーロ	前年度利益 ユーロ	2019年12月31日現在 保有割合%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド（香港）	36,368,307.20	10,682,471.12	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・台湾リミテッド（台北）	41,215,870.15	22,667,490.23	100.0
ディーリス・ファンド・オペレーションズ・ゲーエムベーハー（清算手続中）（フランクフルト）	32,914,476.22	-60,887.59	50.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド（シンガポール）	19,770,476.44	3,768,301.32	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社（東京）	18,648,782.21	3,558,880.96	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シュヴァイツ・アーゲー（チューリッヒ）	4,798,114.28	2,141,268.87	100.0
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アイルランド・リミテッド（ダブリン）	2,047,536.99	124,645.24	100.0
東京海上ロゲー・アセット・マネジメント・リミテッド（ロンドン）	1,596,271.28	612,885.17	6.7
アリアンツ・トロイハント・ゲーエムベーハー（シュトゥットガルト）	1,022,483.68	146,077.28	50.0
AGI ノミニー・サービシズ・リミテッド（ケイマン諸島）	569,740.56	20,680.82	100.0
リスクラボ・ゲーエムベーハー（ミュンヘン）	350,918.49	0.00*	100.0
明治安田アセット・マネジメント株式会社（東京）	79,433,514.68	7,387,188.09	6.7

*) 損益振替契約による振替利益6,122,327.38ユーロ

b) 実質的な間接投資

名称および登記上の所在地	株式資本 ユーロ	前年度利益 ユーロ	2019年12月31日現在 保有割合%
アリアンツGI・アセット・マネジメント・リミテッド（上海）	4,024,279.57	-806,792.81	100
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アセット・マネジメント・オーバーシーズ（上海）リミテッド	-137,493.50	-265,764.69	100

[前へ](#)

[次へ](#)

Gewinn- und Verlustrechnung (HGB) für die Zeit vom 01.01.2019 bis zum 31.12.2019

		AllianzGI GmbH		AllianzGI GmbH	
		01.01. bis 31.12.2019		01.01. bis 31.12.2018	
		EUR	EUR	EUR	EUR
1.	Zinserträge aus				
	a) Kredits- und Geldmarktgeschäften		470.485,91		291.850,82
2.	Negative Zinsen aus Geldanlagen		-816.392,16		-1.208.056,80
	a) Negative Zinsen aus Geldmarktgeschäften		-8.725.892,28		-9.500.719,16
3.	Zinssaufwendungen			4.396.759,53	-15.740.873,14
4.	Laufende Erträge aus				
	a) Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapieren		1.592.204,26		473.927,78
	b) Beteiligungen		38.661.094,01	41.453.268,27	26.714.411,13
	c) Anteilen an verbundenen Unternehmen		0,00		0,00
5.	Erträge aus Gewerkschaften, Gewerkschafts- oder Teilgewerkschaftsverträgen		6.122.327,28		4.847.266,62
6.	Pensionsrückstellungen				2.484.364.849,58
7.	Provisionsaufwendungen		2.485.149.405,19		-1.454.323.905,07
8.	Nettoertrag aus Finanzgeschäften		-1.473.173.504,87		1.025.040.943,91
9.	Sonstige betriebliche Erträge			1.012.978.900,32	138.030.043,56
10.	Erträge aus der Auflösung von Sachposten mit Rücklagenanteil				
11.	Aggregierte Verwaltungskaufwendungen		137.377.572,22		
	a) Personalaufwand				
	a1) Löhne und Gehälter	-286.594.591,52		-351.500.706,11	
	a2) Soziale Abgaben und Aufwendungen für Altersversorgung und für Unterstützung	452.728.222,92		-85.348.336,23	
	daneben für Altersversorgung EUR 26.372.513,26 (i. V. EUR 25.915.834,39)				
	b) an dem Verwaltungsaufwendungen				
	Abschreibungen und Wertberichtigungen auf immaterielle Anlagevermögen und Sachanlagen	-256.446.617,17	-608.159.431,61	-254.613.364,19	-611.485.409,53
12.	Sonstige betriebliche Aufwendungen				
	Abschreibungen und Wertberichtigungen auf Forderungen und bestimmte Wertpapiere				
	keine Zuführungen zu Rückstellungen im Kreditgeschäft				
13.	Sonstige betriebliche Aufwendungen				
	Sonstige betriebliche Aufwendungen im Kreditgeschäft				
	Sonstige betriebliche Aufwendungen im Kreditgeschäft				
14.	Erträge aus Zinssubventionen im Kreditgeschäft				
	Aufhebung von Rückstellungen im Kreditgeschäft				
	Abschreibungen und Wertberichtigungen auf Forderungen, Anleihen an verbundenen Unternehmen und wie Anlagevermögen behandelte Wertpapiere				
			915.145,50	-215.279,13	
			809.504,42	320.079,08	
			0,00	0,00	
15.	Ergebnis der normalen Geschäftstätigkeit		474.469.721,61		473.088.345,96
16.	Außerordentliche Aufwendungen				
17.	Außerordentliches Ergebnis		-969.241,28		-990.241,28
18.	Steuern zum Einnehmen und vom Ertrag				
	daneben aus Organanlage EUR 157.877.746,87 (i. V. EUR 113.051.068,72)				
19.	Sonstige Steuern, soweit nicht unter anderen Posten ausgewiesen				
20.	Ergebnis der normalen Geschäftstätigkeit, eines Gesamtergebnisses oder eines Teilgesamtergebnisses, eines Gesamtergebnisses oder eines Teilgesamtergebnisses, abzüglich der				
21.	Jahresüberschuss				
			-338.781.811,49		-349.277.081,40
			0,00		0,00
22.	Gewinnvorlage aus dem Vorjahr		0,00		0,00
			0,00		0,00
23.	Bilanzgewinn		0,00		0,00

Allianz Global Investors GmbH**Anhang**

zum Jahresabschluss
per 31. Dezember 2019

1. Einleitung

Die Gesellschaft ist eine OGAW- und AIF-Kapitalverwaltungsgesellschaft im Sinne des § 1 Abs. 15, 16 i. V. m. § 17 Abs. 2 Nr. 1 des Kapitalanlagegesetzbuches (KAGB). Der Jahresabschluss wurde nach den allgemeinen und den für Kreditinstitute geltenden Vorschriften des HGB in der Fassung vom 5. Juli 2016, den einschlägigen Vorschriften des GmbH-Gesetz (GmbHG), des Kreditwesengesetzes (KWG) und der Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute und Finanzdienstleistungsinstitute (RechKredV) in der Fassung vom 17. Juli 2015 erstellt.

Die Gesellschaft hat Zugänge in den Anteilen an verbundenen Unternehmen im Berichtsjahr in einer Gesellschaft im Gesamtwert von EUR 25.000. Weiterhin verzeichnet die Gesellschaft einen Zugang aus Umgliederungen für zwei Gesellschaften in Höhe von gesamt EUR 24.000.

Die Allianz Global Investors GmbH hat ihren Sitz in Frankfurt am Main und ist eingetragen in das Handelsregister beim Amtsgericht Frankfurt am Main (Reg. Nr. HRB 9340).

2. Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze**Forderungen an Kreditinstitute**

Diese Posten sind mit ihrem Nominalwert angesetzt.

Forderungen an Kunden

Forderungen werden zum Nennwert angesetzt.

Aktien und andere nicht festverzinsliche Wertpapiere

Die Wertpapiere des Anlagevermögens sind dem Zugriff der Gläubiger entzogen und dienen ausschließlich der Erfüllung der Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen. Sie werden gem. § 253 Abs. 1 Satz 4 HGB mit ihrem beizulegenden Zeitwert bewertet und sind in Verbindung mit § 246 Abs. 2 Satz 2 HGB vollständig mit den Schulden verrechnet.

Die Bewertung der nicht festverzinslichen Wertpapiere, die dem Umlaufvermögen zugeordnet sind, erfolgt gemäß § 253 Abs. 1, 4 und 5 HGB mit den Anschaffungskosten, beziehungsweise dem niedrigeren Börsen- oder Marktwert am Bilanzstichtag.

Beteiligungen und Anteile an verbundenen Unternehmen

Beteiligungen und Anteile an verbundenen Unternehmen werden dem Anlagevermögen zugeordnet und unter Anwendung des gemilderten Niederstwertprinzips mit den Anschaffungskosten angesetzt.

Immaterielle Anlagewerte

Die immateriellen Anlagewerte werden mit den Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen entsprechend der betriebsgewöhnlichen Nutzungsdauer, angesetzt. Die Abschreibungen erfolgen linear. Selbstgeschaffene immaterielle Anlagewerte werden nicht aktiviert.

Sachanlagen

Die Sachanlagen werden zu Anschaffungskosten, vermindert um planmäßige Abschreibungen, angesetzt. Die Vermögensgegenstände des Sachanlagevermögens werden nach Maßgabe der voraussichtlichen Nutzungsdauer linear abgeschrieben. Geringwertige Anlagegüter bis zu einem Netto-Einzelwert von EUR 800,00, sind grundsätzlich im Jahr des Zugangs voll abgeschrieben bzw. als Aufwand erfasst worden; ihr sofortiger Abgang wurde unterstellt. Ausgenommen hiervon ist Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird in der Regel über eine Laufzeit von 13 Jahren abgeschrieben. Die Mietereinbauten an verschiedenen Standorten der Gesellschaft wurden von den Grundstücken und Gebäuden in die Sonstige betriebliche Geschäftsausstattung aufgrund einer Konzernvorgabe ausgewiesen.

Forderungen und sonstige Vermögensgegenstände

Forderungen und sonstige Vermögensgegenstände werden zum jeweiligen Nennwert angesetzt.

Verbindlichkeiten

Diese Posten werden mit ihren Erfüllungsbeträgen angesetzt.

Vermögen zur Erfüllung von Schulden aus Altersversorgungsverpflichtungen

Das Vermögen wird gemäß § 253 Abs. 1 HGB mit dem beizulegenden Zeitwert angesetzt und in Verbindung mit § 246 Abs. 2 HGB mit den Schulden verrechnet.

Sofern die Schulden den beizulegenden Zeitwert übersteigen, wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Rückstellungen ausgewiesen. Übersteigt der beizulegende Zeitwert den Betrag der Schulden, so wird der übersteigende Betrag unter dem Posten Aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensrechnung ausgewiesen.

Die Bilanzierungs- und Bewertungsmethode des aktiven Unterschiedsbetrags entspricht derjenigen, die im Abschnitt Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen und sonstige Rückstellungen beschrieben ist.

Rückstellungen

Die Pensionsrückstellungen sind nach versicherungsmathematischen Grundsätzen berechnet. Der aus der Erstanwendung des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes im Jahr 2010 resultierende Umstellungsaufwand kann auf 15 Jahre verteilt werden.

In den Jahren bis einschließlich 2013 hat die Gesellschaft von diesem Verteilungswahlrecht zum Teil Gebrauch gemacht und im Wesentlichen ein Fünftel dieses Betrages als außerordentlichen Aufwand erfasst. Im Jahr 2014 wurden dann alle noch ausstehenden Raten für die zentralen Pensionen voll als außerordentlicher Aufwand erfasst. Dieser resultiert aus Pensionszusagen, die zentral bei der Allianz SE bilanziert werden. Für alle bei der AllianzGI bilanzierten Pensionen wird der Umstellungsaufwand weiter auf 15 Jahre verteilt.

Rückstellungen für Pensionsverpflichtungen, die die Mitarbeiter der Hongkong Branch betreffen, werden nach versicherungsmathematischen Grundsätzen unter Berücksichtigung der aktuellen Hong Kong Sterbetafel 2011 ermittelt. Dabei wird ein Gehaltstrend von 2,5 % für Folgejahre berücksichtigt. Für die Diskontierung dieser Rückstellungen wurde der von der Deutschen Bundesbank nach Maßgabe der RückAbzinsV veröffentlichte Zinssatz von 2,71 % bei einer durchschnittlichen Laufzeit von 12,6 Jahren herangezogen.

Rückstellungen für Pensionsverpflichtungen, die die Mitarbeiter der France Branch betreffen, werden nach versicherungsmathematischen Grundsätzen unter Berücksichtigung der aktuellen französischen Sterbetafeln TGH/F05 und TH/F 00-02 ermittelt. Dabei wird ein Gehaltstrend zwischen 2 % und 6 % (abweichend für leitende/nicht leitende Angestellte sowie abhängig vom Alter) für Folgejahre berücksichtigt. Für die Diskontierung dieser Rückstellungen wurde der von der Deutschen Bundesbank nach Maßgabe der Rückstellungsabzinsungsverordnung (RückAbzinsV) veröffentlichte Zinssatz von 2,71 % bei einer durchschnittlichen Laufzeit von 15 Jahren herangezogen.

Die Rückstellungen für Mitarbeiterjubiläen, Altersteilzeit und Vorruhestandsleistungen werden ebenfalls nach versicherungsmathematischen Grundsätzen ermittelt und in voller Höhe passiviert.

Laut § 253 HGB sind Rückstellungen für Altersversorgungsverpflichtungen mit dem durchschnittlichen Marktzinssatz aus den vergangenen zehn Geschäftsjahren und für sonstige Personalverpflichtungen aus den vergangenen sieben Geschäftsjahren abzuzinsen. § 253 Abs. 6 Satz 2 HGB besagt, dass ein positiver Unterschiedsbetrag, der sich aus der Bewertung der Altersversorgungsverpflichtungen mit dem siebenjährigen Durchschnittszins gegenüber der Bewertung mit dem zehnjährigen Durchschnittszins ergibt, einer Ausschüttungssperre unterliegt. Diese Ausschüttungssperre führt nicht zu einer Abführungssperre, wenn ein Ergebnisabführungsvertrag vorliegt.

Bei der Ermittlung des Diskontierungzinssatzes nimmt die Gesellschaft die Vereinfachungsregelung gemäß § 253 Abs. 2 Satz 2 HGB (Restlaufzeit von 15 Jahren) in Anspruch, wobei wie im Vorjahr ein zum Bilanzstichtag prognostizierter Zinssatz zugrunde gelegt wurde.

Die zuvor genannten Änderungen gelten nur für die Bewertung von Pensionsverpflichtungen, nicht aber für die Bewertung sonstiger Personalverpflichtungen wie zum Beispiel Altersteilzeit, Wertkontenmodell, Jubiläums- oder Vorruhestandsleistungen.

Ansonsten wird beim Diskontierungzinssatz weiterhin die Vereinfachungsregelung in § 253 Abs. 2 Satz 2 HGB (Restlaufzeit von 15 Jahren) in Anspruch genommen, wobei wie im Vorjahr ein zum Bilanzstichtag prognostizierter Zinssatz zugrunde gelegt wurde.

Der Effekt aus einer Änderung des Diskontierungzinssatzes wird im Zinsergebnis ausgewiesen.

Alle Rückstellungen mit einer Laufzeit größer als ein Jahr werden mit einem der Restlaufzeit entsprechenden Zinssatz, der von der Bundesbank veröffentlicht wird, abgezinst.

Rückstellungen werden nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung mit dem notwendigen Erfüllungsbetrag angesetzt.

Währungsumrechnung

Auf fremde Währung lautende Vermögensgegenstände und Verbindlichkeiten werden zum Devisenkassamittelkurs am Abschlussstichtag in Euro umgerechnet. Durch diese Umbewertung können bei solchen Vermögensgegenständen und Verbindlichkeiten, deren Restlaufzeit ein Jahr oder weniger beträgt, die Anschaffungs- oder Herstellungskosten überschritten werden (§ 256 a HGB).

Erträge und Aufwendungen werden mit dem jeweiligen Tages-Devisenkurs umgerechnet und in die Gewinn- und Verlustrechnung übernommen. Bei einer Restlaufzeit von mehr als einem Jahr kommt das strenge Niederstwertprinzip zur Anwendung.

Bewertungseinheiten

Die Gesellschaft hat im abgelaufenen Geschäftsjahr von dem Wahlrecht Gebrauch gemacht, Bewertungseinheiten gemäß § 254 HGB zu bilden.

Im Rahmen der Bilanzierung der Bewertungseinheiten wird die sogenannte Einfrierungsmethode angewandt, bei der die sich ausgleichenden Wertänderungen der betroffenen Geschäfte nicht in der Gewinn- und Verlustrechnung erfasst werden. Ausgeübt wird das Wahlrecht für Derivatepositionen, bei denen die Allianz SE als konzerninterne Clearingstelle fungiert und konzernintern abgeschlossene Transaktionen durch exakt gegenläufige Positionen glättet. Die zusammengehörigen Positionen werden jeweils zu Micro-Hedges zusammengefasst, deren gegenläufige Wertänderungen sich vollständig ausgleichen.

3. Erläuterungen zur Bilanz

Aktiva

Barreserve

Der Posten enthält einen Kassenbestand in Höhe von TEUR 0,1 (i. V.: TEUR 0,2).

Forderungen an Kreditinstitute

Die Forderungen an Kreditinstitute bestehen in Höhe von TEUR 92.390 (i. V.: TEUR 137.948) und sind täglich fällig. Forderungen an Kreditinstitute bestehen in Höhe von TEUR 56.156 (i. V.: TEUR 61.720) in Fremdwährung.

Forderungen an Kunden

Die Forderungen an Kunden in Höhe von TEUR 67.160 (i. V.: TEUR 72.157) resultieren hauptsächlich aus der Bestandsvergütung und Portfolioverwaltung und gliedern sich in Forderungen gegenüber Dritten in Höhe von TEUR 46.471 (i. V.: TEUR 46.813) und Forderungen an verbundene Unternehmen in Höhe von TEUR 20.689 (i. V.: TEUR 25.344).

Auf Fremdwährung lautende Forderungen an Kunden in Höhe von TEUR 18.312 (i. V.: TEUR 26.005) werden am Bilanzstichtag gemäß § 256 a HGB in Euro umgerechnet. Alle Forderungen haben eine Restlaufzeit bis 3 Monate.

Aktien und andere nicht festverzinsliche Wertpapiere

Die Aktien und anderen nicht festverzinslichen Wertpapiere i.H.v. TEUR 59.557 (i. V.: TEUR 59.188) beinhalten im Wesentlichen bilanzierte Vermögenswerte aus dem Deferral Into Funds-Programm in Höhe von TEUR 56.193 (i. V.: TEUR 56.974). Hierbei handelt es sich bei der Position um nicht öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 259 (i. V.: TEUR 168) sowie öffentlich gehandelte Investmentfonds in Höhe von TEUR 59.297 (i. V.: TEUR 58.878), die von Gesellschaften der Allianz Global Investors-Gruppe aufgelegt worden sind.

Darüber hinaus werden im Rahmen des Contractual Trust Arrangement (CTA) TEUR 35.155 (i. V.: TEUR 27.389) Fondsanteile gehalten, die der Absicherung weiterer Pensionsverpflichtungen und der Arbeitszeitkontenmodelle (Allianz Wertkonto und Allianz Wertkontenmodell) dienen und mit den Schulden aus Altersvorsorgeverpflichtungen verrechnet werden. Sie sind dem Anlagevermögen zugeordnet. Dabei handelt es sich um TEUR 35.155 (Zeitwert) (i. V.: TEUR 27.389) öffentlich gehandelte Investmentfonds. Die fortgeführten Anschaffungskosten der verrechneten Wertpapiere betragen TEUR 34.765 (i. V.: TEUR 30.591).

Alle anderen Wertpapiere sind dem Umlaufvermögen zugeordnet.

Anlagevermögen

	Anschaffungskosten	Zugänge	Verkaufserlöse	Abgänge	Kumulierte Anschaffungskosten	Kumulierte Abschreibungen	Verkaufserlöse	Kumulierte Abschreibungen	Abschreibung auf Abgänge	Abschreibung	Kumulierte Abschreibungen	Buchwert	Buchwert
	31.12.2019	2019	2019	2019	31.12.2019	31.12.2019	31.12.2019	31.12.2019	2019	2019	31.12.2019	31.12.2019	31.12.2019
	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro	TEUR Euro
Beteiligungen	13.612	0	0	0	13.612	0	0	0	0	0	13.612	13.612	13.612
Anteile an verbundenen Unternehmen	66.865	62	0	0	66.714	0	0	0	0	0	66.714	66.865	66.865
Ansprüche auf USt-Vorzugsanteile	6.363	4.320	4.324	0	6.349	52	0	0	0	0	52	6.297	6.333
Immaterielle Anlagevermögen	29.744	3.647	4.336	6.225	33.306	19.877	0	3.942	7.438	20.821	11.485	22.367	22.367
Grundstücke und Gebäude	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Beträufte und Geschäftsausstattung	34.113	2.144	0	829	35.428	29.687	0	829	7.086	25.954	35.504	44.440	44.440
Gesamte Anlagevermögen	190.537	10.760	0	6.829	194.468	49.559	0	6.763	14.524	56.801	137.667	143.465	143.465

Die Abgänge bei den Immateriellen Anlagewerten resultieren aus nicht mehr genutzten Produkten/Software in Höhe von TEUR 6.019 (i. V.: TEUR 27.603). Weiterhin ist nicht mehr genutzte Büro- und Geschäftsausstattung in Höhe von TEUR 819 (i. V.: TEUR 17.650) abgegangen.

Im Geschäftsjahr 2019 wurden geringwertige Wirtschaftsgüter bis EUR 800 aufwandswirksam erfasst. Hiervon ausgenommen ist das Mobiliar an verschiedenen Standorten der Gesellschaft. Dieses wurde vollständig aktiviert und wird über eine Laufzeit von 13 Jahren abgeschrieben. Im Geschäftsjahr wurden keine außerplanmäßige Abschreibungen gem. § 277 Abs. 3 HGB vorgenommen (i. V.: TEUR 6) für die Verschrottung von verschiedenen Sachanlagen sowie immateriellen Vermögenswerten mit einem Restbuchwert vorgenommen.

Verbundene Unternehmen und Beteiligungen

Der Posten Anteile an verbundenen Unternehmen bestehen im Wesentlichen aus den Beteiligungsbuchwerten an der AllianzGI Asia Pacific Ltd. in Höhe von TEUR 24.835 (i. V.: TEUR 24.835), der AllianzGI Singapore Ltd. von TEUR 17.908 (i. V.: TEUR 17.908), der AllianzGI Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 15.277 (i. V.: TEUR 15.277) sowie der AllianzGI Japan Co. Ltd. in Höhe von TEUR 6.529 (i. V.: TEUR 6.529).

Abweichend zum Vorjahr werden die Anteile an dem Allianz Renewable Energy Fund III Lux GP und der Allianz Euro Core Infrastructure Debt Fund GP SARL mit einem Buchwert von jeweils 12 TEUR in die Anteile von verbundenen Unternehmen umgegliedert und als Zugang ausgewiesen. Weiterhin verzeichnete die Gesellschaft einen Zugang in Höhe von TEUR 25 für die Africa Grow GP GmbH.

Der Posten Beteiligungen i.H.v. TEUR 13.612 (i. V.: TEUR 13.612) besteht im Wesentlichen aus dem Beteiligungsbuchwert an der Dealis Fund Operations GmbH i. L. in Höhe von TEUR 9.099 (i. V.: TEUR 9.099). Die Dealis Fund Operations GmbH i. L. befindet sich seit dem 1. Januar 2017 in Liquidation. Weitere TEUR 4.289 entfallen auf die Meiji Yasuda Asset Management Co. Ltd..

Aufstellung des Anteilsbesitzes

Die Angaben gemäß § 285 Nr. 11 HGB sind in der Anlage zum Anhang dargestellt und werden im elektronischen Bundesanzeiger veröffentlicht.

Sonstige Vermögensgegenstände

(inklusive Forderungen gegen verbundenen Unternehmen)

In den sonstigen Vermögensgegenständen von TEUR 749.101 (i. V.: TEUR 751.637) sind Forderungen gegenüber den verwalteten Sondervermögen aus der Verwaltungsvergütung in Höhe von TEUR 242.115 (i. V.: TEUR 222.154) sowie übrige sonstige Forderungen und Vermögensgegenstände in Höhe von TEUR 506.986 (i. V.: TEUR 529.483) enthalten, darunter Forderungen gegen Konzerngesellschaften in Höhe von TEUR 330.178 (i. V.: TEUR 396.675) davon TEUR 6.850 aus dem Ergebnisabführungsvertrag mit der risklab GmbH (i. V.: TEUR 5.111). In den sonstigen Forderungen sind Forderungen in Höhe von TEUR 308.867 (i. V.: TEUR 368.387), die aus der Teilnahme am konzerninternen Cash Pool resultieren, sowie Forderungen gegenüber dem Finanzamt in Höhe von TEUR 60.665 (i. V.: TEUR 51.879) enthalten.

Alle anderen Forderungen sind kurzfristig. Am Bilanzstichtag bestehen Forderungen in Fremdwährung in Höhe von TEUR 41.224 (i. V.: TEUR 28.677).

Zudem werden Anlagen in zwei Rückdeckungsversicherungen getätigt. Die Wertentwicklung bestimmt die Höhe der Pensionszusage. Die Rückdeckungsversicherungen werden jedoch nicht an die Versorgungsberechtigten verpfändet und dürfen demnach nicht mit der Verpflichtung saldiert werden.

Derivative Finanzinstrumente

Die zur Absicherung der aktienbasierten Vergütungspläne (Allianz-Equity-Incentive-Pläne) erworbenen Optionsrechte werden mit den entsprechenden Grundgeschäften als Bewertungseinheit zu-

sammengefasst, soweit ein unmittelbarer Sicherungszusammenhang besteht. Der Ausweis der Grundgeschäfte erfolgt unter den sonstigen Rückstellungen und der Ausweis der Sicherungsgeschäfte unter den sonstigen Vermögensgegenständen. Für die gebildeten Bewertungseinheiten kommt ein Micro-Hedge zum Ansatz, um Preisänderungsrisiken aufgrund von Marktpreisschwankungen vollständig auszuschließen. Die Wirksamkeit der Bewertungseinheiten über die spätestens im Jahr 2019 auslaufenden aktienbasierten Vergütungspläne wird prospektiv und retrospektiv durch die Übereinstimmung der Bedingungen, Parameter und Risiken (= critical term match-Methode) nachgewiesen.

Zum Bilanzstichtag umfassen die einbezogenen Grundgeschäfte, bestehend aus voraussichtlich zukünftig auszugleichenden Leistungen, ein Volumen von TEUR 3.177 (i. V.: TEUR 2.839). Mit den Bewertungseinheiten werden Risiken in Form von Wertänderungen in Höhe von TEUR 1.493 (i. V.: TEUR 613) abgesichert. Die Bilanzierung der Bewertungseinheiten erfolgt nach der Einfrierungsmethode.

Aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung

Es wird ein aktiver Unterschiedsbetrag in Höhe von TEUR 3.011 (i. V.: TEUR 3.454) aus der Vermögensverrechnung der Zeitwerte über den Erfüllungsbetrag der Schulden ausgewiesen. Dieser setzt sich zusammen aus dem beitragsorientierten Pensionsvertrages (BPV) in Höhe von TEUR 1.784, sowie PZE/F in Höhe von TEUR 270 und PZE/W in Höhe von TEUR 108.

Der Gesamtbetrag der bei der Allianz Global Investors GmbH Hongkong Branch gebildeten Pensionsrückstellungen beträgt TEUR 1.612 (i. V.: TEUR 1.456). Demgegenüber stehen Vermögensgegenstände aus der Rückdeckung der Pensionsverpflichtungen in Höhe von TEUR 2.458 (i. V.: TEUR 2.308).

Passiva

Sonstige Verbindlichkeiten

(inklusive Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen)

Unter den sonstigen Verbindlichkeiten in Höhe von TEUR 537.151 (i. V.: TEUR 549.806) werden Verpflichtungen gegenüber anderen Konzerneinheiten in Höhe von TEUR 349.439 (i. V.: TEUR 399.154) ausgewiesen, davon gegenüber der alleinigen Gesellschafterin in Höhe von TEUR 179.546 (i. V.: TEUR 215.060). Weiterhin bestehen Verbindlichkeiten aus Steuern in Höhe von TEUR 18.607 (i. V.: TEUR 36.443). Langfristige Verbindlichkeiten bestehen aus DIF Fonds in Höhe von TEUR 17.074 (i. V.: TEUR 19.898).

Sonstige Verbindlichkeiten in Fremdwährung werden gem. § 256a HGB umgerechnet und bestehen in Höhe von TEUR 77.907 (i. V.: TEUR 87.286). Die restlichen Verbindlichkeiten sind kurzfristig.

Pensionsrückstellungen Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen

Die Gesellschaft hat Pensionszusagen erteilt, für die Pensionsrückstellungen gebildet werden. Ein Teil der Pensionszusagen ist im Rahmen eines „Contractual Trust Arrangements“ (Methusalem Trust e. V.) abgesichert. Dieses Treuhandvermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert bzw. der Marktwert zugrunde gelegt wird.

Der Erfüllungsbetrag wird auf Basis der Projected Unit Credit-Methode (dies bezeichnet ein Anwartschaftsbarwertverfahren bezogen auf den verdienten Teil) ermittelt bzw. als Barwert der erworbenen Anwartschaft ausgewiesen. Sofern es sich um wertpapiergebundene Zusagen handelt, wird der Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände angesetzt.

	31.12.2019 in %	31.12.2018 in %
Diskontierungszinssatz (10-jähriger Durchschnitt)*:	2,71	3,21
Diskontierungszinssatz (7-jähriger Durchschnitt)*:	1,97	2,32
Rententrend:	1,50	1,70
Gehaltstrend inkl. durchschnittlichen Karrieretrends:	3,25	3,25

Abweichend hiervon wird bei einem Teil der Pensionszusagen die garantierte Rentendynamik von 1 % p. a. zugrunde gelegt.

Als biometrische Rechnungsgrundlagen finden die Heubeck-Richttafeln RT2005G, die bezüglich der Sterblichkeit, Invalidisierung und Fluktuation an die unternehmensspezifischen Verhältnisse angepasst wurden, Anwendung. Die unternehmensspezifischen Anpassungen wurden im Jahr 2010 eingeführt und im Jahr 2018 überprüft und neu festgelegt.

Als Pensionierungsalter wird die vertraglich vorgesehene bzw. die sich nach dem RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz 2007 ergebende Altersgrenze angesetzt.

	31.12.2019 TEUR	31.12.2018 TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	165.727	151.725
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	168.406	150.962
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	194.357	169.317
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EGHGB	4.796	5.755

Der mit dem 7-jährigen Durchschnittszins zum 31. Dezember 2019 ermittelte Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden beträgt TEUR 208.230. Somit ist ein Betrag von TEUR 19.493 gemäß § 253 Abs. 6 Satz 2 HGB ausschüttungsgesperrt.

Die Allianz Global Investors GmbH Hongkong Branch hat Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen gebildet. Diese wurden unter analoger Anwendung von HKAS 19 (Hong Kong Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz 2,71 %) wurde die nach HKAS 19 ermittelte Rückstellung (Diskontierungszinssatz: 1,2 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und HKAS (1,51 %) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Die Allianz Global Investors GmbH France Branch hat Rückstellungen gemäß IAS (International Accounting Standard) bewertet. Zur Ermittlung der abgezinsten Rückstellung nach HGB (Diskontierungszinssatz 2,71 %) wurde die nach IAS 19 ermittelte Rückstellung (Diskontierungszinssatz: 0,8 %) mit dem Differenzzinssatz zwischen HGB und IAS (1,91%) in einem zweiten Schritt abgezinst.

Steuerrückstellungen

Die Steuerrückstellungen i.H.v. TEUR 17.833 (i. V.: TEUR 27.574) beinhalten Rückstellungen in Höhe von TEUR 8.614 (i. V.: TEUR 22.921) für lokale Steuern der ausländischen Betriebsstätten und sonstige Steuerrückstellungen in Höhe von TEUR 9.219 (i. V.: TEUR 4.653).

Andere Rückstellungen

In den anderen Rückstellungen i.H.v. TEUR 241.140 (i. V.: TEUR 272.838) sind TEUR 190.888 (i. V.: TEUR 258.744) für Personalaufwendungen u. a. für Gratifikationen, Tantiemen, Long Term Incentive Plan, Abfindungen und nicht genommene Urlaubsansprüche enthalten, darunter aus personal- und sachbezogener Restrukturierung TEUR 4.721 (i. V.: TEUR 9.840). Weiterhin beinhaltet die Position Drohverlustrückstellungen in Höhe von TEUR 3.039 (i. V.: TEUR 4.255) für ehemals von der cominvest genutzte Büroflächen in Haar.

Die Gesellschaft hat Verpflichtungen aus Jubiläumsgaben, einem Wertkontenmodell und Altersteilzeit- beziehungsweise Vorruhestandsverträgen, die unter den Sonstigen Rückstellungen ausgewiesen werden. Das im Methusalem Trust e.V. für das Altersteilzeit-Sicherungsguthaben und das Wertkontenmodell reservierte Vermögen stellt saldierungspflichtiges Deckungsvermögen dar, wobei als beizulegender Zeitwert der Aktivwert beziehungsweise der Marktwert zugrunde gelegt wird. Die Bewertung dieser Verpflichtungen erfolgt im Wesentlichen analog zu den Pensionszusagen und auf Basis der gleichen Rechnungsannahmen (mit Ausnahme des Rechnungszinses).

	31.12.2019 TEUR	31.12.2018 TEUR
Anschaffungskosten der verrechneten Vermögensgegenstände	17.783	14.519
Beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	18.124	14.367
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	18.124	14.367

Eigenkapital

Das Eigenkapital der Gesellschaft beträgt TEUR 307.838 (i. V.: TEUR 307.838). Das Stammkapital in Höhe von TEUR 49.901 (i. V.: TEUR 49.901) ist in voller Höhe eingezahlt und wird zu 100 % von der Allianz Asset Management GmbH gehalten.

Die Kapitalrücklage beträgt TEUR 257.937 (i. V.: TEUR 257.937) und die Gewinnrücklage TEUR 0 (i. V.: TEUR 0).

Latente Steuern

Aufgrund der mittelbaren steuerlichen Organschaft mit der Allianz SE als Organträgerin werden grundsätzlich keine latenten Steuern in der Gesellschaft ausgewiesen.

Art und Höhe der Verbindlichkeiten unter dem Bilanzstrich

a) Pensionszusagen

Haftungsverhältnisse bestehen im Rahmen der betrieblichen Altersversorgung. Grundlage der betrieblichen Altersversorgung für die Mitarbeiter der deutschen Tochtergesellschaften, die bis zum 31. Dezember 2014 eingetreten sind, ist in der Regel die Mitgliedschaft in der Allianz Versorgungskasse VVaG (AVK), die als rechtlich selbständige und regulierte Pensionskasse der Aufsicht der Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht unterliegt. Die Leistungen der AVK werden nach dem Einmalbeitragssystem über Zuwendungen der Trägergesellschaften an die Kasse durch Gehaltsumwandlung finanziert.

Zu den Trägergesellschaften gehört neben der Allianz SE, der Allianz Deutschland AG, der Allianz Versicherungs-AG und der Allianz Lebensversicherungs-AG unter anderem auch die Gesellschaft. Die Gesellschaft ist verpflichtet, anteilige Verwaltungskosten der AVK zu tragen und entsprechend den Rechtsgrundlagen gegebenenfalls Zuschüsse zu leisten. Außerdem leisten die Trägergesellschaften für bis zum 31. Dezember 2014 eingetretene Mitarbeiter Zuwendungen an den Allianz Pensionsverein e.V. (APV).

Aufgrund des stark gesunkenen Diskontierungszinssatzes und weil die Anpassungsverpflichtung nach §16 BetrAVG im Altarif des APV nicht rückgedeckt ist, ist zum 31.12.2019 das Deckungsvermögen des APV geringer als die Versorgungsverpflichtungen. Der Fehlbetrag zum 31.12.2019 beträgt TEUR 3.120 (i.V.: TEUR 0).

Die Gesellschaft macht von dem Wahlrecht nach Artikel 28 Abs. 1 Satz 2 EGHGB Gebrauch, hierfür keine Rückstellung für ungewisse Verbindlichkeiten zu bilden, da die gesetzlich vorgeschriebene Anpassung der Renten an den Verbraucherpreisindex durch zusätzliche Beiträge an den APV finanziert wird.

Sowohl die AVK als auch der APV wurden für Neueintritte ab dem 1. Januar 2015 geschlossen.

Für Neueintritte ab 1. Januar 2015 wurde die betriebliche Altersversorgung einheitlich neu geregelt. Die Gesellschaft leistet für Neueintritte ab dem 1. Januar 2015 einen monatlichen Beitrag in eine Direktversicherung bei der Allianz Lebensversicherungs AG, welcher im Rahmen der Entgeltumwandlung vom Mitarbeiter finanziert wird. Außerdem wird monatlich ein Arbeitgeberbeitrag im Rahmen einer Direktzusage gewährt.

Die Allianz SE hat durch Schuldbeitritt die gesamtschuldnerische Haftung für einen Teil der Pensionszusagen der Gesellschaft übernommen. Diese erstattet die Kosten; die Allianz SE hat die Erfüllung übernommen. Daher werden diese Pensionsverpflichtungen bei der Allianz SE und nicht bei der Gesellschaft bilanziert.

Mit Wirkung zum 1. Januar 2017 erstatten die Gesellschaften für ihre Angestellten lediglich noch die Dienstzeitaufwände. Für die Risiken aus Zins, Inflation und Biometrie erfolgt keine Erstattung mehr.

Die gesamtschuldnerische Haftung der Gesellschaft aus diesen Pensionszusagen sowie die diesen Haftungsverbindlichkeiten gegenüberstehenden Rückgriffsforderungen an die Allianz SE betragen:

	31.12.2019 TEUR	31.12.2018 TEUR
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	138.292	127.183
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EG-HGB	0	0
Gesamtschuldnerische Haftung bzw. Rückgriffsforderung gegenüber der Allianz SE	138.292	127.183

b) Umstellung des Finanzierungsverfahrens des Pensions-Sicherungs-Vereins VVaGim Jahr 2006

Aus der Umstellung des Finanzierungsverfahrens des Pensions-Sicherungs-Vereins VVaG im Jahr 2006 besteht eine gesamtschuldnerische Haftung in Höhe von TEUR 54 (i. V.: TEUR 80), die nicht in der Bilanz der Gesellschaft ausgewiesen wird, da dieser Haftungsverbindlichkeit eine gleichwertige Rückgriffsforderung an die Allianz SE gegenüber steht.

Ausschüttungssperre

Zum Geschäftsjahresende sind folgende Beträge gemäß § 268 Abs. 8 HGB abführungsgesperrt:

	31.12.2019 TEUR	31.12.2018 TEUR
Ertrag aus der Bewertung des Deckungsvermögens der Altersversorgung zum beizulegenden Zeitwert oberhalb der Anschaffungskosten	2.372	612
Überhang der aktiven latenten Steuern über die passiven latenten Steuern	0	0
Summe	2.372	612

Der genannte Betrag ist im Geschäftsjahr 2019 in vollem Umfang durch frei zur Verfügung stehende Eigenkapitalteile gedeckt und damit nicht abführungsgesperrt.

4. Erläuterungen zur Gewinn- und Verlustrechnung

Die Provisionserträge in Höhe von TEUR 2.486.149 (i. V.: TEUR 2.484.365) werden im Wesentlichen durch Verwaltungsvergütungen in Höhe von TEUR 2.446.042 (i. V.: TEUR 2.435.753), Ausgabeaufgeld in Höhe von TEUR 22.999 (i. V.: TEUR 25.136) und Dienstleistungen für Dritte in Höhe von TEUR 5.489 (i. V.: TEUR 11.726) geprägt.

Die Provisionsaufwendungen in Höhe von TEUR 1.473.171 (i. V.: TEUR 1.454.324) entfallen im Wesentlichen auf halbezeitabhängige Vergütungen in Höhe von TEUR 897.781 (i. V.: TEUR 884.418), Sub-Advisory und Management Fees in Höhe von TEUR 340.597 (i. V.: TEUR 292.152) sowie Vermittlergebühren in Höhe von TEUR 37.762 (i. V.: TEUR 86.694).

Die allgemeinen Verwaltungsaufwendungen in Höhe von TEUR 608.159 (i. V.: TEUR 611.465) entfallen in Höhe von TEUR 349.713 (i. V.: TEUR 356.850) auf Personalaufwendungen. Weiterhin entfallen TEUR 258.447 (i. V.: TEUR 254.615) auf andere Verwaltungsaufwendungen und umfassen im Wesentlichen Aufwendungen für Dienstleistungen Dritter i.H.v. TEUR 65.164 (i. V.: TEUR 57.311), Miete für Grundstücke und Gebäude i.H.v. TEUR 31.531 (i. V.: TEUR 30.204) sowie Kosten für Market Data Services (MDS) in Höhe von TEUR 30.825 (i. V.: TEUR 27.663).

Die sonstigen betrieblichen Aufwendungen in Höhe von TEUR 96.454 (i. V.: TEUR 83.039) werden im Wesentlichen durch konzerninterne Verrechnungen in Höhe von TEUR 46.349 (i. V.: TEUR 36.324) geprägt.

Die Gesellschaft konnte von ihren Tochtergesellschaften Dividendenerträge in Höhe von TEUR 39.861 (i. V.: TEUR 26.270) vereinnahmen. Diese resultieren im Wesentlichen aus der Allianz Global Investors Taiwan Ltd. in Höhe von TEUR 21.674 (i. V.: TEUR 13.941), der Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd. TEUR 18.187 (i. V.: TEUR 8.861), sowie der Allianz Global Investors (Schweiz) AG in Höhe von TEUR 0 (i. V.: TEUR 3.469).

Die sonstigen betrieblichen Erträge in Höhe von TEUR 137.578 (i. V.: TEUR 138.030) resultieren im Wesentlichen aus Erträgen aus konzerninternen Verrechnungen in Höhe von TEUR 79.322 (i. V.: TEUR 75.805), Erträgen aus Wechselkursdifferenzen in Höhe von TEUR 18.489 (i. V.: TEUR 22.285), aus Mieteinnahmen inkl. Raumkostenallokationen in Höhe von TEUR 1.409 (i. V.: TEUR 2.004) sowie der Auflösung von anderen Rückstellungen in Höhe von TEUR 6.731 (i. V.: TEUR 13.635). Weitere sonstige betriebliche Erträge resultieren aus der Ausgleichszahlung durch die Commerzbank AG in Höhe von TEUR 18.400 (i. V.: TEUR 16.421) aufgrund einer Vertriebsvereinbarung.

Der Posten Außerordentliche Aufwendungen beinhaltet den Umstellungsaufwand für den bei der Gesellschaft bilanzierten Beitragsorientierten Pensionsvertrag (BPV) in Höhe von TEUR 959 (i. V.: TEUR 959).

In der Gewinn- und Verlustrechnung sind folgende Verrechnungen von Erträgen aus Vermögensgegenständen sowie Aufwendungen aus Schulden gemäß § 246 Abs. 2 Satz 2 HGB enthalten:

2019	Pensionen und ähnliche Verpflichtungen TEUR	Sonstige Verpflichtungen TEUR
Ertrag aus dem beizulegenden Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände	-6.538	-617
Rechnerische Verzinsung des Erfüllungsbetrages der verrechneten Schulden	14.860	1.137
Effekt aus der Änderung des Diskontierungzinssatzes für den Erfüllungsbetrag	6.758	0

2019	Pensionen und ähnliche Verpflichtungen TEUR	Sonstige Verpflichtungen TEUR
Laufende Erträge aus den verrechneten Vermögensgegenständen	-2.761	-520
Netto-Betrag der verrechneten Erträge und Aufwendungen	12.319	0

Des Weiteren sind in den Zinsaufwendungen i.H.v. TEUR 5.726 (i. V.: TEUR 9.830) Aufwendungen aus der Aufzinsung langfristiger Rückstellungen in Höhe von TEUR 479 (i. V.: TEUR 891) enthalten.

Im Ergebnis der Gesellschaft ist ein Aufwand für Steuern vom Einkommen und Ertrag in Höhe von TEUR 131.614 (i. V.: TEUR 126.697) enthalten.

Die Erträge aus Ergebnisabführungsvertrag resultieren aus Gewinnabführungsvertrag mit der risklab GmbH in Höhe von TEUR 6.122 (i. V.: TEUR 4.847).

Die Gewinn- und Verlustrechnung weist für 2019 einen Aufwand aus Gewinnabführung in Höhe von TEUR 338.782 (i. V.: TEUR 349.277) gegenüber der alleinigen Gesellschafterin Allianz Asset Management GmbH aus.

5. Sonstige Angaben

Der **Aufsichtsrat** setzt sich wie folgt zusammen:

- Alexandra Auer, Vorsitzende – Geschäftsführerin Allianz Asset Management GmbH, München (bis 16. Januar 2020)
- Dr. Markus Deliano, (seit 27. Januar 2020) – Geschäftsführer Allianz Asset Management GmbH, München, Vorsitzender seit 29. Januar 2020
- Prof. Dr. Michael Hüther – Direktor und Mitglied des Präsidiums, Institut der deutschen Wirtschaft, Wiesbaden
- Giacomo Campora (stellvertretender Aufsichtsratsvorsitzender) – CEO of Allianz S.p.A, Trieste/Italien
- Stefan Baumjohann – Arbeitnehmervertreter, Vorsitzender des Betriebsrats der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main
- Laure Poussin – Mitglied des Betriebsrats der Allianz Global Investors GmbH, Arbeitnehmervertreterin, Betriebsstätte Paris/Frankreich
- Renate Wagner – Mitglied des Vorstands der Allianz SE, München

Die **Geschäftsführung** besteht aus:

Tobias C. Pross, Vorsitzender
 William Lucken
 Ingo Mainert
 Michael Peters (bis 30. Juni 2019)
 Dr. Wolfram Peters
 Karen Prooth (bis 31. Dezember 2019)

Dr. Thomas Schindler (seit 1. Juli 2019)
Petra Trautschold
Birte Trenkner

Nachfolgend aufgeführte Mitglieder der Geschäftsführung haben Mandate in gesetzlich zu bildenden Aufsichtsorganen von großen Kapitalgesellschaften inne:

Tobias C. Pross, Vorsitzender
- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Beratungs-und Vertriebs-AG, München

Michael Peters (bis 30. Juni 2019)
- Vorsitzender des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main

Karen Prooth (bis 31. Dezember 2019)
- Mitglied und stellvertretende Vorsitzende des Aufsichtsrats der Allianz Capital Partners GmbH, München (bis 31. Dezember 2019)

Folgende Mitarbeiter halten Mandate in gesetzlich zu bildenden Aufsichtsorganen bei großen Kapitalgesellschaften inne:

Michael Peters
- Vorsitzender des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main

Stefan Baumjohann
- Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH (Arbeitnehmervertreter), Frankfurt am Main

Laure Poussin
- Mitglied im Aufsichtsrat der Allianz Global Investors GmbH (Arbeitnehmervertreterin), Frankfurt am Main

Dr. Markus Lohmann
- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main

Michael Hartmann
- Mitglied des Aufsichtsrates der Allianz Global Investors Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen, Frankfurt am Main (stellv. Vorsitzender)

Gesamtbezüge der Geschäftsführung

Im Jahr 2019 beliefen sich die Gesamtbezüge der Geschäftsführung auf TEUR 6.192 (i. V.: TEUR 13.636). Im gleichen Zeitraum wurden TEUR 1.336 (i. V.: TEUR 2.848) an ehemalige Geschäftsführer bzw. deren Hinterbliebene ausgezahlt. An Geschäftsführer wurden 646 (i. V.: 963) Bezugsrechte in Form von Restricted Stock Units mit einem beizulegenden Zeitwert von TEUR 121 (i. V.: TEUR 141) ausgegeben.

Gesamtbezüge des Aufsichtsrats

Im Jahr 2019 beliefen sich die Gesamtbezüge der Mitglieder des Aufsichtsrats auf TEUR 60 (i. V.: TEUR 70).

Steuern vom Einkommen und vom Ertrag

Im Berichtsjahr bestand ein mittelbares umsatzsteuerliches, körperschaftsteuerliches und gewerbesteuerliches Organschaftsverhältnis der Allianz Global Investors GmbH mit der Allianz SE, Mün-

chen, als Organträger. Die auf die Allianz Global Investors GmbH entfallenden Ertragsteuern wurden per Umlage entsprechend beglichen. Weiterhin sind in dieser Position Ertragsteuern der ausländischen Betriebsstätten erfasst. Die Steuern aus dem Einkommen und Ertrag der Allianz Global Investors GmbH belasten das Ergebnis mit TEUR 131.614 (i. V.: TEUR 126.697).

Pensionszusagen und ähnliche Verpflichtungen an ehemalige Vorstandsmitglieder / Geschäftsführer bzw. deren Hinterbliebene

Die Pensionsverpflichtungen für ehemalige Vorstandsmitglieder/Geschäftsführer bzw. deren Hinterbliebene stellen sich wie folgt dar:

	31.12.2019 TEUR	31.12.2018 TEUR
Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden	12.176	11.982
Nicht ausgewiesener Rückstellungsbetrag gemäß Art. 67 Abs. 2 EGHGB	0	0
Pensionsrückstellung / aktiver Unterschiedsbetrag aus der Vermögensverrechnung	12.176	11.982

Der mit dem 7-jährigen Durchschnittszins zum 31. Dezember 2019 ermittelte Erfüllungsbetrag der verrechneten Schulden beträgt TEUR 13.001.

Als beizulegender Zeitwert der verrechneten Vermögensgegenstände wird der Aktivwert der Rückdeckungsversicherungen zugrunde gelegt.

Im Verlauf des Jahres 2019 wurden durchschnittlich 1.705 (i. V.: 1.699) Mitarbeiter beschäftigt.

Zum 31. Dezember 2019 gliedert sich der Mitarbeiterbestand von 1.707 (i. V.: 1.718) wie folgt:

Geschäftsführer (GF)	8 *)
2. Ebene	60
Mitarbeiter	1.639 **)

*) davon ist ein Geschäftsführer nicht im Stammhaus der Allianz Global Investors GmbH in Deutschland, sondern in der Allianz Global Investors Holdings Ltd. beschäftigt.

**) davon sind 4 Mitarbeiter im Rahmen von Restrukturierungsmaßnahmen freigestellt

Die Allianz Asset Management GmbH München ist alleinige Gesellschafterin der Allianz Global Investors GmbH.

Vorgänge von besonderer Bedeutung nach Abschluss des Geschäftsjahres 2019

Im Zuge einer globaleren Ausrichtung des Beratungsangebotes und der zunehmend strenger werdenden aufsichtsrechtlichen Anforderungen und der damit einhergehenden Komplexität, soll die risklab GmbH im ersten Quartal des Jahres 2020 auf die Muttergesellschaft AllianzGI verschmolzen werden.

Darüber hinaus sind in der Zeit nach dem Abschlussstichtag 31. Dezember 2019 bis zur Erstellung des Anhangs sind keine Ereignisse, die für die Beurteilung der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft von besonderer Bedeutung sind, eingetreten.

Konzernzugehörigkeit

Die Allianz Global Investors GmbH gehört zum Allianz Konzern unter Führung der Allianz SE. In den Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz Gruppe wird die Allianz Global Investors GmbH einbezogen. Konzernabschluss und -lagebericht der Allianz SE haben für die Allianz Global Investors GmbH befreiende Wirkung, sodass diese keinen eigenen Konzernabschluss und -lagebericht erstellt. Aufgrund der Angabe der Prüfungshonorare im Konzernabschluss unterbleibt die Angabe

im Anhang des Einzelabschlusses gemäß § 285 Nr. 17 HGB. Der Konzernabschluss wird im elektronischen Bundesanzeiger veröffentlicht.

Weitere Angaben

Aus Verträgen für sonstige Dienstleistungen, Instandhaltungen und Mieten bestehen für die folgenden Geschäftsjahre Verpflichtungen in Höhe von insgesamt TEUR 232.064 (i. V.: TEUR 231.003), davon gegenüber verbundenen Unternehmen TEUR 122.753 (i. V.: TEUR 142.983).

Frankfurt am Main, den 13. Februar 2020

Allianz Global Investors GmbH

Die Geschäftsführung



William Lucken



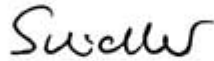
Ingo Mainert



Dr. Wolfram Peters



Tobias C. Pross



Dr. Thomas Schindler



Petra Trautschold



Birte Trenkner

Anteilsbesitzliste der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt per 31. Dezember 2019**a) Wesentliche direkte Beteiligungen/verbundene Unternehmen**

Name und Sitz der Gesellschaft	Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres	Anteil am Kapital in % per 31.12.2019
Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd., Hong Kong	36.368.307,20 EUR	10.682.471,12 EUR	100,0
Allianz Global Investors Taiwan Ltd., Taipei	41.215.870,15 EUR	22.667.490,23 EUR	100,0
Dealis Fund Operations GmbH i. L., Frankfurt	32.914.476,22 EUR	-60.887,59 EUR	50,0
Allianz Global Investors Singapore Ltd., Singapore	19.770.476,44 EUR	3.768.301,32 EUR	100,0
Allianz Global Investors Japan Co. Ltd., Tokyo	18.648.782,21 EUR	3.558.880,96 EUR	100,0
Allianz Global Investors Schweiz AG, Zürich	4.798.114,28 EUR	2.141.268,87 EUR	100,0
Allianz Global Investors Ireland Ltd., Dublin	2.047.536,99 EUR	124.645,24 EUR	100,0
Tokyo Marine Rogge Asset Management Ltd, London	1.596.271,28 EUR	612.885,17 EUR	6,7
Allianz Treuhand GmbH, Stuttgart	1.022.483,68 EUR	146.077,28 EUR	50,0
AGI Nominee Services Ltd., Cayman Islands	569.740,56 EUR	20.680,82 EUR	100,0
risklab GmbH, München	350.918,49 EUR	0,00 EUR*	100,0
Meiji Yasuda AM Co. Ltd., Tokyo	79.433.514,68 EUR	7.387.188,09 EUR	6,7

*) Gewinnabführung aufgrund Ergebnisabführungsvertrag EUR 6.122.327,38

b) Wesentliche indirekte Beteiligungen

Name und Sitz der Gesellschaft	Eigenkapital der Beteiligungsgesellschaft	Ergebnis des letzten Geschäftsjahres	Anteil am Kapital in % per 31.12.2019
Allianz GI Asset Management Ltd., (Shanghai)	4.024.279,57 EUR	-806.792,81 EUR	100
Allianz Global Investors Asset Management Overseas (Shanghai) Ltd.	-137.493,50 EUR	-265.764,69 EUR	100

4 【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、保管銀行、販売会社および管理会社が一定の職務を委託した会社または業務提供者は、ファンドと類似する投資目的を追求する他の投資信託のために同一もしくは類似の資格で行為するか、または当該他の投資信託に関与することがある。かかる理由で、これらの会社うちのいずれかは、事業に関連する活動を行う際、ファンドに関して利益相反の可能性を生じる可能性が高い。したがって、このような状況において、これらの会社はそれぞれ、自らの契約上の義務に従い自らの職務を履行することを常に確保することを要し、また、かかる利益相反に対する適切な解決策を見つけるためにあらゆる努力を行わなければならない。管理会社は、すべての取引において利益相反を回避するために合理的な試みが行われることを確保するための原則、および利益相反が回避できなかった場合には、ファンドおよびその投資者が公平に扱われるよう利益相反を管理するための原則を策定している。

また、上記の取引は、標準的な市場環境でかつ投資者の最善の利益となるように遂行されることを条件として、ファンドの名義でまたは代表ベースでファンドと行われる。

取引は、(i) 保管銀行により独立しかつ法的能力を有するとみなされる者から取引に係る認証済評価を取得した場合、(ii) 取引が組織化された証券取引所において、当該取引所において適用される規則に従い最善の条件で行われた場合、または(iii) 上述の(i)もしくは(ii)が実施不可能な場合に、取引が、通常取引条件に基づき協議されかつ業界の慣例と保管銀行が判断する条件で行われた場合、通常取引条件に基づき行われたものとみなされる。

利益相反は、デリバティブ、店頭デリバティブまたは効率的なポートフォリオ運用のための技法および商品に関わる取引により発生することがある。例えば、当該取引の取引相手方または当該取引に関して業務を提供する代表者、仲介業者もしくはその他機関が、管理会社、保管銀行または委託先会社もしくは業務提供者と関係を有することがある。その結果、かかる関係機関は、かかる取引を通じて、収入、手数料もしくはその他収益を生むかまたはか損失を回避することがある。利益相反は、当該関係機関により提供された担保が関連当事者を通じて評価または割引の対象となった場合にも生じる。

管理会社は、その委託先会社および業務提供者がファンドのポートフォリオを管理する過程でファンドのために取引活動を実施しかつ取引注文を実行する場合にファンドの最善の利益となるよう行為することを確保するための手段を策定している。かかる点において、ファンドのために最善の結果が得られるようあらゆる合理的な措置を取らなければならない。かかる措置は、価格、費用、実行可能性、注文の範囲および種類、ブローカーがファンド・マネジャーまたは投資アドバイザーに提供した調査業務ならびにその他注文の実行に関連する状況を考慮しなければならない。管理会社の最良執行方針および当該方針のすべての重大な変更に関する情報は、要求に応じて、無償で投資者に提供される。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款は、管理会社の出資者総会の4分の3の多数により変更することができる。投資運用会社は、定款が変更された場合、速やかに金融監督庁に通知しなければならない。

(2) 事業譲渡または事業譲受

< ファンドの譲渡 >

管理会社はファンドを別の投資運用会社に譲渡することができる。かかる譲渡は、金融監督庁の事前承認を必要とするものとする。承認された譲渡は、官報（Bundesanzeiger）での公表に加え、ファンドの年次または半期報告書においても公表されるものとする。さらに、保管機関は譲渡計画について、書面または電磁的記録等の永続性ある媒体によって投資者に通知するものとする。譲渡が有効となる日は、管理会社と譲受投資運用会社間の契約上の合意により決定される。ただしかかる譲渡は、早くても官報（Bundesanzeiger）で公表されてから3か月後に有効となるものとする。その後、ファンドに関連する管理会社のあらゆる権利および義務は、譲受投資運用会社に移転されるものとする。

< ファンドの全資産を合併するための要件 >

ファンドのすべての資産は、金融監督庁の承認を得た上で、既存のUCITSまたは合併に基づき新たに設立されたUCITSに譲渡されることがある。かかるUCITSは、ドイツまたはその他EUもしくはEEA加盟国において創設されていることを要する。また、すべての資産は、既存のドイツの変動資本を有する投資株式会社または合併に基づき新たに設立された会社に譲渡されうる。譲渡は、別途譲渡日が予定されない限り、ファンドの会計年度末に有効となる。

< ファンド合併時の投資者の権利 >

ファンド投資者の持分の買戻しまたは転換期日の30日前までに、管理会社は、書面または電磁的記録等の永続性のある媒体によって、合併の理由、投資者に対する潜在的影響、合併に関連する投資者の権利および主要な手続状況に関する情報をファンドの投資者に提供する。また、投資者は、合併を理由として既に設立されているかもしくは新たに設立される投資信託に関する重要な投資者情報を受領する。

譲渡予定日の5営業日前まで、投資者は、償還手数料を課されることなく自ら保有する受益証券を償還するか、または管理会社もしくは同グループの会社により運用されかつファンドと類似する投資方針を追求する他の投資信託もしくは外国投資信託と自ら保有する受益証券を交換する機会を有する。

譲渡日において、ファンドまたは投資信託の譲受および譲渡価格は、算定され、交換比率が決定され、また、取引全体が監査人によって精査される。交換比率は、譲渡時の譲渡され、かつ譲受されるファンドの純資産価額に基づき算定される。投資者は、譲渡される投資信託において自ら保有する受益証券の価値に応じ、新投資信託の受益証券を受領する。

ファンドが他の投資信託に引き継がれかつ合併が実施された場合、管理会社は、官報およびそのホームページ（<https://de.allianzgi.com>）において、その旨発表する。ファンドが合併を理由として消滅した場合、存続する投資信託または新たに設立された投資信託を運用する会社は、発表の責任を負う。

(3) 本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は生じていない。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 保管銀行

名称	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー (State Street Bank International GmbH)
資本金の額	2019年12月末日現在 109,368,445ユーロ(約127億円)
事業の内容	一般商業銀行業務、外国為替業務、引受業務、証券業務等を行っている。

(2) 代行協会員 日本における販売会社

名称	大和証券株式会社
資本金の額	2020年4月末日現在 1,000億円
事業の内容	金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しと取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発効の受益証券の販売・買戻しを取扱っている。

2 【関係業務の概要】

(1) 保管銀行

ファンド資産の封鎖勘定による保管、受益証券の発行および買戻し、受益証券1口当たりの純資産価格、販売価格および買戻価格の計算ならびに分配金の支払代行等の事務を行う。

(2) 代行協会員 日本における販売会社

管理会社との販売・買戻契約に基づいて、日本の投資者のために直接または他の協会員を通じてファンド受益証券の引受またはその販売もしくは買戻注文の取次ぎを行う。日本における代行協会員として、管理会社に代わり、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を公表する。

3 【資本関係】

アリアンツ・アセット・マネジメント・エーゲーが管理会社の資本金全額を保有していること以外には、管理会社と他の関係法人との間または関係法人相互間に資本関係はない。

第3 【投資信託制度の概要】

1 信託財産

(1) 概念

「投資信託」は、以下のようにドイツ資本投資法（Kapitalanlagegesetzbuch）（以下「ドイツ投資法」という。）の第1条第（1）項から第（3）項および第92条第（1）項で定義されている。

「投資信託とは、集団投資事業（その投資コンパートメントを含む。）であり、多数の投資者から資本を調達し、当該投資者の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）は、法律の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および評議会通達2009/65/EC（2014年7月23日付欧州議会および評議会通達2014/91により修正済）の要件を充足する投資信託である。オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）は、UCITS以外のすべての投資信託である。オープン・エンド型投資信託は、（i）UCITSであり、かつ、少なくとも年に1度受益証券買戻しの権利を投資者に付与している場合、かつ（ii）AIFである。UCITSは、ドイツ投資法および投資運用会社と投資者との間の法的関係を統制するそれぞれの約款に従い、投資者の勘定のために投資運用会社（以下「投資運用会社」または「運用会社」という。）により運用され、かつ、受益証券買戻しの権利を投資者に付与するものをいう。

約款の条件に基づき、ファンドに属する資産は投資運用会社により所有されるかまたは投資者により共同所有される。ファンドは、投資運用会社自身の資産から分離および区別されなければならない。」

上記で定義されるとおり、ドイツのオープン・エンド型投資信託の法的構成は、契約型の投資信託または株式会社の法形態においてのみ運営可能な投資株式会社のいずれかに限定されている。ドイツのオープン・エンド型投資信託の資産を、それぞれの投資信託の投資運用会社の責任の清算に使用してはならない。報酬および投資者の集合勘定のために行われた取引に関して発生した費用の払戻しに関する投資運用会社の請求に対しては、投資信託からのみ支払うことができ、投資者が個人的責任を負うものではない。さらに、ドイツ投資法第92条第（3）項において、単一の投資運用会社による複数の投資信託の設立が許容されている。しかし、投資法の同じ項において、そのようにして設立された投資信託は、個別に名称を付けて各々別個に取り扱われなければならないと規定している。

(2) 受益証券の券面

（ ）発行

ドイツ投資法第71条第（1）項により、ファンド受益証券の券面は、UCITSの任命された預託機関（以下「預託機関」という。）による発行価格の全額の支払と引換えによってのみ発行されると規定する。ドイツ投資法第95条第（1）項は、さらに、受益証券の券面は、無記名式で発行することができ、投資運用会社と預託機関の双方が署名するものと定めている。ドイツ投資法第97条第（1）項に基づき、ファンド受益証券の券面は、一定の法的必要要件が満たされた場合に共同の保護預りで保有される。

（ ）受益証券クラス

下記の規制で記載される条項に従い、ファンドの受益証券は、収益の使用、初期手数料、遅延販売手数料、受益証券価額の通貨、運用報酬、またはかかる特徴の組合せに関する様々な権利を有する場合がある。同じ受益証券クラスの受益証券は、同じ権利を付与する。既存のファンドについての新規受益証券クラスの開始に関連するコストは、新規クラスの受益証券価格に組み込まれる。受益証券の価額は、各受益証券クラスごとに個別に算定されなければならない。

ドイツ財務省は規制という方法により、株式クラスまたはサブ・ファンドについての会計処理、会計方法、および評価に関してさらに細かな規則を公布する権限を付与されている。法定の規制は、ドイツ連邦議院の承認を必要としていない。ドイツ財務省は規制という方法により、金融監督庁に権限を委任することができる。

2 資本投資会社

(1) 投資運用会社の定義

ドイツ投資法第17条第（1）項および第（2）項において「投資運用会社」は次のように定義されている。

「投資運用会社とは、定款に明記されている登録事務所および本社がドイツに存し、その事業が主に前述の趣旨内にあるドイツ国内の投資信託、EUの投資信託または外国のAIFの運用を含む企業をいう。投資信託の運用は、1つ以上の投資信託のために少なくともポートフォリオ運用またはリスク管理が行われる場合に存続するとみなされる。」

投資運用会社は、（i）投資信託により直接任命されるかもしくは投資信託の名義で任命され、かつ関連する投資信託の運用に関する責任を有する外部の資本運用会社（以下「外部投資運用会社」という。）、または（ii）投資信託自身（以下「内部投資運用会社」という。）のいずれかである。ただし、（ii）の場合においては、投資信託の法的構成においてそのような内部運用が認められ、かつ投資信託の運営委員会が外部投資運用会社を任命しない旨を決定した場合に限る。

(2) 投資運用会社の会社形態および資格

投資運用会社は、ドイツ投資法第18条第（1）項により株式会社（Aktiengesellschaft）、有限責任会社（GmbH）または無限責任パートナーが有限責任会社である合資会社（Kommanditgesellschaft）の法的形態でのみ操業するよう要求されている。各投資運用会社は、事業を行うには、ドイツ投資法の第20条第（1）項に従ってドイツ連邦金融監督庁（BaFin）により付与される書面による許可を必要とする。

(3) 投資運用会社の構造

監督役員会は、投資運用会社が有限責任会社の形式で運営されている場合でも設定されなければならない。無限責任パートナーが有限責任会社である合資会社（Kommanditgesellschaft）の形態で投資運用会社が運営されている場合は、投資運用会社は、顧問委員会を設定しなければならない。さらに、投資運用会社は、定款に委員会の設立を許容する規定を有する場合、必要に応じて投資委員会および販売委員会といった委員会を編成することができる。

3 預託機関

(1) 指定報告等

ドイツ投資法第68条第(1)項に基づき、投資運用会社は、第68条第2項に基づく信託財産の保管および受益証券の発行、買戻しを行う金融機関（預託機関）が任命されるようにしなければならず、また、預託機関の指定およびすべての変更にはドイツ連邦金融監督庁（BaFin）の書面による承認を必要とする。（第69条参照）

(2) 最低資本金

ドイツ投資法第68条第(5)項により預託機関の当初資本金の最低額は5,000,000ユーロとされているが、この規定は、証券清算銀行が預託機関となる場合には適用されない。

(3) 証券の保管

ドイツ投資法第72条第(1)項第1号および第2号に基づき、UCITSの資産は安全保管のため、以下のとおり預託機関に委託されるものとする。

(a) 保管可能な金融商品について、預託機関は以下を行うものとする。

(i) 預託機関の帳簿上に開設した金融商品口座に登録できるあらゆる金融商品および預託機関に物理的に引き渡すことができるあらゆる金融商品の保管。

(ii) 預託機関の帳簿上に開設した金融商品口座に登録できるあらゆる金融商品が、常に適用法に従ってUCITSに帰属していることが明白に確認できるよう、預託機関の帳簿上のUCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社名義の分別管理口座に登録されることの確保。

(b) その他の資産について、預託機関は以下を行うものとする。

(i) UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社がかかる資産の所有権を有するか否かについて、UCITSまたは投資運用会社が提供する情報または書類、および入手可能な場合は外部の証拠に基づいて評価し、UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社によるかかる資産の所有を検証すること。

(ii) UCITSまたはUCITSを代理して行為する投資運用会社がある旨が確認された資産について、記録を維持しかつ最新の状態に保つこと。

(4) UCITSに関する範囲の投資運用会社の指図権

預託機関は、ドイツ投資法第74条の規定により、運用会社の指図に基づいて、有価証券または引受権を取得した場合には封鎖口座から支払い、売却の場合には有価証券または引受権を引渡し、買戻しの場合には買戻し代金を支払い、分配金支払の場合にはファンドの分配金を支払う。

預託機関は、ドイツ投資法第79条第(2)項に基づき、運用会社の同意を得た場合にのみ上記の業務に対する報酬を封鎖口座から受領することができる。

預託機関は、自らの封鎖口座の残高が金融機関協会の担保取決めにより保護される金額を超えるときは、その限度で封鎖口座の残高を運用会社の指定する他の金融機関に移す権利と義務を負う。上記最低資本金の制限はこの金融機関に準用される。

4 開示等

(1) 公告義務

ドイツ投資法第101条第(1)項は、投資運用会社に対し、各会計年度の最終日付の各UCITSファンドについての財務諸表を作成し、それを会計年度終了後4か月以内（AIF投資信託の場合は6か月以内）に電子連邦官報で公告する義務を課している。投資運用会社は、発効日から2か月以内に各UCITSファンドについての半期財務諸表も電子連邦官報で公告しなければならない。公告は、十分な配布部数のあるビジネス新聞もしくは日刊新聞または目論見書で特定される電子情報メディアにおいても行われるものとする。

(2) 金融監督庁（BaFin）への報告

ドイツ投資法第107条第(3)項に基づき、投資運用会社は年次および半期報告書を作成次第、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）に提出しなければならない。

(3) 決算報告書の監査

金融機関に関する法律第76条に基づき、投資運用会社は各会計年度末に独立公認会計士による監査を受けなければならない。

ドイツ投資法第102条によれば、投資運用会社に対する各会計年度末の監査は、各信託財産ならびに財務報告書について行なわれるものでなければならず、さらに、投資法および約款の規定が各信託財産の管理に関して遵守されたかどうかの点にも及ぶものでなければならない。

5 約款

- (1) ドイツ投資法第162条第(1)項は、「投資運用会社とUCITSの受益者との法的関係を定める約款は、受益証券または株式が発行される以前に書面によって確定されなければならない。」と規定している。

ドイツ投資法第163条第(1)項により単独の投資信託それぞれの約款は金融監督庁の承認を受けなければならない。約款の最低記載条項は同法第162条第(2)項により以下のとおりとされている。

- (a) 購入される資産の選択に適用される一般原則、特に、どの資産が購入され得るのか、ならびに、どのくらいの規模かについて、ファンドのタイプおよび外国投資会社に運用されるファンドのタイプ（かかるファンドの受益証券がファンドのために購入される可能性がある場合）、また、それぞれのタイプの受益証券において保有され得るファンドの資産の最大割合。どの程度までおよびどのような目的のためにデリバティブを伴う取引が実行され得るのかされ得ないのか、ならびに、資産中バンク・キャッシュ・バランスおよび短期金融商品の保有割合。ファンドの運用が使用する可能性のある技術および商品。ファンドの勘定で行われる借入れの許容性。
- (b) 証券（投資信託が取得するよう指示されている証券）の選択がドイツ投資法第209条の意味の範囲内における証券インデックスと連動している場合は、約款は、使用しようとしている証券インデックスを特定しなければならない、ドイツ投資法第206条で特定されている制限を超える可能性があることを示さなければならない。
- (c) 投資信託が保有する資産が投資運用会社により所有されるのか、または投資者により共同所有されるのか。

- (d) 投資者が投資運用会社に対し自己の受益証券 / 株式の買戻しおよび（必要があれば）交換を要求し得る条件および要件ならびに事務所。受益証券 / 株式の買戻しおよび（必要があれば）交換が一時停止され得る要件。
- (e) 投資信託のパフォーマンスに関する年次報告書および半期報告書ならびにファンドの構成内容が提出および公開される方法および期日。
- (f) 投資信託の収益が分配されるのかまたは再投資されるのか、および、収益部分にあたる新規発行株式の発行価格の割合が収益分配の計算に含まれ得るのかどうか（収益ネットティング手続）、キャピタル・ゲインの分配に関して何らかの規則があるのか。
- (g) 投資信託が清算され投資者に分配される方法（投資信託が限られた期間のためだけに設定された場合）。
- (h) ファンドが様々なサブ・ファンドを含むかどうか、様々なサブ・ファンドの受益証券 / 株式が発行される条件、およびサブ・ファンドが設立される原則。
- (i) 様々な権利の付いた受益証券 / 株式またはサブ・ファンドの受益証券 / 株式が発行され得るのかどうかおよび発行の条件、ならびにどの権利が受益証券 / 株式クラスに属するのかまたはサブ・ファンドに属するのかについての説明、また、各受益証券 / 株式クラスまたはサブ・ファンドの受益証券 / 株式の価額を算定するためのドイツ投資法第96条第（４）項第1文に関連する同法第96条第（１）項第44文に基づく手続。
- (j) 投資信託が他のファンドに組入れられることがあり得るのかどうかおよびその条件、ならびに別のサブ・ファンドが取得されることがあり得るのかどうかおよびその条件、また、合併のための手続についての詳細およびかかる合併に関連する監査役の要件。
- (k) 投資信託の資産から運用会社、預託機関またはその他第三者に支払われる報酬の方法、金額および算定根拠。
- (l) 受益証券 / 株式取得のための販売手数料または受益証券買戻しの場合には買戻手数料およびその他投資者に請求される費用の金額ならびに関連する計算方法。
- (m) 投資信託の規則が包括費用の請求を認める場合、包括費用に含まれる要素について必要な開示および投資信託に個別に請求される費用に関する言及。
- (n) 年次報告書および半期報告書における販売手数料および買戻手数料（ドイツ投資法第196条および第230条に従い受益証券 / 株式の取得および買戻しに関して、報告期間において投資信託に請求される。）の開示の対価および運用会社、他の運用会社または関連会社から投資信託に請求される手数料。
- (o) 他の運用会社（UCITSの場合）への管理事務の移管および預託機関の変更のための要件。

第4 【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年6月28日	有価証券報告書(第34期)
2019年9月30日	半期報告書(第35期中)
2019年11月5日	臨時報告書

第5 【その他】

該当事項なし。

監 査 報 告 書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中

監査意見

我々は、投資に関する会計および評価規則（以下「KARBV」という。）第7条に従って作成された、投資信託であるインダストリアの年次報告書について監査を実施した。年次報告書には、2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度の運用報告書、2018年12月31日現在の貸借対照表および純資産計算書、2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度の損益計算書、開発計算書ならびに直近3事業年度の比較情報、（純資産計算書に含まれない場合のみ）報告期間中に締結した取引の明細書および附属書が含まれる。

我々の意見では、監査中に得られた発見事項に基づき、KARBV第7条に基づく添付の年次報告書が、ドイツ資本投資法（以下「KAGB」という。）および関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守しており、これらの規定を考慮に入れて、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供しているものと認める。

意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KARBV第7条およびKAGB第102条に従って、年次報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従ってアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下「管理会社」という。）から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠がKARBV第7条に従って年次報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には「年次報告書」の刊行物が含まれるが、KARBV（投資に関する会計および評価規則）第7条に基づく監査済年次報告書および本報告書を除き、外部情報をさらに相互参照することはない。

KARBV第7条に基づく年次報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々はその他の情報を精読し、当該情報がKARBV第7条に基づく年次報告書に関する不一致、または我々が監査で入手した知識との著しい矛盾を含まないか、評価する責任がある。

KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する法定代理人の責任

管理会社の法定代理人は、ドイツのKAGBおよび関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守する。KARBV第7条に基づく年次報告書が作成され、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、これらの規定を遵守して、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を得ていることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、これらの規定に従って、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない(KARBV第7条に基づく年次報告書を作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部監査について責任を負う。

KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において、法定代理人は、投資信託のさらなる発展に重大な影響を及ぼす可能性のある事象、決定および要因を報告に含めることについて責任を負う。このことは、とりわけ、法定代理人が、KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において管理会社がファンドを存続させる能力を評価し、関連がある場合には、ファンドの存続に関連する事実を開示する責任を負うことを意味する。

KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、およびKARBV第7条に基づく年次報告書に関する監査意見を含む報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、経済監査士協会（IDW）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KAGB第102条に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。

虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、KARBV第7条に基づく年次報告書に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、批判的な態度を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 管理会社の内部統制システムの有報性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に関連する内部統制システムについての見解を得る。

- ・ 管理会社の法定代理人がKARBV第7条に基づく年次報告書を作成する際に使用される会計方針の適切性ならびに見積りおよび法定代理人の提供した関連情報の合理性を評価する。
- ・ 入手した監査証拠に基づき、管理会社がファンドを存続させる能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、KARBV第7条に基づく年次報告書における関連情報に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、管理会社がファンドを存続させられなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含むKARBV第7条に基づく年次報告書の全体的な表示、構成および内容について、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供するために、KARBV第7条に基づく年次報告書がKAGBおよび関連する欧州規則に準拠して対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2019年4月15日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人

ソニア・パンター	(代表して) クラウディア・ウルマー
経済監査士	経済監査士

[次へ](#)

VERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresbericht nach § 7 KARBV des Sondervermögens Industria – bestehend aus dem Tätigkeitsbericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2018 bis zum 31. Dezember 2018, der Vermögensübersicht und der Vermögensaufstellung zum 31. Dezember 2018, der Ertrags- und Aufwandsrechnung, der Verwendungsrechnung, der Entwicklungsrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2018 bis zum 31. Dezember 2018 sowie der vergleichenden Übersicht über die letzten drei Geschäftsjahre, der Aufstellung der während des Berichtszeitraums abgeschlossenen Geschäfte, soweit diese nicht mehr Gegenstand der Vermögensaufstellung sind, und dem Anhang – geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der beigefügte Jahresbericht nach § 7 KARBV in allen wesentlichen Belangen den Vorschriften des deutschen Kapitalanlagegesetzbuchs (KAGB) und den einschlägigen europäischen Verordnungen und ermöglicht es unter Beachtung dieser Vorschriften, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV“ unseres Vermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von der Allianz Global Investors GmbH (im Folgenden die „Kapitalverwaltungsgesellschaft“) unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV zu dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Publikation „Jahresbericht“ – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Jahresberichts nach § 7 KARBV sowie unseres Vermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresbericht nach § 7 KARBV erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresbericht nach § 7 KARBV oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Jahresbericht nach § 7 KARBV

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV, der den Vorschriften des deutschen KAGB und den einschlägigen europäischen Verordnungen in allen wesentlichen Belangen entspricht und dafür, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung dieser Vorschriften ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit diesen Vorschriften als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresberichts nach § 7 KARBV zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, Ereignisse, Entscheidungen und Faktoren, welche die weitere Entwicklung des Investmentvermögens wesentlich beeinflussen können, in die Berichterstattung einzubeziehen. Das bedeutet unter anderem, dass die gesetzlichen Vertreter bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV die Fortführung des Sondervermögens durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft zu beurteilen haben und die Verantwortung haben, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung des Sondervermögens, sofern einschlägig, anzugeben.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, sowie einen Vermerk zu erteilen, der unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresberichts nach § 7 KARBV getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresbericht nach § 7 KARBV, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieses Systems der Kapitalverwaltungsgesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern der Kapitalverwaltungsgesellschaft bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen auf der Grundlage erlangter Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fortführung des Sondervermögens durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Vermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Vermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass das Sondervermögen durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft nicht fortgeführt wird.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresberichts nach § 7 KARBV einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung der Vorschriften des deutschen KAGB und der einschlägigen europäischen Verordnungen ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 15. April 2019

PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter
Wirtschaftsprüferin

ppa. Claudia Ullmer
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監 査 報 告 書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中

監査意見

我々は、投資に関する会計および評価規則（以下「KARBV」という。）第7条に従って作成された、投資信託であるインダストリアの年次報告書について監査を実施した。年次報告書には、2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の運用報告書、2019年12月31日現在の貸借対照表および純資産計算書、2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の損益計算書、開発計算書ならびに直近3事業年度の比較情報、（純資産計算書に含まれない場合のみ）報告期間中に締結した取引の明細書および附属書が含まれる。

我々の意見では、監査中に得られた発見事項に基づき、KARBV第7条に基づく添付の年次報告書が、ドイツ資本投資法（以下「KAGB」という。）および関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守しており、これらの規定を考慮に入れて、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供しているものと認める。

意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KARBV第7条およびKAGB第102条に従って、年次報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従ってアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（以下「管理会社」という。）から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠がKARBV第7条に従って年次報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には「年次報告書」の刊行物が含まれるが、KARBV（投資に関する会計および評価規則）第7条に基づく監査済年次報告書および本報告書を除き、外部情報をさらに相互参照することはない。

KARBV第7条に基づく年次報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々はその他の情報を精読し、当該情報がKARBV第7条に基づく年次報告書に関する不一致、または我々が監査で入手した知識との著しい矛盾を含まないか、評価する責任がある。

KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する法定代理人の責任

管理会社の法定代理人は、ドイツのKAGBおよび関連する欧州規則の規定をすべての重要な点において遵守する。KARBV第7条に基づく年次報告書が作成され、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、これらの規定を遵守して、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を得ていることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、これらの規定に従って、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない(KARBV第7条に基づく年次報告書を作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部監査について責任を負う。

KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において、法定代理人は、投資信託のさらなる発展に重大な影響を及ぼす可能性のある事象、決定および要因を報告に含めることについて責任を負う。このことは、とりわけ、法定代理人が、KARBV第7条に基づく年次報告書の作成において管理会社がファンドを存続させる能力を評価し、関連がある場合には、ファンドの存続に関連する事実を開示する責任を負うことを意味する。

KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、およびKARBV第7条に基づく年次報告書に関する監査意見を含む報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、経済監査士協会（IDW）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、KAGB第102条に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。

虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、KARBV第7条に基づく年次報告書に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、批判的な態度を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、KARBV第7条に基づく年次報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 管理会社の内部統制システムの有報性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、KARBV第7条に基づく年次報告書の監査に関連する内部統制システムについての見解を得る。

- ・ 管理会社の法定代理人がKARBV第7条に基づく年次報告書を作成する際に使用される会計方針の適切性ならびに見積りおよび法定代理人の提供した関連情報の合理性を評価する。
- ・ 入手した監査証拠に基づき、管理会社がファンドを存続させる能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、KARBV第7条に基づく年次報告書における関連情報に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、管理会社がファンドを存続させられなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含むKARBV第7条に基づく年次報告書の全体的な表示、構成および内容について、また、KARBV第7条に基づく年次報告書が、投資信託の実際の状況および発展の包括的な概観を提供するために、KARBV第7条に基づく年次報告書がKAGBおよび関連する欧州規則に準拠して対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2020年4月8日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人

ソニア・パンター	(代表して) ステファン・ガス
経済監査士	経済監査士

[次へ](#)

VERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresbericht nach § 7 KARBV des Sondervermögens Industria – bestehend aus dem Tätigkeitsbericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2019 bis zum 31. Dezember 2019, der Vermögensübersicht und der Vermögensaufstellung zum 31. Dezember 2019, der Ertrags- und Aufwandsrechnung, der Verwendungsrechnung, der Entwicklungsrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2019 bis zum 31. Dezember 2019 sowie der vergleichenden Übersicht über die letzten drei Geschäftsjahre, der Aufstellung der während des Berichtszeitraums abgeschlossenen Geschäfte, soweit diese nicht mehr Gegenstand der Vermögensaufstellung sind, und dem Anhang – geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der beigegefügte Jahresbericht nach § 7 KARBV in allen wesentlichen Belangen den Vorschriften des deutschen Kapitalanlagegesetzbuchs (KAGB) und den einschlägigen europäischen Verordnungen und ermöglicht es unter Beachtung dieser Vorschriften, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV“ unseres Vermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von der Allianz Global Investors GmbH (im Folgenden die „Kapitalverwaltungsgesellschaft“) unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV zu dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Publikation „Jahresbericht“ – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Jahresberichts nach § 7 KARBV sowie unseres Vermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresbericht nach § 7 KARBV erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresbericht nach § 7 KARBV oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Jahresbericht nach § 7 KARBV

Die gesetzlichen Vertreter der Kapitalverwaltungsgesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV, der den Vorschriften des deutschen KAGB und den einschlägigen europäischen Verordnungen in allen wesentlichen Belangen entspricht und dafür, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung dieser Vorschriften ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit diesen Vorschriften als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresberichts nach § 7 KARBV zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, Ereignisse, Entscheidungen und Faktoren, welche die weitere Entwicklung des Investmentvermögens wesentlich beeinflussen können, in die Berichterstattung einzubeziehen. Das bedeutet unter anderem, dass die gesetzlichen Vertreter bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV die Fortführung des Sondervermögens durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft zu beurteilen haben und die Verantwortung haben, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung des Sondervermögens, sofern einschlägig, anzugeben.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, sowie einen Vermerk zu erteilen, der unser Prüfungsurteil zum Jahresbericht nach § 7 KARBV beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 102 KAGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresberichts nach § 7 KARBV getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresbericht nach § 7 KARBV, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresberichts nach § 7 KARBV relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieses Systems der Kapitalverwaltungsgesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern der Kapitalverwaltungsgesellschaft bei der Aufstellung des Jahresberichts nach § 7 KARBV angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen auf der Grundlage erlangter Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fortführung des Sondervermögens durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Vermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresbericht nach § 7 KARBV aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Vermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass das Sondervermögen durch die Kapitalverwaltungsgesellschaft nicht fortgeführt wird.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresberichts nach § 7 KARBV einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresbericht nach § 7 KARBV die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresbericht nach § 7 KARBV es unter Beachtung der Vorschriften des deutschen KAGB und der einschlägigen europäischen Verordnungen ermöglicht, sich ein umfassendes Bild der tatsächlichen Verhältnisse und Entwicklungen des Sondervermögens zu verschaffen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 08. April 2020

PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter
Wirtschaftsprüferin

ppa. Stefan Gass
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監 査 報 告 書

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー御中
フランクフルト・アム・マイン

監査意見

我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー（フランクフルト・アム・マイン）（以下「当社」という。）の2019年12月31日現在の貸借対照表、ならびに2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の損益計算書および重要な会計方針を含む注記で構成される年次財務書類を監査した。さらに、我々は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハーの2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の取締役の報告書を監査した。我々は、ドイツ商法典（以下「HGB」という。）第289f条第4項以降（女性の割合に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書については、ドイツの法的要件に従って内容を検討していない。

我々の意見では、監査中に得られた発見事項に基づき、

- ・ 添付の年次財務書類は、すべての重要な点においてドイツ商法に従っており、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、当社の2019年12月31日現在の財政状態および2019年1月1日から2019年12月31日までの事業年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えている。また、
- ・ 添付の取締役の報告書は、全体として当社の状態の正確な概観を与えている。すべての重要な点において、この取締役の報告書は、年次財務書類と一致し、ドイツの法的要件に従っており、全体として当社の正確な位置付けおよび将来の発展の機会およびリスクを正確に提示している。取締役の報告書に対する我々の監査意見は、上述のコーポレート・ガバナンスの宣言書を含まない。

HGB第332条第3項1号に従って、我々は、我々の監査が年次財務書類および取締役の報告書の規制遵守に対して異議を唱えていないことを申告する。

意見の根拠

我々は、経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer - 以下「IDW」という。）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に基づき、HGB第317条に従って、年次財務書類および取締役の報告書の監査を実施した。これらの規則および基準の下での我々の責任は、本報告書中の「年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ドイツ商法および専門家法に従って当社から独立した立場にあり、これらの要件に従ってその他のドイツの職業上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が年次財務書類および取締役の報告書に対する監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

法定代理人は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報には第289f条第4項（女性の割合に関する情報）に準拠したコーポレート・ガバナンスの宣言書が含まれる。

年次財務書類および取締役の報告書に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる監査意見または他の形式の監査の結論も表明しない。

監査に関して、我々はその他の情報を精読し、当該情報が以下に該当しないか、評価する責任がある。

- ・ 年次財務書類、取締役の報告書もしくは我々が監査中に得られた発見事項との著しい矛盾を示している場合。または、
- ・ 他に、基本的な箇所について虚偽の記載があるように思われる場合。

年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する法定代理人および監査役会の責任

法定代理人は、すべての重要な点においてドイツ商法に基づく年次財務書類が作成され、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えることについて責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類の作成を可能にするために必要であると法定代理人が決定する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、法定代理人は、当社が継続企業として存続する能力の評価について責任を負う。さらに、関連がある場合には、事業の存続に関連する事項を開示することについて責任を負う。また、事実上または法的な状況に反することがない限り、継続企業の前提による会計方針を会計原則とすることについて責任を負う。

さらに、法定代理人は、当社の状態に関する適切な概観を与え、すべての重要な点において年次財務書類と整合性があり、ドイツの法的要件に従って将来の展開の機会およびリスクを正確に反映した、取締役の報告書の作成について責任を負う。さらに、法定代理人は、ドイツの法的要件に従って取締役の報告書を作成し、取締役の報告書における表明について十分かつ適切な証拠を提供するために必要と判断した取決めおよび措置（システム）について責任を負う。

監査役会は、年次財務書類および取締役の報告書の作成に関する当社の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

年次財務書類および取締役の報告書の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないか、取締役の報告書が当社の状態について真実かつ公正な概観を与えているか、また、すべての重要な点において財務書類が監査中に得られた発見事項に整合し、ドイツの法的要件に従って、将来の展開の機会およびリスクを正確に反映しているかどうかにつき合理的な保証を得ること、および年次財務書類および取締役の報告書に関する監査意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、HGB第317条および経済監査士協会（IDW）が公表し、ドイツで一般に公正妥当と認められている財務書類の監査基準に準拠して実施される監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、財務書類および取締役の報告書に基づく受益者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

監査中、我々は十分な裁量権を行使し、批判的な態度を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類および取締役の報告書の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当社の内部統制システムの有報性について意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、財務書類の監査に関連する内部統制システムならびに取締役の報告書の監査に関連する取決めおよび措置についての見解を得る。
- ・ 当社の法定代理人に使用される会計方針の適切性ならびに法定代理人の提供した見積りおよび関連情報の合理性を評価する。
- ・ 法定代理人が継続企業的前提で会計方針を使用することの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において財務書類および取締役の報告書の開示に対して注意喚起し、当該情報が不適切であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、我々の署名日までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続できなくなることがある。

- ・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、ドイツにおける適正な会計原則に基づいて、年次財務書類が当社の資産、財政状態および経営成績について真実かつ公正な概観を与えるように対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。
- ・ 取締役の報告書の、年次財務書類、法律および当社の状況に関する概観と整合性について評価する。
- ・ 法的代理人により提示された将来を予測した記述について監査を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、我々は、特に将来を予測した記述の基礎となる重要な仮定を評価し、将来を予測した記述がこれらの仮定から適切に導き出されたものかについて評価する。我々は、将来を予測した記述およびその基礎となる仮定について個別の意見を表明しない。将来の事象が将来を予測した記述と著しく異なる可能性については、重大な不可避のリスクが存在する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

フランクフルト・アム・マイン、2020年2月13日

プライスウォーターハウスクーパース ゲーエムベーハー監査法人
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

ソニア・パンター	ファティ・アギルマン
経済監査士	経済監査士

[前へ](#)

[次へ](#)

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Allianz Global Investors GmbH, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2019 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2019 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Allianz Global Investors GmbH für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2019 geprüft. Die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote) haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2019 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2019 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärung zur Unternehmensführung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f Abs. 4 HGB (Angaben zur Frauenquote).

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Frankfurt am Main, den 13. Februar 2020
PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Sonja Panter
Wirtschaftsprüferin

Fatih Agirman
Wirtschaftsprüfer

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)